

平成25年第4回（12月）坂城町議会定例会会期日程

平成25年12月2日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	12月 2日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程
2	12月 3日	火		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	12月 4日	水		○休 会
4	12月 5日	木		○休 会
5	12月 6日	金		○休 会
6	12月 7日	土		○休 会
7	12月 8日	日		○休 会
8	12月 9日	月	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	12月10日	火	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	12月11日	水	午前10時	○本会議 ○委員会 ・一般質問 ・総務産業、社会文教
11	12月12日	木		○休 会
12	12月13日	金	午前10時	○本会議 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

12月2日上程

報告第 5号	町長の専決処分事項の報告について	12月 2日	承認
議案第60号	坂城町税条例の一部を改正する条例について	12月13日	可決
議案第61号	坂城町町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について	12月13日	可決
議案第62号	町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について	12月13日	可決
議案第63号	平成25年度坂城町一般会計補正予算(第6号)について	12月13日	可決
議案第64号	平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	12月13日	可決
議案第65号	平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について	12月13日	可決

12月13日上程

発委第 8号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について	12月13日	可決
発委第 9号	国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書について	12月13日	可決
発委第10号	T P P交渉に関する意見書について	12月13日	可決

平成25年第4回坂城町議会定例会

目 次

第1日 12月2日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○監査報告	8
○報告第5号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	10
○議案第60号～議案第65号の上程、提案理由の説明	13

第2日 12月9日(月)

○議事日程	17
○一般質問 山崎 正志 議員	18
大森 茂彦 議員	31
西沢 悦子 議員	44
塚田 正平 議員	55
窪田 英子 議員	69

第3日 12月10日(火)

○議事日程	78
○一般質問 中嶋 登 議員	78
吉川まゆみ 議員	93
塩入 弘文 議員	106
入日 時子 議員	120
塩野入 猛 議員	131

第4日 12月11日(水)

○議事日程	147
○一般質問 塚田 忠 議員	148
池田 弘 議員	159

第5日 12月13日(金)

○議事日程	172
○請願・陳情採決	172
○議案第60号～議案第65号の質疑、討論、採決	173
○追加議案上程、提案理由の説明	175
○発委第8号～発委第10号の質疑、採決	177
○町長閉会あいさつ	178

平成25年第4回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成25年12月2日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 12月2日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	柳 澤 澄 君	8 番議員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 まゆみ 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩野入 猛 君	13 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	白 井 洋 一 君
財 政 係 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	竹 内 祐 一 君
企 画 調 整 係 長	大 橋 房 夫 君
代 表 監 査 委 員	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 報告第 5 号 町長の専決処分事項の報告について
- 第 6 議案第 6 0 号 坂城町税条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 6 1 号 坂城町町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 6 2 号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 6 3 号 平成 2 5 年度坂城町一般会計補正予算（第 6 号）について
- 第 1 0 議案第 6 4 号 平成 2 5 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 1 議案第 6 5 号 平成 2 5 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 1 4 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成 2 5 年第 4 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

議長（柳澤君） 会議規則第 1 2 0 条の規定により、2 番 塚田正平君、3 番 吉川まゆみさん、4 番 窪田英子さんを会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（柳澤君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの12日間といたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月13日までの12日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は明日3日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め一人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（柳澤君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） おはようございます。本日ここに平成25年第4回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様全員のご出席をいただき開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、国政におきましては、10月15日から開会した臨時国会において、安倍首相が所信表明演説で「デフレからの脱却はいまだ道半ば」とし、改めてデフレ脱却に向けた成長戦略の実行への決意を表明し、成長の原動力となる企業を支援する方針を掲げております。

とりわけ、来年4月の消費税増税の影響を回避し経済成長を実現するため、企業の設備投資と再編を促す「産業競争力強化法案」を早期に成立させるとしております。アベノミクスの効果もあり、自動車、電機等の大手企業では、中間決算において業績の回復がうかがえます。また、多くの上場企業で、リストラなどによるコスト削減頼みではなく、増収・増益による成長率の業績回復に転ずる動きが見られます。今後の経済政策により、実感を伴う成長が拡大していくことを期待したいと思います。

一方、世界に目を向けますと、アメリカの債務に関する問題が一旦決着し、アメリカ国債のデフォルトまで危ぶまれていた状況が回避されたことや、中国が鉄道建設などの公共投資による景気対策を実施し、減速していた中国国内の景気が持ち直したことで、世界経済の大きな不安材料はひとまず取り除かれたように思われますが、年明けには、アメリカの債務上限問題が再燃するおそれもあり海外の経済状況については、今後とも注視していく必要があると考えます。

日本国内の状況は、内閣府による11月の「月例経済報告」によりますと、「景気は、穏やかに回復しつつある。先行きについては、輸出が持ち直しに向かい、各種政策の効果が発現するなかで、家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待

される。また、消費税引き上げに伴う駆け込み需要も見込まれる。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」としております。

また、日本銀行松本支店の11月発表の「長野県の金融経済動向」によりますと、総論で「長野県経済は、穏やかに持ち直しつつある。」とし、「最終需要の動向をみると、①公共投資及び住宅投資は増加している。②設備投資や個人消費は堅調に推移している。以上のような最終需要のもとで、生産は持ち直しに向かう動きがみられる。このほか、雇用・所得では、改善の動きがみられる。」としております。

県商工労働部がまとめました10月末時点の県内景気動向調査によりますと、3カ月前と比べて業況が「好転した」とする企業の割合から「悪化した」とする企業の割合を引いた業況判断指数は、製造業について3期連続のプラスとなり、3期連続プラスになるのは13年ぶりであるということであります。

この10月に実施いたしました坂城町の中の企業の経営状況の調査結果では、全体の動向等につきましてはばらつきが見られますが、売り上げにおいては予想より3ポイント増加の4.11%となりました。前年同期の増減比がマイナス6.16%からプラス0.71%と1年ぶりにプラスに転じました。来春の雇用につきましては、調査企業全体では50人の増員を予定しており、減員分の補充を予定している企業も8社となっていることから改善の動きが見られます。

11月21日には、毎年恒例となっております商工会主催の「地域経済懇話会」が開催され、町内重立った15企業が集い、現在の企業情勢と今後の見込み、町への提言や意見をお寄せいただきました。その中では、生産量、売り上げ等好転とを感じる企業が増える一方、取引先の海外展開や円安による材料価格の値上げ等が経営に影響を及ぼしている企業などがあるなど、ばらつきも見られ依然楽観はできないとのお話がありました。

町といたしましては、今年度から「坂城町コトづくりイノベーション補助金」事業をスタートさせるなど企業支援の充実に取り組んでおります。今後につきましても引き続き、企業経済状況調査を初めさまざまな情報をベースとして企業ニーズを把握し、企業支援を図ってまいりたいと考えております。

さて、11月6日から10日まで、坂城国際産業研究推進協議会とジェトロ長野が共同して実施しました「タイ・ビジネス環境視察ミッション」に私も参加し、タイを視察してまいりました。タイは、中国に続く生産拠点として注目を浴びており、坂城町の企業も9社が生産拠点を設けております。

今回の視察では、町内からの進出企業2社と東京都大田区の工業支援施設、大田テクノパーク、BOIこれはタイ投資委員会、あるいはジェトロバンコクを視察いたしました。まずタイの街や工場などではとにかく若者が多く、そのエネルギーのすごさを感じました。

しかし、バンコク市内では、日常的な交通渋滞や、一步路地に入ると発展途上の地域も見受けられ、タイ政府の政治的リスクとあわせ将来に向けた課題が山積していると感じましたが、そのマイナス面を打ち消すほどの活気がありました。

町内から進出している企業の視察では、現場に駐在されている方から、国民性の違いや労働市場の状況、進出企業が直面する課題等もお話しいただき、大変参考になりました。また、人事管理等の問題に直面する中で、以前からタイに進出しておられる坂城町の企業からアドバイスを受けているとお聞きし、遠く離れたタイの地で坂城の企業が連携していることがわかり大変うれしく感じました。

さて、既に皆さん御存じですが、大変うれしいニュースの一つに、坂城町のマスコットキャラクター「ねずこん」が、この1年間町のためにさまざまなイベントに参加し、町のPRをしてまいりました。

昨年に引き続き「ゆるキャラグランプリ2013」にエントリーし、11月24日にその結果が発表されました。全国1,580のゆるキャラ中95位、実際には企業関係が四つありますので、それを除けば91、県内では何と「アルクマ」に続いて第2位という好成績をおさめ県内77市町村中ではトップに輝きました。

町民の皆様を初め多くの皆さんに応援をいただき、県内3位以内という当初の目標を達成することができたことを心から感謝申し上げます。また、「ねずみ大根まつり」にあわせ「ねずこん」の新しい仲間のお披露目が行われました。新しい仲間が加わった「ねずこん」のさらなる活躍に期待いたします。

11月19日、平成26年度から28年度までの3年間の実施計画の策定に当たり、議会を初め企業、教育、福祉など各分野を代表される皆さんにお集まりいただき、施策の方向性についてご議論いただく懇話会を開催いたしました。懇話会においては、委員の皆さんからさまざまな観点から多くの貴重なご意見をいただきました。今後、来年度の予算編成と連動させながら、来年3月をめどに計画策定を進めてまいります。

坂城町スマートタウン構想の推進につきましては、先月1日に推進委員会を立ち上げ、第1回目の委員会を開催いたしました。スマートタウン構想に向けた取り組みについてご意見をいただくとともに、各種関係機関や団体などとの連絡調整を図りながら、スマートタウン坂城の実現に向けて取り組んでまいります。

また、南条小学校の改築事業につきましては、10月17日に開催された第5回建設委員会において、設計委託業者から学校の敷地計画や校舎配置などの基本設計が提案され、了承されましたので、年度内に実施設計を終了し、計画どおり26年度建設に着手する予定であります。

また、校舎配置にあわせ、埋蔵文化財の試掘調査を行いました。住居跡が数カ所確認されましたので、今議会で補正予算をお願いし本調査に着手したいと考えております。

さて、坂城町振興公社による坂城町産ブドウ100%の「2013年巨峰ロゼワイン」を11月16日に発売し、早速数日間で1,600本のお買い上げをいただき、昨年同様に大好評をいただいております。今後「巨峰ワインのブランド化」にも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

また、ワイナリー形成事業につきましては、申請をしておりましたが、特区の申請ですね、11月29日に構造改革特区の認可がございました。これで醸造用ブドウ生産の第1次産業から、醸造、販売への展開を図る、いわゆる6次産業化に向けた取り組みを開始できるようになりました。

また、一昨日ですが11月30日に坂城テクノセンターにおいて「ひと（女）とひと（男）ふれあいさかき2013」が開催されました。今年は働く女性にスポットを当て、基調講演では、独立行政法人国立女性教育会館、内海房子理事長をお招きし、「女性の働きやすい環境づくりに向けた取組」と題して講演をいただきました。

第2部では、内海理事長に加え町内女性経営者である株式会社西澤電機計器製作所、西澤孝枝社長、力石化工株式会社、佐藤洋子社長、味ロジック株式会社、西澤てる社長をお迎えし、私がコーディネーターを務めさせていただき、パネルディスカッションを行いました。

会場には約200人もの方のご参加をいただき、お越しになった方からも積極的なご意見もいただくなど、熱気に包まれたフォーラムとなり、町民の女性の社会参画の重要性に対する意識の向上に大いに役立てばと期待しております。

また、10月20日から23日まで、中国上海市嘉定区の実験小学校から11名の児童と先生など6名の教育交流団が来町し、町内三つの小学校を訪れお互いの発表や給食体験などを通して交流を深めました。この事業を通して中国との友好関係が深まるとともに、子供たちが将来に向けて国際社会に生きる感性が育めたのではないかと感じております。

また、10月26日、27日には第42回坂城町文化祭が文化センターを初め4会場で開催され、多くの作品が出品され盛況でありました。開催記念として、26日の午後、クラシックコンサートを開催し、大勢の皆さんが会場を訪れ国際的に活躍される演奏家の生の演奏を堪能されました。

また、11月7日には、北京オリンピック男子400mリレー銅メダリストで長野県出身の塚原直貴さんを招いての陸上教室を開催いたしました。塚原さんの陸上を始めてからこれまでの経験やオリンピックでのエピソードなどの講演の後、参加者へトレーニング方法等の実技指導をしていただきました。

子供たちには、大変貴重な経験であり、2020年の東京オリンピックに出場するアスリートが当町からも出るのではないかとというふうに期待をしております。

また、11月24日、第4回のさかきふれあい大学教養講座として、ベストセラー「合戦屋

シリーズ」の著者の北沢秋先生による「「奔(はし)る合戦屋」と村上義清」と題した講演会が文化センターで行われました。作品は3部作となっており、戦国時代の甲斐の武田と信濃の豪族の争いが熾烈になる中、孤高の合戦屋石堂一徹を描いた物語であります。

当日は非常に多くの方に聴講していただき、「歴史を解明することの難しさ」や、「村上義清はいくさ上手だったのではないか」といったような郷土の英雄、村上義清について考える意義ある講演会となりました。

11月16、17日には「ねずみ大根まつり」を地場産直売所「あいさい」で開催し、農産物、特産物をお買い求めになる皆さんで大変な盛況となりました。「ねずみ大根収穫体験」も県内外から300名以上もの方においでいただき、収穫体験イベントを楽しんでいただきました。

また、町商工会商業部会では、9月29日、10月19日、11月16日と3回にわたり「坂城駅前ふど市」を実施いたしました。町内の商店が共同し、生鮮3品を中心に菓子や、総菜などの食品のほか、「プレミアム商品券」の販売等が行われました。商業部会では、この「ふど市」の開催で得たデータを今後の商業活動に生かしていくとのございますので、商業活性化のきっかけとなることを期待しております。

また、坂城駅へのエレベーター設置事業につきましては、10月22日に起工式が行われ、来年5月末の完成を目指して工事が進められております。

これはまたエレベーター設置を象徴として町のバリアフリー化を図るため、手始めとして観光案内所前の坂道への手すりの設置や坂城高校前の通学路の水路改修などの工事も進めております。誰もが安心・安全に利用できる施設整備を、引き続き図ってまいりたいと考えております。

また、公共下水道事業につきましては、現在、入横尾地区、上平の島地区、びんぐし公園周辺の福沢地区を主に下水道管渠工事を進めております。金井・新地・鼠地区につきましては、平成32年度を目指して整備を進めるため、国、県へ事業申請作業を進めるとともに、南条小学校の改築事業に合わせ実施設計測量を行っております。

また、民生児童委員の皆様につきましては、39名が12月1日付で厚生労働大臣から委嘱され、本日の午後、辞令伝達式を行います。委員の皆さんには、住民が安心して暮らしていけるよう、福祉に関するさまざまな相談や支援、必要に応じて関係機関との連携を図っていただくなど地域福祉のより一層の推進に努めていただきたいと思います。

去る10月30日、千曲坂城消防本部の危険物施設総合防災訓練が、役場東側のガソリンタンク周辺の事業所において実施されました。この訓練にあわせ、町も役場庁舎内の避難誘導訓練などを実施いたしました。私は、当日公務で出張しておりましたが、私への緊急連絡訓練も確実に実施されました。今後につきましても、来庁者の皆さんの安全確保を第一に訓練を実施

してまいりたいと考えております。

今議会に審議をお願いする案件は、専決報告が2件、条例の一部改正が3件、一般会計及び国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計の補正予算でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶といたします。

以上でございます。

◎日程第4「諸報告」

議長（柳澤君） 地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により定期事務監査が実施され、監査委員より報告書の提出がありました。監査委員の審査所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、過日実施いたしました坂城町定期事務監査の結果についてご報告申し上げます。

お手元の平成25年度定期事務監査報告書として取りまとめてあります。この報告書は、去る11月29日に地方自治法第199条第9項の規定に基づいて町長、教育長、議長に提出しております。

まず、監査の概要についてであります。このたびの定期事務監査は、地方自治法第199条第4項の規定によるものでありまして、毎会計年度、少なくとも1回以上、期日を定めて監査をしなければならないという規定に基づいているものであります。

監査の対象は、次の七つの会計であります。坂城町一般会計、坂城町有線放送電話特別会計、坂城町国民健康保険特別会計、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計、坂城町下水道事業特別会計、坂城町介護保険特別会計、坂城町後期高齢者医療特別会計、それぞれの会計について、平成25年度の歳入歳出の執行状況を9月30日現在の数値をもって審査いたしました。

また、定期事務監査にあわせまして地方自治法第199条第5項の規定による平成25年度に施工した工事または施工中の工事について、その箇所を監査いたしました。

監査の期間は、平成25年10月24日から11月6日の間において坂城町役場庁舎内で実施いたしました。

監査の方法は、平成25年度坂城町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書をもとに、関係各課より予算執行の状況及び主要施策の成果の説明を聴取し計数の正確性を確認いたしました。また、必要に応じて各課から財産管理の状況、事務事業の年間計画とその執行状況等について資料の提出を求め確認をしております。

なお、次に掲げる四つの事項は、地方自治法に規定されているものであります。住民福祉の増進に役立っているか、最小の経費で最大の効果を上げているか、執行機関の組織や運営が合理的、効率的に行われているか、予算の執行や事業の取り組みは予定どおり行われているかで

あります。これらの項目を念頭に置き、監査を実施しているところであります。

監査の結果でございます。各所管における財務に関する事務処理及び事業の契約、執行等については、関係法令、条例、規則に準拠して適正に処理されているものと認めました。

次に、事務及び事業の状況についてご報告申し上げます。平成25年度の予算執行について、それぞれの事務及び事業は実施計画に沿って順調に執行されておりました。主要事業の執行状況については、なお積極的な取り組みがなされていると評価しております。また、事務事業の内容及び年間計画とその執行状況は、地方自治法に定める住民の福祉の増進に重点を置き執行されていると感じます。

次に、予算執行の状況についての詳細であります。記載されております表は、平成25年9月末日現在における会計ごとの歳入歳出の執行状況であります。事業の執行状況については、ほぼ例年どおり行われていると認められます。予算執行が年度末に実施されるものが多々ありますので、記載されているところの数値となっているところであります。

なお、予算に基づいて計画的に事業が執行されておりますので、年度の中途における歳入歳出差引残高は、重要性に乏しく記載として省略してあります。その点、企業における中間決算とは異なるものと認識しております。

次に、平成25年度町税の賦課徴収の状況であります。町税の9月末の徴収実績について、収入済額は14億2,031万3千円で前年に比較して1億8,890万1千円減少しております。

主な税目の現年分の収入状況を見ますと、まず個人町民税ですが3億2,397万6千円で前年比705万7千円の増、また法人町民税は1億845万3千円で3,672万9千円の減、固定資産税が8億7,449万5千円で1億6,805万7千円の減となっております。固定資産税の減少が大きいのですが、その主な要因は前納報奨金の制度の廃止により期別納付へ移行したものに、多くの方が移行したということによるものであります。今後は法人町民税の税収増が望まれるところであります。

次に、主要事業とその執行状況についてであります。主要事業の執行状況は、事務事業の年間計画に従いほぼ計画的に執行されております。

4番目の工事の執行状況についてです。報告書の末尾につづられております工事等検査箇所調書に記載されている箇所をそれぞれ実地に検分し、おおむね予定どおり執行されていることを確認いたしました。

次に、監査の所見であります。一般会計については各課の指摘事項として、また特別会計については会計ごとに記述してあります。定期事務監査の期間におきまして、関係各課等から事業内容を聴取する中で、対応が可能なものについて指摘事項として取りまとめであります。個々の内容については触れませんが、お目通しいただきたいと思います。

以上で定期事務監査の結果報告といたします。

議長（柳澤君） 審査所見の報告が終わりました。

また、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

次に、本日までに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（柳澤君） 日程第5「報告第5号 町長の専決処分事項の報告について」を議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会議務局長朗読)

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） では専決二つの案件につきまして、ご説明申し上げます。

専決第14号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、本年8月8日に役場北側駐車場において駐車していた職員の自家用車に公用車が接触した事故につきまして、相手側へ賠償を行うことで示談成立の合意を得ましたので、専決をいたしましたものでございます。

続きまして、専決第15号「和解及び損害賠償額の決定について」ご説明申し上げます。

本件は、本年8月13日に北日名地区の町道においてグレーチングを通過した際、グレーチングがはね上がり車両のバンパーを破損した事故につきまして、相手側へ賠償を行うことで示談成立の合意を得ましたので、専決をいたしましたものでございます。

以上、専決処分事項につきまして、ご報告いたします。

議長（柳澤君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時35分～再開 午前10時46分)

議長（柳澤君） 再開いたします。

◎日程第5「報告第5号 町長の専決処分事項の報告について」

専決第14号 「和解及び損害賠償額の決定について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります

13番（大森君） 1点お尋ねいたしますが、この間数件あったかと思うんですけれども、職員の安全教育なり、そういう講習会などについては例えば年1回行っているとか、何かそんなよ

うな対策はとられているのでしょうか。

総務係長（大井君） 職員の交通安全に関しましては、特段それだけで研修とか講習会ということとは開催しておりませんが、免許の更新時等に確認をしていただくようにしていただいております。以上です。

13番（大森君） 大分前になりますけれども、消防署の職員が千曲坂城じゃなくてね、救急車、消防自動車を運転したというようなことで、無免許、切れていてね、運転したということがあるんですが、やはりそういう点なんかの確認等もぜひしていただきたいというふうに思うんですが、その辺は更新時等、その辺把握されているのでしょうか。

総務係長（大井君） 免許の取得状況については確認をさせていただきます。更新をしているかしていないかについても、以前確認をしておりますが現在失効しているというものはございません。

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

専決第15号 「和解及び損害賠償額の決定について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

10番（中嶋君） この案件でございますが、グレーチングのところを経過したところ、この今のはね上がったというようなことで、損害賠償というようなことで、これはよくあることですからね。これはしょうがないなというふうに思うんですが、ただグレーチングもですね、やはり例えば、道の両サイドの側溝みたいのところへグレーチング、はまっている場合は別になんかという問題起きないんですが、道のところに、道路のですね、ところにグレーチングがはまっているようなところにおいては、4カ所ボルト締めをきちっとしてあればこういう問題は起きないというふうに私は思います。

今のあれです、ボルト締めがないとやっぱり車が毎日のように通るところなんかもう、がたがたがたしてきましてですね、それがはね上がるという事例がありました。それからこれは十数年前のことでありましたが、南条の小学校の近くのところでやっぱりそういう事件が起きて、それは自転車に乗っている方がやっぱりグレーチングががたがたしているようなところでひっかかって転んでしまって、それでちょっと大けがをしたと。そのときも当然町側のほうでですね、損害弁償を払ったというようなことが、たしかありましたのでね。それは特に自転車の部分でしたので、けがをしてしまったと。

今回の場合は車が傷ついたぐらいでね、済んだからまあまあ私としてもよかったなというふうに思っているんですが、ですから、今私が申し上げましたようにですね、車の通るところは4カ所、きちんと今のあれですか、ボルト締めをしてあるような施工がそこがなされてあったのかどうか。それからまた、場合によってはそういうことを、せつかくの機会でありますか

ら、坂城町中のそういう箇所を全て点検をしてですね、それでもってここはどうもはね上がり
そうだなと思ったら、そこのところへ今言ったように4カ所、とにかくボルト締め。とにかく
ほかのところへはね上がるというのは、ボルト締めしていないからだとは思っておりますの
で、そんなことをお尋ね申し上げます。

それからもう一つ、これは新聞報道でなんか最近、聞かれていることなんですが、グレーチ
ングの盗難、大分あちらこちらで盗難があったなんていうお話を聞くわけでありましたが、坂城
町はそういう現状がないかどうか、この2点をお願いをしたいと思います。以上であります。

建設課長（青木君） 私からは道路を横断している側溝についてのことでご説明申し上げます。
現在、町のほうで道路横断側溝を新設または改良する際につきましては、グレーチング等の設
置箇所につきましては全てボルトとめをするという方向でやっております。本年度につきまし
ても、7カ所実施いたしたうち、山手の小さい側溝の2カ所を除きまして全てボルト締め等を
しております。そのほかにつきましても、随時点検する中で必要箇所につきましては随時計画
的な改修を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

あと、グレーチング等の盗難等につきましては、よくお話等をお聞きしますけれども、現在
町のほうで管理しているものが盗まれたということはちょっと聞いておらないところござい
ます。

10番（中嶋君） 盗難の件に関しては、やはり町の職員の皆さん、きちっと管理をなされてい
るということで私は高く評価したいと思います。大変ありがたいと思っております。よその自
治体ではえらい盗まれたという話を聞いていますのでね、その辺はきちっとお仕事をしていた
だいているということで感謝を申し上げます。

今申し上げましたように、7カ所をですね、きちっとやっていただいたということなんです
が、古いような場所、言うなれば全部やったのか、チェックしたのか、その辺のさっき聞いた
と思いますが、もしあれでしたら、もう一度発言をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、今回の事件があったその場所のところはどうなったのかということも
お願いしたいと思います。以上であります。

建設課長（青木君） 横断箇所につきましては、今年度全箇所、一応点検のほうは済んでおりま
して、必要に応じまして年次計画の中で改修をしてみたいと考えておるところございま
す。

今回、事故の起きました水路につきましては、道路側溝、道路に沿って流れている水路でござ
いまして、道路幅が15cmという非常に小さい水路のところにU字溝がはまっているとい
うものでございます。この道路側溝につきましては、農業用水ですとか生活用水というような
ことで、U字溝などまたグレーチングを固定してしまうということが管理上ちょっと難しいと
いう状況がございますので、点検する際に危険箇所については直していくと。

また今回の箇所につきましてはU字溝がはね上がらないように、ほかのグレーチング同士を針金等で縛るなどして固定をしたところがございます。水路幅が15cmという小さい水路ということでございます。

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）承認」

議長（柳澤君） 日程第6「議案第60号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」から日程第11「議案第65号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」までの6件を一括議題とし提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第60号から65号までご説明申し上げます。

まず、議案第60号「坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、地方税法の一部を改正する法律及び関係法令等の改正に伴い、延滞金の率を引き下げる改正を行うものでございます。

改正の内容といたしましては、長らく続いております低金利の状況を踏まえ、納期限後1カ月以内の期間について設けられている特例措置の利率を引き下げる改正を行うとともに、納期限後1カ月を超える期間につきましても、新たに特例措置を設けるものでございます。

この改正による平成26年の特例措置による利率について、現時点では納期限後1カ月以内の期間は年4.3%から年3%に、納期限後1カ月を超える期間については年14.6%から年9.3%に引き下げが行われる見込みです。

なお、特例措置の利率の算出につきましては、前年12月15日に財務大臣が告示する率を用いることとされておりますので、平成26年以降、1年ごと、その時々の中金利を反映した率となる見込みでございます。

次に議案第61号「坂城町町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、さきに申し上げました税条例の一部改正案と同様に、地方税法等の改正により、平成26年以降の町税の延滞金の割合が引き下げられることに合わせ、町税以外の歳入にかかわる延滞金を定めた五つの条例について、町税と同様の延滞金の率とするため、一括して改正を行うものです。

本案において一括して改正される条例は、坂城町町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴

収条例、保育所に入所する者の扶養義務者の負担すべき費用に関する条例、坂城町介護保険条例、坂城町後期高齢者医療に関する条例、坂城町下水道事業受益者負担に関する条例の5条例であります。

改正後の延滞金の率はそれぞれ町税と同じく、平成26年においては納期限後1カ月以内の期間は年3%に、納期限後1カ月を超える期間については年9.3%となる見込みであります。

次に議案第62号「町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律、いわゆるDV防止法の改正により、町営住宅等管理条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容といたしましては、これまで配偶者によるDV被害者への支援として講じられていた、町営住宅に例外的に単身で入居を認める措置を今回の法改正に合わせ、同居の交際相手によるDV被害者にも適用させるものでございます。

続きまして議案第63号「平成25年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,080万円を増額し、歳入歳出予算の総額を58億6,418万3千円といたすものでございます。

歳入の主な内容につきましては、地域の元気臨時交付金等の国庫支出金5,522万7千円、安心子ども基金事業補助金等の県支出金685万3千円、財政調整基金繰入金531万円をそれぞれ増額し、地域の元気臨時交付金を南条小学校建設事業に充当することで、文教施設整備基金繰入金につきまして4,693万5千円を減額いたすものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、後期高齢者医療給付負担金363万1千円、子ども・子育て制度改正に伴うシステム改修委託料340万円、除雪にかかわる委託料250万円、南条小学校建設に伴う埋蔵文化財発掘調査経費250万円をそれぞれ増額し、また議員の皆様方の報酬について特例措置の実施に伴い、191万7千円を減額いたすものでございます。

また、平成26年度予算において、一般廃棄物収集運搬等業務を行うための債務負担行為の補正につきましても、あわせてご審議を賜りますようお願い申し上げます。

次に議案第64号「平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算を17億3,231万2千円とするものでございます。内容について申し上げますと、歳入につきましては、療養給付費交付金260万円、基金繰入金340万円を増額いたすものでございます。

歳出につきましては、一般被保険者高額療養費340万円、退職被保険者高額療養費

260万円を増額いたすものでございます。

続きまして議案第65号「平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,168万3千円を追加し、歳入歳出予算を7億1,233万円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入の主なものは平成24年度千曲川流域下水道上流処理区の維持管理負担金の返還金647万3千円、消費税の確定申告に伴う平成24年度の還付金520万4千円をそれぞれ増額いたすものでございます。

歳出の主なものは、管渠工事費1,496万3千円を増額し、消費税分の公課費500万円を減額いたすものでございます。

また、事業の実施状況に合わせ歳出予算の組みかえ等を行い、事業対応を図るものでございます。

以上、よろしくご審議を賜り適切なるご決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

議長（柳澤君） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3日から12月8日までの6日間は、議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。

よって、明日3日から12月8日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月9日、午前10時より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午前11時08分）

1 2月9日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	柳澤 澄 君	8番議員	山崎 正志 君
2 "	塚田 正平 君	9 "	入日 時子 君
3 "	吉川 まゆみ 君	10 "	中嶋 登 君
4 "	窪田 英子 君	11 "	塚田 忠 君
5 "	塩入 弘文 君	12 "	池田 弘 君
6 "	塩野入 猛 君	13 "	大森 茂彦 君
7 "	西沢 悦子 君	14 "	宮島 祐夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
教 育 長	宮崎 義也 君
会 計 管 理 者	春日 英次 君
総 務 課 長	田中 一夫 君
企 画 政 策 課 長	荒川 正朋 君
まちづくり推進室長	中村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天田 民男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮嶋 敬一 君
産 業 振 興 課 長	塚田 陽一 君
建 設 課 長	青木 知之 君
教 育 文 化 課 長	柳澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮下 和久 君
総 務 課 長 補 佐	大井 裕 君
総 務 係 長	臼井 洋一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹内 祐一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山崎 金一 君
議 会 書 記	小宮山 和美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 秘密保護法についてほか | 山崎 正志 議員 |
| (2) 特定秘密保護法案のねらいは何かほか | 大森 茂彦 議員 |
| (3) 災害から命を守るためにほか | 西沢 悦子 議員 |
| (4) しなの鉄道についてほか | 塚田 正平 議員 |
| (5) 肺炎ワクチンについてほか | 窪田 英子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、宮下和久副町長から欠席の届けでがなされており、これを許可してあります。また、本日から3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これも許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（柳澤君） 質問者はお手元に配付しましたとおり、12名であります。質問時間は答弁を含めて一人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いします。

それでは順番によりまして、初めに8番 山崎正志君の質問を許します。

8番（山崎君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたもので、通告に従い一般質問を行います。

12月の議会、トップバッターとしては、3年連続ということでもあります。トップバッターとして特定秘密保護法に対する町長の対応と来年度、平成26年度の予算編成について質問いたします。

1. 秘密保護法について

イ. 開かれた町政は後退しないか

12月6日、与党である自民党、公明党の圧倒的な数の原理により特定秘密法案が可決されました。坂城町議会といたしましては、9月議会において国民の知る権利や言論の自由に対する侵害とあわせ、民主主義の根幹を破壊する重大な内容として制定に反対する議員提案の意見

書を可決しております。

信濃毎日新聞の11月28日の紙面には、この議案に対して県内77市町村の首長のうち、9人が賛成、15人が反対、63人は成立を急がず十分な審議をすべきであると回答しております。また、24人は自治体に影響があると思うと答えています。そこで、特定秘密法案に賛成するに手を挙げた山村町長の考えをお伺いしたいと思います。

また、IT産業に詳しくブログの扱い方もたけている町長は、開かれた町政を目途としております。情報公開など開かれた町政が後退することはないかお伺いいたします。これで、特定秘密法案に関する1回目の質問といたします。

町長（山村君） おはようございます。今、山崎議員からご質問がありました特定秘密保護法についてお答え申し上げます。

先月28日の信濃毎日新聞に掲載されましたアンケートですけれども、その前日ですかね、ちょうど葛尾組合の視察でバスで旅行していらっしゃいましたらバスの中に電話がかかってきて、これから10問質問するから答えろというアンケートがありました。私はですね、こういう答えをいたしました。現在我が国を取り巻く状況、非常に厳しい状況があります。その中でも防衛、あるいは外交、スパイ、テロ行為など安全保障についてですね、厳格に機密を管理する法律がないということでもあります。これは諸外国からいうとスパイ天国などとやゆされているという状況であります。

また、我が国を取り巻く東アジアの情勢が最近の中国、北朝鮮の動向を申し上げるまでもなく不安定な要素を増している中で、アメリカを初め諸外国と秘匿性の高い情報交換を行い国民の生命の保護と国土保全を図るために、防衛などの機密を保護する法律が必要であると考えております。

また現在、国においては安全保障上の機密を各省庁別の判断により特別管理秘密として保護を行っており、特別管理秘密の範囲や保護期間などの基準が省庁間で曖昧となっており、適正な情報公開の妨げにもなっているという懸念もあり、特定秘密保護法において一元的に保護されるべき特定秘密の範囲と保護される期間が定められることは意義のあることだと思われま

す。先ほど申し上げました、ちょうどその信濃毎日のアンケート調査があった段階で、ちょうど衆議院の中で委員会の審議が終わるか終わらないかという状況でありました。旅行中でありましたものですから、修正の法案がどういう内容かというのはつまびらかではないという状況でもありました。したがって、この法案の趣旨に賛成であるということで答えたわけでありまして、法案の中身がはっきりわかって、修正条項がどうなっているかというのはわかっている段階ではない。しかしながら今申し上げたように、国の重要な機密というのは一つのちゃんとしたルールによって守れなければならないということでございます。

それから、むしろですね、この法案の趣旨に賛成、反対というより私が申し上げたのは、今

国会での成立にこだわらず慎重に審議をすべきだということを申し上げました。それはそのアンケート、そのとおりになっております。つまり、これは非常に重要な法案であるから慎重に審議すべきだということを重ねて申し上げたということでもあります。

しかしながら、12月6日の深夜、法案の修正にも同意したみんなの党、それから維新も採決に入らず、賛成ではなく自公のみの成立ということが12月6日の深夜に行われたということでもあります。いわば、今回の国会審議の状況を見ますと重要法案にかかわらず、いわば乱暴と思われるような国会運営であったと感じております。

冒頭に申し上げたとおり、私は安全保障上の機密というのは一定の秩序のもとに保護されるべきと考えておりますが、あくまでも保護期間の経過後は国民のもとに公開されるという原則があって成り立つものであると思っております。この原則を保障する情報公開制度の充実を強く望むものであります。また、法案は成立しましたけれども、施行はあと1年後ということでございますので、今後、国民を巻き込んだ議論がもっと厳密にですね、深まっていくことを期待したいと思っております。

また、町の情報公開はということでございますが、当町が特定秘密を保持するとは想定できませんので、この特定秘密保護法とは別の問題として、引き続き町政の情報について個人のプライバシー等に配慮しながら、町の情報公開条例に基づき情報の公開を推進してまいりたいと思っております。

昨今の、例えばNHKの日曜の討論会なんかを見ておりますと、野党のほうから強く出されているのは、この法律がいかにも不完全であり、未完成品であるとか不良品であるという意見が随分出ておりました。ということはですね、現行の法律も未完成であり不良品であると思っております。ですから、この1年間の間にですね、特定秘密の指定の妥当性を監視する、これは国会の機関あるいは第三者機関と言っておりますけれども、この設置を早急に国民の議論の中で決めていく必要があるだろうと思っております。この期間に法律が施行するまでの間に必要なら私もいろいろ行動したいというふうに思っております。以上であります。

8番（山崎君） 町長は、信濃毎日新聞社の取材に対しては賛成という立場で、5首長が言われていますけれども、その中でも本来だったらもっと趣旨を信濃毎日新聞社の取材に対しての向こうの受けとめ方の違いによって、そういうふうに捉えたのかなという気が、私は今の町長の発言と思われましても、しっかり議論された上でもっともっと煮詰めていってから今回の議会、国会で成立を早急に求めないで、もっとスパンを長くしてもっともっと国民の意見なり、そういうことを聞いて成立させるべきだということが見てとれます。

それをとった上で私もう1回質問いたしますけれども、坂城町にもすぐ隣に石油ガスターミナルかタンクがあります、たくさん。そこもテロの対象にならないとは限りません。また、主要幹線道路としまして、坂城町の18号線、あるいは高速道路が走っております。そういう

ところにも極端な話ですけれども、原発問題であります核燃料ですね、そこを通る可能性がなきにしもあらずですね。それも特定秘密保護法案として、それを全くまるで我々のところに伝わってなくてということもないとも限りません。そういうときに町として首長としては、そういうことが公開されない、そういう部分で閉ざされてしまう可能性がなきにしもあらずなんですよね。そういうときを想定した場合にはどのようなお考えですか。

町長（山村君） 先ほど申し上げましたように、今、山崎議員のそういうことを想定したらということ、現実にはあり得ないだろうというふうに思っております。

それからもう少し申し上げるとですね、この議論を町の議会で延々とやることについては、私はちょっと違和感があります。私の所信を申し上げました。それで、先ほど申し上げたように町民にですね、何らかの被害が出るかもしれない、もしそういう状態にならないように特定秘密保護法がですね、適切に1年間の中で整備されていくということを慎重に見守っていきたいと思っております。

もう賛成、反対と言っていることはもう終わっちゃったわけですね。ですからいかにこれが現実の社会に問題ないかどうか、ないようにちゃんとして第三者機関の設立だと思うんですけども、そういうことを進めるようによく注目していきたいというふうに思っております。以上です。

8番（山崎君） 町長はこれからも開かれた町政、情報公開の部分でも町民に開かれた町政を推進していくと、私は思っております。町長は、ニューヨークにいたころ、9・11貿易センタービルのテロ事件も経験なさっているというお話です。当然ながらそういう部分で国家を守るために、こういう法案が必要であるという認識ではあると思います。

1985年にテロ防止法の法案が否決されましたけれども、それは一応廃案となりました。それに同様な部分で今回の秘密保護法があると思います。今までの法律の中ではちょっと縛りが足りなかったから、こういう法案ができるんだと思います。これをこの場で言っているのかどうか分かりませんが、やっぱり我々国民というか、町民というかみんなが思っていることは、これから96条改正、あるいは憲法9条を改正するに当たって、この数の原理でいいのかなという部分をうんと危惧するところでもあります。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

2. 平成26年度予算編成について

イ. 特長と重点施策は

町民を筆頭に町議会議員、町職員も来年度、山村町政4年目の予算編成に注目しております。山村町政としては節目の予算編成でもあります。山村色が町民に浸透できるか、町民に問うものだと思っております。

それでは、順を追って質問いたします。来年度、平成26年度の予算編成における特徴と重

点施策をどのように考えているのかお伺いいたします。

まず、ワイナリー形成事業についてであります。山村町長は、就任以来坂城町にワイナリーをつくり、それに伴い町を活性化させるとおっしゃっております。本年11月29日に構造改革特区の認可があり、ワイナリー形成事業も次のステップに進んだと思っております。そこで、次のステップとしてさらなる発展のために何を行うのかお伺いいたします。

まず、企業との連携はどのようになっているのか。次に、五里ヶ峰横坑作業用トンネルの活用方法をどのように考えているのかお伺いいたします。

本年度、下請企業からの脱却として、コトづくりイノベーション補助金が発足いたしました。三つの団体が手を挙げ下請脱却に日々励んでいます。そこで、来年度はコトづくりイノベーション補助金が継続されるのか、また企業を支援していく新たな予定はあるのか、お伺いいたします。

続きまして、産業道路についてであります。A01号線若草橋以南の事業認可がございました。歩道がない区間を含めて若草橋南、南条小学校以北の事業の予定をお伺いいたします。

次に、公共下水道についてであります。現在認可地域の村上地区、南条、入横尾、中之条などの整備が行われております。そこで、私も住居も構える新地地区及びまたまだ未整備の金井地区を含めた未整備の地域の代表として、来年度の公共下水道がどこまで未整備地区に近づいてくるのかお伺いいたします。

次に、169系車両の活用についてであります。公募によりいろいろな活用方法が出されていると思いますが、来年度の方向は決まったのか。ただの宝の持ち腐れにならないよう、どうされるのかお伺いいたします。

続きまして、教育関係であります。まず、本年度町独自に児童生徒支援事業が行われ、児童・生徒の学習環境の充実が図られております。そこで、来年度も児童生徒支援事業と教育コーディネーターは継続されるのか、お伺いいたします。

次に、南条小学校建設に関してであります。基本設計図においては、児童館が隣接して建設される予定になっております。来年度、南条児童館に関しては何らかの動きがあるのか、予定をお伺いいたします。

記念館に関してありますが、多くの諸先輩から記念館はどうなってしまうのかという質問がされます。基本設計では解体の方向のようであります。解体費用あるいは移転にかかる費用はどのくらいかかるのか、今後記念館に関してはどのような扱いをされるのか、お伺いいたします。

校庭で埋蔵文化財の試掘調査が行われました。今後、埋蔵文化財の調査が行われるわけですが、重要な埋蔵文化財が発掘された場合、来年度の工程におくれが生じると思われますが、その可能性はあるのか、お伺いいたします。

最後にビオトープ、これ調べてもらったらドイツ語だそうで、生物生息空間だそうですね。なかなか横文字は私、苦手なもので英語もわからないのにドイツ語なんか入れられるとうんと困ってしまうんですけども、その生物生息空間についてお伺いいたします。井戸水の検査は行うのか、生物が本当に生息できるような水が出てくるのか、また樹木であります、メタセコイヤ、ヒマラヤスギのような外来種は坂城町の自生の種ではありません。やはりその土地土地に合った自生の木を植えるのがそのビオトープ、生物生息空間では必要だと思いますけれども、外来種であるヒマラヤスギやメタセコイヤなどのようなものを伐採する予定はあるのか、お伺いいたします。

以上をもちまして来年度の予算編成についての1回目の質問といたします。

まちづくり推進室長（中村君） 26年度の予算編成に関する質問ということでございますけれども、現時点では町の最上位計画であります第5期長期総合計画を念頭に、実施計画との連携にも配慮する中で新年度の予算編成に向けて作業を進めている段階でございます。

具体的な項目を挙げてご質問をいただいているものにつきまして、実施計画の素案をもとに、その傾向、考えた方などそれぞれの担当課長から順次答弁を申し上げます。

初めに、ワイナリー形成事業の展開のご質問でございます。試験圃場につきましては、平成24年度に設置をいたしました40aに加え、今年度約20a程度の拡張整備を進めており、合計60aについて引き続き当町に合った品質特性を見きわめるための栽培管理を2人の担い手を中心に進めてまいりたいと考えております。

また先月、ねずみ大根まつりに合わせて販売をいたしました坂城産の巨峰、ロゼワインにつきまして、昨年の倍の2千本を製造いたしました、既に残り130本程度ということで、大好評をいただいております。来年度以降も坂城の定番商品として生産をしてまいりたいと考えてございます。

醸造免許取得に関します条件緩和の構造改革特区の認定につきましては、先ほど言われましたように、先月29日に認定をいただきました。担い手を中心といたしまして農商工が連携をした6次産業としてワイナリー形成を進めるため、町内企業の参画によります新たな産業づくりを促すなど、ビジネスプランづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、玉村豊男さんからご提案をいただきました坂城町のものづくりの技術を生かした小型で小回りの利く醸造用機械や栽培管理機器の開発につきましてもテクノセンターとの連携を図りながら検討を進めてまいります。

五里ヶ峰トンネル横坑の活用につきましては、ワインの熟成施設としての利用の可能性について引き続き実証検討を行ってまいりたいと考えてございます。

次に、169系車両につきましては、町内の有識者、商工関係の皆様、駅周辺地域代表者によります169系電車利活用検討会において議論をいただきまして、地域の皆様と連携しての

活用を図ってまいりました。

商工会商業部会が9月、10月、11月と3回にわたって開催をしました、ふード市の際には169系車両の車内も見学いただいたり、飲食のできる休憩場所としてご利用をいただきました。車内で休憩した後に再び買い物をされるお客様もおられるというような効果もございました。

9月22日には、ボランティアによる車両の清掃活動を行い、ファンクラブや地域の皆様など約30人の皆様にご参加をいただきました。中には兵庫県や愛知県など県外、遠くからこの活動のためだけに駆けつけていただいた方や京都からバイクの旅行の途中で参加をされたというような方もおられるなど、この169系車両が全国の皆様に愛される存在であるということがうかがえます。

12月1日には、毎年この時期に坂城駅前にイルミネーションを設置しております、にぎわい坂城の皆さんと連携をし、169系車両にもイルミネーションの飾りつけをしまして、合同で点灯式を行いました。夜、ご覧をいただきますと坂城駅周辺が見事に彩られてございます。

平成26年度につきましても、駅エレベーターの竣工記念イベントであるとか、坂城どんどんなど、また地域の皆様が関係されるふード市であるとかイルミネーションの設置など駅周辺で行われるイベントにおける活用や、しなの鉄道の事業を連携した活用など町の活性化に向け利活用を図ってまいりたいと考えております。また、ファンクラブを初め関係する皆様と、この169系車両を出会い、交流、ふれあいの場としてさらに活用できる方法について検討を進めてまいります。

今後、これらの活用に向けましてハード面においては車両の空調、音響、照明、乗降用の階段など順次整備を進めてまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

産業振興課長（塚田君） コトづくりイノベーション補助金については、ものづくりからコトづくりへの展開を支援することを目的に、意欲ある中小企業者等が実施する町内ニーズに対応した新製品開発等に要する経費の一部を助成し、新たな価値創造による地域産業の振興と活性化を図るため、今年度からおおむね3年をめどに継続して事業展開をしているところでございます。

本年度は1社1団体から3事業の応募があり、審査会の審査を経て6月に事業採択をいたしました。現在それぞれ研究、開発、製造に取り組まれておられます。

これから実施予定の新規事業といたしましては、さかきテクノセンターが主体となって行う町内企業のすぐれた製品や技術をPRし、販路開拓を目指す展示商談会の開催、企業の試作品の製作や測定等に活用できる3Dプリンターの設置、3次元測定器等の試験測定機器の更新等について支援を考えております。

建設課長（青木君） A01号線若草橋以南の来年度の予定につきましては、平成25年度若草

橋以南の事業化により現在、測量調査、設計業務を建設コンサルタントに発注し若草橋のかけかえの詳細設計も含めた道路改良工事の設計を進めております。道路改良工事に必要となる用地測量も行っており、用地面積が確定しましたら税務署への事前協議を行った後、一部用地の買収も予定しているところでございます。

平成26年度といたしましては、道路用地で建物等の補償が必要となるお宅もございまして、補償に係る調査をお願いするとともに用地買収へのご協力をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして公共下水道事業につきましては、整備率が71%となっておりますが、一層の早期進捗を図り計画的な事業投資を行い、平成25年度は南条の入横尾、上平、網掛地区の工事を進めております。

平成26年度につきましては、引き続き進めている上平、網掛地区の整備を、また公共下水道の認可区域の追加を行いました谷川以南の南条の金井、新地、鼠区についても整備に着手してまいります。これにより平成26年度から取りかかる南条小学校の建設に伴うトイレ等の汚水処理施設整備との調整を図ってまいります。この金井、新地、鼠地区につきましては、今議会の町長招集挨拶にもございました、第5次長期総合計画でも位置づけをし平成32年度を整備目標年度として整備を進めてまいります。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 教育委員会関係について答弁申し上げます。

教育コーディネーター、児童生徒支援事業についてでございますが、まず25年度新たに設置しました教育コーディネーターにつきましては、今年度より単独運営している就学相談委員会事務の全体的な運営を行うとともに、各学校等を巡回する教育相談業務を中心に行っているところです。

就学相談は、早期から適切な教育相談、就学支援を行い、保護者との十分な連携をとる中で保護者の不安や負担の軽減を図ることができると考えております。また、これらの相談、支援に対応すべく関係機関との連携が欠かせず、その調整役として教育コーディネーターが果たす役割は大変重要なものとなっております。

児童生徒支援事業につきましては、発達障害や教室で授業を受けることに配慮が必要な児童・生徒などへの支援を行うための支援員の配置や中学校での教室に入れられない生徒等をフレンドリールームで支援を行っているものなどでございます。障害の多様化等、さまざまな環境が変化していく中で、状況に応じた教育的支援を行うことが大変重要と考えております。これらの事業につきましては、継続に向け新年度予算編成で検討してまいります。

次に、南条児童館についてでございます。児童館につきましては、放課後の児童の居場所として小学校の近くに設置されておりますが、南条児童館につきましては、小学校から北へ約100mほど離れた場所にあることが課題とされておりました。

今回の南条小学校改築事業では、本年度実施したプロポーザルの際から南条児童館の位置なども含め提案をいただいた経過がございます。10月17日に開催された第5回南条小学校建設委員会の基本設計の報告の際にも、児童館の建設予定地を小学校南西にある公園としているところでございます。児童館の建設に当たりましては、まず小学校改築事業を済ませ、その後事業化を進めることを予定しております。詳細については今後、検討していく考え方となっております。

次に、記念館についてでございます。記念館につきましては、年月が経過しかなり老朽化をしている状況でございます。移転改築した場合の費用ということでございますが、躯体部分に損傷がないと仮定した場合におきましても、おおよそ3千万くらいにはなるという試算でございます。なお、解体をした場合の費用につきましては、おおよそ200万円と試算をしているような状況でございます。

次に、重要な埋蔵文化財が発掘された場合は、来年度の行程に支障が出るのではないか、その可能性はとのご質問であります。今年の10月に新校舎の建設予定地であります現在のグラウンドにおきまして埋蔵文化財の試掘調査を実施しました。試掘調査におきましては、12本トレンチと言われます溝掘りによる調査を行ったところ、数カ所の住居跡と思われる遺構が確認をされたところでございます。細かくトレンチを入れましたことで、上記の調査期間を必要とする可能性は少ないものと思われまじし、事業行程におくれが出ないよう埋蔵文化財の本調査を前倒して進めるために本議会に調査事業費用の補正予算を計上させていただいております。

続きましてビオトープに係る井戸の水質調査ということでございます。基本設計では校舎西側に井戸を設置の予定で進めているところでございます。井戸水調査につきましては、近隣で井戸水を使用している状況があればそれを参考にするとともに、井戸水によるビオトープ設置という方向性が定まりましたところで調査を検討してまいりたいと考えているところでございます。

また、南条小学校内に植樹をされております樹木につきましては、約270本ありますが、現況を調査し中村教育委員長を中心に樹木の移植、伐採等について検討しているところでございます。グラウンド西側にありますヒマラヤスギやメタセコイヤ等につきましても、現況樹木の中にありますので、どのような対応がよいのか検討をしていく状況となっているところでございます。以上です。

8番（山崎君） それぞれ課長からご答弁願ったわけですが、順を追って課ごとにちょっと、ご質問したいと思います。

来年度、ワイナリーと169系は企画政策課でありますから、そちらから質問したいと思っております。ワイナリーに関して企業とこれから小回りの部分を、まだその部分で試作も何もされて

いないということで受けとめてよろしいでしょうか。

また、横坑活用に当たりまして、これから当然、今、去年も今年もですね、ヌーボーという形で新種を我々は試飲させていただいたわけですがけれども、当然ながらワインというのは貯蔵して何年かたって、それで熟成されておいしくなっていくという過程がありますけれども、貯蔵されるということは、そうやって今までヌーボーとして、その年売り切ってしまうという形で持っていますけれども、5年、10年先まで貯蔵しておいてから売り出すという形になるのが、本来のワインの形だと思うんですけれども、そういう形に持っていくように横坑を活用されると思うんですよね。貯蔵所として。それが当然横坑活用の一番のメインだと私は思っております。

私、お酒、そんなに詳しいわけじゃないですがけれども、好きなものでいろいろ飲んでいきますから、ワインの味は私わかりません。赤は特にわかりません。白のほうが好きなものでね。わかりませんが、赤ワインも何年の、そのときのブドウがよくフランスでね、あの年がよかった、いい年と悪い年があって、そのときのワインというのは10年たっても20年たってもどんどん値が上がっていくという形になっていますよね。

当然ながら坂城のワインもこれからつくっていく中で、貯蔵していけばそうやって味はまるやかになったり口当たりがよくなったりして上がっていく可能性が十分あると思いますから、それに対して横坑で貯蔵するに当たっては、どのような方法でされる予定なのか。瓶詰めにしてしまってコルクをつけて瓶詰めしておくのか、あるいはたるでおくのか、そうやってその部分もどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。それで一応、ワイン形成に対しての質問といたします。

まちづくり推進室長（中村君） まず、企業の連携の関係でありますけれども、おっしゃられたように試作ができていくという段階でございます。実際に使っておられる機械の視察をしてどういう形のものなのかというところを調査をしたというところでございます。

それから横坑のこの活用でありますけれども、瓶で貯蔵するのかたるで貯蔵するのかというお話でございます。これは酒税法との絡みもございまして一旦、瓶という形でラベルを張って、出荷という形をとってしまったものを熟成するという形になると、それからたるということになりますと、そこが言うなればワイナリーの一つの施設の一部ということになりますので、まだそこまでのワイナリーの具体的な検討がまだできていないわけではございませんので、そこまでのことはまだ考えておりませんが、いずれにしてもそこで貯蔵することによってどんなふうな味の変化があるのかと、そういう部分のことを今後、やっていきたいということでございます。

8番（山崎君） ワインに関しては坂城町でつくられて、今年2年目ですよね。だから、それをじゃあ、今つくられたワインでは恐らく、こういうことはできないと思うんです。どっかから

そういうワインを持ってきて横坑で、坂城町のワインで貯蔵できる、だから試験をしてみるということはそういうことをしてみないとわからないわけですよね。どういうふうな熟成される形というのはわかると思うんですよ。だから、坂城のワインというのはあくまでも去年と今年しかまだない。じゃあ、どうやって横坑を使った場合には、じゃほかのところから持ってきたワインがどうやって熟成されているかという部分も研究されるのかどうか、そういう部分も含めて、ワイナリーはそこを質問します。

また、同じ課でありますから、169系に対しても続いて質問しますが、今、ふーど市等イベント等でしか使われていないのが現実であります。169系を常時使うような形には持っていくようにはなるのかどうか、そこをお伺いして、企画としては一つの質問とします。

まちづくり推進室長（中村君） まず、ワインの熟成の関係でありますけれども、今おっしゃられたように、坂城産のワインが今あるわけではございません。その試験につきましては、よそで醸造されたものを使ってやっていくということになります。

それから、169系の関係であります、今のところですね、常時ということは想定をしておりません。イベント等をなるべく多くの機会を捉えてやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

8番（山崎君） ワインに関してはこれから2年目でありますから、先々ずっと10年、20年、どこまでもこのワイン事業が熟成するようにできればと私も思っていますから、研究をしていただきたいと思えます。

また169系に関してはまだイベントしか使われないと、本来町長からは、皆さんから公募をいただいて、何かしら常時使えるような形にという話がありましたものですから、私はその部分でどうなっているのかなとお伺いした部分で、そこはもっともっと活用、せっかくのお宝ですから、活用できるように持っていけるようにしていただきたいと思えます。

コトづくりイノベーションに関しましては、今回三つの3団体というか、手を挙げてやっておられると、これからも雇用促進、企業がものづくり、下請脱却という形でやっていけるようにやっていただきたいと思えます。

A01号線ですね、今年認可おりました。これから進んでいくと思われま。南条小学校以北、それから若草橋以南のことにおきまして、私何度も質問しておりますけれども、今グリーンベルトになっている部分、南条小学校のPTAあるいは周辺の皆様からも早く歩道の設置という話があります。具体的に言えるかどうかわかりませんが、いつごろには歩道ができるのかなという部分をお伺いしたいと思えます。

また下水道に関してですけれども、一番は谷川以南、南条地区の金井、新地、鼠地区におきまして一番のメインである日精樹脂駐車場から国道を渡って国道の東側に本管が来るのはいつになるのか、お伺いして建設課の質問といたします。

建設課長（青木君） A01号線谷川以南の歩道の、現在ない部分、グリーンベルト等引いてある部分でございますが、ここにつきましては来年度、集中的に用地交渉等を実施してまいりたいと考えているところでございます。特にその部分につきましては、住宅等もございまして移転等をお願いしなければいけないというお宅もございまして。このお宅につきましては、現在非常に前向きにご協力いただけるということでやっておりますが、そういう部分も含めて工事的な部分がいつごろという部分は、ちょっと現段階では用地交渉の関係もございまして、場合によっては仮設的にでも率先して歩けるような部分も含めて、早目にその部分には対応してまいりたいと考えているところでございます。

あと下水道事業の関係、現在日精樹脂工業の駐車場のところまで来ているということで、今度国道を渡って東側のほうに来るのはいつごろかということでございますが、先ほどの答弁でもございましたが、26年度から南条小学校の改築工事が始まってまいります。それにあわせまして来年度にはその南条小学校、どこの部分に下水道がつながるかということもございまして、南条小学校近くまでは来年度は国道を渡って持ってまいりたいと考えているところでございます。

8番（山崎君） それでは教育関係に移りたいと思います。コーディネーター大変重要なことであります。また、児童・生徒に対する支援事業、本年度町長が昨年度までありました県の雇用促進の補助金が切れたことを受けましても、町独自でやられたことに対しては高く評価するところであります。また、来年度もそれが継続されることを私は信じております。

児童館に関してでありますけれども、基本設計の図面には児童館に隣接するという形で載っております。南条小学校が27年度中には完成の予定であります。児童館に関してですね、文部科学省は学校であります。児童館は厚生労働省の管轄になると思いますけれども、管轄が違うから申請も違うと思うんですけれども、それでは児童館を着手するに当たっての今後と言われましたけれども、その申請をするタイミングというかそれは今、将来という話ですけれども、いつごろされるのか、来年度なのか再来年度なのか、その部分をお伺いしたいと思います。

また、記念館でありますけれども、解体という形で基本設計に残っております。多くの方たちからも記念館を何とかして残してくれと言われますけれども、なかなか難しいと私も思っております。象徴として新しくできる音楽室をメインといたしまして、そこに設計者の意向で山並みがどうのこうのという形も出ておりますけれども、そういうところに記念館の面影などを残すような方法はできないのか、お伺いして教育関係の質問といたします。

あとビオトープであります。済みません。ビオトープであります。本当にメタセコイヤとかヒマラヤスギとか、私も造園施工管理の技師でありますもので、いろいろな公園をつくってきました、東京にいるころは。そんなことを考えた場合にはやはり自生している木を十分使ったものが、ビオトープにはいいということが一番の実感であります。外来種を植えてあるとい

うことははっきり言ってその土地に合っていないものですから、それははっきり言ってなくして、新しく子供たちがドングリ拾ってきてもいいから、そういう部分をそれを自生させるのが私は一番のビオトープでありますもので、そういうところをしっかりと検討していただけるように思いますけれども、あと水の部分ですけれども、本当に水清くして魚すまずでありませぬけれども、井戸水がどの程度の部分で自生、その土地に住んでいるトンボとかチョウチョウとかそういう部分が本当にそこで育まれるのか、そういう部分もしっかり検討していただきたいと思います。その部分も含めて質問いたします。

教育文化課長（柳澤君） 何点かご質問いただきましたので、順次お答えしてまいります。

まず、児童館という部分でございます。これにつきましては、まず26年度、27年度で校舎の改築事業を済ませて、完成をしたいという考えであります。その後に児童館というところで取り組みを考えていきたいということで予定をしたいというふうに考えております。

それから、記念館の扱いという部分でございます。現在、物置として利用されておりますけれども、今後の有効活用、大変厳しいというような状況で、先ほども申しましたけれども、かなり床などの部材も傷んでおりまして、移転にはおおむね3千万というような試算もございしますので、記念館自体は取り壊す方向ではありますけれども、その部分につきましては、記念館の何らかの記念的な部分については、新しい校舎、もしくは児童館というようなところで残していきたいという考え方で検討していきたいというふうに考えているところでございます。

それから、樹木というような状況でございます。これにつきましては先ほども触れましたけれども、中村教育委員長も参加をいただく中で現地調査というところにご参画をいただいているような状況であります。詳しい専門家の方のご意見をお伺いしながら伐採するのかというところについて検討をしていくような状況となっているところでございます。

それからもう一つが、ビオトープというところでございます。本当にどのような水質になるのかというところに関しまして、調査を行う中でビオトープの設置、それから南西の角のところの部分の庭園といいますか、植栽のあり方も踏まえて考えていくような状況となっております。以上です。

水質調査につきましては、行っていく状況で考えているところでございます。以上です。

8番（山崎君） 来年度、26年度ですね、予算編成におきましてもいろいろ課題があると思います。それがそれぞれワイナリーに対してもこれからどんどんどんどんいい方向に進めてもらえると私は思っています。

169系に関してはまだ、まだまだ検討課題が多いのかなと、これからどうやって町活性化に持っていくのか、まだまだつかめていないという部分ではあるように思われます。

建設課、A01号線及び下水道、これは早期完成を町、町民、我々も含めて望んでおります。その部分ではご努力を願って早期完成を目指してほしいと思っております。

コトづくりイノベーション、とてもいいことだと思っております。下請からの脱却、それをこれからも進めてもらって、工業の町坂城が栄えるように努力していただければと思います。

学校教育関係、本当に去年から行われている児童・生徒支援、本当に町独自でやられていることに対して、私は敬意を表しております。これからも続けていただいて、この町の子供たちがすくすく育つように支援していただきたいと思っております。小学校改築、いろいろ児童館に関してもまだまだこれから先長いですが、十分十分検討された上に南条小学校、あるいは児童館、この全体をよくしていくことを望みまして私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時11分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、13番 大森茂彦君の質問を許します。

13番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

1といたしまして、特定秘密保護法、これを一般質問の用紙を提出したときは、法案でありましたけれども、両方使う可能性ありますので、ご承知おきください。

特定秘密保護法案のねらいは何かでございます。

昨日、12月8日、1941年日本軍がイギリス領のマレー半島とハワイ真珠湾への奇襲攻撃を行い、世界を相手に戦争を開始してから72年になります。その日を前に安倍自公政権は国会で新たな戦争司令部となる国家安全保障会議日本版のNSC設置法と、その活動のために国民の目、耳、口を塞ぐ憲法違反の特定秘密保護法の成立を強行いたしました。どの世論調査でも反対が5割を超えており、また慎重審議を求める意見も含めると7割を超す調査結果であります。

審議をすればするほど危険性が明らかになってくるため、採決を強行したものであります。参議院本会議では、特定秘密保護法案の討論、これに賛成討論を行った自民党と共産党の仁比聡平議員が、法案の本質を突いた堂々と反対討論を行いました。民主、維新、みんなのそれぞれの政党は退席し反対討論を行いませんでした。また、これらの政党は慎重審議や修正協議等で騒いでいた野党であります。特定秘密保護法案の成立に手を貸したことに結果的にはなりません。まさしく国会の論戦は自共対決の様相を示しております。

我が坂城町議会では、9月議会においてこの法案は国民の知る権利や言論の自由に対する侵害とあわせ民主主義の根幹を破壊する重大な内容である。よって、日本国憲法の目指している精神に相反する特定秘密保護法を制定しないよう強く求めるとの意見書を圧倒的多数で可決いたしました。

そこでお尋ねするわけですが、イといたしまして町長が11月28日付の信毎に、この法案に対する首長のアンケートで賛成とお答えされております。先ほどの答弁でも聞いてはおりま

すが、再度質問しておりますのでお答えを願います。

次に、過去の密約をどのように思っているかという点でございます。60年安保、安全保障の条約時、あるいはまた沖縄返還で取り交わされたときに密約があったことが、アメリカの公文書公開で明らかになりました。それは核の持ち込みを認める核密約、朝鮮半島有事の際の事前協議なしでアメリカ軍が出動できる密約、アメリカ軍基地権に関し、米兵の犯罪に対する逮捕権や裁判権の放棄などの密約であります。これについて日本共産党の議員が国会で明らかにするよう求めましたけれども、日本政府は今でも明らかにしておりません。特定秘密保護法がなくても、これまで隠し通してきているわけでありまして。過去の密約を町長はどのように思っておられるのかお尋ねいたします。

口といたしまして、町や町民・国民への影響はどうか。一つは町にどんな影響があるのか、お尋ねいたします。

二つ目に、町民や国民への影響は、基本的人権、個人情報、情報公開、国民の知る権利、取材や報道の自由、集会、表現の行使などどれも憲法の目指す精神と相入れない内容と考えますが、町長のご見解をお尋ねいたします。

ハといたしまして、この秘密法の国家秘密は戦争への準備である、この法案は国家安全保障会議、日本版NSCと一体となっておりアメリカとの集団的自衛権行使で世界中どこでもアメリカと一緒に戦争ができる、こういう国にするための法的整備を行うものであります。これに対して町長のご見解をお尋ねいたします。

なお、先ほど、国政問題についてここで議論するほどということは、町長の答弁ございましたけれども、これは直接町民、そして国民の具体的にかかわる問題であります。この点について真摯な答弁を求めるものであります。

以上、特定秘密保護法に対する1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 今、大森議員さんからご質問がありました。先ほど山崎議員さんと同じ内容の質問でありますので、多少ダブるところがあるかと思っておりますけれども、ご了承いただきたいと思っております。

まず、イで私がそのアンケートで賛成だと言った理由はということでございますが、先ほど申し上げましたように、そのアンケートの問いがあった時点では、衆議院で委員会審議中だということもありました。ただ私は先ほども申し上げましたように、日本国、我が国においてはですね、先ほど申し上げましたけれども、防衛、外交、スパイ、テロ行為など、厳格に機密を管理する法律がないということでありまして、この法案について基本的には、趣旨については私は賛成であるというふうに答えたわけでありまして。

それから、今、質問がイからハまでございましたので、これから適宜お答えしたいと思っております。まずこの賛成の理由、趣旨として賛成だと言ったことは、もう1回整理しますと二

つの点にあると思っております。まず第1点としましては、我が国が置かれている情勢を鑑み
る中で、各国と秘匿性の高い情報を共有し国民の生命の保護と国土保全を図るために、防衛な
ど安全保障上の機密を保護する法整備の必要性があること。

2番目としまして、保護を要する情報の基準を特定秘密保護法で定め各省庁による曖昧な基
準による管理を廃するということの意義であります。先ほども申し上げましたけれども、現在
特別管理秘密ということで、各省庁ごとに管理をしているということでございます。

また、過去の密約と呼ばれる秘匿情報についてどのように思われるかというご質問でありま
すけれども、国の高度な非常に重要な政治外交上の問題でありますので、私は実態としては詳
しく承知しておりません。言及を避けますが、あくまで一般論として政府の行為については秘
匿情報として保護される期間を経過した後は、国民のもとに公開されることが原則であり、特
定秘密保護法の必要性と同時に、情報公開制度のさらなる充実が重要であると考えております。
先ほど申し上げましたが、今定かではないですが、第三者機関を設置だとか、公の目で公開の
場です、ルールを決めて対処していくということが必要だと思っております。

その密約についてもですね、はっきりしたルールがないから、各省庁ごとの管理の中で密約
になっているという面もあるかと思っております。

いずれにしましても、法律が衆議院、参議院を通過したわけでございますので、施行までの
この1年間というのがある意味では我々にとっても勝負だというふうに思っております。大森
議員のご活躍を期待したいと思っております。私も必要に応じてはその状況次第によってはで
すね、法案が施行されるまでにその関連の整備ができるかどうかというのを注意深く見守っ
ていきたいというふうに思っております。

次に口であります。町や町民・国民への影響はということであります。まず現在の国の情報
公開法の制度下においても国の安全が害されるおそれがある情報については公にされない不開
示情報とされております。特定秘密保護法では、現行法においても不開示とされている情報の
うち、安全保障上特に秘匿を要するものについて漏えい防止を図るため、特定秘密として指定
し管理するものであります。秘密の範囲が広がるものではないと理解しております。また、坂
城町が特定秘密を保持するということは想定できませんので、町への影響というものはないと
いうふうに考えております。

また、国民の知る権利というお話もあります。当然でございます。特定秘密保護法の中では、
その解釈に当たり不当な人権侵害が起こらぬよう、知る権利の保障のための報道の自由にも十
分配慮するというふうにされております。

しかしながら、こうして町の議会でもご質問をいただいておりますように、町においても特
定秘密保護法への関心の高まりを感じております。今後施行される制度を私たち一人一人が正
確に理解し引き続き高い関心を持って国の動きを注視していくことで、制度の適正な運用につ

ながっていくのではないかと考えております。

ハとしまして国家秘密は戦争への準備という質問でございますが、国家秘密はこの戦争の準備というご質問でございますが、この特定秘密保護法について大森議員さんのご指摘のように、さまざまないろんな見方、評価があることは承知しております。しかしながら、私は我が国が戦争を放棄し、実に七十数年がたとうとしている中、グローバルな情報化の進展、国際情勢の変化に対して、我が国の国際的な信用を確保し平和で安全な国をこれからも維持していくために、国の情報管理のあり方を時代に即してしっかりと見直していく必要があるのだろうと考えております。安全保障上、国民の生命、財産を保護するために秘匿を要する情報が現実として存在する以上、それを一定の秩序のもとに保護する法整備は先ほどから申し上げるとおり必要なことであると思っております。

また、この特定秘密保護法により我が国の機密の管理を行い、また諸外国の信頼を得ることで秘匿性の高い情報を得ることができ、国家安全保障会議において多くの情報の中から、外交、安保政策を進めることで国益を守り、武力による国家間の問題解決を避けることができるものであるとも考えております。

また、特定秘密保護法の施行や国家安全保障会議の設置により、このことがすぐさま集団的自衛権の行使につながると私は考えておりません。以上でございます。

13番（大森君） それぞれ町長より細かく答弁していただきました。特にですね、いろんな制度的に機密をきちっと守るこういう制度は必要だということであるわけですが、一方では厳罰化が準備されているわけですね。この機密を守るというのはそれに携わる公務員なりあるいは民間で防衛庁とかと取り引きとかというだけじゃなく、機密の問題について知らないでそこへ近づいてしまう、知らないで調べて明らかになってしまうと、そういうような点でも罰則の規定に広がってくる。これは何が秘密かということすら秘密が明らかにされない。

例えば、ある方が逮捕されても、じゃあ何で逮捕されたのかその罪名もわからない、そういう中身です。そういう状況の中で裁判権でも保障されない、こういう実際の状況が出てきます。あるいは公務員が情報を流したと、果たしてそれが誰が流したかについては明確でなくても、その公務員が逮捕された場合に何の中身を情報として流したのか、公表したのか、これすらも明らかにされないで粛々と進んでいく。これだけ人権を無視する中身であるわけです。

一方では機密の高い保護が必要だと言いながら、一方では全ての国民に対してそういうものを厳罰を科しているということで、やはりこれは本当に整合性に全くなっていないわけです。ここところが私、大きな問題だというふうに思います。

また、諸外国と機密的な情報の交換ということをする場合ですが、諸外国といっても一体どのくらいの国があるわけですか。一番は日米安保条約をやっている相手はアメリカなんですよ。ほかの国はほとんどないわけですよ。高度な機密ということは、日本とアメリカで結ばれてい

る安保条約の中にそれがあるわけで、それはアフガニスタンやあるいはイラクでの戦争、これが行われました。特にイラクは核兵器があるということで世界中の人々、国をだまし、アメリカが国連でこんな無法なことはやっちゃいけないという、許可も出ていないのにアメリカとイギリスで攻撃を行う、そうして調べたが結局なかった。そこへ日本も乗っかって自衛隊を派遣すると、こういう、それこそ規制が全くとれてないアメリカ言いなりのやり方でやっていくということです。

ですから、機密なものを保護しながら国民に知らされず戦争に巻き込まれていくと、そういう意味で戦争への準備が一步一步近づいている、進んでいるというふうに私は見ております。それは、このNSCというものについて首相、官房長官、外務、防衛という少人数の閣僚だけが集まって外交や軍事の司令塔になるという、こういう日本版であります。これはまさにですね、72年前の大本営や最高戦争指導会議、こういうものと匹敵するものであります。そしてそこにあと出てくるものが治安維持法など、国民を縛っていく厳罰であると。これがこれから動きとしてですね、やはり戦争準備の方向へ向かっていくということを私は見ております。これについて、町長のお考えをお聞きできればというふうに思います。

町長（山村君） 残念ながら、私、安倍総理大臣ではありませんので、法案の中身について議論というのはなかなか難しいなと思っております。先ほど申し上げましたように、これから1年間の間に今、大森議員がご懸念にあるような状況にならないように第三者機関の設置ですとか、その他の保全監視委員会等の設置ということがありますけれども、それをしっかり見守っていくことが必要であろうというように考えております。

13番（大森君） ただいま町長も一応法律になったということで、今後施行まで1年ということで中身について注視していきたいということでございます。それはそれとして進めるわけですが、一旦法律ができ上がればその当事者、国会議員なり、あるいはいろんな説明をした人なり、この方々がこの世にいなくなっても、撤廃しない限り法律は生き残るわけですが、法律だけは。それで、そのときに説明をしたり、いやそういうことはありません、こういうことです、いろいろと補足説明を幾ら行っても、これはもう当然ひとり歩きし、現在のつくった人がいない時点では、それらが全てそぎ取られて純粋な法律だけでひとり歩きするわけです。もうこのこと自体が非常に危険きわまりない中身です。

それで、法律をつくる上で第三者機関をつくるなど、これも具体的に衆議院でも参議院でも議論されていないです。採決の直前ぐらいにそれが出てくる、こういう無法な法律のつくり方なんです。これは本当にもう撤廃しかありません。廃案にするしかありません。そのように私は考えております。先ほど町長より大森議員もこの取り組みについて頑張れという激励をいただいたのか、あるいは一緒にやろうというお言葉かちょっとその辺わかりませんが、当然私は私の考えで行動していきたいというふうに考えますが、ぜひこのことも多くの皆さんに訴えてい

く必要があるのではないかというふうに私は思っております。

一つ気になることがありました。麻生太郎副総理がこの夏にですね、語った言葉があります。それは、ドイツのワイマール憲法はいつの間にか変わっていた、誰も気がつかない間に変わった、あの手口を学んだほうがいいだろう。これを今、安倍政権は粛々と進めている。注視をする必要があるというふうに私は指摘しておきたいと思います。

時間もありませんので、次の質問に入りたいと思います。

２といたしまして、町民の願いがかなう来年度予算に。

イといたしまして来年度予算の編成方針は。

安倍首相は経済財政諮問会議で、４年振りとなる骨太の方針をまとめ６月１４日に閣議決定いたしました。これに基づいて安倍首相が１１月２９日に経済財政諮問会議で地方交付税の別枠加算についてリーマンショック後の危機対応モードから平時モードに切りかえていくと、このように述べ撤廃の検討を指示しました。地方交付税算定に行革努力と地域経済活性化の成果、いわゆる頑張る地方を支援すると、これも導入するとしております。歳出入の決算の削減率、人件費削減の取り組み等、内容的には給与水準や職員数、こういう取り組みについて挙げております。

こうした制度の導入は、決して許されるものではありません。そもそも地方交付税は地方の固有の財源としている性格のものであります。自治体の財政運営を困難にし、一層の行革と住民サービスの切り下げになります。このような国の方針に対し、来年度の予算編成についての必要な財源確保はどうなるのか、その見通しについてお尋ねします。また、自主財源と言われる町税の歳入の見通しについてもあわせてお尋ねいたします。

ロといたしまして来年度の主要施策の事業予定は。

第５次長期総合計画の２６年度から２８年度の実施計画は出されました。特に、来年度実施される主要事業は、どのようなものがあるかお尋ねいたします。

次に、各論になりますけれども、子供の医療費給付の対象年齢の拡大について。今回も町内婦人団体から要望が出されております。予定では２７年度となっておりますが、１年前倒しして来年度実施ということ強く求めたいと思います。

次に、住宅リフォーム助成制度実施の継続と事業費の増額を求めるものであります。これについては、９月議会でも補正が生まれ、あっという間に予算を満額に達するという人気ぶりです。ぜひ、この助成事業を継続していただくということも求めまして、来年度予算に対する質問を１回目を終わります。

総務課長（田中君） それでは、予算編成に当たっての財源見通しはについてお答えをいたします。

町長が招集挨拶でも申し上げましたが、内閣府による１１月の月例経済報告によりますと、

景気は穏やかに回復しつつあるとされ、先行きについて輸出が持ち直しに向かい、各種政策の効果が発現する中で家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されるとともに、消費税引き上げに伴う駆け込み需要も期待されるとの力強いプラス見通しに加え、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっていると結んでおり、マイナス要素への懸念も含んだものとなっております。

また、町におきましては、3カ月ごとに実施している町内企業への経営状況調査の最新の結果から、生産、売り上げなど好転していると感じる企業が増加する一方で、円安による材料調達コストの増加などから悪化しているとする企業もあり、業種によるばらつきが見られます。3カ月後の見込みについても、全体的には輸出環境の改善や経済対策の効果などを背景にプラスを見込む企業が増加しておりますが、顧客の海外展開による受注減などからもマイナスを見込む企業もあり、依然楽観はできない状況となっております。

そういった状況の中で、ご質問の来年度の財源見通しでございますが、最初に地方交付税につきましては、総務省の26年度予算概算要求における地方交付税において、総額で16.8兆円、25年度と比べマイナス1.8%、3千億円の減額となっております。国におきましては、引き続き東日本大震災の復旧、復興事業等について確実な財源確保を図る一方、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源への総額について25年度の水準を下回らないよう適切に確保するとの方向であるものの、総額ベースではマイナスとなっております。

また、経済財政運営と改革の基本方針、通称骨太の方針において地方行財政制度の再構築に向けた重点的取り組みの一つとして、頑張る地方の支援が掲げられております。これによりますと、地方交付税において新たに、先ほど議員さんもおっしゃっておられましたが、新たに地域経済の活性化に資する算定を行革努力と地域経済の活性化の成果の二つの観点から行うとし、頑張る地方を息長く支援するため一定程度の期間継続するとされておりますが、この点におきまして現段階において導入の有無を初め具体的な情報は届いておりません。

こうした状況におきましては、新制度の導入を含む地方交付税の見通しについて、その予測が大変困難な状況でございます。今後、国の動向を注視する中、これから行う予算編成作業の中で見きわめてまいりたいと考えております。

続きまして、26年度の町税の歳入の見通しですが、町民税の法人分につきましては、町内企業への経営状況調査の結果などから、一定のプラス要因がうかがえるところですが、消費税引き上げ後の景気低迷に対する先行き不安もあり、現状では今年度並みで推移するものと見込んでおります。個人町民税につきましては、堅調に推移するものと見込んでおります。

当町は、給与所得が大きなウエートを占めており、12月の賞与等一時金の影響も考えられるところではありますが、今後、ベースアップ等により所得環境が安定的に推移したとしても、税収に反映されるのが1年先となることから来年度の個人町民税につきましては、横ばいもし

くは若干の増加を見込むところでございます。

固定資産税の土地については、経済状況の回復に伴って、下落幅は多少なりとも縮小するものと考えておりますが、地価下落の傾向はしばらく続くことが予想されわずかず減少するものと考えております。

家屋については、現状においても消費税引き上げに伴う需要増の影響も見え始めていること等を勘案する中で、増加する見通しを立てております。

償却資産についても、経済情勢の回復に伴い緩やかながらも増加するものと考えております。固定資産税トータルでは一定の増加を見込むところでございます。

そういった見通しの中で具体的な数字の積み上げはこれからですが、町税全体といたしましては、今年度と比較して若干の増加が見込めるものと考えております。

企画政策課長（荒川君） 実施計画の主要施策についてお答えいたします。

現在、平成26年度から28年度に向けた実施計画の策定を進めており、先月11月19日には実施計画策定懇話会において各界、各層の策定委員の皆様には計画の原案をお示しをし、ご意見をいただいたところであります。計画の素案段階ではございますが、総合計画に位置づけられた施策体系に沿って順次お答えを申し上げます。

まず第1章でございます。「生活と産業の基盤づくり」におきましては、町内道路交通網の計画的な整備を進めていくため、A01号線、これにつきましては南条小学校東側、そして若草橋周辺における道路改良の推進を図ってまいります。また、安心・安全で住みよい生活環境の整備を進めていくため、現在施工中であります坂城駅へのエレベーター設置をバリアフリーの象徴として駅周辺を中心に誰もが安全に移動できる環境整備に取り組んでまいります。

第2章「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」におきましては、子育て支援の連携体制を強化し、支援策の充実を図るべく多子世帯の保育料軽減の拡大、子供の医療費給付の対象拡大、そして平成26年度からは新たに不妊治療費の助成に取り組んでまいりたいと考えております。ライフプランに応じた子育てに関する総合的な支援をわかりやすくお示しをし、子育てのしやすい住みよいまちづくりを目指し、子育て世代の定住促進にも結びつけてまいりたいと考えております。

第3章「技術を高め明日を拓くものづくり」におきましては、地域ブランドの創設と農商工連携による6次産業化に向けた坂城ワイナリー形成事業、町内企業の振興と活性化に向けたさかきテクノセンターへの支援、企業活動の支援、このほか農林業面においても有害鳥獣対策、松くい虫の防除に取り組んでまいります。特に坂城ワイナリー形成事業におきましては、先月29日にワイン特区が国から認定されたことから、今後ワイナリー設立に向けて鋭意取り組んでまいります。

第4章「潤いのある快適で安全なまちづくり」におきましては、町民の憩いの場、交流の場

として花と緑のあふれる公園づくり、再資源化や企業におけるエコアクション21などの取得を推進することによるごみの減量化、平成32年度を整備目標に掲げました下水道事業の推進、町民の生命、財産を守り地域防災力の強化を図る消防力の強化、防災・備蓄資機材の整備、さらにはエネルギーの効率的利用による持続可能なまちづくりに向けたスマートタウン坂城の構築に向けて、産学官連携により調査研究を取り組んでまいります。

第5章「創造性と人間性を育むまちづくり」におきましては、平成26年度から27年度にかけての町の重点事業となります南条小学校の改築事業が本格的に始まります。来年度からの着工予定で平成27年度の完成に向けて進めてまいります。また、小中学生の国際力向上に向けて国際交流村などの事業の充実を図ってまいります。

第6章「自律と協働のまちづくり」におきましては、住民参画とコミュニティ活動の活性化に向けて、地域づくり活動支援事業の継続実施や広域連合などによる行政事務の共同化にも取り組んでまいります。

施策の体系に沿って主な事業を申し上げましたが、これらを初めとして計画している全事業に関しましては、今度の予算編成において事業費を含め内容を精査し、3月を目途に全体計画をお示ししたいと考えております。

ご質問のございました子供の医療費給付の対象年齢の拡大につきましては、平成24年度から小学生卒業までを給付対象としているところでございますが、平成27年度からは中学生外来分までを給付対象に拡大するべく来年度から準備を進めてまいります。

住宅リフォーム助成事業につきましては、安全で快適な住環境の確保と地域産業の活性化を図るため、町内事業者が施工する20万円以上の住宅改修に対して、20%で10万円を上限に助成を行っております。国の効果促進事業による特定財源を活用した今年度から3カ年間の助成事業であります。ただいまの状況でございますけれども、現在41件、398万円の申請をいただき、ご活用をいただいている状況でございます。

13番（大森君） それぞれ来年度の歳入についていろいろとご報告をいただきました。これらについてですね、いろんな指標等見まして若干、平年並みといたしますか、今年度並みというような、そんな判断で言っているのかという感じではあります。

一つ気になるのが、地方交付税がマイナス1.8%になると予想されているということで、一つは東日本大震災の復興、復旧支援、これについてですね、国民みんなでお金を出し合おうじゃないかということで、企業の法人税等についても一部負担していただくということを行ってきましたけれども、アベノミクスの効果という理由でこれを1年早く前倒ししてこれをなくしてしまうという、こういう国のやり方自体はですね、これは大きな問題でありますよね。やはりこういうものをきちっと国が手当をして行わなきゃいけないことを、こういう大企業に対してはこういう手当をしながら、地方に対しては交付税を削っていく。

そして先ほど言いましたが、頑張る地方という意味で職員への人数の定数管理等を押しつけてくる、こういうことがありますので、たとえ今の状況の中で具体的にはまだはっきりしていないという方向でございますけれども、一つは決意をちょっとお聞きしたいんですが、特に地域活性化経済の成果ということとあわせて、人件費削減の取り組み等も一応指標になっているということでもありますので、これはどんなふうにされるのでしょうか。これうんと職員数を減らせば交付税プラスアルファで入ってくるのかなということがあるんですが、私そんなこと主張しているわけじゃないんですけれども、やはり定数を、今でも少ないんですから、ぜひこれを増やしていくという方向では、これは取り組んでいただきたいというふうでいるわけですが、これについてどんなお考えか、ご答弁願います。

総務課長（田中君） 地方交付税がどのようになっていくかという点につきましては、先ほども申し上げましたが、まだ国から具体的な状況が届いていないということでもあります。

職員定数についてなんですが、現在、町の定数は相当減っているという中で、今若干ずつ今の、うちのほうで決まっています改革の方針という中の定数にまだ達していないという状況です。若干ずつでもそのところは調整をしていきたいというふうに考えております。本年度も職員を募集をいたしておりますし、削減という方向では考えておりません。

13番（大森君） ぜひそのように住民サービス向上のために、そのご決意を維持していただきたいというふうに思います。期待しますので、よろしく願いいたします。

次に、26年度からの実施計画について非常に細かく報告いただきました。これについてです。一つ一つ時間がないので、これ実施計画が補正を組まれたり、あるいは3月で新しい事業として予算が組まれてきますので、その辺に議論は譲るというふうにさせていただきたいというふうに思います。

特に、子供の医療費の点についてですね、27年度という答弁でありましたけれども、この長野県下で長野市は給付は小学校卒業までなんです。その次にワースト2は坂城町なんです。ただ長野市の入院については、坂城町は中学までということになって一歩進んだというふうになるわけですが、通院についてはまだ長野市と同じという状況ですね、もうほかの市町村は全て中学生以上、進んでいるところは高校卒業までと、18歳までというところまであります。そういう点ですね、こんなに大きな差があるということはお目に見えているわけですから、これはぜひ急いでやっていく必要があるかというふうに思います。

もう一つは、住宅リフォーム助成制度の件ですけれども、これは3年間計画ということでもありますので、やはり町の財政も少し持ち出してでもですね、住民の要望に多く応えていけるような、そんな施策をお願いしたいというふうに思うんですが、その辺は来年度どんなふうになるか、ちょっとご答弁願いたいと思います。

福祉健康課長（天田君） 子供の医療費の関係につきましては、私のほうから再質問のほうお答

えをさせていただきたいと思います。

まず、先ほどもご答弁を申しわけたわけですが、中学校の外来分拡大につきましては、27年度から実施をする予定ということで、実施計画のほうに計上はさせていただいておるところでございます。こちらの関係、他の施策や財政状況等も勘案する中で年度設定しておりますので、前倒しの予定はございません。来年準備期間といたしましてはシステム改修のほうを手がけてやっていく予定でございます。よろしくお願いいたします。

建設課長（青木君） 住宅リフォーム助成事業につきまして申し上げます。

住宅リフォーム助成事業につきましては、先ほども答弁ございましたが、国の社会資本総合整備事業交付金、効果促進事業を活用いたしまして、平成25年度から3年間事業ということで実施しているものでございます。この3年間につきましてはもう国のほうへ事業内容というものが提出してございまして、それで認められている事業でございます。

来年度につきましては、当初国への申請どおり当初の金額、30件を目途として当初どおりやっていきたいと思っております。今年度途中で10件ほど補正をしているという状況でございます。これにつきましては、単費で補正をした部分でございますが、来年度につきましては、またこれから申し込み等を受け付けていく段階になってきますので、その状況を見て検討させていただくということで、よろしくお願いいたします。

13番（大森君） それぞれ細かい点でご答弁いただきました。子供の医療費についてはシステム改修を来年度実施するというところでございますので、やむを得ないのかなというふうに思いますが、ぜひ27年度実施を進めていただきたいというふうに思います。

また、住宅リフォームについてもやはり単費も追加しながらですね、やはり希望する皆さんに伝えられるようにそういう施策にさせていただきたいということをお願いしておきます。

次の質問に入りますが、3といたしまして南条小学校改築に伴う音楽棟建設は妥当かということでございます。

南条小学校金管バンドの活躍は、私もそうですが、坂城町の誇りであるというふうには思っております。指導される先生と子供たちの伝統を受け継ぐ意識と個々人の技術の向上心がこの偉業をなし遂げていると思います。そしてこの活動を支えてくれているのがそれぞれのご家族、そしてまたテクニカキ工業団地の皆さんによる高価な楽器のプレゼント、これらがあります。

そして今度の音楽棟のコンセプトとして、児童が学校のシンボルだと認識しやすい位置とし、音楽堂の正面には山々が広がり室内にも木を多く用いることにより児童は森の中で歌い、演奏しているように感じられると。また学校開放できる音質のよい音楽堂とすることで、音楽は学校だけでなく南条を元気にするというコンセプトでこれを計画されております。

一つは、イといたしまして音楽棟は豪華すぎないかということで、小学校の音楽教育にこの施設は必要なのか。誰も思いますが、あればあったほうに当然いいわけですが、どうしても必

要だというものではないんじゃないかというふうの一つ思います。

次に、音楽教育と部活、やっぱり分けてこの施設も考えるべきだと、こういう誇りに思う金管バンドの支援をするということはそれはそれで大事ですけども、だからといって、こういう施設は私は今の段階でつくらなくてもいいのではないかというふうに考えております。

次に、社会教育にも開放するということではありますが、社会教育、果たして使い勝手はいいのかどうか、またどんな催しを予定されているのかという点と。

それからもう一つ、私が気になるのは、町民の多くの皆さんが声を出して言われているのは、文化センターの改築についてであります。いずれ文化センターの改築になるんじゃないかと思いますが、福祉センターは1970年、昭和45年3月にできております。この改築が必要になってくるとは思います、そのときにですね、町の文化活動の拠点となるような全町民が集えるような、こういう施設を将来考えながら南条建設の音楽棟についても再検討を求めるものであります。これについてご答弁を願いたいと思います。

教育長（宮崎君） 私からは南条小学校改築に伴う音楽棟建設は妥当か、音楽棟は豪華すぎないなどというご質問についてご答弁させていただきます。

大分時間がないので、要点だけ申し上げさせていただきますけれども、どうしても必要な施設なのかというご質問でありますけれども、これにつきましては、議員さんも建設に対するコンセプトは言われましたけれども、過去六つのコンセプトというものをですね、建設検討委員会あるいは建設委員会の中で十分協議していただいてですね、学校の基本計画を進めてきたということで、10月17日に最終的にプロポーザルの受託業者でありますエーシーエから基本設計が提案されて了承されたという、そういう経過でございます。

音楽堂についてはですね、そのコンセプトの一つであります文化・教育の発祥地となる学校づくりの中で、さらに地域の歴史や文化を踏まえ音楽など現在の特徴を生かせる環境に配慮するという位置づけさせていただきました。町内の学校にはですね、それぞれ学校の特色を生かした学校基本計画、目標を持った計画に基づいて進めているわけでありまして、南条小学校についてもですね、挨拶、温かい言葉、音楽が響き合う学級、学校の創造ということで今年度、こんなテーマ、さらに23年、24年度についても音楽を絡めた基本計画の中で進めてきているところであります。

この学校づくりについてはやっぱり地域のシンボル、そういったことも大事に考えていかなければいけないと。そして社会開放としても活用できる、そういう位置づけをさせていただいたところであります。

それで、実際の音楽授業としても使い方としてどうなのかということでございましたけれども、これにつきましては近隣の音楽堂を有するですね、千曲市でありますけれども、屋代中学校等へ赴いて授業の様子も含めて見学をさせていただいてもございます。そういう中で、授業

について座学にこだわらずですね、音質のいい空間で座っていても立っていてもですね、自由なスタイルで学習すると、あるいはその中でもステージを活用しながらという、そういう大変評判のいい教育をしているなどということを実感させて学ばせていただいたところでもございます。

この部活、金管バンドということですね、自信を持って子供たちもやっていますけれども、もちろん学校教育とその部活の部分は分けて考えるということは大事でありますけれども、今、南条の子供たちはですね、この音楽ということで情操を培って自信を持ってですね、頑張っているということはこれは事実であります。そんなこともありますので、引き続きですね、決して豪華ではなくて、実態のある地域のシンボルとして特徴のある、子供たちが誇りを持って学校へ行ける、そういういろんなコンセプト、観点の中で進めていくことをご理解いただきたいと思っております。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） ロの使い勝手というところでご答弁申し上げます。ご質問のとおり、音楽堂につきましては、地域の方々も使用が可能な社会開放エリアにありますので、学校行事などで使用がない場合につきましては、社会開放ができるように計画をしておるところでございます。

一方、音楽堂につきましては、学校施設でありますので、観客を集めまして入場料を取って行う演劇ですとか音楽、映画といった催しを行います、いわゆる興行的なものは課題があるというような状況でございます。そのようなことから当面は、町内の音楽サークルの練習ですとかそれらの発表、また地域の方々への開放での活用という部分を想定をしておるところでございます。

設備的には、基本は学校施設の音楽堂というような状況でございますので、学校としての使用に関します設備は設置をいたしますけれども、社会開放専用というような整備というところは厳しいものというふうにご検討をしておるところでございます。

それから文化センターの改修時というところであります。それにあわせまして、文化活動の拠点となるような施設を考えられないかということでございますけれども、早期にそのような施設が整備できれば大変好ましいところではございますが、この部分につきましてはかなり長期にわたる整備の構想が必要になってくようかというような考え方でございます。

そのようなことで、この南条小学校整備の機を捉えまして学校開放の制度を活用し、音楽などの文化活動を地域とともに活性化させていくという事業展開を考えてまいりたいというところでございます。以上です。

13番（大森君） それぞれ時間のないところ、要点を答弁していただきました。

一つは、それでは音楽棟の建設費は一体どう見込んでいるのかという点ですね。

それとですね、社会開放されて使い勝手について、地域の皆さんの音楽の練習だとか、そう

いうのに使ってもらえれば、興行的にはちょっと課題になるだろうというお話ですけども、いろんな取り組みがね、文化的行事として行われるわけです。海野さんの演奏もですね、私は去年、今年と行きましたけれども、非常に盛況なんですね。これがね、ある程度の施設的なことがきちっとして、階段にもなっていれば演奏の格好から何から全て見ながらですね、堪能できるということで、人の肩と肩の間を首を動かしながら演奏を聞くと、こういう状況がずっと続いているわけですね。そういう点から見てもですね、これはいつやれということではないんですが、その将来を見込んで、そういう施設があつて、それでじゃあ南条でつくりましょうというならばまだ順序的には私は非常に応援できると思うんですが、一つはこのところはね、やっぱり大きなちょっと私とのずれがあるかと思います。まず、建設費についてはどのように見込んでいらっしゃるのか、ご答弁願います。

教育文化課長（柳澤君） ご質問いただきました音楽堂の建設費という部分でございますけれども、この部分に関しましては、施設全体での整備を進めているような状況でございますので、音楽堂に関しまして費用が幾らかかるといような試算ができていない状況でありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

13番（大森君） 今の段階では、はっきりしないかもしれませんが、やはりそれぞれ個々に積み上げていけば当然費用というのはわかってくるわけですから、やっぱりそれは早急にですね、はじき出していただいて、どこまで節約できるかということはずひ考えていただきたいというふうに思います。

最初に質問いたしました特定秘密保護でございますけれども、これは本当に全国国民、全町民に影響してくる問題であります。この近所にも防衛庁の仕事をされている企業もあります。ここでの従業員も坂城町の住民も通っています。非常に危険性がありますので、今後とも町長言われたように注視していくということで、一緒に検討して考えていきたいというふうに思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで昼食のため、1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時11分～再開 午後 1時30分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、7番 西沢悦子さんの質問を許します。

7番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

最初に災害から命を守るために

イとして情報を確実に伝えるにはです。

フィリピンを襲ったスーパー台風30号や大島町に甚大な土石流災害を起こした台風26号を初めとする大型台風、天候の急変による竜巻、落雷、集中豪雨、記録的猛暑による熱中症な

ど、近年より極端に、より激しさを増し経験したことの少ないような大災害が起きています。これは、異常気象による現象で中でも特に雨の降り方が強くなっていると言われていています。このようなことを素直に考えれば、人間活動に伴う地球の温暖化が進行しているとの結論になるのでしょうか。今年1年に季節外れの雪や耐えがたい猛暑を経験しました。そして坂城町では大きな災害がなかったことが本当にありがたいことだと思いました。

気象庁は、今年8月30日から新しく特別警報の運用を開始しました。この特別警報の対象となる現象は大雨、暴風、暴風雪、大雪、高潮、波浪、津波、火山噴火、地震としています。私は坂城町周辺地域で一番心配なのは、大雨による災害だと考えます。大雨に関する特別警報は数十年に一度の大量の雨を予想したときに発表されます。

そこで大雨を例に特別警報が出されるまでの順序を追ってみますと、大雨になるおそれの雨が強く降り出すと、注意報が出されます。住民は、最新の情報に注意して災害に備えての準備をする。さらに大雨が降り続けると、警報が出され町が発表する避難に関する情報に注意し、必要に応じ避難する。さらに降り続けると非常事態だとして特別警報が出され、町からの避難勧告、指示などにより、直ちに命を守る行動をとるとなっていますが、ここで重要なことは町が発表する避難に関する情報、避難勧告、避難指示をどのような手段で確実に町民に伝えるかということです。

そこでお尋ねします。今、このような状況になった場合、確実に情報を伝える手段、方法をどのように考えているのでしょうか。また、前回の議会の同僚議員の質問に対し、情報伝達の手段の一つとして有線放送のシステム更新にあわせて検討中との答弁でしたが、その後どのように検討されたかについてもお伺いいたします。

次に、口の防災意識の向上をです。

ふだんから気象情報に関心を持ち、注意報、警報、特別警報のそれぞれの段階で、町から出される避難に関する重要な情報を、町民一人一人がどのように受けとめて行動を起こすかが大切で、幾ら情報を出しても受け取ってもらえなかったら何もなりません。気象庁は特別警報の運用に当たり、住民にとっていただきたい行動として、災害から命を守るための最善の行動とは置かれた周囲の環境、気象状況などにより変わりますが、ふだんから災害に対する備えと情報に最大限の注意を払い、行動は落ちついて速やかにと述べています。最善の行動がとれるために何が必要でしょうか。日ごろから防災に対する意識と情報を正しく理解する知識ではないでしょうか。

第5次長期総合計画の中の第12節「生命を守る消防・防災の基本方針」には、「災害から住民の生命と財産を守るため、消防力の整備、充実を図り、町地域防災計画に基づき災害に強いまちづくりに努めます。住民や事業所の防災意識の高揚と地域の自主防災組織の育成を図ります」とあります。総合計画の基本方針にあります住民や事業所の防災意識の高揚と自主防災

組織の育成について、今までどのように進めてきたのでしょうか。またその成果についても伺います。以上で1番の1回目の質問といたします。

町長（山村君） 災害から命を守るためにということで、私からは伊の情報を確実に伝えるにはということでお答え申し上げます。

今もお話ありましたけれども、今年発生した台風については8月までの発生数はほぼ平年並みでありましたが、9月以降急増し日本各地に甚大な被害をもたらしました。その中で、坂城町は9月、10月の台風の襲来においても人的被害や復旧に期間を要するような被害は確認されておらず、風水害の少ない地の利を改めて実感したところでもあります。しかし、この坂城町におきましてもゲリラ豪雨や千曲川の増水による河川敷の浸水などがある中で、大雨や洪水による大災害を想定し適切な情報伝達や有事に備えた対応が求められるところでもあります。

今年8月30日から運用が開始されました気象庁の特別警報は、長野県を通じて防災ファクスや電話、メールなどにより伝達され、雨の場合の発令基準は台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合とされております。

そしてその情報が伝達された場合、直ちに周知させる措置をとることが定められており、現在、町においては町の有線放送電話の屋外スピーカー及び屋内スピーカーを使い町民の皆さんへお伝えしており、また消防団や自主防災会、区長会との連携を図りながら、防災訓練を通じてその運用を確認しているところであります。

非常時の情報伝達については、将来的には有線放送施設の更新にあわせて町全体の情報伝達手段のあり方や施設整備、運用など骨子素案を作成し、住民代表や有識者など外部委員による検討委員会を開催する中で、意見集約を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、いつ発生するかわからない有事に備えまして、町民の安心・安全の確保を図るため、平成26年度、来年度から携帯電話のメール機能を使った緊急速報メールの導入に向けて検討を進めております。これは、特定のエリア内、すなわち坂城町内におられる各携帯端末に災害情報や避難情報などを文字情報でお知らせするものであります。このほかに、事前にメールアドレスを登録していただいた場合、町内に限らず情報が受信できるシステムの導入のほか、災害発生時におけるFM放送での臨時災害放送の運用協議など、広く住民の皆さんに円滑な情報伝達を行うことで、防災、減災に結びつけてまいりたいと考えております。

現状、以上のようなことを考えております。

住民環境課長（金子君） ロの防災意識の向上をについてお答えいたします。

町では9月1日の防災の日を含む防災週間にあわせて、総合防災訓練を行っております。総合防災訓練は、中核避難所である小学校や文化センターを会場としておりますので、住民の皆さんは避難経路が確認でき、また東日本大震災を教訓に訓練内容を見直しをした初期消火訓練、

障害物除去救出訓練、負傷者搬送訓練、応急手当訓練、水防訓練といった住民の皆さんが実際に訓練を体験していただける住民参加型の訓練を取り入れております。

これらの訓練は、全ての皆さんに参加していただくことができませんけれども、参加された方が地域の皆さんに訓練内容をお話いただくことで、災害が起こるとこうなる、そのときはどうすればよいか、こういったことを知っていただくことができます。これらの訓練による成果につきましては、災害時に対するより具体的な対処方法の把握と防災意識の高揚を図れるものと考えております。

総合防災訓練は、各自主防災会に参加していただいております。これらの訓練を経験することにより自主防災会のスキルアップにつながってまいります。各自主防災会においては、総合防災訓練とは別に独自で防災訓練を行っているところでもございます。独自の訓練においても、より専門的な知識や技術を経験するため消防署等の関係機関に講師をお願いしているというところもございます。

自分たちの地域は自分たちで守るといった思いから、支え合いマップの作成に取りかかっている自主防災会や、支え合いマップが完成した自主防災会がでございます。これらの活動も自主防災会の防災意識の高揚と捉えています。町としましても、引き続き消防署や社会福祉協議会などと連携して自主防災会へ働きかけ、積極的に支援、協力を行ってまいりたいと考えております。

町内の事業所に向けて消防団協力事業所認定制度を設け、認定事業所の推進をしております。この制度は災害時において、尽力される消防団に積極的に支援、協力をいただける事業所を認定するものであります。町内の事業所にこの制度を広報し防災意識の高揚を図っているところでございますが、引き続き広報を行い認定取得を働きかけてまいりたいと考えております。

また、この10月30日には、JX日鉱日石エネルギー株式会社北信油槽所第1貯蔵所で防災訓練が行われました。町としましてもこの訓練に参加をいたしました。町がこの事業所の訓練に参加することで、事業所と町との連携が図れるものと考えており、事業所においてはさらなる防災意識の高揚が図れるものと考えております。

被災した場合において、復旧作業や避難所生活などが想定されるわけでありませんが、それらにおいては町内外の事業所のサポートが必要となります。現在の協力体制として郵便局には災害による被害情報把握の協力を得られる体制が整っており、災害時の応急措置や復旧作業には、町建設業災害防止協会の協力を得ることができます。

避難所生活においては、食料品や生活物資など、ちくま農協やコープながのから提供いただけますし、飲料水はコカ・コーラボトリング株式会社やサントリービバレッジサービス株式会社から提供いただくことが可能となっております。さらには、避難所生活には必要な燃料についてLPガス協会に協力をいただけることになっております。今後は、灯油やガソリンなどの

石油燃料についても協力いただけるよう、石油商業組合と協定の締結に向けて進めていき、町としましても災害時における万全の体制を整えてまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） それでは2回目の質問をいたします。

情報を確実に伝えるにはについてですが、災害時の情報伝達について、現在は消防団員、役場の職員、PTAを対象にしたメール配信とか有線放送及び屋外スピーカー、また広報車というような手段で伝えているということなのですが、一番お聞きしたいのは、災害時に町から出される避難に関する情報を確実に伝えるということで、今の方法で確実に伝えることができるかどうかという部分なんです。きちんと伝わっているかどうかという確認というのがとれないとしても、その辺で伝え方について工夫をされていないかどうか。屋外スピーカーで流す場合も瞬時に注意を引きつけるような音を流して災害についての伝達をすとか、そういう方法を考えていないでしょうか。もちろん、その方法については全ての町民に周知されていないわけですが、その辺について今の状況の中で何か工夫されていることはないかということをお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、先ほど26年度から緊急速報メールを導入するというお話でした。また、FM放送の運用もしたいという内容でございますが、緊急速報メールとかメールの配信サービスももちろん大切ですが、同時にメールが届かない人たちにはどういうふうに伝達をしていくかということも、はっきり住民に知らせておいてほしいと思いますので、その辺をどのようにお考えになっているかお尋ねいたします。

町長（山村君） まず初めのほうの今の現状の中でどんな工夫ができるのかということ。今、お話ありましたように、例えば話す前に何か音を出すとか、そういう工夫ができるかなと思います。それを研究したいというふうに思っております。

それから、確かにメールが届かない人たちの伝達、これもですね、後で必要ならば詳しく伝えますけれども、いろんなことを考えています。その一つは有線放送の使い方というのは、有線放送の加入者の減ということもあって、それが万能だということではないということ承知しておりますので、しかしながら例えば上田ケーブルビジョンのケーブルネットワークというのも家の前までを九十何%来ているわけです。そこから災害時分のスピーカーだけ取り出すようなシステムというものもあるということで、そんな検討も進めております。27年度からでしょうか、新しい通信システムを実施する方向で検討するというふうに言っておりますけれども、そういうことも含めて検討しております。じゃあ、詳しくは詳しくは荒川が答えますので。

企画政策課長（荒川君） 現状、有線放送の屋外スピーカー、屋内スピーカーを使って非常時の情報伝達を進めているところでございます。平時に関してはですね、屋外スピーカーの音が、いろんなうるさいですとか、近所の方からは苦情をいただいている部分がございます。ただ非常事態、有事に際してですね、情報を確実にお伝えをするということを近隣の皆様にもご案内

を申し上げながら、また情報を発するほうはですね、わかりやすく、若干ゆっくりめに聞こえる部分もあろうかと思えますけれども、確実にお伝えをするということで、わかりやすいゆっくりとした口調で情報告知に努めているところでございます。

ただ、今、有線放送の仕組みが現状それしかないわけでございますけれども、有線放送に加えてですね、先ほど申し上げました、来年度からは携帯電話の端末を使ったメールの配信、またそういった施設的なものだけではなくてですね、自主防災会、自治区、消防団、また警察、消防署等関係機関と連携をしてですね、二重になるかもしれません。二重、三重になるかもしれませんが、複層的に情報を確実にお伝えをしていく、そういった部分ではこれからも工夫をしまいたいというふうに考えています。

7番（西沢さん） 情報の伝達については、二重、三重にというお答えでございました。二重、三重にぜひ確実に伝わるような方法をとっていただきたいと思えます。

それともう一つ、有線放送のシステム更新についてですが、いろんな方法を検討されているということですが、27年度にこれ導入するという計画になっていますよね。そうしますと準備期間は来年度1年ということになりますが、26年度の予算の中には何か、どのような形で盛り込まれてくるのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それと、もうここまで来てある程度方針は固まっているんじゃないかと思えますが、どんなシステムを導入しているかというガイドラインみたいなものをお聞きしたいと思います。

まちづくり推進室長（中村君） 有線放送の改修ということでございますけれども、平成27年度から着手をしたいということでございます。26年度予算に具体的にはというのはこれからでありますけれども、当然その段階で方向性を26年度中には決めていきたいというようなことを予定をしております。

7番（西沢さん） 有線放送の新情報通信施設の導入の計画は、27年着手ということになりますと、これが稼働するのは28年ということになるのでしょうか。それと、来年度中に方向性を決めていくということになると、ちょっと今まで伺っていたことよりもちょっと先になる話かなと思うんですが、確実にこれが運用されるのはいつかということをお聞きしたいと思います。

まちづくり推進室長（中村君） 確実にという部分についてはですね、ちょっとはっきり申し上げるのは非常に厳しいところではありますけれども、大きな計画とすれば28年には運用ができるようなふうに目指してはいきたいということでお願いしたいと思います。

7番（西沢さん） 28を目指してということですが、これなるべく早く進めていただきたいというふうに思います。この点をよろしくお願ひします。

それから、続いて口の防災意識の向上をについてですが、いろいろご答弁をいただいた中で、事業所の関係につきましては、いろいろタイアップもしてきているという状況の中ですので、

ここでは住民の防災意識向上のために具体的な方法、それは難しい話ということでございますが、27区に自主防災組織が設置されていて、その自主防災組織がそれぞれ自主的にいろいろな活動をしているという内容でございますけれども、その中で町のほうからこの自主防災意識向上のためにいろんな情報提供をどのようにされているかという内容と、それから避難に関する情報、それから災害弱者に対してどんな心構えで臨むかということについては、これ自主防災組織の中でいろいろ検討していったら初めて完結できる話かなというふうに思っています。その辺についても、町からの働きかけや情報提供で自主防災組織の中での研修会、あるいは話し合いを持つようなそういう働きかけを今までしてきたかどうかということをお尋ねいたします。

住民環境課長（金子君） まず、自主防災会の活動についてでございますけれども、町では区長会の中におきまして、防災週間に合わせた訓練など自主防災会に積極的な活動をお願いしているところであり、また地域住民による組織体制が有事の際に機能し地域の災害被害の減少につながるものと考えているところであります。

各自主防災会が実施されている訓練においては、消防署や消防団、それから婦人消防隊が協力し、ふだんから顔を合わせている地域や近隣の住民が集まって防災、減災活動に取り組んでいることが必要であるというふうに思います。大規模な災害が発生したときは、町の対応だけでは限界があります。そういった中で、地域による地域のための組織体制を確立し対応していかなければならない場面が考えられ、みずからの組織が必要であろう事案をそれぞれの地域事情に合わせ、備えを充実していくことが今後必要であろうと考えております。

町としましては、今まで特にこちらから直接声をかけて活動をお願いするということは個々にはなかったわけでありましてけれども、今後、各自主防災会の防災訓練や講習会など実施状況をですね、把握、また確認をいたしまして、訓練の実施事例を区長会などで情報提供を行いまして、自主防災会が地域の実情に合った自発的な活動を進められるように働きかけを行いまして積極的に支援をしてまいりたいと考えております。

さらに、消防団やそれから婦人消防隊などの自主防災会と地域とともに活動する組織の知識向上や幅広い活動に対応できるよう各種訓練を実施し、地域の防災体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） 自主防災会に今まで積極的に情報を出してこなかったというようなご答弁でしたが、本当に情報提供とか働きかけはどんどんしていったらほしいというふうに思います。自主防災会、ほとんど区長さんが会長さんなんですけれども、区長さんはやっぱり区長さんになったときに何かあったらどうしたらいいかなと皆さん考えているんですよね。ですから、いろんな情報を出して、その中でその自主防災会でこういう講習会をやりたい、研修会をやりたいといったときにはまた、具体的にいろんな後押しをしていただきたいというふうに思います。

これは要望ですが、命のカプセルの全町への導入をぜひ進めていただきたいと思います。同

僚議員からも何回も一般質問で取り上げられました。この導入を機に自主防災会でのいろいろな話し合いや取り組みが深まればと期待をしています。

それでは次に2の高齢者福祉について

イとして認知症対策はです。

今年6月に発表された厚生労働省の調査によれば、65歳以上の高齢者のうち認知症の人は推計で15%、2012年時点で462万人に上り軽度認知障害と呼ばれる予備軍が約400万人いることがわかりました。また、軽度認知障害の人が医療機関などでケアをしない場合、5年後には半数の人が認知症に進むという研究報告もあり、軽度認知障害の段階からの対策が必要であるとの指摘がされていました。

この数字を坂城町に当てはめると、今年4月1日現在の65歳以上は4,830人でその15%、724人が認知症、さらに約その同数が認知症予備軍と推定されます。この現状に高齢者は内閣府が実施した健康に関する意識調査で59%が認知症になる可能性を感じていて、行政に力を入れてほしい健康管理に認知症を挙げた人が36%で最多でした。次は寝たきりの予防30%、介護の方法30%となっています。

高齢者の36%が行政に認知症対策を望んでいるという事実に対して、現在の町の状況と対策についてお尋ねいたします。現在、町で認知症と診断がされている人は何人でしょうか。診断がされている方は医療機関にかかったり、介護保険サービスを受けていると思います。同居しているご家族の状況などにより行政の支援も必要と思いますが、行政の支援としてはどんな支援をされているのでしょうか。

また、認知症かなと思われる人、軽度認知障害の人の把握はどのようにしていますか。この部分が一番難しく大変な作業と思いますが、この病気に対する理解を深め早期治療に結びつける第一歩だと思います。

次に、高齢者が望んでいる認知症対策については、どのように考えているのでしょうか。以上お伺いいたします。

次にロとして、介護保険法の改正についてです。

国が目指す医療、介護、年金などの社会保障改革で、実施に向けたスケジュールが示されました。その中で介護保険法については次の3点が挙げられています。いずれも2015年度をめどに、1として要支援者向けサービスを市町村に移す。2として特別養護老人ホームの入所要件の厳格化。3として高所得者の自己負担割合を2割に引き上げるというものですが、その狙いは国の財政負担の軽減にあると思いますが、社会保障改革について今の状況では抜本的な改善が図られるとは考えられません。国に対して強い働きかけを望むところですが、町としてできることはないのでしょうか。介護保険は2000年に制度が始まって以来かかる費用は増え続け、当初の約2.3倍に膨らんでいると言われていています。

坂城町でも高齢化率の上昇と同時に受給者数も増え、介護サービス給付費は増え続けています。このような中での介護保険法改正ですが、一番目の要支援者向けサービスを市町村に移すということについて、どのようにお考えでしょうか。2015年度をめぐるといいますから、来年度は準備に入らなければなりません。どのような見通しをしているかお尋ねいたします。以上で、2番の1回目の質問といたします。

福祉健康課長（天田君） 高齢者福祉についてのご質問のうち、初めに認知症対策はについてお答えをいたします。

当町で認知症と診断されている人数ですが、介護保険による要介護認定の状況で見ますと、この12月1日現在で認定を受けている635人のうち認知症状があり、日常生活に支障を来すような何らかの障害がある方が、全体の約7割に当たる440人です。

症状別では、認知症状が比較的少なく、周りが注意していれば自立できる軽度の方が232人で53%、中度で介護が必要な方が155人で35%、重度で常に介護が必要な状態の方が53人で12%という状況になっております。

認知症状がある440人のうち116人は特別養護老人ホームやグループホームなどの施設に入所し介護を受けております。残りの324人についてはそれぞれケアマネージャーの支援に基づいて各種介護保険サービスを利用し、在宅で生活されております。中重度の認知症状で要介護3・4または5の認定を受け在宅で生活されている36人の方が、寝たきり等高齢者として登録していただいております。

町では福祉事業として日々使用する介護用品購入費の補助を初め、徘徊が見られる方へ徘徊探査機の貸与、介護支援として介護慰労金の支給や介護者リフレッシュなどの事業を実施し、負担の軽減に努めております。

認知症の予備軍につきましては、現在のところ的確に把握する方法はありません。しかし、発見がおくれる可能性が高いと思われるひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯へは、地域包括支援センターや在宅介護支援センター、町社会福祉協議会が連携し定期的な訪問を心がけ早期発見、早期診断、早期対応に努めております。定期的にかかわることで健康状態ばかりでなく、生活ぶりなども変化も的確に捉えることができ、ご家族等にも状況をお伝えしております。

脳細胞が死んでしまったり働きが悪くなったため、記憶障害を中心としたさまざまな障害を引き起こす認知症の原因は、いまだ解明されない部分が多いところですが、高血圧や糖尿病などから動脈硬化やメタボリックシンドロームを引き起こす生活習慣病が、認知の発症に大きく関係することがわかってきております。生活習慣病を持った方は広い意味での予備軍と言えるのではないのでしょうか。若い年齢からの生活習慣病の予防が重要な認知症予防にもつながるものと思います。それには特定健診や保健指導を積極的に利用し、ご自分の健康管理に責任を持っていただくことが認知症予防の第一歩になるものと考えます。

高齢者になれば誰もが認知症になる可能性があります。しかし本人の自覚や努力で発症や進行をおくらせることができると言われています。また、最近では早期に受診、診断することで抗認知症薬も処方されるようになりました。町では地域の皆さんに認知症を正しく理解していただくため、町社会福祉協議会や各区の自主グループの皆さんにご協力をいただき、平成23年度より認知症サポート養成講座を開催し、現在までに300人ほどの皆さんに受講をしていただいております。毎回、反響が大きく住民の皆さんが認知症について関心を持っていることがうかがえます。今後もより大勢の皆さんに受講していただけるよう機会を設けていきたいと考えております。

認知症についての相談は、地域包括支援センターが、生活習慣病の予防など健康指導については保健センターが、それぞれ中心となり業務を行っております。また、町内には認知症の専門知識を持つ医師が4人いらっしゃいますので、受診をお勧めしたり県の認知症コールセンターをご案内するなどの対応にも努めております。今後ますます増加するであろう認知症の総合窓口として地域包括支援センターを気軽に利用していただけるようより一層PRに努めてまいります。

続きまして、介護保険制度の改正についてお答えをいたします。

医療や介護などの社会保障制度の改革につきましては、今年8月に社会保障制度国民会議の最終報告書が提出され、その実現に向けての手順を定めるプログラム法が、この5日に国会で可決、成立いたしました。介護保険関係では、現在有識者による社会保障審議会介護保険部会において、さらなる検討が重ねられておりますので、現時点で示されている改正の方向について申し上げます。

改正により市町村へ移行される部分につきましては、要支援向けサービスのうち訪問介護、通所介護が対象となります。今まで介護事業所が全国統一の内容で提供してきたサービスを市町村が行う事業として、介護事業所のほかNPO法人などを含めた多様な主体による地域の実情に合った柔軟なサービス提供が推進され、今まで以上に利用者のニーズに合った効果的かつ効率的なサービスが期待されることから、市町村へ移行されるものとしております。

なお、訪問介護、通所介護を除く訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具の貸与や販売などの要支援者向けサービスは、提供に当たり専門的な知識が必要であったり、全国一律の基準での実施が望ましいこと等から移行からは除外されております。

移行後は市町村で行っている介護予防事業や自立した生活を送れるよう支援することを目的とした地域支援事業の枠組みの中に要支援者向けの訪問介護、通所介護サービスを含め新しい総合事業を展開することになるかと思っております。市町村によるサービスのばらつきを抑えるため、国からガイドラインが示される予定ですので、具体的な実施方法等につきましては今後検討してまいりたいと考えております。

また、移行時期につきましては、市町村の準備期間が必要であることから経過措置が盛り込まれる見込みで、平成27年度から段階的に移行、平成29年4月からは全ての市町村で新しい総合事業を実施することとし、平成29年度末には今までの介護保険の予防給付に含まれた訪問介護、通所介護は終了となる予定であります。

今後、国の方向を確認しながら新しい総合事業のもとで一人でも多くの高齢者の皆様が住みなれた地域の中、毎日お元気で自立した生活を送っていただけるよう工夫を重ねてまいりたいと考えております。

7番（西沢さん） 2回目の質問を行います。

認知症の今のお話でいきますと、介護認定を受けた中で認知症の方が440人おられるというようなお話でした。これは大変な数だなというふうに感じましたけれども、この認知症の方と一緒に住んでいるご家族の方に毎日毎日大きな負担がかかっているわけですよね。それでいつでも相談できる窓口を確保しておいていただきたいというふうに思いますが、この相談窓口、在宅支援センターとかいろいろなところに窓口は開設していただいておりますが、この窓口を24時間いつでも確保されているかどうかということについてお尋ねいたします。

それから、認知症対策でやはり町に一番早くやってほしいと思うのは、早期発見ということです。長野市は、今年度から早期発見と支援のための訪問事業を始めました。保健師、作業療法士がチームをつくり、かもしれないという段階の人を訪ね相談に乗り、また医師も加えて対応を検討するものです。診断や要介護認定を受ける前から支援をして重症化を防ぐ事業ということです。長野市と当町では根本的に自治体サイズが違いますので、同じようには望みませんが、このような事業に取り組んでほしいと思っておりますが、お考えをお聞きします。以上です。

福祉健康課長（天田君） 再質問にお答えを申し上げます。認知症の方を介護しているということは、24時間365日、休みなく介護をされるということで非常に大変なことだと認識をしているところでございます。

先ほどのご説明で申し上げましたけれども、それぞれ地域包括支援センター、在宅介護支援センター、また町社会福祉協議会と連携をする中でそれぞれ訪問活動、また相談事業にも対応させていただいております。

ただ、いずれにいたしましても、24時間体制ということでは、いまだかなってはいないところでございます。ただ、先ほど県の認知症コールセンター等々、こちらのほうは門をあけていただいておりますので、そちらのほうをご紹介するなど対応させていただいております。また訪問事業につきましては、ひとり暮らし高齢者、また高齢者のみの世帯の方を中心に訪問活動、現在進めておりますので、こちらのほうを強化させていきたいと考えております。

7番（西沢さん） 認知症の対策につきましては、相談窓口は24時間とまではいかないということですが、これ、なるべく24時間体制がとれるような方法を検討していただきたいと思

ます。

それから、口の介護保険法の改正についてですが、平成27年度まで段階的にこれは行っていくというので、その中で町としてはいろんな方法ができるんじゃないかというふうにも考えられますが、まずここで町として何をしたらいいかということなんですけれども、介護保険法の改正にかかわってではないんですが、高齢者が健康を維持して要支援に進まないようにするための事業をしましょうということだと思います。これが健康のまちづくりの第一歩だと思いますので、今、高齢者全体の健康の底上げをしていくことが一番健康な町に近づくんではないかというふうに考えますので、このような取り組みは何かお考えがあるでしょうか。以上、お聞きいたします。

福祉健康課長（天田君） 再質問のほう、お答えをさせていただきます。

やはり要介護になる前にいかに町のほうで、そのあたりの方を元気な形でお過ごしいただけるようにということで、現在もいろいろ地域包括支援センターのほうで事業をさせていただいております。例えば、皆さんに集まっていって予防的な事業をしております。生きがい活動支援通所事業、よく生きがいデイサービスとかミニデイサービスとか、こういう名前でもちょっと使われていると思いますけれども、こちらのほう週4回、町の中でも実施をしております。また、地域においては自主的なグループで、それぞれ同じように活動をしておりまして、そちらのほうには、私どもの保健師ですとかね、運動指導士、こちらのほうも派遣をする中で対応させていただいております。

ですので、こういった事業をまずしっかりと住民の皆様にも定着していただけるように努めてまいり、また今後の改正につきましては、国のほうの方向を十分見ながら検討していきたいと考えております。

7番（西沢さん） 先ごろ行われた議員研修会で講師先生は、保健師は地域と個々の家庭の健康を守る唯一の存在、もともと保健師は地域の家庭をくまなく訪問することにより、その職責を果たせると話されました。坂城町でも早急に、その環境が整えられるよう強く望みます。忘れぬうちにやってくるのが災害だと、そして災害で命を守る最後のとりでが情報だと言われていきます。全ての町民に確実に届く方法を早くつくっていただきたいと思います。

それから認知症なんですけど、認知症は早期に発見し治療すれば今までどおりの生活が続けられるのです。何よりも病気に対する理解が深まることを望み、私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時19分～再開 午後 2時30分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、2番 塚田正平君の質問を許します。

2番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行

います。

12月に入り真冬並みの冷え込みが続き初雪も舞うこのごろですが、今年の冬は寒く雪も多いとの予報もあります。今年の夏は記録的な猛暑と台風、竜巻など荒れた気候の連続でありました。フィリピンを襲った台風30号は最大瞬間風速が105mと度外れ、高潮は7m、竜巻と津波が同時に襲った、まれにみる甚大な被害がありました。日本でも将来このようなスーパー台風の可能性が指摘されております。

また、10月15日の台風26号で伊豆大島の土石流により死者不明46名の大災害になりました。町からの避難勧告や指示もなく夜中の2時から3時、暴風雨のピークにより被害が拡大しました。東京都からの土砂災害警報は前日の午後6時には防災用ファクスに送信されていたにもかかわらず、職員が登庁するまで災害警報は6時間にわたり放置されたままでありました。町は警戒体制をとっておらず、役場には職員が誰一人おらず危機管理が問われた人災でありました。東京都は今後は市町村の担当者の携帯電話に直接電話するとしております。

質問に入ります。

1. しなの鉄道について

しなの鉄道は平成10年、全国初の並行在来線として開業、沿線自治体等を株主とする第3セクターの輸送事業会社であります。

初めにイ. 危機管理について

しなの鉄道は開業から15年、これまで重大な運転事故ゼロを誇ってきました。9月3日の未明、坂城駅構内で起きた列車接触事故の安全対策と通報、連絡体制について伺います。

ロ. 経営課題

今年1月、JRの鉄道資産の譲渡と経営計画が決まり、長野以北の並行在来線は平成26年度末に開業することになりました。しなの鉄道は平成10年の開業時から過大な鉄道資産の取得費用と乗降客の減少により厳しい経営環境に置かれてきました。その中でも篠ノ井ー軽井沢間65kmの7分の1の距離である長野ー篠ノ井間の輸送人員は3倍強と、ドル箱路線であります。長野篠ノ井間のJRとの協議と現状における取り組みについて伺って1回目の質問いたします。

町長（山村君） 塚田議員さんからのご質問の中で、しなの鉄道についてイの危機管理はというところでございますけれども、私のほうから事故の状況を申し上げまして、あと具体的内容、またロにつきましては担当課長よりご説明申し上げます。

去る9月3日火曜日でしたけれども、午前0時3分、乗客21名を乗せた長野発上田行きの上り列車が坂城駅を発車した直後に、本線に合流する引き込み線に停車していた工事車両と接触し非常停止をするという事故が発生いたしました。事故の原因は、工事車両の監督者が当該列車の通過確認を行わず、指令に着手承認をする前に工事車両を車両接触限界線を越えて移

動させたことによるものであります。

しなの鉄道では、1997年の開業以来初の車両同士の事故であり、これを重大な事故と受けとめ坂城駅構内事故検証チームを設置し、9月9日の会合を初め計4回の会合を行い10月16日に中間報告がされたところであります。

この中で、事故の原因や問題点、発生後の対応の課題など事故の検証・再発防止について検討を重ねるとともに、基本動作の再徹底について社内に対し注意喚起するとともに、請負業者に対しては、しなの鉄道技術センターによる安全教育を実施するなど、緊急対策を実施したとのことであります。現在、恒久対策について検討中であり、年内をめどに取りまとめている状況とお聞きしております。

私も監査役の一人としまして、しなの鉄道側には重大なことであるということで、いろいろ注意もしております。また坂城駅ではエレベーターの工事も今始まっております。くい打ち作業なども始まっております。町といたしましても鉄道利用者のみならず町民の安全確保のためにも事故の再発防止の徹底について申し入れているところでございますが、さらに徹底していきたいというふうに思っております。以上でございます。

建設課長（青木君） イの危機管理はについてお答えいたします。

事故の状況でございますが、乗客21名のうち1名の軽傷者はございましたが、ほかに大きなけが人はなく、坂城駅から降車予定の駅までタクシーによる代替輸送を行ったところでございます。

また、脱線している工事車両を移動させないと上り本線を塞いでいる列車が移動できない上、脱線復旧の機材がなく復旧作業に時間がかかってしまい、復旧の見通しが立たなかったことにより、利用者への案内が遅くなってしまったとのことでございます。始発以降、バスによる代替運転を行いました。バスの台数が足りなかったり、道路が混雑する時間帯であったため移動に時間を要した状況であり多くの方は乗車できなかった状況であります。また、この事故の影響で通常運行に戻るまでの間、しなの鉄道17本が運休止約1万人に影響が出たと報告されております。

列車事故など列車の運休情報についてでございますが、現在はしなの鉄道より報道、県危機管理室、沿線市町宛てにファクスを送信して知らせている状況であります。今回の事故により学校に通う生徒への影響が大きかったことから、生徒への周知を図るため送信先に学校関係を加えたとのことでございます。しかし、ファクスの情報では担当者に届くまでの時間がかかり、列車利用者への早期情報提供ができないため、町といたしましては緊急時の連絡方法について担当者への一斉メール送信などほかの方法を検討できないかと提案したところでございます。

今後、しなの鉄道においても沿線市町担当課長会議等において緊急連絡方法など具体的な意

見をいただき、でき得る手段を検討するとのことでございます。

続きまして口、経営課題についてございますが、篠ノ井―長野間の譲渡の取り扱いにつきましては、平成21年6月に県より沿線市町、報道等に公表されたところでございます。それによりますと、しなの鉄道は第3セクター化されるに当たり、軽井沢―長野間をその路線として主張しておりましたが、篠ノ井―長野間につきましては篠ノ井線から直通運転する特急しなのを含むダイヤ調整の必要性があるなどの理由から、JRによる経営が続いているところでございます。

平成14年度に長野県とJRとで共同実施した長野―篠ノ井間及びその周辺部における旅客流動調査によりますと、同区間の運転収入は年間14億円余りのドル箱路線であると見られ、県はJR東日本に経営権の見直しを求めていました。しかし県において人件費などを改めて推計したところによりますと、反対に年間で約10億円の営業損失、いわゆる赤字が見込まれるということが判明したところでございます。

また、運営面では安全運行に必要な指令機能について技術や経費の面からも維持が難しい状況であります。このようなことから県は篠ノ井―長野間については、JRとの協議を断念し現行どおり、しなの鉄道が乗り入れる方式とすることが適当と考えられるとの公表したところでございます。平成21年以降につきましては、新たな情報は出ていない状況でございます。以上でございます。

2番（塚田君） 再質問をしますが、このしなの鉄道の線路など施設の点検保守、ほとんどが業者に委託されており、事故原因は保守業務を請け負った業者の過失であります。しかし、今、答弁にもありましたように、始発を含めて17本が運休し1万人の足に影響を与えたという、鉄道事業者としての安全管理の責任をどうとられているのかと。

坂城駅もご案内のとおり、ホームのかさ上げ、そして今、町長の答弁のように新しくエレベーターをつくる工事が始まっている。みな自治体がお金を出して工事をして、その施設は全て、しなの鉄道の資産になっていると。また、坂城町も2,100万円を出している出資者であります。そういう株主としまして、また、しなの鉄道の監査役を町長が務めていると、このような、しなの鉄道の責任、これは大きなものが、私はあるというように思っているんです。

ファクスで送られてきて、先ほどの伊豆大島の台風の被害ではありませんけれども、ファクスは誰も見ていなければ、何らその通報は伝わらないんですよね。それでじゃあ、この連絡、通報体制をどうとるのかと。今、検討中と言いますけれども、多くの学生や通勤の方が足をとめられたという、この1万人の利用者へ影響を与えたこのことに対してね、先ほどの質問にもありましたように、坂城町は有線があるじゃないですか、有線があるなら有線を流せばいいんじゃないですか。そうすれば、駅へ知らないで行って、そして列車事故のため運休だと、タクシーがあります。バスが用意しました。これだけでいいものかと。このことについて、鉄道事

業者としてのその責任をどうとれというのかと。

もう1点、今言いましたように、通報連絡体制、これがどのようにとられるのかと、そのことについて2回目の質問といたします。

建設課長（青木君） まず最初の鉄道事業者としての責任、当然しなの鉄道としては住民への、沿線市町への影響というものの重大性というものは大変重大に捉えておりまして、現在中間報告という形の中で10月に報告を出されたところでございます。この中でまた抜本的対策として最終的には年内をめどに報告書をまとめていきたいということで、現在しなの鉄道のほうでは報告書の取りまとめをしているところでございます。

その中で、今後の沿線市町への連絡体制ですとか、そういうものを出してくるのではないかと思いますけれども、現在、坂城町といたしましては、先ほど申し上げましたように、ぜひ担当のほうへメールで送信をしていただきたいということで強くお願いしているところでございます。

議員さんからもご指摘ございましたように、坂城町の場合は有線放送というものがございませぬ。沿線市町全部同じ状況ではございませぬが、坂城町の場合ですと約半分以上の方がご家庭に有線が入っているということだけでも、半分の家庭に情報が事前に伝えることができると、そういう状況がございませぬので、ほかの沿線市町の要望等もございませぬが、坂城町としてはそういうものを要望している状況でございませぬ。

また事業者としての責任という部分につきましては、今後しなの鉄道のほうで、それなりにまた検討して出していくことじゃないかというふうに考えているところでございませぬ。

2番（塚田君） 一緒に聞けばよかったですね、経営課題について、しなの鉄道の27年度末までに長野以北がしなの鉄道の運行がされると、そういうことでありますが、豊野ー長野間はJRの飯山線が乗り入れているんですね。今回の長野以北はしなの鉄道に移管されたにもかかわらず、先ほどの説明のように長野ー篠ノ井間はJRは非常にドル箱路線で離さないんですね。これを離すことによって、このドル箱路線が、しなの鉄道に移管されることによって、しなの鉄道の経営は飛躍的に伸びるんですね。

しかし、県のほうの説明によりますと、いろいろ言いわけは立てておりますけれども、ですから、今回の長野以北と長野以南、要するに篠ノ井間の扱いが非常に不自然じゃないかと、そういうふうに思います。長野以北移管に際しては、JRから国ですか、毎年4億円の補助があるそうです。そういうふうに補助がつけられて初めてしなの鉄道が引き受けると、そういうことですがけれども。私が言っているJRが乗り入れている、長野まで乗り入れている間で飯山線もある、こちらは中央線も乗り入れている、そういう中で片方がしなの鉄道に移管されて長野ー篠ノ井間は依然としてまだ検討課題のような話です。その辺は県は今後どのような方向でいくのかということをお聞きしたいと思います。

建設課長（青木君） 篠ノ井―長野間の経営の譲渡につきましては、先ほどご説明いたしましたけれども、運賃収入が約14億ほど入ることが見込まれているということで、しなの鉄道の路線に比べると3倍強の収入があるということは県のほうも、JRとの中で出ております。ただ、JRのほうの試算の中では経費的なものが出されておらなかったということで、県のほうで推計した経過がございます。

これが平成21年6月に県が公表した部分でございますが、これによりますと、篠ノ井―長野間につきましては、非常に篠ノ井線が長野まで乗り入れているというようなことで、中央線を使った列車が多いということで特急が走る路線ということで、特急に合わせた保守点検をしていかなきゃいけないということで経費がかかると。あとJR長野工場というのが長野駅近くにございまして、そこへ搬入される列車の本数が非常に多いということ、また、そこへしなの鉄道が入ることがございまして、ここの運行管理、この状況が非常に複雑であるということ、特に列車が故障なり、おくれた場合のその復旧というものに非常に煩雑な手間がかかるということで、しなの鉄道だけではちょっととても引き受けた場合にできない。整理するにも非常にできないと。JR長野支社では、もうほかの地域も含めて全部で80人体制で3交代でやっているという状況の中では、ともしなの鉄道が引き受けられないという部分と。

あと経費面においても県の試算においては収入は14億ありますが、逆に経費面、そういう部分での経費面が非常にかかって逆に10億ほどの赤字になってしまうというような状況の中で、平成21年、県の公表によりますと、その時点でJRからの譲渡は断念し現在と同じように、しなの鉄道のほうが乗り入れるという状況でしていくということが報告されているところでございます。町のほうへは現在、そういう状況の内容が届いているところでございます。

2番（塚田君） しなの鉄道の経営面については、今、答弁がありましたように、私がこの質問をするに当たって資料をもらった範囲では、県の担当者がそういう説明があったと。ですからこれを今、課長が言われたように決定されたという事項ではないというふうに私は思っていますけれども、今後ともこの点については県の担当者等によく問い合わせてください。まだこれは譲渡を断念したということではないと思うんです。それは今後のまた議論の中でまたしたいと思えますけれども。

次に、2番目の町営住宅についてを質問します。

少子高齢化と人口世帯減少社会を迎え、平成18年に住生活基本法が制定されました。真の豊かさが実感できる住宅のみならず、居住環境の質の向上と社会資本ストックの長寿化を図り、老朽化した公営住宅の円滑な更新を行い、公営住宅の需要に対応できる保全管理を推進するとしています。

伊としまして、公営住宅ストック活用計画は

老朽化住宅の耐用年数と耐震化、長寿命化計画の課題について伺います。

ロ. 入居状況と管理状況

空き部屋と単身高齢者世帯の状況と若者の入居定住促進策について伺います。

ハ. 町営住宅の水洗化

町営住宅の下水道接続の状況と水洗化の工事内容、入居者の要望や説明について伺って1回目の質問とします。

建設課長（青木君） 公営住宅について

イ. 公営住宅ストック活用計画はについてお答えいたします。

公営住宅ストック総合活用計画につきましては、平成16年度に今後の町の公営住宅の供給方針を定めるとともに改善事業等を適切に行い、公営住宅ストックを総合的に活用するために計画を策定したものです。

現在、坂城町の公営住宅のストックは一般公営住宅の横尾団地、旭ヶ丘団地、戌久保団地、網掛団地、上平団地の5団地を初め、特定公共賃貸住宅の旭ヶ丘ハイツ、地域優良賃貸住宅の中之条団地の計7団地203戸となっております。このうち旭ヶ丘ハイツ、中之条団地につきましては、平成12年と平成20年に建設されたものでありますが、一般公営住宅につきましては、昭和33年から平成2年の間に建設され、横尾団地以外の5団地中4団地の住宅については全棟が耐用年数30年を超えている状況でございます。

耐震化の状況につきましても、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地、横尾団地につきましては、56年の建築基準法施行令に基づき設計施工され耐震性を有しておりますが、残りの団地につきましては、昭和56年以前の建設であり耐震基準に基づかない住棟であり、耐震化がなされていない状況でございます。

このような状況から町では平成22年に坂城町公営住宅等長寿命化計画を策定し、その計画に基づきまして国等へ補助金を使った改修などの要望を行ってまいりました。現在、坂城町の公営住宅等のストックにつきましては、民間賃貸住宅の増加や住民ニーズの多様化により、今後の需要などを勘案しまして長期的な視点に立った計画的な修繕を実施し、公営住宅全体のストック活用を検討してまいりたいと考えております。

続いてロ. 入居状況と管理状況につきましては、現在の町営住宅の入居状況につきましては、203戸中143世帯の方が入居しており、老朽化した旭ヶ丘団地、戌久保団地、網掛団地、上平団地の4団地については募集を中止し、横尾団地、旭ヶ丘ハイツ、中之条団地において募集を行っている状況でございます。このうち一般公営住宅におきましては151戸中104世帯が入居し、募集中止を除きますと横尾団地で12戸の入居募集を行っております。また、旭ヶ丘ハイツと中之条団地につきましては、52戸中39世帯が入居し、13戸について入居募集を行っております。

入居世帯の構成状況ですが、一般公営住宅には入居世帯104世帯中65歳以上の高齢者世

帯が36世帯入居し、このうち独居老人世帯が29世帯となっている状況です。高齢者世帯につきましては、地域の民生委員さんが定期的に訪問をしていただいたり、団地内におきましても住宅管理人の方が見回りをしながら地域を見守っていただいている状況でございます。

なお、旭ヶ丘ハイツと中之条団地につきましては、高齢者世帯の入居がなく家族世帯用に26世帯が入居し、単身用世帯には13世帯が入居しております。これらの状況から、町営住宅の団地内コミュニティーの活性化や有効活用を図る点から見ましても、町といたしまして若者が安心して定住できるまちづくりを目指して、若い世帯の入居が進むようホームページや広報などに積極的に町営住宅の空き状況などをPRし、または町内主要企業にも、例えば町外の方が入居する際に、坂城町に定住しやすいよう単身者用の団地を紹介したり、町内の企業でお勤めになっていて町営住宅に入居している方に土地開発公社で造成した分譲地を紹介するなどして、若者の生活基盤となり得る住宅の確保の一つとして町営住宅入居対策を講じてまいりたいと考えております。

ハ、町営住宅の水洗化につきましては、これまでの坂城町の公営住宅の下水道への接続状況は、旭ヶ丘ハイツと中之条団地におきましては、建設当初から下水道が接続されておりましたが、旭ヶ丘団地、戌久保団地、横尾団地、網掛団地、上平団地の5団地につきましては、接続されていない状況でございます。

このうち、横尾団地につきましては、坂城町公営住宅等長寿命化計画により公営住宅ストック総合改善事業を活用いたしまして今年度から3年間で17棟60戸の下水道接続工事を実施する予定です。本年度はC棟、D棟、K棟の16戸を予定していますが、うちC棟とD棟は2階建ての長屋、K棟は一戸建てタイプとなっております。

工事内容といたしましては、雑排処理槽の撤去、台所、洗面所、お風呂の排水を下水道に接続し、くみ取りトイレの水洗化としては、水洗トイレの設置とそれに伴う床の直し、臭突の撤去を予定しております。

なお、団地内におきましても高齢化が進んでいる状況から、住民の方からの要望もございまして、トイレ内におきまして手すりを新しく設置する予定でございます。

また、下水道接続未実施の団地におきましては、公営住宅全体のストック活用を検討する中で、耐用年数を過ぎた住宅につきましては、当面下水道の接続は行わないこととし、現在の空き家の状況や需要などを見きわめまして、長期的な視点に立った改修計画を考えているところでございます。以上でございます。

2番（塚田君） 再質問をしますが、最近、信毎で、総務省が調査した老朽化した公共施設の解体検討を集計した数字が載りました。これによると、平均の築年数が43年ということは、これは町の旧給食センターも入っているかというふうに思いますが、解体施設の内訳としまして公営住宅が23%、学校、体育館などが19%、こういうような老朽化した公共施設を解体、

検討中というふうに出ておりました。

坂城町の公共施設、例えば今言いましたように、旧給食センター等、また公営住宅等がこの調査の中で入っているのかどうか、また調査に応じたかどうかということも踏まえまして、その点を、もしこの中に総務省の調査の中に公営住宅の取り壊し、これに対して取り壊しに答えているかどうか、その辺をまず伺いたいと思います。

今、答弁がありましたように耐用年数が30年、これに対して今、町営住宅の一番古いところが築55年と、こういうことであります。非常に老朽化してこれが依然として解体もされずにおると、こういう状態であります。この長寿命化と築40年、50年の町営住宅について、厳しい財政状況下ではありますが、効率的かつ円滑な更新をする上では点検の強化と早期の管理修繕が欠かせません。そこで25年度から始まった横尾団地の下水道接続工事について、とても質の高い居住環境を図るものとは言えません。トイレの水洗化のみではなく、浴室、風呂の給湯設備と高齢者対応のバリアフリー化の状況をもう一度伺います。

また、下水道を接続しない耐用年数30年を優に超えている住宅の建てかえか除去か、この対策について伺いたいと思います。2回目の質問とします。

建設課長（青木君） まず最初に、公営住宅の長寿命化計画につきましては、これはあくまでも公営住宅と町で賃貸でやっている住宅のみが対象となっております。ほかの町の公共施設については調査等は建設課のほうではやっていないという状況でございます。これはあくまでも公営住宅長寿命化計画の中では町の公営住宅が対象であるということで、よろしく願いいたします。

この公営住宅につきましては、坂城町の一般公営住宅のうち横尾団地、旭ヶ丘団地、戌久保団地、網掛団地、上平団地の5団地につきましては、一応浴室スペースについては確保されている状況でございますが、給湯設備、台所の給湯設備ですね、あとお風呂の給湯設備ですとか、そういうものは建設当初から設置はしてございません。使用される場合は、入居される方が、ご負担により設置しているという状況でございます。

また、特定公共賃貸住宅の旭ヶ丘ハイツと地域優良賃貸住宅の中之条団地におきましては、建設時に旭ヶ丘ハイツはガスによる給湯設備を、中之条団地につきましては深夜電力によるオール電化の給湯設備を設置しているところでございます。

続きまして高齢者に対するバリアフリー化の状況でございますが、通常的一般公営住宅の団地につきましては、昭和30年代から平成2年の建設というようなこともありまして、当時の住宅の中で建設されたということもございまして、特に高齢者対応のバリアフリーにはなっていない状況でございます。

今回、横尾団地の下水道に接続に伴いまして、今回トイレにつきましては、床等も壁等もいじるといようなことがございますので、入居者の方の要望等お聞きする中で手すり等を設置

したという状況でございます。あと旭ヶ丘と中之条団地につきましては、高齢者対応のバリアフリー化仕様になってございます。特に中之条団地につきましては、1階に高齢者世帯に対応した単身者用の住宅というようなものも16戸整備している状況でございまして、現在、中之条団地単身者用には10世帯入っておりますが、そのうち1世帯が高齢者の方が入居しているという状況でございます。

あと、団地のほうの接続していない耐用年数30年を超えた住宅についての建てかえか除去かというような状況でございますが、これも平成16年に公営住宅のストック計画が策定された後、今回、長寿命化計画、平成22年度に策定した状況でございます。この長寿命化計画を策定することによりまして、今後団地等改修を行ったり建てかえをする場合には、国の補助金が得られるということで計画したものでございます。

その中で、当時まだございました鼠団地と網掛団地、旭ヶ丘団地については、一応廃止ということとなっております。これにつきましては、現在入居されている、旭ヶ丘団地、網掛団地は入居されている方がございますので、現在すぐどうこうということはないんですけれども、その鼠団地につきましては、入居者がなくなった時点でこの計画に基づきまして解体をしたという状況でございます。ほかの一般の公営住宅の状況につきましては、現在募集停止という状況でございます。これは泉区のほうの一般公営住宅のほうはまだ若干空きがございまして、入居募集をしている状況という状況でございます。

ほかの団地につきましては、今後の入居状況を勘案する中で必要に応じて廃止、または募集停止を、入居者の要望が多い場合は募集停止を解除して再度また改修をとということも計画されておりますけれども、現在の中では泉区のほうが現在募集をしておりますので、一般公営住宅については、泉区以外のものについては募集停止というようなことが計画されているところでございます。以上でございます。

2番（塚田君） それではもう1点お聞きしたいんですが、今言いましたように不要インフラについて、これについて建てかえか廃止か除去かということの計画はあるのかどうか。これについては、来年の通常国会で政府は地方財政法の改正で、撤去費用、公営住宅等の撤去費用を地方債で認めるというような記事が載っておりました。このことについては早目早目にやっぱり手を挙げていかないと、1年や2年でこの撤去ができるというような事業でありませんから、その辺の町としての計画はあるかどうか、お伺いします。

建設課長（青木君） 町の公営住宅のストック計画及び長寿命化計画の中におきまして、先ほども申し上げましたが、旭ヶ丘団地、網掛団地につきましては、今後、入居者がいる状況ですぐというわけではありませんが、今後廃止という方向で計画がされております。鼠団地につきましては、平成22年の時点で入居者がなくなりましたので、それに基づきまして廃止をし解体をしたという状況でございます。

そういうものにつきましては、現在、社会資本総合整備事業交付金というものがございます。これを活用して国の補助金を得る中で、改修でありますとか建てかえでありますとか、廃止するときの解体費用ですとか、そういうものが補助対象になるということで現在やっております、あとの団地につきましては入居状況を見ながら検討していくと。

長寿命化計画の中では現在その3団地が廃止という中で、ほかのものについては、現状維持という中になっておりますけれども、先ほど申し上げましたように、現在一般公営住宅につきましては、まだ入居者の空きがある状況でございますので、泉区のほうを、横尾団地を優先的に募集をしているという状況でございます、ほかの団地につきましては現在募集を停止しているという状況でございます。

2番（塚田君） それでは、次に3問目の中学生の部活と社会体育について伺います。

県の中学生のスポーツ活動検討委員会は、部活動の朝練や社会体育を原則廃止の報告書をまとめました。報告書では、朝練を行っている生徒の31%が睡眠不足で家庭学習の時間も少なくとの調査結果があり、生徒の生活リズムを考えて、運動部の活動のあり方と指導を変えようとしております。県の教育長は、朝練の廃止はメリットが大きい、部活の指導のあり方を考える契機であり、12月中に指針をまとめたいとしております。以上のことから、中学生の部活と社会体育について順次質問いたします。

イ. 生徒の生活状況

文科省の全国学力学習状況調査の生活実態の内容と結果を伺います。

ロ. 部活の朝練は

部活と社会体育の状況を伺います。

ハ. 顧問と保護者の負担は

部活の指導の専門性と練習時間、試合、大会の参加状況を伺って1回目の質問とします。

教育文化課長（柳澤君） 中学生の部活と社会体育について順次答弁申し上げます。

イ. 生徒の生活状況、実態調査の内容と結果についてでございます。県の教育委員会では、スポーツ医科学分野の専門家や教員、保護者等で構成する長野県中学生期のスポーツ活動検討委員会を設置し、その委員会において中学生期に行われる運動部活動が適切で効果的な活動となるよう検討が進められてきました。

検討結果は、11月13日に検討委員会から県教育委員会に対して中学生期の適切なスポーツ活動のあり方についての報告書として提出されたところです。この報告書による中学生の生活習慣につきましては、4月に実施された中学校3年生の全国学力・学習状況調査結果をもとにまとめられております。

起床時刻につきましては、全国では午前6時30分から午前7時までに起きている生徒の割合が最も高く、それに対しまして長野県内の中学や当町の坂城中学校では午前6時から午前

6時半までに起きている生徒の割合が最も高い状況で、全国と比べて起床時間が早いといった結果となっております。また、平日の睡眠時間につきましては、全国と長野県の中学校では7時間以上8時間未満の生徒の割合が最も多いのに対し、坂城中学校では6時間以上7時間未満の生徒の割合が最も多いことから、全国、長野県に比べまして睡眠時間がやや短いといった結果となっております。

朝食につきましては、全国、長野県の中学校、そして坂城中学校とも9割を超える生徒が毎日食べている、どちらかといえば毎日食べていると回答しております。

家庭での学習時間につきましては、全国、長野県の中学校、そして坂城中学校ともほぼ同程度の時間、1時間以上2時間未満が最も多い結果となっております。

次にロ．部活の朝練はについてでございます。

朝の運動部活動につきましては、県中学生期のスポーツ活動検討委員会報告書によりますと、長野県の中学校は運動部活動の朝練習をほぼ全ての部が通年で実施をしている状況となっております。これは坂城中学校も同様でございます。朝の運動部活動における坂城中学校の実態としましては、完全休養日であります水曜日を除いて朝の7時半から8時までの30分間の活動とされ8時15分には教室の席に座れるようにするとした時間の徹底に努めた上で実施を行っております。朝の運動部活動の時間が30分という状況は、県内の中学校の実態とほぼ同様となっております。

部活動と社会体育活動の状況につきましては、部活動は学校の管理下において教員が顧問として指導するのに対し、社会体育活動は学校外の運動として必要に応じ地域の指導者による指導を行うなど、保護者会等を中心とした団体の管理下にある活動とされております。社会体育活動の状況としましては、県内においてもほぼ全ての中学校で運動部活動と運動部活動の延長としての社会体育が並行して実施されている状況で、坂城中学校でも運動部活動の全てにおいて実施をされております。

次にハ．顧問と保護者の負担はについてでございます。部活動の顧問には、現在20名の教員が指導に当たっておりますが、運動経験のある教員が顧問となっている割合が7割弱という状況となっております。運動経験のない教員が一部顧問となっておりますが、専門外の知識や技術の指導についてこれを補うものとして、外部指導者による社会体育活動が実施されております。

坂城中学校の場合、運動部活動12部のうち、八つの部活動において部活動顧問以外の社会体育活動としての外部指導者がおりまして、顧問と連絡調整を図る中で、練習内容、時間及び大会参加などについての立案、技術や戦術など専門的な指導を熱心に行っていただいております。

部活動と社会体育活動をあわせまして大会前など最も多いときでは、3時間を超える練習と

なることもありますが、社会体育活動時の付き添い、春と秋の中学校体育連盟主催大会時の試合会場への送迎などについて保護者に負担をいただく場面もございます。保護者におかれましては、部活動保護者会を各部組織し、顧問及び外部指導者と連絡調整を図る中で部活動及び社会体育活動の実施に協力をいただいているところでございます。

坂城中学校も含め県内中学校につきましては、社会体育活動は保護者や地域の指導者が運営主体になっておりますが、主には部活動と同じ部員、同じ指導者によって構成がされ運動部活動と連続して行われる活動となっている状況でございます。以上です。

2番（塚田君） 再質問をします。12月に入り、めっきり夜明けが遅くなって、厳しい寒さのため行き交う人も少なくなりました。また、この朝練に向かう中学生が目立ちますが、将来の夢はスポーツ選手かオリンピックに出るのが夢と、こういう練習に励む中学生の気持ちも考えずに、朝練の廃止を唱えるなど言語道断であります。

また、有識者による教員の資質向上、教育制度あり方検討会議や中学生のスポーツ活動検討委員会の審議会など、矢継ぎ早の改革は子供や現場の声や実態とかけ離れております。県議会での朝練の一般質問で県の教育長は、意見公募や学校関係者、市町村教委の意見を十分踏まえ慎重に検討すると答弁しています。ところで町教育長のこの朝練に対する所見をまず伺いたいと思います。そして町教育委員会では、部活に関する議論がされているのかどうか、またされているならその内容を少しご披露をお願いしたいと。

また、先ほどの生活習慣、生活実態ですが、中学生の生活実態調査の中で、睡眠不足が指摘されておりますが、この原因として携帯やゲーム、インターネット等により午前2時まで夢中になり起きているとの調査もあるが、このような実態は坂城町の教委では調べておられるかどうか、以上伺って2回目の質問といたします。

教育長（宮崎君） 私からは、朝練、部活に対するですね、ちょっと考え方を申し上げたいというふうには思います。

1点、県の伊藤教育長がですね、朝練の廃止ということで報道機関等を通じてですね、発表しているわけでありましてけれども、そういう中でNHKのですね、「おはよう日本」でも教育評論家の尾木先生まで出てですね、コメントをしておりました。その中では、社会体育を加えて5時間以上の練習をしている県内の学校もあるんだというような、そういう言い方でありまして周りの方はですね、それは幾ら何でも多いだろうと、これは誰もがそういうふうを感じるんだろうというふうに思います。

しかし、この関係について朝部だけで時間の練習の議論をされていていいのかということ。それとまたそれぞれの学校の中でですね、事情も異なる中で県教委として統一で決定するのがいいのかどうか、そんなことについては、私自身、現時点の中では疑問を持っています。

ただ県教委の中でですね、学校ごとに設けるスポーツ活動運営委員会、こういうのを設ける

と言っているんですけども、県教委で統一するのではなくてですね、できれば学校でそういう委員会を設けるなら、それぞれの学校の中で、それら委員会を通じて判断していてもいいんじゃないかと私はそういうふうに考えています。一律に県で決めるのはいかがなものかと。ただ、今、いろんな専門家の皆さん、校長会等の方も入ったりして検討しているようでございます。もちろん外部の方もいる、委員会の中にいらっしゃるんですけども、決められたことについては真摯に受けとめたいと思いますが、意見を求められる、個人的な意見を申し上げるとすれば、そのようなことでもう少し学校の主体性を考えながらやってもいいんじゃないかというふうに考えているところです。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） 再質問の部分でございます。まず、部活動に関しての教育委員会内での意見という状況でございます。これにつきましては、11月に発表がされたところでございまして、いろんな意見交換につきましては、今後というようなことで考えているところでございます。

それから、睡眠不足に伴いますインターネットを夜遅くまでやっているのかどうなのかですとか、ゲームを遅くまでやっているのかどうなのかという部分につきましては、個々の状況までのちょっと把握には至ってはいないんですけども、それぞれ先ほどの同じく学習状況調査の中で項目がありまして、テレビ等に関しましては、おおむね1時間以上2時間より少ない、あるいはゲームに関しては1時間より少ないというような状況の実態があるところであります。それが個々によって、場合によると夜遅くまでというような状況で見えている、ゲームをやっているというような状況は想定がされるところでございます。以上です。

2番（塚田君） 各現場の声をいかに上げるかということの問題、また県の教育委員会で決まったときには有無を言わず各現場、教諭はそれに従わざるを得ないというような、そういうような話も聞いております。それは当然でありますけれども、しかしその過程の問題として、この部活の問題は今、県会でも長野県の現場でもいろいろ大きな話題となっております。こういうことの中で、町教委としましてもこういう具体的な問題についてね、やっぱり議論されてそしてその議論の中身を的確にやっぱり県のほうへ上げるということに努めてほしいというふうに思います。

時間が来ましたからまとめますけれども、町長の招集挨拶にもありましたように、北京オリンピックの陸上男子400mリレーの銅メダリスト塚原選手の陸上教室の指導の話もありましたが、同じ銅メダリストの朝原選手は子供たちに特に体力、運動の低下が続く子供たちに対して陸上を勧めたい、小学生の子供には走るのが遅くてもいい、楽しむことだ、遊び感覚でいい、楽しくなればおのずと体力はつく、精神面も含めて人間力を養うと言います。健全な肉体には健全な精神が宿ると言われます。坂城町の子供たちが健全に育つことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時25分～再開 午後 3時36分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、4番 窪田英子さんの質問を許します。

4番（窪田さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

1. 肺炎ワクチンについて

肺炎ワクチン75歳以上、前回2千円の補助をお願いしました。補助が出てワクチンを受けた方は、5年間安心していると思います。入院したときにその病気で死ぬことより体力が弱まり、風邪を病院でうつし、悪化し肺炎になり肺炎で亡くなる場合が多々あります。今現在、65歳以上の肺炎の死亡が第3位とのこと。どうにかして肺炎の死亡率を下げよう。たくさんの方が肺炎ワクチンを受けてほしい。65歳以上の死亡率は95%、7千円で5年間もつので、年にしたら1,400円ですので、インフルエンザと同時か1週間ずらして注射をするといいですよと言われました。では、質問に入ります。

イとして坂城での肺炎の死亡率を問う。

全国で肺炎の死亡率が第3位、死亡率を下げるには。

ロ. 肺炎ワクチン接種補助を65才以上に

ロとしまして、75歳以上に補助金2千円を少し年齢を下げて65歳以上にしては。65歳以上が死亡率95%ですので。また坂城は死亡率はいかがですか。75歳以上としての接種率は。補助を65歳以上とし接種率を上げる必要は。

これで1番目の質問を終わります。

福祉健康課長（天田君） 肺炎ワクチンについてのご質問に順次お答えをいたします。

厚生労働省が発表した平成23年人口動態統計で全国死因順位を見ますと、第1位はがん、第2位は心疾患、第3位は肺炎、第4位は脳血管疾患となっております。肺炎によるものは、昭和50年以降第4位だったものがこの年初めて3位になりました。

坂城町における平成23年の死因順位を見ますと、第1位はがん、第2位は心疾患、第3位は脳血管疾患、第4位は肺炎となっております。肺炎は肺炎球菌や黄色ブドウ球菌、インフルエンザ等の細菌が肺に入り、肺が炎症を起こす病気であります。

肺炎を起こす菌は決して特別なものでなく、体の抵抗力があり健康な状態であれば感染することはほとんどありません。慢性の心疾患や肺疾患、糖尿病等の持病があり抵抗力が低下している場合に肺炎を起こしやすく重症化しやすい危険性があり、特に高齢者で重篤化が問題と

なっているところでございます。日常生活において、うがいや手洗い、マスクの着用等に努め、感染リスクの高い方は予防接種を受けていただく、こうした予防対策が重要であります。

高齢者肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に基づかない任意の予防接種でございます。坂城町では平成24年度から千曲医師会に委託し、75歳以上の方々を対象に肺炎球菌ワクチン予防接種費用のうち2千円を補助し肺炎の発症予防に努めております。事業を開始した平成24年6月からこの11月までの接種状況は604人となっております。

町の肺炎による死亡状況を見ますと平成20年から23年の4年間で51人が亡くなっており、そのうち75歳以上の方が49人で肺炎死亡率全体の96.1%を占めております。この状況から見ても、助成対象は75歳以上が適当であると考えております。まずは75歳以上を対象として肺炎球菌ワクチンの接種率の向上に努めるとともに、今後もさらなる肺炎に対する感染予防対策、予防啓発に努めてまいります。

4番（窪田さん） 2回目の質問に入ります。

65歳以上ぜひ検討してください。

福祉健康課長（天田君） ただいま再質問いただきました。65歳以上にとということでございますけれども、坂城町、先ほども申し上げましたけれども、千曲医師会に委託をさせていただいております。ですので、坂城町、千曲市の医療機関で実施をさせていただいておるところでございます。やはり同じ医師会ということで金額、また対象年齢、これも千曲市さんと一緒に75歳以上ということでやっております。ですので、その点も含めまして75歳以上ということで考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

4番（窪田さん） パーセンテージからいくと75歳以上のほうが96.1%ですので、パーセンテージ的にはそうかなと思うんですけれども、若くて死ぬということはもったいないと思いますので、できたら長い目でいいですので検討をよろしく願いいたします。

肺炎は肺をレントゲンで撮影したとき、真っ白になったら最後です。その前に防げることは、知識を持って防ぎましょう。では次の問題に入ります。

2. 坂城駅の交通安全対策について

広い駅前、駅を背にどう歩いたらとちょっと、右、左を見て車は自由に駐車場のほうに向かう車や立町、横町に抜けている車や踏切のほうに向かう車と、少し歩く人たちはそれらの車を右、左、前と目線を向けて歩道のあるところまで歩かなければなりません。車も一応、歩く人、横断歩道を意識してとめてくれるとより安全に歩くことができる。安心の駅前が欲しい。では、質問に入ります。

イとしまして、横断歩道の設定は

イ. 歩行者の安全確保のため、横断歩道が設置できないか。

ロとしまして、車の安全な通行のために

ロ. 車の安全通行のために対策は。

これで2番目の質問を終わります。

町長（山村君） ちょうど坂城駅ではエレベーターの工事が、本体工事のほう、ホームの上の工事も始まっておりますので、私から坂城駅の交通安全対策について全般的なお話を申し上げ、後ほど担当課長から具体的な話をさせます。

現在、坂城駅へのエレベーターの設置工事を進めております。駅構内の段差解消を図ることにより高齢者の方、障害者などの方のバリアを解消し、利便性、安全性の向上を図ってまいりたいと思っております。

このエレベーター設置を町のバリアフリーの象徴として、坂城駅前からのバリアフリー化工事を実施しており、駅前観光案内所前への手すりの設置や坂城高校前通学路の水路改修なども進めております。

今後、グリーンベルトの設置や段差の解消など、さらに駅周辺のバリアフリー化を進めるとともに、坂城駅前を起点として文化センターや学校など町内公共施設への広がりを図り、坂城町全体のバリアフリー化を進めてまいりたいと考えております。

駅は町の玄関口であり観光や通学など坂城駅へお越しの方や通勤、通学や買い物など坂城駅から出かけられる方、また高齢者、障害者の方々に安心してご利用いただけるよう坂城駅のエレベーター設置、駅周辺のバリアフリー化により利用者の利便性、安全性の向上を図ってまいりたいと思っております。

特に現在工事が始まっておりますので、駅にお越しの方の混雑時の安全性の向上なども図りたいと思っております。例えば、今検討しておりますのは、一時的に例えば30分以内とか時間を区切って利用可能な駐車場として駅周辺の公共施設、例えばB. I プラザの駐車場などが利用できるかどうかを検討してまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

建設課長（青木君） 坂城駅の交通安全対策について、イ. 横断歩道の安全な通行のためについてお答えいたします。

坂城駅前の通行につきましては、4本の道路が変則的に交差しており、その中に駅への送迎車両の進入や町循環バス、タクシーなどの駐車スペースがあり、通勤、通学等の時間帯は車や歩行者で混雑している状況です。このような状況から、駅前の安全確保のためにロータリーをつくり交通を整理するという方法も考えられますが、駅への送迎車両につきましては停車するスペースが限られて確保ができなために、車が集中した場合、渋滞することが予想されます。また循環バス、タクシーなどの駐車場が通行車両と交差してしまうため、ほかに移動する必要が生じ、循環バスやタクシーの利用者の乗降にも支障が考えられるところでございます。さらに横町、立町通りから駅前へは傾斜しており、平面の利用ができる部分は限られているなどの課題もございます。

坂城駅の1日の乗降者数は約2千人でございますが、幸いここ数年、駅前での大きな事故等はない状況でございますが、駅前を通行する皆さんに安全について呼びかけるとともに、ご質問にございました横断歩道の設置ですとか、車の安全の通行のための通行方法の変更につきましては、公安委員会の許可が必要となっております。そのことから、警察を初め建設事務所、しなの鉄道、地元区など関係機関とともに駅前交通安全確保を図るにはどのような方法が、対応が可能なのか、バリアフリー化事業ともあわせ検討してまいりたいと考えているところでございます。

4番（窪田さん） 2回目の質問をいたします。

ぜひ横断歩道でなくても歩く人を守るよう、よく検討していただければそれでいいと思っております。今までより道ができたため、駅に向かって左側の方面への車の量も多く、朝夕の忙しい時間帯を想定して弱者を守る駅前広場であってほしいと思います。では次の質問に入ります。

3. 御堂川について

住民から御堂川を見にきてと言われて見にいったから1年余り、どうなったか見にいったまま。本当にいろいろの災害の現場をテレビ等で見ていると、水は恐ろしい。中之条の文化センターの辺が土がたまり草が生えて、これが一たび水量が増すと全部勢いを増し、草やぶと石、砂が一斉に流れると詰まったところから水量が増した水が外にあふれたり、下流の人たちのごみの鉄柵に突っかかり、水がほかへ流れ出すので、早く住民の安心できる御堂川にしてほしい。質問に入ります。

イとしまして、御堂川のしゅんせつを

御堂川のしゅんせつはできないか。

これで1番目の質問を終わります。

建設課長（青木君） 御堂川のしゅんせつについてお答えいたします。

坂城町は扇状地の地形となっており、豪雨の際は山から流れ出た土砂が河川を流れ下り、下流で徐々に堆積し、その土砂に徐々に草が生えてくる状況となり、関係区等で河川愛護運動の中で除草等の対等をしていただいているところでございます。土砂の堆積量が多くなると河川内の水路の流れが悪くなるため、場合によっては洪水の際、河川から水があふれてしまうことも考えられます。

ご質問の御堂川は、1級河川に指定され山からの土砂流出を防止する砂防指定地にも指定され、県の管理となっております。町では、毎年実施している県事業の要望の際に、ご質問の御堂川を含め河川内の土砂の堆積量が多くなってきている県管理の河川の土砂上げについて、長野県千曲建設事務所と現地も確認する中で要望をしてきているところでございます。

沿線への影響や土砂の堆積の状況から今年度は胡桃沢川、洞岩沢川について対応を進めてい

ただいており、ご質問の御堂川とあと村上地区の福沢川につきましても、今年度から着手をしていただくということのご連絡をいただいております。堆積している土砂が大変多いということでございますので、来年度以降も計画的に土砂の除去を継続してやっていただく予定になっております。

国、県管理以外の河川は町で管理となっておりますが、今後も河川沿川地域の浸水被害防止のため河川内の土砂堆積状況を把握する中で、土砂除去が必要な箇所につきましては計画的な土砂除去を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

4番（窪田さん） 2回目の質問をいたします。

住民の方にいい返事があると思うので、安心してくださいと伝えました。ぜひ、県のほうへお願いして検討してください。では次の質問に入ります。

4. 孤独死の対策は

テレビを見ていたら、電気、ガス、水道をとめられて数日後、死体で発見されたとニュースで知らせていて、このような孤独死を防ぐ手だてではないものかと語っていました。坂城の町にもこんなことで死があつてはいけない。質問に入ります。

イ. 孤独死を防ぐには

イ. 孤独死を防ぐための対策は

ロ. 電気、ガス、水道の業者と連携できないか

これで1回目の質問を終わりにします。

福祉健康課長（天田君） 孤独死の対策はについてのご質問にお答えをいたします。

孤独死につきましては、明確な定義はなく全国的な統計もありませんが、たびたびマスコミに取り上げられるなど、社会問題の一つとして認識をしているところでございます。孤独死を防ぐには、何といたっても常日ごろから隣近所や地域とのかかわりを持っていただくことが一番だと思いますが、生活の困窮や高齢者の独居などを要因として地域とのかかわりが薄れてしまうなどといった状況も考えられます。

当町の生活保護を所管する長野保健福祉事務所では、被保護者への定期的な訪問や面談、随時の電話連絡等で状況の把握に努めており、連絡がとれずに安否の確認が急を要する場合は町からも直接ご本人をお尋ねし、場合によっては警察とも連携するなど対応しております。

また、独居高齢者につきましては、ひとり暮らし台帳への登録による日常の訪問員さんの訪問、地域の民生委員さんによる声かけ等、孤立防止に努めているところでございます。

今後は、こういった活動とともにご質問にありました日常の業務として各ご家庭を訪問するガスや電気、水道事業者などとの連携も大変有効な手段となります。長野県では、本年7月4日、孤独死の未然防止を防ぐ目的として県内市町村賛同のもと、長野県ガス協会や電気会社、新聞販売店、生活協同組合などの民間事業所と長野県地域見守り活動に関する協定を締結いた

しました。この協定は、検針や配達等日常の訪問を通じ、新聞や郵便がたまっているとか、洗濯物が何日も干されたままだとか、明らかに日常と違う異変を察知した場合は、市町村に連絡し市町村が安否確認を行うなどといった取り組みであります。

県においては、今後も他の民間事業者等との協約の締結に取り組むこととしており、孤独死防止対策の強化が図られているところでございます。

4番（窪田さん） そのときに一番話し合ったのは、一番いいのは電気、ガス、水道のメーターを見る人が針が動かなくなったら、警察や役場に何らかの連絡をとったら一番いいねという結論も出ました。何らかの方法で坂城の町は平和な町ですので、こんな死がないよう望んで、次の質問に入ります。

5. 家庭内暴力について

家庭内に暴力があつて相談する相手がわからず、ただ耐えるのみで繰り返し相手の感情の壁となり受けているようになる。大体小心の男性は酒の力を借りて暴力に出るケースが多いので、どうにかして酒の量を減らすことから始めなければ改善しないのでは。どうにかして医者に診断してもらって、肝臓とか臓器の異常で酒の量を決め、目をスポーツとか奥さんから視線を離して生活させたらと思います。耐えるのみでなく、多くの人に恥ずかしがらずにオープンにし力を借りたほうが心が明るくなると思います。奥さんも趣味を持ち、家庭の外に出て心を切りかえ生活するといいいのでは。では、質問に入ります。

イ. 坂城での状況と対策は

イ. 助けを求める方法と町の対応策は。

これで1回目の質問を終わります。

企画政策課長（荒川君） 家庭内暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンスと呼ばれるものは、配偶者やパートナーから、主には男性、女性、いずれをいうわけでございますけれども、女性のほうが圧倒的に多いのかなという、そのようなお話も言われております。そういった形で向けられる暴力のことでございまして、身体的な暴力だけではなく言葉や身ぶり、恐怖感や不安感を与えるなど精神的に心理的に苦痛を与えることも含まれております。

県では、女性相談センターと男女共同参画センターを配偶者暴力相談支援センターと位置づけて、DV相談に対応しております。平成24年度に長野県の女性相談センターへ寄せられたDV相談は1,677件、またこれとは別に24時間、専任の電話相談を受けるホットラインには137件の相談が寄せられております。

町では昨年7月に坂城町要保護者（児童）対策地域協議会を立ち上げまして、その中でDV部会を組織し関係機関との連携体制を図っております。県の相談センターはもとより、町の心配事相談、女性専門相談員、人権擁護委員、社会福祉協議会、医療機関、警察署、いずれの場所においても相談が受けられる体制を整えております。専門指導が受けられるように整えてお

りますので、ご利用いただければと思います。

DVは、暴力による人権侵害であることを一人一人が認識をし、人権を尊重し尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが大切と考えます。ぜひ、心配事相談のご利用や役場はもとより、かかりつけの医療機関など相談を寄せやすいところへ声を出していただければというふうに思います。以上でございます。

4番（窪田さん） 力のない女性を暴力の相手にせずスポーツに向けてください。

次の質問に入ります。

6. 生活改善運動について

以前にも出ました、年金生活で慶弔金に対する生活の改善ができていないで、大変な地域があるようです。悩んでいてもなかなか実行に移す勇気もないのでしょうか。正しいルールに沿ってその家庭の趣旨を坂城町新生活運動推進委員の方に相談し、申し合わせ事項がプリントされています。昭和63年2月9日、1、祝儀3千円、葬儀香典千円、法事3千円、建前3千円、病氣見舞い千円、入学出産千円。これは坂城町新生活運動推進委員会、事務局は坂城町文化センター内。申し合わせ事項は文化センターに訪れるとプリントした用紙をいただけることになっていました。では、質問に入ります。

イ. 坂城町の生活改善は

申し合わせ事項のPRと徹底はできないか。

これで1問目の質問を終わります。

教育文化課長（柳澤君） 生活改善運動について答弁申し上げます。

生活改善運動につきましては、昭和62年2月に内容を改定しまして、その後普及の活動を行い、坂城町の新生活運動の浸透を図ってまいりました。

一方、生活の多様化、価値観等から施主側は事情により業者に委託したり、それぞれの思いがあつたりでいろいろな冠婚葬祭がとり行われるようになってきております。そのような中で、特に葬祭につきましては、最後の別れをする場面でございますので、坂城町周辺の業者に委託をした場合、生活改善方式での対応もできるとのことでございます。

生活改善は、施主側が冠婚葬祭を生活改善式で実施することを来ていただく方に申し添える方式になっております。施主にとりましては、冠婚葬祭が華美になり過ぎたり、施主、ご来賓に無理がかからないよう、その利用をしていただけるよう広報にも努めているところでございます。

広報の状況ですが、平成24年5月発行の公民館報368号、平成25年3月発行の公民館報370号でも広報しているところでございますが、今後とも生活改善につきましては、このようなPRを続けていきたいと考えております。

なお、生活改善の徹底ということでございますが、冠婚葬祭を行います施主側の考え方が尊

重されますので、徹底を図るということは大変難しい状況でありますことをご理解いただきたいと思います。以上です。

4番（窪田さん） 2回目の質問をいたします。

公民館の館長さんをお願いしましたら、このようなプリントがありました。そのところに、お願いということが書いてありまして、「このたびの葬儀に際して皆様とともに、故人の生前をしのび、深い哀悼の意を表します。さて、私ども坂城町では、生活改善の推進のため、葬儀の場合、ご香料金1千円と申し合わせております。この趣旨にご理解を賜り、ご協力をお願いします。」と書いてありました。こっちは結婚のほうですけれども、こういうプリントがありまして、部落によってはこれは徹底しているんですけれども、全然徹底していないところの人がぜひ徹底するようにお願いしますと言われましたので、できればこのプリントを、うちも63年2月にこれを出ているんだと思いますけれども、これがないので、こういうものを張っておくだけだと結構弱いので、できたらこの上に少しナイロンぼいもので透き通るものでやっていただいて、あとこっちのお願いというのを少しいただいて、祝儀袋や香典袋に入れられるようにぜひ徹底していただきたいと思いました。

上田では徹底していて、坂城はあと一步ですので、事務局の方へ出向いて公民館や区で徹底に向けてまとめ役になって努力してみていただきたい。63年2月9日に生活改善からプリントが出ていました。家庭でいつでも見られるよう目のつくところに張って、小さなことから大きな輪にするよう一人一人努力して生活改善に向けて努力してみてください。

これで一般質問を終わります。

議長（柳澤君） 今、終わりましたというご発言ですので終わりというふうに認めます。いいんですね。いいんですね。いいんですね。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日、10日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時11分）

1 2 月 1 0 日 本 会 議 再 開 (第 3 日 目)

1. 出席議員 14名

1 番 議 員	柳 澤 澄 君	8 番 議 員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 ま ゆ み 君	1 0 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	1 1 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	1 2 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩 野 入 猛 君	1 3 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	1 4 〃	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
ま ち づ くり 推 進 室 長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-------------------|----------|
| (1) 薪能についてほか | 中嶋 登 議員 |
| (2) 買い物弱者対策についてほか | 吉川まゆみ 議員 |
| (3) 教育の現状と課題 | 塩入 弘文 議員 |
| (4) 村上保育園についてほか | 入日 時子 議員 |
| (5) 地域農業の振興についてほか | 塩野入 猛 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（柳澤君） 初めに10番 中嶋登君の質問を許します。

10番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

その前に9月議会において質問をいたしました千曲川河川敷グラウンド通称大橋グラウンドでございますが、水害により使えなくなり100m走用のタータンをチクマ精工跡地に設置できないかご提案を申し上げたところ、早速実施していただき子供たちも安心して練習に励むことができるとともに、また好成績がたくさん生まれ、7年後のオリンピックには必ずやアスリートがこの坂城町から誕生することでありましょう。大変ありがたく、敬意を表するものがあります。

さて、話は変わりますが、最近坂城ブランドと申しますか、二十歳代の若い女性が大変頑張っておられます。坂城町の特命大使でもありドバイからニューヨークへと活動範囲を広げ、国内外においても高い評価を得ている銅版画家の小松美羽さんであります。そしてまた、青年海外協力隊であり、日本から遠い地であるアフリカのザンビアで理数科の先生として中高一貫校で頑張っている竹内希さんであります。

せんだって、千曲市で行われましたミスユニバースジャパン長野大会、ここでは優勝をシグランプリに輝いた塚田理沙さん、才色兼備は言うまでもありません。3月の全国大会を目指して東京に勉強に行き、今頑張っております。

さて、もう一方は、12月の1日の日に鉄の展示館ホールにてクリスマスコンサートが行われましたが、何と二百数十人、あその会場目いっぱい、いっぱいのお客さんが入り立ち見席が出るほどのにぎわいでありました。芸大4年生の川島亜子さんによるサクソフォーンの演奏であり、クラシックからジャズ、ポピュラー、いろいろな音楽、ジャンルに捕らわれず、まさに夢のひとつときであり最後のアンコールでは「故郷」を演奏をしていただきました。涙腺に触れる感動を私もいたしました。このように坂城発で頑張っている若き女性に全町挙げて応援していこうではありませんか。私も自称応援団長としてご支援をしていくつもりであります。

それでは質問に入らせていただきます。

1. 薪能について

イ. びんぐし野外ステージに屋根を

来年、第2回目の薪能がびんぐしの里公園内で開催予定となっておりますが、前回の幻想的で幽艶な舞台が再現されることを大勢の町民が待ち望んでおります。また、子供の能楽教室も松木千俊先生、そして海野義元先生にご指導をいただき、14人の子供たちも頑張って練習に励んでおられます。

このようなことを考えますと、ステージに屋根をつけるなど環境整備を私は行うべきであると思うものであります。そうは言いましても、この場所は毎年行われている子供フェスティバルでも使われたり、またあるときはジャズの演奏会など行われたこともありました。また小中学校の子供たちにも使われたりと、多くの町民の皆様にも多目的にも使われている場所でもあります。そういうことを考えれば、来年度ぐらいを目途に屋根をつけることをお考えいただきたいと思うものであります。

ロ. 薪能毎年開催を

先ほどの子供能楽では子供たちも頑張っており、この能楽につきましても皆さんも周知のとおり、世界遺産でもあります。この能楽を坂城町に定着させるためにも毎年開催することが、私はいいのではないかと思います。ただいま2点申し上げましたが、そのところをお尋ねをしたいと思います。以上で1回目の質問とさせていただきます。

町長（山村君） おはようございます。薪能についてイ. びんぐし野外ステージ、それから薪能毎年開催をということ、両方、私のほうから回答させていただきます。

まず、びんぐしの里公園ですけれども、ここは平成7年に開園しまして、遊具広場や芝生の広場、テニスコートや屋内ゲートボール場、スパークさかきにおきまして、家族連れや町内外の保育園の方、あるいはスポーツ愛好者など大勢の方に来園していただいております。

びんぐしの野外ステージに屋根ということでございますけれども、今ご提案ありましたように、坂城町で多くの方々が集まって何かをやる、多目的にやるという場所が今現在ありません。一つの考え方かなというふうに思っております。多くの方がおいでいただいてびんぐし

の里公園にですね、おいでいただいて文化的に、あるいは交流的なイベントが開催できるような公園の整備というのにも検討していかなきゃいけないなというふうに思っております。

例えば、教育委員会で行っているいろんな事業や学校・文化協会等の発表ですとか一般の方々の利用など、より多くのイベントが開催できるような施設にできないかなとも考えております。

また、一方ですね、平成23年ありました大災害などの災害時の緊急避難場所としても活用できないかというふうに検討しまして、地域の防災拠点としての機能も備えた公園の施設となるように調査、検討していきたいとも考えております。

また、びんぐしの里公園は平成26年でちょうど開園20周年を迎えるということになります。また、一方現在整備を進めております下水道の事業につきましても、平成26年度にはびんぐしの里公園周辺の整備が予定されております。このような状況にあわせまして平成27年度には、公園管理センターなどの水洗化や周辺施設の配置など公園全体の見直しを行い、利用者の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、公園の施設につきまして、今後どのような利活用ができるかと、どのようなものが必要かなど調査・検討を重ねた上で、これは実施計画の中でも議論しておりますけれども、平成28年度に公園改修を計画しております。その中でイベント等の発表の場や災害時に利活用できるような施設として、かなり大きなものになると思っておりますけれども、野外ステージの設置というのにも検討していきたいというふうに考えております。

続きまして、ロ．薪能毎年開催をということでございます。薪能は、びんぐしの里公園にて平成23年8月23日の土曜日ですけれども、薪能実行委員会の皆さんが第1回目として開催されました。薪能実行委員会は、能楽の謡曲等の継承を目的に活動してこられた皆さんが、さらなる継承者の育成と坂城町の活性化を目指して組織した団体であります。

23年のときに薪能は、子供能楽教室の「鶴亀」の披露や観世流の能楽師松木千俊さん、狂言師の野村萬斎さんらの高名な方の公演が行われ盛大に開催されました。また、松木師範が町内の文化団体の謡曲や仕舞の指導に長年携わっていただいたことから公演が実現したということでもあります。

松木千俊師範におかれましては、以前から伝統文化である能楽の普及、後継者の育成も見据えまして子供能楽教室の指導に当たっていただいております。子供能楽教室として3年目を迎えた現在は、町内の南条小学校の児童11名を初めとして町内14名の子供たちが週2回文化センターにおいて松木千俊師範、観世流海野義元師範など関係者の皆様のご指導を受けております。第2回目の薪能は平成26年8月31日日曜日、びんぐし公演で行うという予定で、実行委員会を組織しながら準備を進めていると聞いております。

さて一方、毎年びんぐしの里で薪能を開催して当町に薪能を定着させていったらどうかとい

うご質問でございますけれども、なかなかこれ準備が大変ですね、1回目の薪能につきまして、2年おいて来年開催ということでございます。出演者のスケジュールというのはもう数年前から予定が入っておりますので、出演の調整あるいは薪能の開催にかかわる資金計画など相当な時間を要するというふうに思っております。薪能実行委員会としても数年かけて準備し開催を計画していきたいというご意向をお持ちのようですので、毎年の開催はちょっと厳しいのかなというふうに思っておりますが、それでも数年に一遍は開催できるように、町としても支援していきたいというふうに思っております。

10番(中嶋君) ただいま町長よりお答えをいただきました。今、町長からのお話を聞けばですね、やはりあそこのびんぐしの里公園は、言うなればグローバルに使われる場所であるということ、それからまた今の答弁の中に大幅なりニューアルであるとか、また開発をいろいろなされるというご計画があるようでございます。その中に私が申し上げましたように、そこへ屋根をつけてくださいということ、その辺も町長、今、ご答弁の中ではお考えいただくということでありましたので、ぜひできればいろんな、先ほども申し上げましたけれども、いろんな皆さんたち使う場所でありますので、早目にひとつお願いをしておきたいと思えます。

それから、町長も今の口に対してのお答えではありますが、これは当然やっぱり世界遺産ということであるし、また場合によっては人間国宝であります。そのような方をこの坂城の地へ呼ぶということは、なかなかちょっと言葉があれかもしれませんが、お金のかかることだと思いますので、その辺はとりあえず今のところは2年ぐらいかかってしまうのかなと、そういうご答弁だったと思いますが、最後に、できればこの坂城の地からというようなお話がありました中で、できれば町長も1年に1回ぐらいはというようなことも最後にいただきましたので、ありがたく私はその辺は受けておきたいと思えます。

それで先ほどの二十歳代の女性の子たちが頑張っておりますが、私の思うのは、今小学校の子供たちが一生懸命、子供能楽ということで頑張っておりますので、将来、この子たちが大きくなってまさに二十歳ぐらいになったときには、この地からうまくいけば人間国宝のような子が生まれていけば、すばらしいことなのかなと、こんなこともつけ加えまして町長には特にその辺のところも含めてよろしくお願いをしておきたいと思えます。

引き続きまして、第2質問に入らせていただきます。

2. 南条小学校改築について

せんだって、全協の場所で初めて図面を見せていただき内容が明らかになりましたが、大分仕事が進んでいるようで、設計変更ができるのは、この12月までとのお話でありました。でありますので、最初で最後、ラストチャンス設計変更にかかわる南中の町民、南条、中之条の町民の皆様注目の、これから私は一般質問を数項目にわたりお尋ねをしていきたいと思えます。

イ. 高気密高断熱について

数十年前、オイルショックのときに北海道で石油、灯油を減らすために考えられたこれは工法であります。県内に入ってきたのは約20年ぐらい前でありました。その前はほとんど在来工法で建てられておりました。これは一般住宅の話であります。大きな学校、教室は大変難しい工法であると専門家から私は聞いておりますが、詳細説明をお尋ねをいたします。

ロ. 太陽光発電について

町長が毎回、声高らかに言っております。我が町はスマートタウンの町であります。子供たちも小さなときから認識してもらうためには、太陽光発電はすばらしい教育環境であると思っておりますが、30kWとは新しい学校をつくるに当たり私は少なすぎると思っております。体育館を含む全校舎の屋根にこれも町長よく言っておりますが、メガソーラー規模の施工はできないものか、この辺もお答えをいただきたい。

ハ. バリアフリーについて

今、子供やお年寄りに優しい一般住宅、皆さん建てる方は全てバリアフリーで建てております。南条小学校もバリアフリーになるのかどうか、その辺の同じく詳細説明をお尋ねするものであります。

ニ. FFストーブについて

数年前、日本の大手家電メーカーのFFストーブに欠陥があり、一酸化炭素中毒で亡くなる事件が相次ぎ、数年にわたり回収されたことがありました。またこのたび、新しい学校をつくるに当たり、このような危険な暖房設備はやらないでしょうね。もしやるようなお話でありましたら、集中管理のできるまさに今日も暖かいわけではありますが、町と同じ木製チップボイラーに私はするべきだと思います。一番新しい南条小学校をつくる一番新しい木製チップボイラー、町は既にやったわけでありましたので、できれば私はこの一番新しいものを南条小学校へつけるべきではないかと思うものであります。

ホ. 全教室に水道を

低学年の教室に水道をつけるようではありますが、専門家に聞いてみたら新設校には全教室につけるのは当然であるというようなお話も受けました。また、そのようなアドバイスもいただきました。この辺はどのように考えているのかお尋ねをいたします。

ヘ. メンテのかかる設備は地元で

地の利ではありませんが、学校の放送設備であるとか各教室に入るテレビであるとか、もちろんこれも大事な整備されつつありますが、下水道も入るようです。でありますので、上下水道であるとか施工後何十年、何百年はどうかあれですが、メンテナンスのかかる仕事があるわけでありまして。こういう仕事は初めからですね、地元の業者に私は任せるべきだと思います。そうしておけば、一番何かあったときにはすぐ飛んでいっていただけるのではないかと

うふうに思うものであります。

ト．校庭に芝生を

この質問は、中沢町政のときからの私の懸案事項であります。たしか5回目ぐらいですかね、この質問は。この辺のところはまた機会があったら細かく私報告したいと思いますので、とりあえずこの芝生を植えるということは、児童を芝生の上で運動させることのよさはもう既に皆さん、ご周知であると思います。テレビ、新聞で時々報道されておるわけでございます。

ましてやですね、今度新しい学校をつくるに当たりまして、雨水対策も含め芝生を張るべきであるとは私に思っております。何も無いところだとやはりゲリラ豪雨とかそういうことを考えると、芝生を張っておけばそこで水を吸いますので、そしてまた水を保ちますので私は絶対張るべきだと思っております。そこもお尋ねをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

教育文化課長（柳澤君） 南条小学校改築につきまして、順次答弁申し上げます。

新しい南条小学校の建設につきましては、六つのコンセプト、自然を生かした学校づくり、シンボルとしての学校づくり、文化・教育の発祥地となる学校づくり、安心・安全な学校づくり、環境に配慮した学校づくり、地域とともに発展する学校づくりをもとに、学校の敷地計画や校舎配置などの基本設計ができ上がったところでございます。現在は、基本設計をもとに実施設計についてエーシーエ設計及び学校側と協議を進めているところでございます。順次ご質問にお答えしてまいりたいと思います。

初めに高気密高断熱という状況でございます。この部分につきましては、太陽が照って熱くなりやすい屋根と本体の間に断熱を用いまして、熱が校舎の躯体に伝わる前に熱を遮断する外断熱の工法を屋根に用いることとしております。また外壁部におきましては、内断熱といたしまして暖められた空気を内側の断熱材で外に出さないようにする予定を考えているところでございます。また、学校の外壁の大半を占めるサッシでございますけれども、複層ガラスにすることで外気温を教室内になるべく影響のないようにする計画としているところでございます。

次にロ．太陽光発電についてでございます。昨年耐震工事を行いました村上小学校におきましても、30kWhの太陽光発電を特別教室棟と屋根に設置し、環境学習に役立てているとともに、学校で使用する電力の一部を賄っているところでございます。

体育館を含む全校舎の屋根に施工できないかというご質問であります。発電量を多くしますと事業の計画費用に影響がでることから大変厳しい状況と考えております。また構造的に見ましても、今回の計画につきましては、屋根に空気集熱パネルも設置する計画でございます。このことから屋根全面にソーラーパネルを設置することができませんし、体育館におきましては既に耐震改修済みであり、太陽光パネルの荷重を考慮することも必要となります。大変厳しい状況と考えております。そのようなことから現計画の30kWhの計画が適当ではないかと

考えるところでございます。

次にハ、バリアフリーについてでございます。南条小学校を改築するに当たりまして、主に学校を利用する児童や教師はもちろんのこと、学校への来校者や地域の方々など障害の有無にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるような施設を計画しているところでございます。

南条小学校は北東から南西にかけて坂になった敷地であります。また現校舎敷地とグラウンドには大きな段差がありますので、そういった高低差をどう解消するかも南条小学校改築に当たり大きな課題でもございます。現在の計画では、新校舎とグラウンドでは段差を極力抑えるような設計がなされ、西側では一部段差が生じますのでその段差を解消するためのスロープの設置を計画しております。また、障害者用の駐車場を職員室、校長室及び昇降口近くに配置し、また特別支援を必要とする児童等への対応として、高学年に進級してもいいようにエレベーターを計画したところであります。

次にニ、FFストーブについてであります。南条小学校の校舎につきましては、空気集熱式パッシブソーラーシステムというシステムを計画しているところでございます。空気集熱式パッシブソーラーという部分でございますけれども、屋根で集熱をしました空気を送って建物全体で蓄熱し、冬は室内の温度が低下したら放熱することで建物を暖め、夏は夜間の冷気を取り入れることで日中の暑さを軽減させるというものでございます。

FFストーブにつきましては、設備の導入費用も比較的安価で操作方法が簡単で誰でもすぐに暖めることができるという利点、あるいは維持費は比較的安価であるとのことから、県内の学校のほとんどがメイン暖房として採用をしているところでございます。空気の集熱式パッシブソーラーとFFストーブを併用することで過ごしやすい校舎となるように計画をしているものでございます。

なお、ご質問のペレットボイラーについてでありますけれども、南条小学校規模になりますと、校舎の中に機械室が30m²ほどおおむね必要となりまして校舎配置への影響、あるいは導入費用がかかること、またペレット自体の保管場所、灰等の処理方法などの課題もありますので、かなり厳しい状況と考えるところでございます。

次に、ホ、全教室に水道をについてでございます。ご指摘のありましたとおり、集団で生活をする学校でありますので、感染予防や衛生教育、また熱中症予防の観点からも低学年のみではなく中高学年、特別支援教室、各特別教室には手洗い等の設置を計画しているところでございます。

次に、ヘ、メンテにかかる設備は地元でについてでございます。校舎の改築事業につきましては、一括契約することで工事にかかる諸経費等の軽減を図ることが基本と考えているところでございます。このようなことから発注時に、そういった業者的な指名につきましては、大変

厳しい状況と考えるところでございます。

なお、校舎完成後のメンテナンスにつきましては、特別な事情が発生するものを除いて、基本的には地元の皆さんにお願いできればと考えるところでございます。

最後にト、校庭に芝生をについてでございます。芝生化の利点といたしましては、芝生の弾力性がスポーツ活動に安全性や多様性をもたらすこと、あるいは強風時における砂じん対策ですとか、降雨時における土砂の流出という部分がある一方で、施工にかかる費用のほか、散水、芝刈り等の設備、機械の設置や雑草除去等の芝生の維持管理などの課題が掲げられます。校庭の芝生化につきましては、導入費用面、維持管理面から今回の改築事業での施工は非常に厳しい状況にあると考えているところでございます。以上です。

10番（中嶋君） るる課長からお答えをいただいたわけでありますが、私も本来、イはイで1問1答ずつやっていけばいいと思ったんですが、ちょっとそれも事前に言っておかなかったので、ちょっと失敗したかなと私思うんですが。イロハニホヘトなんて私、議会10年ここに立っていますけれども、こんなにたんとやったのは初めてなんですよ。ということはこれだけ南条小学校を建てるということに対して、もうこの12月でもう決まってしまうというなんていうあんばいでしたから、慌てましてね、それでこのような一般質問になっちゃったもので、自分自身も何また質問していいか、整理しながらやっていますので。同僚議員からいいから順番で持っていけなんて今、お言葉もありましたので、そんなようなことで少しずつやっていきたいと思うんですが。

先ほども言いましたけれども、今の高気密高断熱でやるということを私、全協の場所で聞いたから、この辺を専門家にあっちこっち何人もの方に工務店だなんだなんていろんなことを聞いてきたんですよ。そうしましたらね、今ありましたが、先ほどちょっと私、聞き漏らした部分もあるかもしれないから、おかしな質問になるかと思いますが、実は、高気密ということであればですね、これは必ず気密測定をしていただだけということです。これまた専門家に言わせると数値があるんですよ。例えばABCランクでやれば、Aランクが一番いいわけですよ。例えばカナダ方式であるとかね、もしかしたら長野方式なんかもあるかもしれません。数値が決まるんですよ。そのどの点、どの辺の数値まで持っていくのか、こんなこと聞いたってわかんないでしょう。そこら、俺、答えなくてもいいんですが、ただ一応ね、お願いはしておきたい。数値をきちっと出させること。そしてまたABCランクの中で、私はAなんていうようなことは言いませんけれども、例えばBならB、CやDにはするようなのはつくらせてもらっては困る。

それからですね、先ほど言いましたけれども、窓ガラスの部分のところですが、これも実はですね、こういう話なんですよ。ペアガラス、昔は二重サッシだったんですよ、そこから最近ペアガラス、ペアガラスも5cm、それから10cmぐらいの厚さの厚みがあります。それは

10cmがいいに決まっていますよ、そういうこともあります。それからペアガラスのその枠なんかも、サッシの使う場合もあるし、樹脂も使う場合もあるんですよ。樹脂が一番いいということです。なぜ樹脂がいいんですかと聞いたら、やっぱり長野県寒いから結露が起きちゃうよと。じゃあ結露防止にはどうするんですかって言ったら、やっぱり伝導率が一番小さいのは樹脂なんです。それが高い。どうしてもそこから結露が発生するということだそうであります。

それから、さっきも言ったように高气密ということは皆さんね、隙間なくすということなんです。その隙間をなくすという理論でありますから、ここが大変、さっき私も言いましたけれども、難しい工法なんです。本当は。高气密につくるとは隙間をなくする、ということは空気を遮断する、ということはペットボトルの中に人間住むのと同じになっちゃうんですよ。だから難しいんですよ。格好よくね、高断熱高气密と、おらちは立派だなど言っているけれども、なかなか難しい。

そこで大事なものは換気です。これ自然換気になるんですか。それとも24時間換気になるんですか。それとも例えば熱交換機についておる換気扇を使うんですか。三つあるんだよ、これね。これもやっぱりABCみたいなのでランクづけされているんだそうです、専門家に言われますと。私はそこまでちょっとわかりませんが、そんなふうです。

それからもう一つはね、先ほど断熱材、断熱の話をしましたけれども、高断熱、高断熱と皆さん言いますがね、断熱材って何使うの。断熱材は。大体皆さんね、一般のうちはグラスウール使ったというんですよ。あと岩綿であるとかね。そういうものを使っておった。最近さっきも私も言いましたように、魔法瓶や冷蔵庫に使われているやつが、これは硬質ウレタンなんです。私はこれを使っていただきたいと言いたいんだ。これは吹きつけ工法で大体100mmぐらいの枠をつくって、そこへ硬質ウレタンを吹きつける工法があるんです。これが最高に私はいと思っています。値段もそんなに高くない。

でももっといいのを考えますと、本来小学校ですから環境に一番優しいというのは、今、最近何使われ始めたか。20cmも30cmもこんな厚い壁をつくらなきゃいけないんですが、そこへ例えば羊毛材を入れるんですよ。そうするとあと壊すときに環境に優しいということを言われています。それからもう一つは、言うなれば真綿、まゆです。そういうものを入れて自然に帰るものをやるという工法もあるようです。大まかに分けると大体この三つぐらいになるんですよ。

ただ、もう逆に言うと先ほど私も言いましたように、冷蔵庫、あんな薄くても真夏の暑い盛りに皆さん、氷できるでしょう。断熱性がいいからなんです。だから何使うとなると、私はそこは調べてみたら硬質ウレタンを使ってあります。ですから今回もできれば私は硬質ウレタンを使っていただきたい。

それからさっき、外断熱、内断熱なんて、こんなことは当たり前のことなんです。最近の技

術では。ただね、私が心配だったのは、屋根に外断熱って課長答弁したわな。それから今度は今の壁、私は壁、10cm、100mmぐらい、101mmか2mmで硬質ウレタンをぶっこんでいただきたいというふうにお願いしておきたい。

それだけでも、床はどうするの、床は。床から長野県の場合はどんどんしんしんしんしん寒いやつが上がってくるでしょう。これをとめるから高断熱なんですよ。これ低断熱じゃないか、下手すれば。中断熱ぐらいかい。これは私に言わせればおかしい。こんな工法は。

どうするんだいって言われると、これね、リフォームかけて、皆さんもリフォームかけるならこんな工法があるからやってみておくん。どうも下から寒いわなど、この季節になってくれば。床下に潜って下から硬質ウレタンを吹きつけるという、今、工法もあるんです。大分リフォームの中で皆さんやっている人大勢います。そしたら1℃か2℃違ってまずぬくてえ家になっちまったわいというお話も承っております。そこのところ答弁していないんだ、床どうするだか。床も今の硬質ウレタンで100mmばか吹きつけますから、議員心配するなって言ってもらいたい。とりあえずちょっと時間的なあれですので、その辺ちょっとご答弁願いたい。

教育文化課長（柳澤君） 断熱の部分でいろいろご意見をいただいたところでございます。現在、検討がされている部分というところでお知らせをしてみたいと思います。

一つでございますが、まず壁におきます断熱材の部分でございます。これにつきましては、まだ基本設計の後の詳細設計に入っている状況で確定ではないんですけれども、使う材料としますと、工法的には硬質ウレタンフォーム、もしくは押出法ポリスチレンフォームですとか、高性能フェノールフォームというような部分で今、検討をしているような状況となっております。

それから、床というような状況でございますけれども、この部分につきましてはパッシブソーラーシステムの部分で外気をそれぞれ、冬につきましては日中に取り込みまして、躯体を暖めてその部分で夜間に放出するというような部分での暖め方を現在考えている状況となっております。現在、詳細の設計をやっておりますけれども、そのような部分で今後も進めるような状況を想定しているところでございます。

それから換気という状況でございます。これにつきましては、当然通常の先ほどの夜間の取り組みといったような状況の中で、ファンを回すことで通気をよくするシステムを想定しているところでございます。以上です。

10番（中嶋君） 課長から答弁いただきました。ありがたいですね、よかった、今日聞いて。硬質ウレタンということでぜひやっていただければありがたいと思います。とにかく結露の起きないもの、そういうことでお願いしたいと思います。

それから今言われましたように、床下は今の、言うなれば暖かいあれですか、取り込むという部分がありますが、その辺もよく検討なされて、二重にしてもいいんですよ、そこのところ

は。その下にウレタンを敷き込むという工法もあるんですよ、そういうこともご研究なされて、ただそこへ暖かいのが、いつも暖かいのがしょっちゅう入っているという理論じゃないでしょう。強制的にやるわけじゃないんだから。その辺のところをもう少し考えさせてですね。できればやっぱり下からの冷気を必ずやストップさせるようにお願いをしておきたい。

それから、熱交換機の換気扇をやっておいていただきましたね。今、その換気扇で空気を入れかえるということはこれ、大事なことから、ペットボトルの中なんですからね。だからそれはできれば熱交換機、というの一番これはエコなんです。ちょっと施工するときはお金がかかりますが、長年やっていくとこれは十分もとが取れるという理論であります。そういうことでお願いしたいと思います。

それでは、時間もあれでするのでどんどんいきたいと思いますが、先ほど申し上げた太陽光発電についてですね、る説明があったわけでありましたが、実は私もこれ専門家を連れていってですね、現場を見たりそれから図面を見たりしながらいろいろ検討してみました。そうするとね、村上小学校と同じ30kWというのはこれさみしい話だね。新しいものをつくるわけですよ。ですからそのところは私はさっきも言いましたようにもう1回ね、全校舎に施工すればね、それから体育館だっていなければあれですよ、もう一度少し耐震でどの程度の比重がかかるか、いろいろ計算なされればあそこへ私は乗っかると思うんですよ。そういうふうになれば、300kWhですかね、パネルを上げることができるわけです。

また参考までにね、ちょっとこれはあれです、いい機会でありますのでここでざっくりのお話ではありますが、ご報告をしておきたい。何とこれね、300kWをですね、売電をするということ、これはスマートタウンでありますから、先ほども申し上げましたが、町長も本当に坂城の町はもうメガワットになたよということで町長も喜んでおります。今どんどん、どんどんやっている皆さんも増えております。これはいいことだと思います。やはり原子力はそれこそ最終的にはやっぱりああいうものはなくしていく方向に、私は持っていくべきだと思っております。そういうことも町長もそんなふうに思っていると思います。いつまでもということはないと思うわけでありましたが。

とにかくですね、300kWhを売電すれば年間約1,500万入ります。ただこれは施工料は1億5千万ぐらいかかりますよ、これは、当然。ちょっとこれもざっくりな言い方でいけません、ちょっと言葉悪いですよ。10年でもと取れちゃうわけですよ。これ言葉がこういう場所で言ってもいいかどうか分かりませんが、実際そういうことでありますから。そしてましてやですね、メンテの部分がどうなるんですかと言われると、20年間はメーカーがきちんと責任を持つということでありました。ここも私全部調査してあります。ですから思い切ったこういうことをやるべきじゃないかなと私は思います。

ましてや当初予算は16億だったんですよ。それが仮設教室の関係とかそういうことを考え

て、仮設教室を考えて15億にもっていったというご努力は私は敬意を表すところであります。でありますので、せめて1億ぐらいのものをここへ使えばですね、1千万ぐらいのものは生まれてくるのではないかなと私は思うものであります。もし、これがですよ、どうしてもだめであればね、せめてですよ、せめて50kWhぐらいにしていなければありがたい。さっきも話出ています。災害時のときなどを考えればね、この程度は私は必要かと思えます。これからはきっとバッテリー、いいものができてくると思えます。バッテリー充電しといて、それを災害時に夜使ったりできるんじゃないかと、こんなふうに私は思うものであります。

それから、できればね、今後のことを考えれば全校舎にパネルが乗せるような施工はしておいていただきたいんです。どうしてそういうことを言うかというところでですね、数年前、給食センターをつくる時がございました。このときは、いみじくも私が建設委員に入っておりました。そのときに私はこういうことを言ったんです、今と同じことを言ったんですよ。太陽光はその当時の答弁ですよ、太陽光は予算がないのでつけないと言っていたんですよ。だけでも将来を考えてパネルを乗せるように施工しておいてくださいよと私が言ったら、やってくれた、あのときは。そうしたらどうですか、工事が始まって少したったら、国の補助金が出たんですよ、あのときに。だから皆さん今ね、給食センターの上には太陽光乗ったんですよ。この中に知っている人いるはずだ。ごちゃごちゃ言っているのもいるけれども、そこらで。その補助金が出たら慌ててパネルつけたときに、このとき後になってから実は名前は言いませんが、町側の皆さんの側から私は感謝をされておる。その辺にしておきたいんですが、今のあれです、50kWぐらいのものをつけるようにまたひとつ、お願いしておきます。答弁返したってあれです、また金ないというような話で…から、私はここで正々堂々と50kWぐらいにしておいていただきたい。それからパネルを乗せるような施工をしておいていただきたい。

あとバリアフリーについてはですね、さっきエレベーターもつるとかそういうやっぱりあれです、配慮をしていただいたということに本当にありがたく思っております。本当にバリアフリーに関しては、あそこは段差のある場所であります。そのところをうまくやっぱりやっただいていてるなということに対しては私はうれしく思っております。

それから、FFストーブについてはですね、隣近所もやっているからいいというものじゃなくて、日本中やっておったんですよ、そうしたら死んだ人が出た、ということで大きなメーカーだったから3年も4年もかけて回収しましたよ。だから私の心配しているのは、こっただけ言っておきたいんですがね、命の保障しろってことは、こんなこと言いませんが、ただそういうことがないようにきちっとやっていただきたいということをここでご報告申し上げておきたいと思えます。

できれば私はある意味、私たち大人はこの議場へ来てこの暖かいところでですね、本当にあれです、いい環境で一般質問、私させていただいていますから、こんな立派な一般質問がで

きるんですよ。そういう本来環境の場所ですね、南条小学校の子供たちも私は育てていきたいと思うものであります。その辺のところはまたひとつよろしく願いをしておきます。

あと全教室に水道をとというのはですね、ちょっと私、聞き落としましたかな。各教室に全部つけるということですね。それでその蛇口は私は3カ所ぐらいつけていただきたいと思いましたが、聞き落としたかな、さっき幾つだったか。全教室につけるんだったらこれでいいんですよ。なぜ全教室につければいいかというね、最近いろいろな感染症がやたらはやっている。嫌な時代になりましてね、感染症がうんと多い。そういうことで、必ずや、子供たちに小学校1年生から6年生の間必ず手洗いをさせたり、がらがらのうがいをさせたりですね、それからあと、食事の後、先生、先頭に立って歯を磨けばみんな子供たちまねしますよ。これを大人になる前に定着をさせていただきたい。だからこそですね、この今の各教室にきちっと水道をつけておいていただきたい。これは一つ言うておきますが、戸倉の小学校は全部ついておりました。確認してあります。ですからそういうことで、新しい学校をつくる時には全教室に手洗い、それから今のうがいするところは、これはもう当たり前なんです。こんなことやらなかつたら笑われますよ。それからもう、どんどん言います。それはぜひやってくださいよ。

それから、へでありましたが、メンテにかかる設備は地元でと。さっき言いましたけれども、何でも大ざっぱにどかんと丸抱えでお願いして建ててくれじゃなくて、もっときめ細かく、その建てる業者にですよ、それから金出す業者に言うてくださいよ。学校の設備は緊急なことが多いと思うもので、例えばさっき言ったように、今のいろいろなメンテのかかるような部分は、あれですよ、その大手の業者に地元の業者を呼んで、それでもってそこで見積もりでもって、それでもってやってもらうようなことは、こっちから言ったらやる、そんなことは絶対に。その辺のところもお願いしておきますよ。

それからあと、校庭に芝生をと、私申し上げましたが、維持管理がどうたらって必ず言うの、もう3回も4回もここでやっていますけれども、皆さん、そういうこと言うんだ。けれどもこれはやっている学校いっぱいあるんです。それで、その維持管理があんまりかからない芝もあるんです。サッカー場つくって言っているんじゃないの、子供たちの遊ぶ場所に芝を植えろって言っているわけですよ。

それで皆さんね、私が小学校のときのことであります。今度、新しい学校つくるように、上段が校庭、グラウンドでありました。たしか、私が五、六年生のときだったと思いますが、大雨が降った、当時。そのときにどういう状況になったかという、すぐ下のところに体育館があって、体育館の横に排水溝があったわけです。その排水溝が大雨のために陥落したんですよ。そしてまたなおですね、グラウンドの一部も陥没したために、グラウンドが使えなくなったときがあったんです。これは、二、三日でありまして復旧工事にはもう長い間時間かかって、その陥没したり崩落したところを直しとったということ、私は記憶しております。

それがですよ、あの当時、私がだから小学校のころなんてもう30年も40年も前の話ですよ。あの当時、大雨降ったときにこういう状況になった、今、皆さんどうですか。地球環境が変わってきているでしょう、この今のゲリラ豪雨ね、そんな時代になった、もしこれが南条小学校新しくできたときにゲリラ豪雨が起きたら、必ずや危険度はそれこそ数十倍、危なくなっていると私は思います。ぜひ芝生を私は植えるべきだと思います。

一方的にしゃべったもので、何を質問していいかわけのわからないことになっている部分があるかもしれませんが、お答えできるところだけで結構です。速やかにお答えをしていただいて、5分ぐらいの時間は私にください。答えられるところだけで結構です。

教育文化課長（柳澤君） 順次お答えを申し上げてまいりたいと思います。

まず、FFストーブというような状況でございます。一部、ふぐあいというようなメーカーであった状況でございますけれども、全部が事故を起こすというような状況ではないというような考え方があります。そういうところで、設備的な導入費用、それから導入の維持経費というような部分で、この部分はやはりそういうところも大事にしていかなければいけないのかなというような状況でございます。

それから全教室に水道をとという部分でございます。これにつきましては、感染予防ですとか、あるいは熱中症予防というような状況の中で低学年のみではなく中学年、特別教室、あるいは特別支援学級というようなところに手洗いをつけるような状況となっております。

それから、遊びの場所というところでございます。これにつきましては新しい南条小学校での特色になっておりますけれども、中庭にウッドデッキを設けまして、そのテラスで外履きのまま遊んでもらえるというような新しい提案も出ておりますので、そういうところで遊び場の確保というようなところで考えているところでございます。以上です。

教育長（宮崎君） 私から全体に対する考え方的なことをご答弁させていただきます。

今、大変細かい部分をたくさんご提案いただいたわけでございます。これにつきましてはです、例えば高気密高断熱という部分についても、じゃどこまで高いものを入れるのか、例えば今のパッシブソーラー、あるいはFFストーブ、あるいは自然換気、こういうものを用いる中でですね、やっぱり気密的に高くなればですね、それだけ費用もかかります。そこら辺のバランスを、トータルのバランスをどうやって考えるかというのが、これから進めていく中で大切なことだろうというふうに思います。

今、床からの換気の問題もでございます。パッシブソーラーにつきましては、今、テクノセンタの非常に暖房方式に非常に似ているというふうに考えています。自然換気の中でせめて暖かくはならないけれども、結露をしないように建てていくとか、そういういろんなトータルのバランスの中で考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

今、教室の水道の関係、できるものについてはできるだけ進めていこうという、そういう基

本的な考え方でありますけれども、やっぱりトータルの事業との関係、それでやっぱり今できることは何かと、例えばパネル、太陽光パネルのお話も給食センターのお話も承りました。ただ、そういう中で国庫補助も得ていくということの中で、過大積算というのは非常に現実的には難しい話であります。現状の中で乗せられれば、それは将来にわたってできるのかもしれませんが、そういった総合的なことも踏まえてですね、今、いただいた部分、実施設計の中で対応する部分も、今からになると思いますけれども、そういう中で検討できるものについては検討していきたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。以上でございます。

10番（中嶋君） さすが教育長ですね。明快なご答弁をいただきました。おっしゃるとおりです。皆さんもご存じのとおり、私はいいかどうかわからないんですが、今、私は来年の1月10日で56歳になるわけですが、今、同僚議員山崎君に十もサバを読んじゃいけないよと怒られました。全くそのとおり、65であります。ついこの間まではそれくらいだと思ったら、年とるものは早いものであります。まさにそういった年となりました。何と65年の間に南条小学校、3回建てるようになるんですね、私。3回記憶があるんですよ。ちょっといかがなものかなと思いませんか。格致学校は100年たっていますよね。

ですからそういうことを考えればですね、本当はね、これあれです、教育長か町長に本当はご答弁いただきたいんですけど、通告にないとだめだなんてすぐそういうこと言われちゃうから、本当は通告がなくても聞きたかったことなんです。新しく建てるこの学校、何年もたせるということを考えたことがあります。主婦の喜ぶ言葉で言えば賞味期限というやつですかね。正式にいうと耐用年数であります。何年、その辺の設計したときとか、建てる皆さん、そういう気持ちを持っていますかね。この辺のところは、本来この場所で教育長に答弁、町長に答弁ということ。はい、ありがたいです、町長それでは一言でもよろしいございますので、お答えいただきたい。

町長（山村君） 私はですね、南条小学校は30年やそこらで建てかえなきゃいけない。これがいけないんですよ。今まで何やってたんですか。ですから、今回の設計の議論の中で100年はもたせたいという議論もあります。でも誰も保障できない。少なくとも長期間使えるようないい学校をつくりたいと思って一生懸命やっています。さっきちょっと答えがはっきりしなかった面があるんですけども、教室にはみんな水道つけるんですよ。厳密に言うとね、いろんなちっちゃい部屋があったりするからという議論で、細かく言っているんですけども、それは全部つけるんです。

それから、いろんな工夫をやるということをやっていますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

10番（中嶋君） さすが町長、いい答弁いただきました。同じです、やっぱり、30年じゃあ

おかしいですよ。町長もあれです、責任あるお立場ですから100年と約束はできないけれどもという答弁で私は結構です。そこが大事ですね。

それから今の手洗いの部分ですね、これもありがたいです、全部やっていただけるということですね、これでいいんです。ですから私に言わせたら全て批判しているわけじゃないんです。やはりこの辺はおかしいよというところだけはチェックさせていただいてますが、いいことはいい、そういうやっぱり基本理念を持ってですね、やっていただきたいというふうに思います。

ちょっとまとめで、これは私の主観で物を言う、これからちょっと言います。今もいろいろなご答弁をいただきましたが、新しい南条小学校を建てるに当たりですね、今申し上げましたように最新の技術でつくるのであれば、これは私の主観です。100年や150年はもつてくれると思うものであります。また、坂城中学を建てた後、木がふんだんに使われた学校であるということであの当時大分有名になりまして、日本中から視察に、また見学に訪れたと私は先輩議員から聞いております。南条小学校もですね、特色のある学校として中学校に負けないような立派な学校になることを期待をしておるものであります。

最後に、昨日、特定秘密法について町長と同僚議員との間で論争が行われましたが、昨夜、ニュースで安倍総理は記者会見の中で一般国民には心配ないとか、秘密の範囲が広がることは断じてないと言い切っておりました。がです、そこで私、一句添えます。

堪えがたきを堪え、忍びがたきを忍び、いつか来た道、逆戻り

堪えがたきを堪え、忍びがたきを忍び、いつか来た道、逆戻り

このような日本にならないように、私もしっかりチェックをしていくとともに、平和で坂城の地がとこしえに安泰であるよう町とともに、皆さんとともに私は頑張っていく所存でございます。

これにて、私の一般質問を終わりといたします。ありがとうございました。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時58分～再開 午前11時09分)

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、3番 吉川まゆみさんの質問を許します。

3番（吉川さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

先日、某地方誌を見ていましたら、当町出身のセブン&アイ・ホールディングスの鈴木会長のコメントに目がとまりました。それは、お客様のためにではなく、お客様の立場に立つてという発想が大事だということでした。お客様のためにということは、こちら側が主体の発想になり、それに比べてお客様の立場に立つてということは、相手が主体になりお客様の欲していることが見えてくるということでした。大変示唆に富んだ言葉です。今、町の人は何を望んで

いるのか、改めてこの思いに立ち、今回は質問させていただきます。

1. 買い物弱者対策について

高齢化が進む昨今、ひとり暮らしの方、老老世帯、そして車に乗れない方を中心に買い物に不便を感じているとの声を多く聞きます。当町では今年になって坂城地区のスーパーが閉店し、また南条の大型店が生鮮食品を取り扱わなくなるという事態に見舞われました。町では生鮮食品を扱う大型店が1店舗となり、あとは地域の小売店のみです。車に乗れる人は町外のお店にいつでも行けますが、足のない人はご近所の方をお願いして連れていってもらるか、宅配で品物を注文するといったぐあいです。中にはリュックを背負って大望橋を渡って買い物に行く方もいますが、そう多くはいないと思います。

買い物弱者の定義は、一つとして商店が近くにない、二つ目として徒歩、自転車で買い物に行けない、三つ目として自動車を運転できないが主な理由です。現在、少子高齢化や過疎地域の拡大が進む中で、中山間地だけでなく地方都市や首都圏近郊の団地にも広がってきており、経済産業省の推計では全国で600万人程度にも上るといえることです。

また、長野県のデータでは5万2千人から8万人に急増しています。これを受け、平成22年ごろから各自治体が積極的にその改善の取り組みに乗り出してきています。

当町でも、現在までにさまざまな取り組みがなされてきました。そこでイとして当町の買い物弱者の現状と対策についてお尋ねいたします。

まず一つ目は、昨年団塊の世代が65歳となり、当町も例外でなく高齢化率が30%を超えました。その中でひとり暮らしの世帯、また老老世帯はどれくらいいるのか、また車がなく一人では動けない、地域で支えてもらっている方もいますが、わかる範囲でお答えください。

二つ目として、町が取り組んできた現在までの買い物弱者対策の内容と現況についてお答えください。

ロとして、今後の課題と対策は

50代の方に言われました。今はいい、でもいずれは車に乗れなくなるときが来る。そう思うと不安だと。そこで現状を踏まえて、今後の課題とそれに対する対策についてお答えください。

これで1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 吉川議員から質問をいただきました。買い物弱者対策について、この2年間、足かけ3年ですかね、取り組みなんか含めまして、私からご回答させていただきますが、各論につきましては担当課長からお話をさせていただきます。

震災の後、平成23年の夏過ぎでしたけれども、東北地方でイトーヨーカドーさんの、セブンイレブンさんか、移動販売始めたということがありました。それを早速セブンイレブンさん、イトーヨーカドーさんにお話をし、坂城町でも移動販売ができないかというお願いをしまし

た。そうしましたら驚くべきスピードで、特にイトーヨーカドーさんはわずか二、三カ月ぐらいですかね、のリードタイムで3 tトラックの改造車をつくっていただいて、早速始めていただきました。それからセブンイレブンさんも同時に始めていただいたということでもあります。

これにつきまして、私も鈴木敏文さんに直接お願いをして、すぐ動いていただいたということで本当にありがたく思っております。いずれにしてもイトーヨーカドーさんの移動販売車は全国初めてでありました。セブンイレブンについても長野県で初めてという取り組みでありました。現在、セブンあんしんお届け便については、事業者の都合により休んでいるということでございますけれども、イトーヨーカドー便につきましては週に2回、月曜日と木曜日に町内8カ所で販売を行っております。その中でも特に坂木宿ふるさと歴史館と四ツ屋公民館の利用が特に多いという状況であります。

また一方、町内に前からありました生鮮品とか総菜を売っておられるお店がクローズしたということもありまして、商工会の商業部会などともいろいろ相談しまして、商工会でふード市というのを開催しようということでやっていただきました。町も補助金の交付や169系電車の開放等で協力いたしました。9月のスタート以降回を追うごとに住民の皆さんに浸透して11月の第3回目には生鮮3品や菓子、総菜などの販売など17店舗が出展して約600名の方が来場していただいたということでもあります。たくさんおいでになったということはいかにこのニーズが多いかということだと思っております。商工会とはですね、今回、いわばフィールドスタディーといいますか、とにかくやってみて、それであとできれば継続的にですね、お店をずっと開けるような状況になるのか、あるいは場所をどこにするかということも引き続き相談していきたいというふうに思っております。

またこのふード市のときには、町内94店舗で使える懸賞つきプレミアム商品券500セット、525万円を販売いたしました。お昼過ぎには完売するほどの盛況となりました。来場者アンケートからもスーパーと違って会話しながらの買い物で楽しかったとか、販売する人が顔見知りの方で買いやすかった、また久しぶりに友人と会えてよかったとの回答なんかもありました。それから、お買いになった食べ物を169系の電車の中で食べて、また別の心持ちがしてよかったという方もいらっしゃいました。

さて、また町内には現在、コンビニエンスストアが8店舗営業しております。この2年の間にもファミリーマートさんですかね、坂高の下に、それから荻屋原にセブンイレブンもできたりしました。時代の変化に合わせて高齢者の方にニーズのあるようなターゲットを絞ったような少量の総菜販売やあるいは宅配サービス等も充実させております。実際、高齢者の方の利用も増加しているというふうにお聞きしております。私も近くのコンビニ、幾つか見てみましたが、今までなかったと思うんですけども、魚を煮たり焼いたりしてちいちゃなパック、そういうものが随分商品に出ておりました。いろいろ工夫されているのかなと思いました。

また、高齢者の方の移手段の確保を図るために循環バスを運行しておりますが、町内はもちろん坂城駅、テクノさかき駅で下車して、しなの鉄道に乗りかえ町外の買い物にもご利用されていただいております。

今後、町として考える課題と対策につきましては、イトーヨーカドーさんの移動販売車や商工会のふーど市、また町内の商店やコンビニエンスストアが行っている弁当や生活必需品等の配達サービス、さらには町外の事業所が行う日持ちが可能な冷凍状態での高齢者向けの食事の宅配等、買い物弱者と言われている方向けのサービスを高齢者の方が適切に利用できるよう、情報提供というものも必要だろうというふうに思っております。

今後、社会福祉協議会なども含め商工会や関係団体と連携を図り周知に努めたいと考えております。以下、担当課長のほうからご説明します。

福祉健康課長（天田君） 私からは高齢者の状況についてお答えをいたします。

本年4月1日現在、当町の65歳以上人口は4,830人、高齢化率30.38%で、初めて30%の大台を超えました。その中で地域包括支援センターが業務上把握している状況は、ひとり暮らし高齢者としての登録数が211人、高齢者のみの世帯が16世帯であります。ひとり暮らし高齢者を中心に実施している訪問事業において、定期的に訪問している約170人に主な買い物手段についてお聞きをしたところ、自動車、バイクなどを運転するや巡回バスや電車などの交通機関を使うなど、ご自身で買い物に行く方は6割、残りの4割は家族や知人などに依頼している状況でありました。

このような状況で要介護・要支援認定を受けた方につきましては、一定のルールはありますが、介護保険を利用することで家事援助サービスとして買い物代行が行われています。また介護保険を利用する状態ではないが、ひとり暮らしなどで外出が困難な高齢者については、福祉サービスとしてルールに基づき買い物代行を行う生活援助事業があります。どちらのサービスも買い物を代行する形となりますので、直接お店に高齢者をお連れすることはできません。

ある程度自立した生活を送る高齢者にとって、買い物を代行することは寝たきりや認知予防から好ましいことではないと考えております。みずから出向き自分で確かめ、比べ選んで買い物をすることが生活意欲や満足感につながる効果と、外出することにより社会的な交流ができ、心身ともに活動性が向上するといった介護予防の効果も期待できます。

地域包括支援センターが実施している介護予防教室の折には、昨年からは開始された移動販売車のことが時々話題に上ります。ひとり暮らしばかりでなく、ご家族と暮らす高齢者にとっても移動販売車での買い物が生活の中に定着している様子がうかがえます。

最近では、小売店やコンビニが弁当ばかりでなく、生活用品なども注文に応じて宅配するサービスや高齢者向けの食事の配達を扱う業者など、多種多様なサービスが当町にも参入しております。このようなサービスを適切に利用できるよう情報提供も必要になっていると考えま

す。

地域包括支援センターや在宅介護支援センターでは、高齢者の皆さんの介護や健康に関する相談ばかりでなく、生活上の困りごとについても幅広く相談に応じ、個々の状況に対応した支援に努めております。特に支援を要するひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯については、今後も注意深くその状況を把握し、適切な制度やサービスの利用に結びつけられるよう努めてまいります。

3番（吉川さん） ただいま町長より今までに我が町で創意工夫して取り組んできた対策をるるお話いただきました。中でも今お話もありましたとおり、移動販売車、これは2年前から画期的な取り組みでしたが、我が町が初めて開始したということで2年たちます。この取り組みは本当に当時から今に至るに、大変すばらしい取り組みだと評価いたしたいと思います。

今も課長からもお話がありましたが、宅配とは違って自分からその場所に行くという、この行動が大変すばらしいことだと思います。やはり、年をとってくるとなかなか出不精になりますが、もう今日は来ると思うだけで、身ぎれいにして鏡の前に立つというね、そのこと自体が脳の大きなトレーニングになっていると思います。また、広告を広げて今日は何が安いかなと見ながら行くわけですね。1日の目的も明確になるということで、この取り組みや本当に高齢になればなるほど認知症予防には大切な取り組みだと思います。

現在、先ほど町長から月曜日と木曜日、実施していて町内8カ所でやっているということで、新しくやったふるさと歴史館のところはかなりにぎわっているそうでありますが、ほかのところ、地域も何カ所か導入、当時からやっております。

その中で1点お聞きしたのは、南日名、北日名、月見区、この辺が時間帯が約20分でほかは30分とまっております。この辺の違い、それとあと中之条区には1カ所もとまっている、今、現在ではとまっていないわけですが、私の知っている方から中之条にも移動販売車、とめてもらえないだろうかという声があったんですが、その2点についてお聞きしたいと思います。

産業振興課長（塚田君） イトヨーカードー移動販売車の利用状況でございますけれども、今お話にありましたように、現在、週に2回行っております。全部で8カ所行っておりますが、この8カ所の利用状況につきまして、この2月からスタートいたしました坂木宿ふるさと歴史館、四ツ屋区が特に利用者が多いというお話でございます。やはりその時間帯にも関係があるかと思いますが、やはり多いところには時間を割いてとまっていると、少ないところには時間がちょっと少な目だということになるかと思っております。

中之条につきましては、やはり中之条の場所の選定が大変難しいというようなことがございます。やはり国道近くだとやはり安全性とかもありますでしょうし、やはり例えば公民館、あの場所ですと今度は坂とかそういうものもあるかと思っております。一番の問題点とすれば今の1週間、そこら中の各地区、上田とか長和とか、そういうようなところも回っております今現在、

その中で坂城町には週2回来ていただいております、そのような状況の中、なかなか新しい地区にとまるということがちょっと今、難しいかなというふうに思います。

先ほども申し上げましたけれども、今後、回る順番等の回る場所、そういうものを見直しと
いうときがありましたら、やはり見直しの中で、その中之条についても検討していただくよう、
またそのような動きをさせていただければというふうに思いますので、よろしく願いいたし
ます。

3番（吉川さん） 今、見直しがあったら何とか検討しますという答弁だったんですが、当初か
らやって2年たっているわけですね。ですので、積極的に町内の箇所をまた見ていただいて。
私が思いましたのは、ふるさと歴史館に木曜日とまる。その前の時間帯が結構1時間以上空白
があるんですね。その時間、上田から来るときに中之条にとまっていたら歴史館のほうへ
行くというような形をとっていただけたらありがたいなと思います。そういうことで、またそ
の辺、早急に見直しのほうをお願いしたいと思います。

さて、今回、先ほどもありましたが、ふーど市を3回開催していただきました。本当に私も
お聞きしましたら、このふーど市やるまでに6カ月間、3月から6カ月間みんなで検討しなが
ら、また場所を探しながらやってきていただいたと、この影の闘いを皆さん知っているかなと
ちょっと思いました。全然、そういうことを知らないでチラシを見て、ああ、またやるんだみ
たいな感覚でね、いたんですが、本当に商工会の皆さん、商業部の皆さんが細かいところまで
心配りをしていただいて、無事故で3回やることができました。私も2回行ったんですが、本
当の産地直送の新鮮なものがありまして、これはいい取り組みだなって思いました。

そこで、先ほども町長からも答弁がありましたが、このふーど市をやったことで、商業部が
やっていただいたんですが、何か町として得られたこととか感じたことがありましたらお願い
したいと思います。

産業振興課長（塚田君） ふーど市を開催して得たことということで、町といたしましては、や
はり商業者の皆さん、本当に忙しい中、本当にボランティア精神という考えも中にあるかと思
いますが、やはりそういうようなことで努力をしていただいて、開催していただけたというふ
うに考えております。

また、ふーど市の中でいろんな坂城駅周辺の方、またそういうような方を中心に来られた方
の意見といたしまして、スーパーと違って会話しながら買い物が楽しかったということが1点、
それと販売する人が顔見知りの人で買いやすかった、また久しぶりに友人に出会えたというよ
うなご意見をいただきました。これはやはり、こういう商店として基本ではないかなというふ
うな感じ方もいたします。

今後、こういう点が今後こういうようなものを開催するに当たっては重要になってくるのか
など。やはりただ商品を買ってくる、それだけのお店ではなくて、こういうコミュニケーショ

ンのある、そういうような販売の仕方、そういうものがやはり商工会の皆さんにとってもちょっと改めて感じたことじゃないかというふうに思います。

町といたしまして、こういうような方向といたしますか、活動について当然支援をしていきたいと思うんですけれども、商工会におきましては来年度の取り組みにつきましては、今月会議がございます。その中で今後の方向性を検討するというような内容でございました。そのような結果を踏まえまして、町といたしましても全面的に協力・支援をしていきたいというふうに考えます。

3番（吉川さん） 今答弁いただきました。商工会では、今回3回やったものをもとにしまして、これからの対策を練るというお話は聞いておりますが、本当に今も話がありましたように、そこに行って久しぶりに友人に会えたとか、それから今ありましたとおり、いろんな方と会話できたというね、そういうすばらしい場所を提供していただいたと思います。3回目は600人来ていただいたって話がありましたが、全町的にこの広告は、いい広告を入れていただいていた。ただ、この3回に新たな方がどれだけ見えていたのかなという部分で、しっかりPRができたのかどうかというその辺、町としての見解を伺いたいと思います。

産業振興課長（塚田君） 商工会ではこの3回のふード市の中で来客された方に一人一人、ご意見をお伺いして点数づけみたいなこともされました。その中でやはり、3回続けてという人は確かに多いです。だんだんと回を追うにつれ、品物がよくなったとか、活気が出てきたとか、そういうようなご意見もいただいているんですが、やはりその内容を見ていきますと、遠くから来た方、例えば南条方面とか。そうしますとそういう方々はできれば自分の家の近くでそういうことをやってほしいというようなご意見もございます。ですので、やはりそういうのが3回続いたということでそういうことが知られてきたと、やっぱり認知されてきたということがあるかと思います。ですので、そういうことも考える中で、こういうイベントなり、こういう事業を継続的にやっていくことも大切ではないかというふうに考えます。そういう点も含めまして商工会とも協力していきたいというふうに考えます。

3番（吉川さん） 今、課長から商工会とも協力をしていきたいという最後のご意見をいただきました。今回は商工会が中心で、固定の場所で市を開いていただきました。これは同じ場所でやることで全町民に向けて発信ができ、意識の浸透にはなったと思います。ただ私も、議員をやっていなかったら行ってたかなと思うと、その辺がちょっと自分でも疑問に思いました。

話は変わりますが、山ノ内町の取り組みをちょっと紹介したいと思います。山ノ内では買い物弱者対策を社協と商工会、そしてボランティアの皆さんの三者が一つになって共同で、わくわく商店街と名づけて始めています。これは月に2回のミニスーパーを開くんですが、出店と販売は商工会が担当します。そして活動のPRと高齢者の送迎は社協が担当してやります。そしてお店のフロアでお茶飲みのおもてなしをする、これがボランティアの皆さんが担当制でな

くて積極的にやりたい人が来てやっているということで、本当にこの事業、足のない高齢者に焦点を当てた事業で大変喜ばれているそうでございます。きっかけは、社協の安否確認訪問事業だったそうです。訪問を行う中で、近くにお店がなくて困っているという声が大変多く出てきたそうです。

そこで、お尋ねいたします。このような山ノ内のような内容の取り組みについて、どう評価されるか、その点お聞かせください。

福祉健康課長（天田君） 買い物ができるお茶が飲めて楽しむ場所ということで、今、お話を山ノ内町の取り組みについてご紹介をいただいたわけでございます。これにはやる場所があったり、またやっていただく方が必要であったりということで、たくさんの課題があるかと思えます。まずは、社会福祉協議会さんのほうにこのお話をご紹介する中で、また考えていただければと思っております。

3番（吉川さん） ぜひ社協と相談をしてという答弁をいただきました。山ノ内では今、高齢化率が34.3%ですね。それで、しかしこの事業始めたことによって大変活気づいているそうです。お年寄りの笑顔を見たいとボランティアさんが積極的に煮物をつくったり、漬物を持ったりして、そしてここに来ると人に会えて話ができるということで、おばあちゃんは頭にもいいよって、そう言っていました。一石三鳥くらいのすばらしい取り組みだと思います。医療費の削減にもつながっていくとも思います。もしこのような対策を当町でこれから社協と相談したりして実施するとしたら、何が一番課題になるか、その辺についてお考えを聞かせていただきたいと思えます。

福祉健康課長（天田君） このような事業を展開していく上での課題ということでございますけれども、いろいろとそれぞれのところでそれぞれの事業を展開していただいているわけでございますけれども、やはりそういう中でお年寄りが集まっていたり、また安否確認ができたりということで、そういう状況を総括できるような取り組み、どこかでコーディネートできればよろしいのではないかと思っております。ですので、そういう点も考えれば、一番は町社会福祉協議会さん等が中心になってやっていただければありがたいと思っております。

3番（吉川さん） 今、課長からは社会福祉協議会が中心になってという答弁をいただきましたが、やはりきっかけづくりをする人がいなければ、こういう事業はできないと思えます。そういう意味で今日は私、きっかけづくりにお話をさせていただいておりますが、山ノ内では元気づくり支援金を利用して160万かかる中、120万、県の補助をいただいてきたそうです。お店は収益はそれほどありませんが、商店にとっては月に2回そこに品物を持っていくということで、とても刺激があつていいというお話でありました。

そういうことで、今回、提案いたしました、ぜひ社協だけでは無理なことでございます。

商品を商工会商業部の皆さんにお願いして持ち入れていただく、今の状況ですと夢の湯あたりがいいかなと私は思っておりますが、そういう形で高齢者の認知症予防につなげるためにもぜひこれから実施を考えてほしいと思います。

さて次ですが、お隣の千曲市ですが、このほど、このような皆さんも新聞で見たとありますが、高齢者の買い物支援ガイドブックというものを作成いたしました。この発行に至るまでには、最初に不便を感じている皆さんにアンケートを実施したそうでございます。そこでこのアンケートですが、当町では具体的に買い物弱者へ聞き取り調査、またアンケートの実施は行っているのでしょうか、その点について答弁をお願いします。

福祉健康課長（天田君） アンケートについてお答えをいたします。先ほど、申しあげましたように、地域包括支援センターでかかわっている皆さんにつきましては、買い物についての要望等をまとめさせていただいて、ご答弁の中でも申し上げたところでございます。ただ全体としてのアンケートということは、現在はまだしておらないような状況でございます。またそのあたり、状況を見る中で対応のほう考えていきたいと思っております。

3番（吉川さん） 包括センターでは、一人一人からそういう困りごとを聞いていただいているということですが、全町的なそういう取り組みもぜひお願いしたいと思っております。社協では、中之条地区を先日ですね、65歳以上ですか、ピックアップいたしましてアンケートをとったというお話を聞いておりますが、まだ結果は出ていないそうです。

さて、このガイドブックですが、見ていただくとおりオレンジと黒ということで、二色刷です。これは宅配や出張に対する市内のお店や事業所計84カ所の情報が収録されております。内容は、衣食住別にここに印がついておりますが、マークをつけてお年寄りが欲しい情報がぱっと開くと一目でどこのお店というのがわかるというふうにつくられております。大きな字で見やすいように掲載してありますが、ひとり暮らしや運転のできない高齢者にとっては、大変喜ばれているそうです。

うちの町にも今、94店舗、商工会に加入しているお店がございます。ぜひこの買い物弱者対策として、また商店の活性化のために、うちの町でもこういう形で取り入れられたらどうかなと思っておりますが、それに対しての見解をお伺いしたいと思います。

産業振興課長（塚田君） 千曲市で実施しております町のお店のガイドブックということでございます。こちらのほうにつきましては、千曲商工会議所が社会福祉協議会と連携いたしまして、高齢者版の支援店のガイドブックというようなことで作成をされております。やはり社会福祉協議会、また坂城町でいえば商工会になりますけれども、そちらとやはりよく連携をとりながら、こういうような事業について行っていただければというふうに思いますが、今現在、商工会といたしましても、あきんど駅伝という形でチラシを全町に配布されております。その中では、やはりそのお店の特徴、やはり売りといいますか宅配をいたしますよとか、そういうよう

なものも載ってございます。やはりそういう点からいいにしても、その高齢者を対象としたもの、そういうものというものも必要なのかなというふうにも感じますので、その点につきましては社協、商工会とまた話をさせていただければというふうに思います。以上です。

3番（吉川さん） 今、あきんど駅伝というお話が出てきましたが、私も新聞に入っていて、あっこういうのつくっているんだということで、表裏で各商店の紹介が出ておりました。本当に商工会でも頑張っていたらと思うんですが、このかわら版を見て注文が入ったとか、来てくれだという情報がありましたでしょうか、その辺、いかがでしょうか。

産業振興課長（塚田君） 全ての件数といいますか、それは存じておりませんが、一つの例といたしまして、例えば網戸を大体古くなりますと大分ぼろぼろになりまして、張りかえをしなきゃいけない。そういう場合には業者さん、町内の事業所の中でそういう網戸を張りかえいたしますよというようなお知らせをして、そういうことで網戸の張りかえに伺っているというふうなお話も聞いております。

3番（吉川さん） ありがとうございます。本当に1枚の広告というのは一生懸命つくってあるんですが、なかなかほかの広告と一緒に入ってしまうというケースが、我が家では多いんですが、皆様のお宅はどうでしょう。そういうことで今のガイドブックですが、千曲市では75歳以上の単身世帯、80歳以上の高齢者のみの世帯、そして重度身体障害者の世帯に限り1,300世帯に配布をしてあるそうです。つくったのは2,500冊つくったそうですが、すごいなと思ったのは、この社協ではこのガイドブック作成に赤い羽根募金を活用しましてつくったそうです。聞きましたら2,500冊で二色刷で21万ということで大変安価できております。そういう意味からもこのガイドブックですね、同じような形で社協とぜひ連携をとっていただいて前向きに、これは社協がやることだということじゃなくて、ぜひ全町的に作成を検討していただけたらと思います。

では次の質問に移ります。

2. 子育て世代へ更なる支援を

社会文教常任委員会では、10月8日、卵かけ御飯で有名は岡山県美咲町に行ってまいりました。この町は平成17年に3町が合併してきた町です。人口は当町と同じくらいで1万5千人、高齢化率が36.43%まで進んでいます。しかしここで若い世代にこの町に住み続けてもらおうと幾つかの子育て支援プランを導入しておりました。家賃の助成、水道料の基本料金の助成、自宅で保育の家庭への支援など目を見張るものでありました。そこで、当町での若い世代への支援についてお尋ねいたします。

イとして、出産祝金について

当町では、平成13年より出産祝金を実施されました。そして21年には第3子から1万円を3万円に上げております。この町独自の施策については高く評価いたしますが、少子化が目

に見えて進んでおります。そろそろ金額、制度の見直しはできないかお聞きいたします。

また、ここ一、二年の出生数についてもお答えください。

口として、不妊治療費助成の進捗状況は

この助成については、9月議会でも同僚議員が質問をいたしました。そこで1点目として、7月の広報に相談窓口のPRが掲載されましたが、その後相談はありましたか。具体的な相談状況についてお答えください。

2点目として、実施の具体的な時期、また助成制度の概要が決まっていたらお聞かせください。これで1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（天田君） 子育て世代へ更なる支援をのご質問のうち、出産祝金についてお答えをいたします。

町の出産祝金は、お子さんが生まれたご家庭に祝意を表し、次代を担うお子さんの健やかな成長と福祉の増進を目的として、一定の要件を満たす方に町の単独事業として町商品券を支給しているところでございます。支給額につきましては、子育て支援の観点から平成21年度に一律1万円を現行の第1子及び第2子の出産には1万円、第3子以降の出産には3万円に拡充をいたしました。

さて当町におけるここ数年の出生数についてでございますが、平成23年度には第1子が49人、第2子が44人、第3子が18人、第4子以降が5人で合計116人の出生の届けがなされております。また24年度におきましては、第1子が40人、第2子が30人、第3子が18人、第4子以降が2人で合計91人となっており、23年度に比べ25人の減となっております。

子育て支援は、この町で生まれ育ち、やがてはこの町で新たな家庭を築きたいと思っていただけのように、出生時に限らず出生前から社会に巣立つまでの長い視点で、また健康、保育、相談、家計などさまざまな観点から支援していくことが大切であると考えております。

町でも平成21年度の出産祝金の拡充以降、平成23年度には南条、村上保育園への子育て支援センター分室の開設、平成24年1月からは、ながの子育て家庭優待パスポート事業への参加、24年度には村上保育園でも一時預かり保育を開始し、福祉医療の小学校外来の拡大などを実施してまいりました。

現時点で出産祝金についての見直しは考えておりませんが、来年度には保育園在園の第3子の保育料軽減に対する対象要件の拡大など、子育て支援は優先的な課題として総合的かつ計画的な観点で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、不妊治療費助成の進捗状況についてお答えをいたします。不妊症は、晩婚化や不妊症になりやすい病気の増加により、不妊に悩むご夫妻は年々増加しております。そのため不妊に関する情報提供や不妊の悩みについて相談に応じる専門的な窓口が、ますます重要になってき

ております。不妊に関する相談窓口については、「広報さかき」でもお知らせをいたしました
が、県の専門的な窓口として、松本の長野県不妊専門相談センターにおいて、産婦人科医や不
妊専門コーディネーターにより電話や面接による相談が行われております。町では、保健セン
ター所長初め、保健師が相談に応じております。

相談の状況でございますが、不妊という特殊な内容でもあることから、直接専門の医療機関
等へ相談される方が多く、保健センターでは治療費の助成に関する相談が主なものになってお
ります。不妊症に対する情報提供につきましては、引き続き広報等により行うとともに、不妊
にお悩みの方が適切な指導や治療を受けられるよう今後も支援に努めてまいります。

不妊治療の研究は年々確実に進んでおり、新しい治療方法も次々に開発されております。そ
の一方、不妊治療は治療期間が長期に及ぶことが多く、治療費が高額であり、またほとんどが
健康保険の適用にならないため、経済的負担も大きくなります。国の制度として1回の治療に
つき15万程度を限度とし通算5年で10回まで助成するというものがあり、県が窓口となっ
て実施をしております。

町といたしましては、まずこの制度をお使いいただくよう情報を提供しているところでござ
います。不妊治療の助成につきましては、本議会におきましてもこれまで何度かご質問をいた
だいているところでございますが、9月議会においては早い時期に開始できるよう努力してま
いりたいとご答弁を申し上げました。その後、町の実施計画の策定の中でも検討いたしまして、
平成26年度から開始する方向で計画に盛り込みました。

助成額等の細部につきましては、平成26年度当初予算の編成を行う中で詰めていく考えで
おりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

3番（吉川さん） 再質問に入ります。

イの出産祝金ですが、ただいまの答弁で我が町は本当に子育て支援に関しては大きく、いろ
んな取り組みですね、拡大をしてきておりますが、今も答弁の中で来年度からですか、保育料
の助成の拡大をしていくというお話がありました。このことに関しては、大変高く評価いたし
ます。そしてそれは第3子以降ということですが、まず私考えますのは、この町に越してきた
カップルが、越してくる前に見たときに第1子誕生のときにどんな援助があるか、そういうこ
ともね、考えると思います。それで、この町に住みたい魅力のキーポイントにもなると思いま
す。

例えばこれは提案ですが、第1子、第2子も今回例えば上乗せをして3万円としたとします
と、予算は約今の2倍になる計算になります。こういう形でやりますと、できない額ではない
んではないかと思いますが、その点について答弁を求めます。

福祉健康課長（天田君） 再質問にお答えをいたします。

いろいろと福祉の関係につきましては、子育て支援を中心に各事業展開しているところでご

ざいます。それぞれご要望に合わせて増額等々できればよろしいわけですが、全体の事業のバランスとか、やはり全体の行政の状況等がございしますので、そのあたりを含める中で現時点では見直しを考えるとこではないということでございます。

3番（吉川さん） 全体の事業の中でまた検討するということですが、もう一つ、今、出産祝金は商品券で贈呈をしていただいております。この商品券なんですけど、私も何人かに聞き取り調査した中で、坂城の町で子供のものが買えるお店に限られているというお話がありました。その制度を変えてもらえないのかなという話もあったんですが、その点について町側の答弁を求めます。

福祉健康課長（天田君） 出産祝金を現金でというご質問をいただきました。現在町では、出産祝金を町の商品券で支給をしておるところでございます。それには、先ほども申し上げましたが、出生への祝意と同時に町の商工振興を図るということで、より魅力のあるまちづくりに寄与していくといった側面もございしますので、現時点では現状の商品券での対応ということで考えております。

3番（吉川さん） 現時点では商品券、町の商品券ということですが、例えばおむつを買う、ベイシア使えません。衣料品を買いたい、しまむらは使えません。そういう形の中で、限られた小売店に行くしかないという中で、ある人はもうセブンイレブンで券を使ったというお話も聞いたんですね。そういう意味でもこの辺を再度また検討の余地があるのではないかと考えますが、ぜひ検討していただきたいと思います。

口の不妊治療費のことですが、今もお話の中で治療費の相談がかなりありましたというお話をいただきました。本当に広報に載せていただいたことはよかったなと思います。広報も膨大な量の情報を載せておりますが、ぜひこれからも載せていっていただきたいと思います。

そして、先ほど助成については26年度から導入に向けてというお話をいただきましたが、国は28年から年齢により助成の枠を変更してまいります。上田市では1年度につき上限20万までとして最高5年間まで助成をしております、市として。そういう意味で今、概要はまだこれからというお話でしたが、当町の取り組み、その上田市等、見ましてどのような考えがあるか、概要だけでもお聞かせいただけたらと思います。

福祉健康課長（天田君） 不妊治療の関係につきましてお答えを申し上げます。

町で今、計画をしていて26年度の予算のほうに計上していくという考えを申し上げましたけれども、やはり少子化対策の充実の一環ということで、大変大きな事業になるのではないかと考えております。不妊治療を受けているご夫妻の経済的負担の軽減ということを図るということで、努めてまいりたいと考えております。

3番（吉川さん） 具体的な内容についてはまだこれからということで、金額的なこととかはまだ無理ということではよろしいですかね、理解して。はい。

では、ぜひほかの自治体の内容を見ていただいて、その事業の内容もありますけれども、検討していただきたいと思います。

魅力ある町には人が集まってまいります。来年度の予算づけでは、一つ一つの事業に対して取捨選択を迫られると思いますが、ぜひ若い世代が坂城町に越してきたいというような、そういう内容に町への投資、これをお願いして私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（柳澤君） ここで昼食のため1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時01分～再開 午後 1時30分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

5番 塩入弘文君の質問を許します。

5番（塩入君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。

私はこの秋、南条小学校の音楽会に招かれ、楽しく感動的なひとときを過ごすことができました。子供たちと先生が心をつなげて音楽会を盛り上げていました。音楽を通して一人一人が輝きクラス全体も輝いていく、みんなで協力して美しい音色やハーモニーを醸し出していく姿に感動しました。

子供たちと先生が、そして保護者、地域の人々たちが一体となって音楽を楽しみ盛り上げています。私はこのような音楽を通して子供一人一人の成長を促していく今の教育の現状は素晴らしいことだと思っています。子供一人一人が大切にされ、友達や先生との信頼関係を築き、子供と先生も元気が出てくる、このような学校づくりを目指している学校が今多くあります。しかし、今の安倍政権が打ち出している教育政策は、このような今の学校の姿を壊していく政策が次から次と打ち出されていることに懸念しています。

今年1月、安倍内閣が有識者でつくる教育再生実行会議を、文科省でなく首相直属の会議として発足させました。このメンバーには、安倍首相と同じ考えを持つ人が選ばれています。例えば、八木秀次氏は新しい歴史教科書をつくる会の元会長で、日本の戦争はアジアの人々を開放するための戦いであったとして、日本の侵略戦争を認め謝罪した村山談話、従軍慰安婦への軍隊の関与を認めた河野談話、これは世界に発信している談話です。これを批判しています。そして若者を戦場へ駆り立てた教育勅語を再び復活させようとしている。こういう人が安倍内閣に入っています。このほかに、教育は体罰が必要だと主張する櫻井よしこ氏も入っています。このようなブレーンが担っている教育再生会議の政策を見ると、安倍首相が言っている強い日本を取り戻す方針と一致しています。

その政策の問題点は、一つ、国家による統制の強化、教育の中に競争原理を取り入れる、3、事実に反した歴史教育を持ち込む、4、国家主義教育の徹底を図る、このような方向を目指しています。これは一昨日成立した秘密保護法と非常によく似ています。日本国憲法を否定したものです。また、トップダウン方式で決めてきています。また、罰則が厳しいと、こういう点

で非常に共通しています。国が上から強制的に教育に介入している意図が明らかです。

安倍内閣が戦後、日本憲法のもとにつくられた民主教育を180度変え、戦前の軍国主義国家を目指していることが、いよいよはっきりしてきました。特に戦前、日本国民を有無を言わず戦争へ駆り立てるためにつくった治安維持法と全く同じような内容を持った特定秘密保護法案を多くの国民が反対の声を挙げているのを無視して、ろくに審議もせず全く横暴なやり方で自民党と公明党で強行採決しました。日本の民主主義と日本の憲法を根本から否定するものです。国民の口と目を塞ぎ、必要な情報を隠し国民の基本的人権を奪い戦争できる国へ持つていこうとする意図がはっきりしています。

この次は、集団的自衛権の行使、そして憲法9条の改悪と進んでいくことでしょう。この法案については、日本だけでなく世界からも批判が寄せられています。日本は再び世界から孤立して戦争への道を歩むのではないのでしょうか。日本国民は絶対に許さないとします。

私が残念に思うのは、坂城町議会では全国に先駆けて大多数がこの法案の危険性を見抜き、反対の意見書を国会へ提出しました。それに対し、町長はこの法案に賛成しました。同じ町民から選ばれた町長と議会、どちらが町民の民意を受けとめていると思いますか。私は議会だと信じます。昨日の討論からもわかりましたが、多くの国民はこの秘密法は戦争への危機感から反対しているのに、町長はそうでないという趣旨の答弁をしました。私は強い疑問を持ちました。

この秘密法は日本国憲法の国民主権、基本的人権、平和主義の全てを否定する法案であり、戦争するための法案であることは、日本やドイツなど、世界の歴史が証明しています。歴史を調べればわかることです。安倍政権の教育政策からもわかります。安倍政権が狙っているのは、日本が国防軍をつくり、アメリカと一緒に戦争をやる国にするために、青少年が進んで協力していく人づくりを教育でやろうとしている、そういう意図がありありです。今までの自衛隊と違い、武器を持って戦争する軍隊に進んで入る人はありません。そこで、国防軍をつくり、アメリカと一緒に同じように徴兵制をと当然考えてくるでしょう。そのときに愛国心を持ってお国のために役立つ若者が必要になります。それを可能にするのが教育です。戦前、軍国少年、軍国少女が育てられた教育を見れば明らかです。

第1次安倍内閣が教育基本法を大幅に変えました。今、第2次安倍内閣では、憲法の前文と9条をターゲットにして変えようとしています。今の憲法の前文では、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」そして「われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と高らかに宣言しています。この憲法の本質からすれば、秘密保護法はまさに違憲立法です。この秘密保護法を認めるわけにはいきません。安倍政権は戦後の民主主義国家の形を変えて強い日本を取り戻すという合い言葉で、再び軍国主義国家にするため、教育政

策を次々と打ち出してきています。私はこれらの政策が現場におりてきたときに、今の学校がどのように変わってしまうのか、とても心配しています。これから、具体的に一つ一つについて質問させていただきます。

第1に、今、全国一斉学力テストについて問題になっていますので、質問します。

このテストは小学校6年生と中学3年生が国語と算数、数学についてやります。そのテスト結果は、今まで学校長の判断で公表するかしないか任されてきました。ところが文科省はこれまで禁じていた市町村教諭による学校別の成績公表を来年度から認めました。かつて行われた全国学力一斉テストで苦い教訓があります。だからこそ禁止してきました。それを今解禁しました。これについてどう考えるか、またテストの目的をどう考えているか、町内で小中学校のテスト結果は現在どのように扱われているか。

次に口の道徳の検定教科書化について質問します。

教育再生実行会議では、いじめ対策を強化するということで、道徳の教科化を打ち出しました。また、いじめの子に対しては、学校長や地教委が厳重に罰することもできるようにしました。果たしてこんなやり方でいじめをなくすことができるでしょうか。しかもあえて、道徳で検定教科書を使用させ5段階評価をする狙いは一体何でしょうか。現在は学校で学校や先生の判断で子供の実態に合った教材を使って道徳を授業しています。それをあえて文部省の審査で合格した教科書だけを使って授業しなければならないのか、そしてどうやって5段階に評価するのか、疑問だらけです。

安倍政権が強調している強い日本、愛国心を中心とする特定の価値観を子供に植えつける心配があります。この2点について質問します。町内では、実際どのように現在、道徳教育が行われているのか、2番目に道徳の検定教科書化によって今までとどう変わると予想されるか。

ハの教科書検定と教科書採択について質問します。教科書の内容は子供や先生にとっても最も大切なものです。時の政権を担当している文科省によって内容が変えられると、その政権、政権によって教育内容が変わることになります。安倍政権は小、中、高の社会科分野の教科書を検定基準を改めて、教科書の内容を決めるときは政府の見解を尊重しなさいと直接教育内容まで政府が介入してきています。これでは戦前と同じように国が教育内容を決める国定教科書になってしまいます。

そこで質問します。第1に、今、全国で教科書採択でいろいろな問題が起きています。町内の教科書採択はどのように行われているのか。

第2に、政府が教育内容に介入することをどう考えるのか。

次に、2番目に教育委員会制度の改革について質問します。これは町長に質問します。戦後は、政治権力が教育を直接支配することを避けるため、教育委員会の政治からの独立がうたわれました。安倍内閣は首長が教育委員会にかかわって教育行政の執行機関にしようとしています。

具体的には、首長が教育長を決め教育長に権限を持たせようとしています。そこで、次の3点を質問します。

今の教育委員会の活動内容と課題について。

二つ目は教育委員会にかわって首長が教育行政の決定権限を持つことについてはどう考えるか。

3、はだしのゲンの閲覧制限についてはどう考えるか。

次に、最後にホの教員や学校の評価制度の導入について質問します。県教委が児童・生徒と保護者が、匿名で授業と学校運営の満足度をそれぞれ5段階で評価する制度を来年度から長野県に導入することを決めました。評価するということは、私も必要だと思います。しかし誰がどのようなやり方でどんな目的でやるかが重要です。特に匿名でやることにも心配されます。

そこで質問をします。第1に、現在町内では学校評価はどのようにしていますか。

第2に、児童・生徒、保護者が匿名で授業と学校の評価を5段階で行うことについてどう考えますか。

3番目に、制度の導入に当たって、県から市町村教委に事前に話があったかどうか。以上、第1回目の質問とします。

町長（山村君） 今、塩入議員さんから教育問題について、五つご質問がありました。その中で教育委員会制度については私からということですので、私がそれを答えましてほかの項目につきましては担当課長から答弁させていただくことにします。

まずですね、今、イからホまでいろいろご質問されたことですね、根幹にあるのは私、かねがね申し上げているんですけども、平成17年に中央教育審議会では教育については地方分権すべきであるという答申が、もう8年たっています。しかしながらそれは全く進んでいません。

長野県に私が来てからもですね、知事にも、それから前の教育長にもお話をしました。前向きに取り組むという話ではありました。つまりですね、これからいろいろ回答させていただく中にみんな関連してくるんですけども、つけ足すとすれば、昨日の質問にもありました朝練ですね、朝の練習、クラブ、ああいう類いのものをですね、なぜ県の教育委員会が決めて、それを一律従えと言わなきゃいけないのか、これは全くナンセンスだと思っております。

つまり、教育の地方分権化といいましても、自治体のサイズによって村で全部できるというふうには限らないと思います。ある意味では、いろんな議論がありますけれども、ある大きさの広域の教育委員会をつくって地元で教育を行って、先生も育てる、子供も育てるという形にして、人事権と財源を移管すると、そういうことがなければですね、今、塩入さんがお話、質問にありました、例えば首長が教育長を任命するといってもですね、何の権限があつてできるのか、人事権も財源もない中で全く僕は意味がないというふうに思っております。そういうこ

と、いろいろ常々考えておりますが、状況、それから私の考えを申し上げます。

教育委員会制度の改革についてというご質問でございます。現在、教育委員会は毎月の定例会が開催され、上程される付議事項、あるいは案件等につきまして、教育委員の皆さんにお諮りして教育行政を進めているというところでございます。

また、定例会以外でも緊急を要する事案や人事案件等がある場合、臨時の教育委員会も開催されています。また、教育委員の人選につきましては、議員の皆さん方にご賛同いただいた上で任命をさせていただいているというところでございます。

現在の教育委員につきましては、教育長も含め5名おりますが、学識者や児童・生徒の保護者も含め見識のある方々をお願いしているというところでございます。

現行の教育委員会制度については、いろいろの問題点を指摘する面もあります。非常勤の教育委員による運営が責任を果たすには限界があるのではないかと指摘もあります。そういう指摘もありますが、教育委員会で諮られる案件は学校教育だけじゃなくて、文化財ですとか生涯学習、スポーツ、幅広い分野についての議論が必要となります。ですから、非常勤の教育委員会による運営には限界があるというのは僕はこれは全然当たってないと思っております。最近の企業経営なんかにおきましても、非常に重要なのは非常勤取締役の存在であります。企業内部の取締役での意思決定は本当に正しいのかどうか、そこにその企業ではない非常勤の人が入って、大所高所からといいますか、正しい判断をするということが非常に求められている、教育委員会も同じだというふうに思っております。

そういうことで、坂城町の教育委員の皆さんにおかれましては、ご苦勞いただいていることも承知しておりますが、教育行政の先頭で存分に力を発揮していただいているものと認識しております。

先ほどお話をしました政府の教育再生実行会議におきまして、本年4月に提言された教育委員会の制度改革につきましては、権限と責任を現在の合議制の教育委員会から市長の任命する教育長に一元化するというような内容になっております。しかしながら、現状でもですね、教育委員につきましては、議会の同意をいただいた上で任命がされており、現在の合議制の教育委員会のあり方を性急に変える必要は全くないというふうに考えております。

しかしながら、全国の制度ということで動きますので、その辺のところはよく注意していきたいと思っておりますが、私は前からかねがね、先ほども申し上げましたけれども、本来、教育の地方分権というのを進めて、そこで責任持って教育行政をやるという体制でない限りですね、教育長だけ首長が任命すればいいというものではないと、そこに責任を持たせるというのはいかがな議論かなというふうに思っております。

以上、基本的な考え方申し上げます。残り、ほかの件につきましては、各担当課長から説明させていただきます、教育長から。

教育長（宮崎君） 私からは全国一斉学力テストの関係と、「はだしのゲン」の閲覧制限の関係、そして評価制度についてご答弁申し上げます。

まず全国学力学習状況調査でございますけれども、これにつきましては、義務教育の機会均等と、その水準の維持向上の観点から全国的な児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析して教育施策の成果と課題を検証してその改善を図ると。また、このような取り組みを通じてですね、教育に関する継続的な検証改善サイクルの確立ですとか、学校における児童・生徒への教育指導の充実や学習状況の改善に役立てることが目的でございます。

今年度につきましては、先ほど申されましたけれども、抽出方式でなくてですね、悉皆調査ということで全国の小学校6年生、中学3年生対象に4月24日に実施されたところでございます。教科に関する調査といたしましては国語、算数・数学、それぞれ知識に関する問題と活用に関する問題を中心とした出題となっております。

調査結果につきましては、みずからの教育及び教育施策の改善、児童・生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが非常に重要であります。適切に取り扱うものとされております。また、この調査により測定できるのは、学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともにですね、序列化ですとか過度な競争につながらないよう十分配慮すべきというふうにされています。

教育委員会及び学校による調査結果の公表については、市町村教委においては、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体の結果を公表することについては、それぞれの判断に委ねるとされておりますが、学校の状況について個々の学校名を明らかにし、公表は行わないということで進んでまいりました。

学校が保護者、地域住民に対して説明責任を果たすため、自校の結果を公表することについては、各学校の判断で委ねるとされておまして、当町の各学校とも本年度の結果について学校だより等でお知らせしているところでございます。

来年度の調査につきましては、11月29日に学校別の公表結果を市町村教育委員会の判断で可能とするという文部科学省からの発表がございました。実施要領には公表する場合の配慮事項として学校別の平均正答率を一覧表にしない、それら数値による順位づけをしないことなどが記載されております。町教育委員会といたしましては結果公表について、その調査結果を分析し課題の改善等に重きを置いて、学校長等の意見を聞きながら慎重に対応していきたいと考えているところでございます。

島根県松江市から端を発した「はだしのゲン」の閲覧制限でございますが、今回報道がなされたことは、小中学校に閉架措置を求めたことと、もう1点が教育委員会事務局の独自の判断で教育委員に説明がなされてなかったことになるというふうに思います。特に、松江市の手続につきましては、事務局の判断で小中学校長会に措置を求めたということで、その過程が適切

でなかったというふうに捉えております。「はだしのゲン」という作品がということではなくて、管内の学校図書館での図書の見覧制限を求めるということは重大な案件でありまして、合議制の教育委員会に諮る手続が必要というふうに思います。

確かに、常勤である事務局がスピード感を持って対処しなければならないこともございますが、臨時教育委員会を開催することも一つの方法でございます。私ども事務局も他の市町村の事案ではありましたが、同じ轍を踏まないように行政に携わってまいりたいと考えているところでございます。

次に、ホの教員や学校の評価制度の導入についてご答弁申し上げます。

まずは、町内小中学校の学校評価についてお答え申し上げます。町内全ての小中学校に学校関係者や外部の方により組織された学校評価の委員会が設置されております。委員については、地元の区長さん、民生児童委員さん、PTAや育成会などと学校で組織されまして年に数回の会議を開催し学校が行う自己評価についての意見をいただく場になっております。

教員評価につきましては、教員それぞれが自己の課題を把握した上で、年度当初に目標を設定し中間と年度末の2回、校長と面談を行いアドバイスを付した形式で県教育委員会に提出していると。校長の評価につきましては、教員と同様自己評価を行ってですね、私との面談を経て県教育委員会へ提出すると、そんな仕組みでございます。

県教育委員会の評価制度改善のための有識者会議によって報告されている新制度の導入についてでございますが、来年2月に最終報告がされる予定となっております。この会議は本年7月から始まり9月に第2回、直近では12月に第4回目が開催されたところでございます。

県の公表資料によると、新制度として授業と学校運営の満足度を5段階で評価するということと、匿名性を担保しつつ児童・生徒や保護者等を対象にした学校運営に対する包括的な評価により、学校運営の改善につなげるという提言となっております。学校教育法施行規則で定められている現行の学校評価制度では、先ほど申し上げた学校の自己評価は義務、学校関係者による評価は努力義務となっております。

提言される新制度はアンケートを実施した事業評価と学校評価の包括的な評価を現行の評価制度とつなげてより機能的なものに改善し、学校運営や教員の資質向上を図ることを基本軸として検討されているということでございます。

事前に市町村教育委員会や学校に話があったかというご質問でございますけれども、評価制度改善のための有識者会議は、県教育委員会が意見を聴取するために設置した会議でございます。またスケジュールに沿うと第3回の会議を経て1回目の報告がされ、2月に予定されている最後の5回目が終了したところで最終報告がされる予定となっておりますが、市町村が事前に説明を受けたり、意見を求められたりする仕組みにはなっていない状況でございます。県が検討している新制度の導入や具体的な運用面など、まだ定まっておりませんので、今後の動向に

注視していきたいと思います。

なお、この評価の匿名で評価していくということをどう考えるかということでもございましたが、匿名だとですね、教員評価についても誹謗中傷という部分も考えられないわけではないということで、教師を萎縮させてしまうということも懸念であります。しかし、記名ではなかなか素直な意見が言えないということも、これも事実あり得ることでもあります。これらについてはですね、評価については現校長がやっているところでございます。校長は学校の状況をよく把握しているというふうに私は考えております。そういう中で新しい制度の中でどういうことが出てくるのか、注視してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） ロの道徳の検定教科書化について答弁申し上げます。

現在、各校とも道徳の時間につきましては、児童・生徒が自分や人間としての生き方、あるいは人と人とのつながりについての育成を図るため、心情の部分に重点を置いて取り組んでおります。小学校では、副読本「わたしたちの道」や「心のノート」を各学年で活用し、中学校でも「わたしたちの築くみちるべ」「心のノート」を活用しております。

文部科学省の有識者会議、道徳教育の充実に関する懇談会では、現在教科外とされている道徳の時間を教科に格上げし、特別な教科として位置づけ検定教科書を使うべきとする報告案がまとめられ公表されました。この報告書案では、一人一人の道徳性を培う道徳教育において、その性質上、一般の教科のように数値による評価を行うことは不適切であるとの考え方は維持すべきとされているような状況でございます。

今までとどう変わるかという部分の予測でございますが、この部分につきましては、国の施策によるところが大変大きく、現段階での予想は大変困難な状況でありますので、今後の動向を見守ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、ハの教科書検定と教科書採択についてでございます。町内の小中学校で使用されております教科書の採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、採択地区を設定し、その地区内で同一の教科書を使用することとされております。

坂城町につきましては、千曲市との共同採択をしております。両市町の有識者、PTA、教育委員会により構成される更埴地区小中学校教科用図書採択研究協議会におきまして教科書を採択しております。

教科書の採択は原則として4年に一度行われ、直近としましては小学校用の教科書が平成22年度、中学校用の教科書が平成23年度に採択をされております。先月、文部科学省が発表しました教科書改革実行プランにおきましては、文部科学省が現在行っている教科書検定において通説的な解説がない場合や特定の事柄、また見解を特別に強調していることについてバランスのとれた記述にする条項を設けまして検定手続の透明化を図ることなどが期待をされて

いる状況でございます。

教科書の検定制度への改正が検討されているため、今後の動向を注視していきたいと考えているところでございます。以上です。

5番（塩入君） 今、町長や各担当課長、教育長から答弁いただきました。イロハニホまであるわけですが、最初にイのところから第2回の質問をしたいと思います。

先ほど、教育長の答弁からいろいろのお話があったわけですが、お聞きしている範囲では十分検討されていると。私もですね、一番心配しているのは、例えば学校評価を、いわゆる序列ですね、学校別に成績を発表するということになりますと、例えば町内でいえば南条小は何点、坂城小は何点、村上小は何点という具体的に点数が出るわけですね。そうすると学校は序列化されます。そういうことは絶対あってはならないということで、今までも苦い経験がありましたから、それをやめましょうと文部省はやめてきているわけですね。ところがあえて今度またそれを持ち出したというところに一番問題があるわけです。

そこで、全国にはね、発表している首長もたくさんいます。だからこそ問題なんですけれどもね。そこで、特にこの序列化するという、いわゆる学テだけでね、学テの点数、これは国語と算数だけですよね。僕も中学校の先生に聞きましたけれども、学テのいわゆる算数、国語だけのテストじゃなくて、5教科を中心にテストをやって、それで総合的な判断をしていきたい。そのほうが子供たちにとってもいいという考えをお持ちでした。ただ、2教科だけでテストされてね、しかも自分で採点するわけじゃないですよ。全く委託して2カ月、3カ月ごろに結果が出て、それがぼんと点数だけ発表されると。こんなテストのあり方はおかしいじゃないかと。これ、誰も思うわけです。

そういう中で、一番僕は、気になるのはね、安倍内閣が言っているように、教育の中に競争原理を持ち込んで競い合わせてやると。特にですね、前の苦い経験というのは、東京都の例ですけれども、東京都の学校ごとにテスト競争させたんですね。学校ごとに順位を発表したわけです。そして平均点の高い学校にみんな子供が集中していきます、当然。ところが、低い学校はなんと入学式に誰も入学してこなかったと。こういう悲惨な結果が出てきているんですね。

子供や先生、地域の人たちにとれば、こんなことをされたらたまったもんじゃない。地域のコミュニティーの中心になっている小学校が廃校になってしまう、しかも学力テストの結果でそうさせられてしまう。こんなね、評価をすることは絶対間違いだと。これはかつてイギリスのサッチャー首相が始めたことです。それを具体化してきているということで、問題になって今、文科省はやめてきたわけです。

そういうように、テストの結果をね、競争で評価させてそれで競わせて子供の成績を上げさせるという、こういう教育の中に競争原理を持ち込むということについては、一体どういうふうに考えておるのか。私も小中学校の先生に聞いてきました。そしたらこういう一斉学力テ

トなんかは、そりゃあ、やり方によってはあれですけども、比較したりいろいろすることは全く意味がないと。またテストで競争に追い込むようなことは絶対させてもらいたくない。これが現場の先生たちの声です。そういう意味で、本当にテスト競争でね、教育を競争原理のもとにやることについて基本的にどう考えていらっしゃるか、この点、町長でもいいし、教育長でもいいですが、どちらでもお答えください。

教育長（宮崎君） 競争原理の取り入れというようなご質問もいただいたわけですが。全国学力学習状況調査に関してでございますけれども、全般、最初に申し上げますけれども、私は競争原理というのは必要だというふうに思っています。ただ、それがこの場でかということそれは違う話でありますけれども、やっぱり競争、それぞれでやっぱり考えていかなきゃいけない部分はあるはずでございます。

この学力学習状況調査に関しましてはですね、今、塩入議員さん言われたようにですね、それが過去のようにですね、序列化してそれが例えばテスト等に不正まで及ぶようなそういうことになったということをお聞きしているところでございますけれども、私は、この調査というのは学校ごとにどういう公表をしていくかという、そういう中身にもよるものだというふうに私は考えています。

それぞれのところの中でですね、公表するというのはですね、これは私は、やぶさかではないというふうに考えています。ただし、やっぱりこの評価というのはもともとですね、その学校で今後の授業ですとか、学校の教育方針ですとか、そういうのを含めてですね、どうやっていくかというものの資料にするため、先ほど申し上げましたけれども、そのためのテストでございます。

私どもについては、それは客観的な目でその学校がどうだったのかというのはある程度見させていただくと。ただ見るということですね、人に公表するというよりも、むしろどうやって政策的に教育現場の中で、例えば教育委員会とすると手当できるか、政策としてどうやって考えていくのかというのが一義的なことだろうと思います。

ただ、調査をやる以上ですね、例えば学校の保護者の皆さんですとか、関係者の皆さんだっただけで調査はやったけれども、それはどうなのかという、そういう部分というのは、必ず思っているはずでございます。ただ、このテストは本当に学力の中の一部だけをはかるものでありまして、そのほかにもっと学校独自のいろんな取り組みの中でですね、生きる力を育てていく、今の教育方向の中で必要なものもあってあるんです。そういうものを含めてやっぱり判断していかなきゃいけないだろうと。だからそういう意味で公表に当たっては、これから各校ごとに公表できるという部分でございますが、学校長ですとか、私どもは校長会もあります、そういう中で十分議論したりしてですね、どういう方向がいいのか、少なくとも平均点を出すとか数字の中での公表というのは考えてございません。どうしても口で言うのは簡単ですけども、どう

いう公表にするか、それがうまく見出せない場合は、非公表ということも頭の中に入れてですね、結果について対応していきたいというふうに考えています。以上でございます。

5番（塩入君） 今の教育長の答弁、僕も基本的に同じですけども、やはりテストの目的を考えてやるということで、学校の先生方もですね、この町内でもテスト結果について、例えば学校だよりとか、学年だよりという中で、うちの6年生、または中3年生は平均点よりどうだったか、高かったか低かったか、そういう程度ですね。知らせているというまさにそういうことであればですね、序列化につながるわけですから、テストの目的をどういうふうに処理していくかということが一番大事じゃないかということで、今後もそうしていただきたいというふうに思います。

次に、口は飛ばしましてハに移りたいと思いますが、教科書検定と教科書採択についてですが、2回目の質問したいと思います。

小中学校のね、社会科分野で教科内容を決めるときに、今度、再生会議では政府見解を尊重せよということで、どの教科にも政府見解をきちっと載せなさいということを教科書検定基準に盛り込んできています。

安倍内閣は、先ほど申し上げたように歴史認識は日本だけじゃなくてね、世界からも批判されている歴史認識を持っている方が多いわけですが、こういう村山談話や河野談話を否定するようなブレーンの人たち、例えば八木、先ほども述べましたが、八木秀次氏というのは新しい歴史教科書をつくる会という会をつくって、教科書をつくっているわけですね。その教科書は育鵬社というところから出しているんですが、全国ではこれは事実と反しているからこういう教科書は使いたくないと、現場の先生も教育委員会もほとんど採用していないわけです。

ところが、政府やなんかは、ぜひこの教科書を使ってもらうためにですね、例えば、沖縄県の八重山地区にある竹富町という町があります。その教育委員会はこのつくる会の教科書じゃなくて東京書籍の教科書を採択しました。ところが、下村文科相は竹富町の教育委員会を批判しまして、つくる会教科書を使うようにと圧力をかけたんですね。その上、教科書の無償配付までやめてしまったんです。そこで竹富町は市民のカンパによって東京書籍から教科書を買って子供に与えている、こういう実態が今起きてきているんですね。

これは、やっぱり国なりその首長が自分の力でこの教科書を使いなさいという圧力のあらわれだと思うんですけども。このようにね、教科書採択の中にも具体的にそういう圧力がこれから、ほかの地区にも起きていますけれども、出てくるんですが、そういうことが心配されますが、ここの坂城町ではそんなふうに考えているのでしょうか、いないのでしょうか、その点、質問します。

教育文化課長（柳澤君） 教科書採択の部分でございます。竹富町に関しましては、ご質問にもございましたけれども、沖縄の石垣島周辺のいろんな特性があつての状況かというふうに理解

をしているところでございます。

当町におきましては余りそのようなことはないのかなという部分でございまして、これまでと同様に、千曲市との共同採択という部分を想定をしまして、更埴地区の教科用の図書の採択研究協議会というところで教科書の採択につきましては、取り組んでいきたいというふうな考え方でございます。以上です。

5番（塩入君） 今の教育課長の答弁、確かにそのとおりにやっていただきたいというふうに思います。

じゃあ、次に二の教育委員会制度の改革について、先ほど町長が答弁していただきましたけれども、2回目の質問をしたいと思います。

先ほど町長の答弁では、今ね、地方分権化にという方向で、そういうことまで任せられていない。国が今決めている状況の中では、それは問題だというお話がありました。基本的に問題だと。それで、教育委員会による合議制ですね、合議制で決めていくことがいいという答弁をいただいたわけです。私もそのとおりにしてほしいと思うわけですが、この教育委員会制度というのは、そもそも戦前の教育の反省から生まれて、本当に教育がね、政治から独立するという趣旨でつくられている教育委員会ですから、そこへもろに国や地方の首長の権限で入り込む、全て権限が入ってくるということになると、これはもう教育委員会は全く戦後のつくられた趣旨から外れてしまうわけです。

そこでですね、例えばちょっと具体的に申し上げますけれども、例えばさっきの「はだしのゲン」、教育長が語る説明していただいたんですが、「はだしのゲン」の閲覧制限の問題ありましたよね、松江市で。あそこの教育委員会は、教育長がみずから校長に出して閲覧制限をしたと。そして批判が出たために、初めて教育委員会が集まって、合議で撤回を決定したと、そういう経過があるわけで、その事例一つとってもこれはもう本当に教育委員会を無視したやり方だと思うわけですね。

それから、一斉学力テストの発表についても、先ほど答弁があったんですけども、学校現場と相談しながらやっていくというふうに答えていらっしゃったんですが、例えばですね、静岡県の県知事ですね、が学校名の校長を全部上位から発表したんですよ、校長名を。こういうことをやりました。そして、できなかった学校の子供が、校長室へ行って校長先生、テストが悪くてごめんなさいと、こういうふうに校長先生に謝ったということも話題になりました。こんなことが本当にあっていいもののでしょうか。教育現場で。県知事が首長の権限で発表させる、そういうことが今、日本でも起きてきているわけです。本当にそういう意味では危険に思っているんです。

そういうことで私は、絶対に教育委員会の権限を今までどおり、何としてもやるべきじゃないかと。地方分権だったとしても教育委員会の権限は独立してやるべきじゃないかと。住民や

学校の声聞いて反映させた教育委員会でなければならぬんじゃないかというふうに思うんですが、特にアンケートでもですね、これは文部省が出したアンケート、全国の1,120市町村で首長と教育長にアンケートをしています。そして現状でよいと、いわゆる教育委員会は現状でいいというふうに答えた首長は57%、教育長は67%います。これは中央教育審議会でも確認されています。こういうことで、将来的にもですね、やはり教育委員会が教育行政の権限を持つと、地方の教育行政の権限を持つということについて、再度町長に質問したいと思います。

町長（山村君） 私、多分この議会で何十回も言ったと思うんですけども、教育の地方分権というのはまさにそうなんです。教育の地方分権というのは、地方分権された首長が権限を持つんじゃないくて、地方分権された教育委員会が権限を持つということなんです。

今、ご質問のあった各項目全てそれに当てはまると思います。南条小学校の建設が今、実施設計やって来年から始まります。ご存じでしょう、南条、村上、坂城もそうなんだけれども、南条も坂城町立小学校です。けど坂城町立小学校の先生に対する人事権、あるいは財源は一切ないんです。南条を建てる費用だけ出せと。町立というのは建てる立だろうというふうに言わざるを得ないんですけども。これではいけないと思っております。

ですから、先ほど、今、ご質問ありましたけれども、地方分権になってもと言って、地方分権とは、まさにそういうことを、私言っているわけで、その趣旨にのっとった行政をやりたいと思っております。

教育委員には、せんだっても議会のご了承をいただいて、信州大学の名誉教授の中村先生も入っていただきました。やっぱりいろんな方面の有識者の方に入っていて、どんどんいろんな議論していただきたいというふうに思っております。以上です。

5番（塩入君） 今、町長から答弁がありました。新しくなられた中村教育委員長さん、できればこの本議会で今のようなことについてどんな考えをお持ちか、坂城町の教育についてどんな考えをお持ちか本当は聞きたいと思っておりますが、またこの次にしたいと思います。

さて最後に、ホの教員や学校の評価制度の導入について2回目の質問をします。

現在、名前を書ける人は書いてアンケートをまとめている学校もあります。私は現役のころの体験から子供と保護者と先生との信頼関係を保ち、今後に生かすということからすれば、できるだけ名前を書いたほうがよいと思います。匿名だと無責任な言葉で誹謗中傷する人も出てくるかもしれません。そうなれば、教員も萎縮してしまうんじゃないかと。子供も先生も元気でないとよい教育はできないと思います。

今、有識者会議の中でもこの問題については賛否両論あります。現場の先生や地域の地教委の意見を十分に聞かずに決めてしまうことは、教育の条理からも反すると思います。先ほど教育長からも答弁ありました。昨日、議論になった部活の朝練についても同じです。文科省が派

遣された伊藤教育長、現在、伊藤教育長ですが、の権限が強まり安倍内閣と同じように何でもトップダウンで決めてしまうやり方が強まってきているんじゃないかなと、そんな感じもするわけですが、教育長はどんなふうに思いますか。

教育長（宮崎君） 県教育委員会の次々とするですね、施策展開についてどう考えるかという部分も含めてでございますけれども、やはり県教委には県教委の中で今の私どもと違った全県的なですね、いろんな保護者ですとか学校からのそういうことの中での対応というのもあるかと思えます。

私ども、市町村の教育委員会についてはですね、教員に対する服務監督権というものを持っているという部分でありますけれども、現実的には県教委との連携の中で動いていかないと、これはなかなか進んでいかないと。町長、先ほど分権という話もありましたけれども、教員についてもですね、そういうことでどっちを向いていくかという、そういうことで悩んでいる方もたくさんいるんじゃないかというふうに思います。

私は県の上から下への、あるいは私どもの教育に対するいろんな施策展開についてどうかという、やっぱり一番はですね、地域の子供と保護者と学校が連携しながら、私ども教育委員会はあくまでもそれを支援する立場であってですね、何か一般的には教育委員会から連絡という、みんなまた何か言われるのかなという、そういう何か意味で捉えられているんですけども、私はやっぱりそういうための中で学校をどうやって運営していくか、子供たちのために運営していくかという、そういうことが主力であると考えておりますので、県の今の動向がどうだとか、そういうことではなくて、地元の学校を見ながら施策展開をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

5番（塩入君） 今の教育長の答弁の中で、本当に現場の先生、子供、地域の人、保護者の考えを十分に反映させるような町の教育行政をしていきたいという答弁がありました。ぜひそうしてほしいと思います。

最後に、まとめに入りたいと思いますが、今日は安倍内閣の教育政策が教育現場や教育行政にどのように介入しようとしているか、具体的に質問してきました。今、戦争を二度と繰り返さないということで出発した戦後の民主教育が岐路に立たされているように思います。今こそ子供の将来を考えて頑張っている現場の先生や保護者の皆さんを励ます教育行政が、今ほど求められていることはないと思います。

私は、先日、中学校の先生と道徳教育やいじめの問題で話し合いました。中学校では、生徒会が中心になり、自分たちでつくったあたりまえ憲章に取り組んでいる姿、人権教育月間では、全校でパネルでディスカッションを行い、学校生活について自分が成長したところ、クラスが成長したところ、中学校全体で成長したところを全校生徒の前で発表し合う、そこには子供も先生も自分の意見を十分に言って、それぞれ成長したことを認め合う、友達からの励まし、友

達と友達とのきずなを強める、その中で生徒一人一人が自分の生き方を見つけていく、これこそ道徳教育であり、いじめをなくすための土台になります。

安倍内閣のように、上から決めるのではなく子供一人一人から出発しクラスで討議し、学校全体で確認していく、私はこれこそ民主教育の原点だと思います。

教育の目的は、一人一人の子供の成長を促し、その子供の人格を完成させることにあります。安倍内閣が狙う国が特定の価値観を押しつけ、罰則を強める教育では未来を背負う子供たちは育たないんじゃないかと思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時28分～再開 午後 2時38分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、9番 入日時子さんの質問を許します。

9番（入日さん） 人権、民主主義、平和を踏みにじる特定秘密保護法が、6日深夜の参議院本会議で自民、公明の強行採決により成立しました。

審議すればするほど憲法と相入れない法案の本質が明らかになり、国連の人権高等弁務官など海外からも懸念の声が上がりました。安全保障にかかわるものも含め国家が集めた情報に対し国民は知る権利を持っています。情報公開を基本に据え、秘密は極力絞り込む、それが世界の常識です。6月に発表された国家安全保障と情報への権利に関する国際原則にもその考えが貫かれています。政府・与党には、そうした発想が欠落している。これでは国民からだけでなく国際社会からも人権感覚が疑われると新聞の社説にありました。

特定秘密保護法の問題点は何が秘密か、政府の判断によって決まることです。国民による独立した第三者機関がチェックし、情報にアクセスする権利や表現の自由に対する保護規定などの法整備が必要です。国民の知る権利を制限する法律は、国民主権から国家を上に乗くことであり権力の暴走を生み出すと社説にありました。第二次世界大戦の反省もせず、歴史に学ばない政治家が、日本の政治を担ってきた弊害が今あらわれているのだと思います。

近代国家は主権在民が当たり前であり、それを侵すことは国民に対する冒瀆であり、あってはならないことです。民意に添った政治を行うためには、一票の格差の問題や死に票が多い今の小選挙区制を改める必要があります。また、国民の過半数以上が投票しない選挙は無効にするなど、主権在民の選挙制度に変えるべきだと思います。ある市長選でも投票率が20%台という市がありました。住民の十数%しか支持していないのに市長になる、こんなおかしいことが起きている、今の日本の現状を考えるとときではないでしょうか。前置きはこのくらいにして、質問に入ります。

1. 村上保育園について

イ. 駐車場について

村上保育園は駐車場が少ないため、朝夕の送迎時はとても混雑します。特に迎えの時間帯は混雑し、路上駐車も多く狭い道なので通行の妨げにもなっていて非常に危険です。村上保育園の駐車場を何とかしてほしいと、私に要望がありました。保育園としても迎えの時間帯をずらしてもらいなど保護者に要望はしていますが、どうしても時間帯が重なってしまい込み合います。私も時々、その時間帯に通ると路上駐車をしていて危険だと思っています。通行の妨げになっているとも感じていました。どうしたらよいか、私なりに考えてみました。

近隣の空き地をお迎えの時間帯だけでも借りられれば路上駐車を防げると思います。混雑による園児の危険も少なくなり、安心してお迎えができるのではないのでしょうか。駐車場についてどのように考えているのか、答弁を求めます。

子育て推進室長（宮嶋君） イの駐車場についてお答えいたします。

現在、村上保育園の園児送迎につきましては、園庭南側の道路から進入し、駐車場に車をとめていただき園児を迎えた後、園舎裏側の道に道路に抜けていくよう園舎を右回りに一方通行としてお迎えをお願いしております。車同士の鉢合わせがないよう、保護者の皆様にご協力をお願いし、車がスムーズに流れ事故等が起きないように配慮しているところでございます。

特に大変込み合うお迎え時につきましては、未満児と年少児、年中児、年長児の順番にお迎えの時間を少しずつずらして駐車場が混雑しないようにしております。園内の駐車スペースが満車の場合等につきましては、びんぐし公園の駐車場をご利用いただくよう、保護者の皆さんにお願いしているところでございます。

また、保護者の皆様には、できるだけ徒歩でのお迎えをお願いし、ご協力をいただいております。保育園といたしましても、混雑時には職員が正門付近に立つなどし、保護者の皆様に声をかけるなど安全かつスムーズに園児の送迎ができるよう努めているところでございます。今後も、園だよりや参観日など機会あるごとに園児送迎についての決まりや交通安全について、保護者の皆様にご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

ご提案いただきました村上保育園近隣の空き地をお迎えの時間帯に駐車場としてお借りできないかについてでございますが、ご提案いただいている空き地をお借りし、園児のお迎えに借りようとした場合、園と直線で結ぶ畑の中の農道を通り保育園に行くことが近道となり、大変便利となりますが、村上保育園が現在の場所に移転した当初より隣接した畑の地主さん、耕作されている皆様から通園等には使わないでほしいという申し出もあり、畑の中の道につきましては、できる限り通らないようにした経緯がございます。

この畑の中の農道を使わず空き地から一旦県道に出て、御厨社前の道を通りお迎えをした場合は、びんぐし公園の駐車場より距離的に若干遠くなってしまいますので、公園の駐車場をご利用いただくことでお願いしてまいりたいと考えております。

なお、園児の送迎について安全性を図る上で、もう一度送迎児のお約束の徹底、駐車の方法、

駐車場の利用方法などをお願いし、安全でスムーズな送迎ができるよう、また近隣の皆様にご迷惑をおかけしないよう努めてまいりたいと考えております。

9番（入日さん） 今、一方通行にして右迂回をしているという答弁がありました。保育園から出て左側に回ると御厨社の前を通るんですが、その道が非常にやはり狭いんですよね。その保育園の送迎の時間帯は一応一方通行みたいに、園児の保護者に関してはしていると思いますが、それ以外の人は知らないで入ってきたりとかすると、よけ場がないわけですよね。

それからもう1点、御厨社のほうへ行かないで下の竹林のほうへ抜けた人がいるらしいんですが、非常にやはり道が狭くて抜けるのに困難だったと。その辺も、もうちょっと考えてもらえないかというような話がありました。

保育園の下に空き地があるんですが、そこをやはり職員の駐車場に借りるとなると費用が発生すると思うんですよね。じゃあ、びんぐしの公園の一部を職員の駐車場にするかとか、そういう、いろいろな考え方があると思うんです。それで、確かに暖かいときはびんぐし公園などにとめていただいて送り迎えてもらえばいいんですが、今のように日が短くて寒いときはどうしてもお母さんも忙しがっていますし、子供たちも寒い中歩くというのがね、なかなか嫌がるという子もいますので、やはり季節的なね、ものもあると思うんですよね。そういう点はもうちょっとそういう意味では考えてもらえないかと。

常設の駐車場でなければ、ほんのわずかな謝礼ぐらいで借りられると思うんですよね。そういう意味では、こういうことも検討していただきたいと。これはすぐ答えが出せないものですので、今後、そういういろいろな観点からもうちょっと危険性のないような駐車場のスペースということで検討していただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2. 結核レントゲン検診について

イ. 医療機関でも検診できるように

感染症法に基づき、町では65歳以上の人に結核レントゲン検診が無料で行われています。町内23カ所で7月に行われ、受けられなかった人は10月に坂城、村上、中之条、南条の4地区で再度検診の日程を組みましたが、それでも未受診の人が多くいます。農作業の忙しい時期だったり、1カ所の検診時間帯が短いなどの問題もあると思います。受診対象者の中には定期的に医療機関にかかっている人も多いと思います。かかりつけの医療機関で結核レントゲン検診を受けられるようになれば、もっと検診率が上がるのではないのでしょうか。検診率を上げ、予防に力を入れるためにも医療機関での検診ができないか答弁を求めます。

福祉健康課長（天田君） 結核レントゲン検診につきまして、お答えをいたします。

結核は、結核菌によって主に肺に炎症が起こる病気で空気感染いたします。昭和20年代までは、死亡原因でも常に上位に位置し、長い間国民病として恐れられていた病気でした。今で

は、医療や生活水準の向上により、薬を飲めば完治できる病気になりましたが、現在でもまだ多くの患者が発生しており、過去の病気とは言えない状況であります。全国の登録患者数は平成24年末には5万2,203人で年間2万人以上の新しい患者が発生しております。坂城町の患者数は、平成24年末で5人という状況でございます。

結核の早期発見に有効な手段として、胸部レントゲン検診が行われております。市町村や事業所、学校、社会福祉施設等がそれぞれの対象者について実施することが法で定められております。

町におきましては、事業所や施設等で検診を受ける機会のない65歳以上の方を対象に検診を実施しているところでございます。なお、65歳以上の方は毎年1回検診を受けるよう義務づけられておりますので、機会を設け受診をされますようお願いをいたします。

町では毎年集団検診として実施日と場所を決め、レントゲン検診により町内各地区を巡回し行っております。今年度は7月に区の公民館等を中心に4日間で23カ所、また10月には町内の主要な会場4カ所でそれぞれ実施をしたところでございます。今年度の受診状況は、町で実施する検診対象者が1,856人のところ受診は1,070人、実施率は57.7%でございました。町内の65歳以上の方は約5千人おられますが、町で実施する肺がん検診の受診者や職場、施設、病院等で検診をお受けになる方は、受診対象者から除きますので、実質的な対象者を1,856人と算出をしております。

検診の周知につきましては、7月と10月の検診前には対象者に案内通知を送付するとともに、広報や有線等により周知を行い、より多くの方に受診いただけるよう努めているところでございます。

医療機関でも検診できるようにとのご質問でございますが、町で行っている検診車での集団検診は、受診者が足を運びやすい、より身近な場所として公民館等を中心に実施をし、料金につきましても無料で行うことにより、検診を受けやすい環境の配慮に努めております。また、医療機関での検診は集団検診に比べ大きな費用がかかってしまうことから、現状の集団検診を継続してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

今後もより多くの方に受診していただけるよう、受診しやすい環境づくりや検診の周知に努め検診の受診率向上を図ってまいりたいと考えております。

9番（入日さん） ただいまの答弁で、坂城町でも平成24年度5人の結核患者がいたと。それで、今年度の検診は1,856人の対象者に対して1,070人検診を受けて、受診率は57.7%だという、今答弁がありました。

結核は、過去の病気だと思われがちですが、感染力、重篤度、危険性が極めて高く、早急な届け出が必要な2類感染症に指定されています。そして発症まで数カ月から数年の潜伏期間があり、結核にかかってもすぐわからない厄介な病気です。免疫力が弱まっていると発症リスク

が高くなります。そのためダイエットのやり過ぎで痩せすぎた若い女性なども罹患するなど、とても厄介な病気です。

長野県のデータでは、結核の罹患率は10%余りであり、なかなか克服できていない状況です。特に70歳以上の罹患率が高くなっています。今年の1月から10月までの新規罹患者は166人で上田保健所が14人、長野保健所が8人となっています。結核に対する予防や注意が必要だと思います。

また、レントゲン検診により結核だけでなく、肺がんなどの病気の早期発見にもつながっています。病気の早期発見、早期治療は、医療費や高額医療費の削減にもつながります。昔は乳幼児の予防接種なども役場に来てやっていました。しかし、1日だけのためその日に風邪をひいたり、体調が悪いと受けられないなど問題がありました。現在は医療機関で受けられるようになっています。期間も長くなりより受けやすい体制が整っています。

平成23年度の町の実績報告書では、結核レントゲン検診の対象者は1,858人、受診者は968人で、受診率は52.1%です。それに比べると、24年度は57.7%ですから受診率は上がってきていますが、やはり先ほど言ったように非常に短時間な時間帯ということと、それから農作業だとか仕事が忙しいときにその時間帯、やりくりしていかなければならないと。

結構65歳以上になるといろいろな病気があって、定期的に町の医療機関などにかかっている人が多いわけですね。そういうときに、確かに費用は集団でやるよりは上がると思います。でもやはり結核レントゲンを受けることによっていろいろな病気が早くわかり、それで医療費を削減できるようになれば、それは得だと思うんですよね。そういう意味でももっと町民が検診を受けやすい体制づくりが必要だと思います。

感染症の予防の法律の中でね、国及び地方公共団体の責務として、第3条の3に「国は、感染症及び病原体等に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国際的な連携を確保するよう努めるとともに、地方公共団体に対し前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えることに努めなければならない。」とあるんです。だから国にね、もっと要求して、こういう財政的支援もお願いしたいと、そういうふうにはやはり自治体のほうからしないと、坂城町でも60%未満ですね、まだ、受診率が。そういう意味でもやはり、もうちょっと受診率を上げるように、いろいろな方法をやっぱり考えていくべきだと思いますので、再度答弁を求めます。

福祉健康課長（天田君） 再質問のほうにお答えを申し上げます。

現在行っている集団検診につきましては、長野県健康づくり事業団と委託契約を結び実施をしているところでございます。検診にかかる委託料は、お一人当たり840円ということでお願いをしているところでございます。ただ、これ医療機関の実施ということになりますと、お

一人2千円から3千円という経費がかかるということで考えております。

また、県内においては、医療機関での検診を実施している市町村は把握をしている限りではないような状況でございます。かかりつけ医の医療機関で受診すれば、やはりより受けやすい環境になるということで、受診率も上がるものと考えるところではございますが、医師会との協議を初め経費的な課題もあります。ですので当面は現状の集団検診の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、国のほうの要望につきましては、機会を捉えさせていただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

9番（入日さん） ただいまの答弁では、集団だと840円、医療機関に個別に検診してもらくと2千円から3千円という答弁がありました。だから実際には千円から2千円ほど町の持ち出しが増えるという計算になりますが、でも今、非常に町も医療費が増えていて国保会計、だんだん厳しくなっていますし、高額医療費もね、非常に増えてきていますよね。特に、がんなどによる高額な医療費が増えているわけで、そういう意味では結核レントゲンをやることによって肺がんなどがね、早期に発見できて早いうちの治療ができれば高額医療費を防げることもできるんです。そういうメリットを考えると、やはり、より多くの人に検診してもらえる、そういう体制づくりが必要だと思いますので、ぜひ今後考えていただきたいと思います。

それでは次の質問に入ります。

3. 非常勤特別職の報酬について

イ. 報酬の見直しを

町民から、ある審議会の会議に1時間出ただけで3千円余りもらった、半分ボランティアでやっているのに額が多いのではないかと、これから町も財政が厳しくなるので見直しが必要ではないかという、ありがたいお話がありました。

非常勤の特別職の報酬については、一時テレビなどでも取り上げられ、一部の地方自治体では報酬が高すぎるという批判もありました。坂城町の場合はそれらに比べると高額と言える範囲ではないと思いますが、1時間でも半日分の報酬を払っているのは、やはり見直す必要があると思います。

この条例は昭和36年に施行され、何度かの改正をしてくれています。現在の金額になったのは平成16年だとお聞きしました。それから10年が経過しています。非常勤の特別職の報酬について、どのように考えているのか答弁を求めます。

総務課長（田中君） それでは非常勤特別職の報酬の見直しについてお答えをいたします。

非常勤特別職につきましては、町の一般職員と異なり、特定の任務のための審議会、委員会などにおいて職務に適した方を広く委嘱し、勤務をいただいているところでございます。

地方自治法に基づく教育委員会や選挙管理委員会の委員、消防組織法に基づく消防団員、社

会教育法に基づく公民館長などが非常勤特別職として位置づけられております。さらに町の条例に基づく審議会や委員会などに非常勤の特別職として多くの委員さんをお願いをしております。

これらの特別職の皆さんの報酬につきましては、地方自治法に基づきそれぞれの勤務をいただく日数等に応じて、それぞれの委員会ごと、年額、月額、1日を単位とする日額により条例で定める報酬が支払われております。

今回、ご質問の審議会の委員さんにつきましては、内容から考えますと日額報酬をお願いをしている審議会等の委員さんと思われまふ。日額の報酬の委員さんが会議にご出席をいただいた場合、町の特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例で定める1日当たりの報酬が支払われます。なお、会議の時間が半日、4時間以内の場合は、その2分の1となる金額が支払われております。

今回のご質問の審議会の場合、4時間以内のため半日の報酬が支払われたものと考えます。先ほど、ご説明いたしましたように、地方自治法で報酬は1時間当たりの賃金、いわゆる時給ではなく、勤務をいただく1日を単位として支払うことが基本とされております。しかしながら、4時間はかからない会議もございますので、そのような場合は半日として2分の1の金額を支払わせていただいております。

各審議会、委員会等に出席されている委員さんにおかれましては、議員さんのご質問の方のように町の財政のことを思われ、大変ありがたいことに半分ボランティアのつもりでご出席をいただいている方もいらっしゃる、自営業の方は商売を休まれたり、会社員などの方も会社を休まれたりしてご出席をいただいている方もおりますので、委員さんそれぞれの立場、条件は異なっております。

町の審議会、委員会などに携わっておられる委員の皆様には、日ごろから町政にご理解、また貴重なご提言をいただき、改めて心から感謝申し上げるところでございます。

9番（入日さん） ただいまの答弁で、時給ではなくて1日単位だと、しかし4時間かからない場合は半日分を払っているという答弁がありました。じゃあ現在の非常勤特別職の報酬の額はどのように算出したのか、その根拠についてお尋ねします。

総務課長（田中君） 現在の報酬の金額の根拠ということですが、算出の根拠につきましては、近隣の市町、また県内人口の同規模程度の町の状況を参考にしながら金額を決めてきているという状況でございます。

9番（入日さん） 今の日額を月給に直すと大体15万円余りで、高校の新卒の給与と同額ぐらいになるんですね。そうすると7,200円という端数ではなくて、例えば1日8千円、半日4千円、2時間以内は2千円というふうにならないのか。そういうようなね、発想の転換も必要ではないかと思うんですね。

それから、区長さんも今、行政協力員として年4万円の報酬がありますが、報酬となっているために所得税が引かれて振り込まれると、そういう話がありました。決して4万円という額は多い額ではないのに、そこから所得税引かれるというのは、何となく割に合わないなというようにつぶやきもありました。

報酬ではなくてね、会議に出たらその場で費用弁償としてもらえるとか、あるいは長野広域の場合もそうなんですが、費用弁償として後で口座に振り込まれるとか、そういうことにすれば所得税はかからないわけですよ。そういうような考え方ができないかとか、そういうふうになると、例えば、その日に都合が悪くて区長さんが出席できない場合でもかわりの人をね、ちょっと俺だめだから副区長さん出てくれないかとかというふうにも頼みやすくなるんですよ。出席した人に払われるというのが一番公平ではないかと。そういうふうに私は考えるんですが、その辺はどう思いますか。

それから、消防団の報酬も非常に少ないと私はずっと感じているんですが、確かにね、他の自治体と比較すると同額のような感じになっていますから、坂城町が極端に低いというわけではなくて、ただ仕事の大変さを考えればもっと何とかしてあげたいなという思いはずっとあります。報酬が上げられないなら、今、出動交付金はね、出初め式とポンプ操法以外は出ていないんですが、火災や行方不明者などの捜索に参加すると出動交付金として手当が出せないか。特に行方不明者の捜索の場合はね、見つかるまでそれこそ仕事を休んでやらなきゃいけないですよ。そういう意味では非常に大変なんです。

そういうことで、特に坂城町の町内に住んでいる方はいいんですが、上田だとか長野から飛んでくる場合にもね、本当に無報酬でやっているんですよ。そういう大変さをやはりもうちょっと町としては考えるべきではないかと思えます。

それから、役職によってはね、月に1回しか出ないのに年額制というか、になってたりとか、そういうのもありますので、日額にしたほうがよいのかと、そういうような全体的な見直しも必要ではないかと思えます。特に10年過ぎたのですから、今年10年目ですか、になるのですから、そういう全体的な報酬の見直しをすべきだと思いますが、再度答弁を求めます。

総務課長（田中君） 再質問にお答えをしたいと思います。いっぱい、ちょっとあったもので、落ちがあるかどうかわかりませんが、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、1時間単位というか、その支払いということなんですが、議員さんのお考えは町の財政のことを考えて歳出の削減という観点、視点からということだと思うんですが、大変ありがたいご提案もあったかなというふうに思えます。

そうした中で先ほど申し上げましたが、非常勤特別職の皆さんの報酬につきましては、地方自治法におきましてそれぞれの勤務をいただく日数に応じて支払うことが基本というふうになっていますもので、1時間当たりの時給という考え方でなくて、地方自治法の1日単位とい

う基本的な考え方、その点ご理解をいただきたいと思います。

それから、費用弁償というお話もあったんですが、費用弁償というのは交通費などかかった経費に対して支払うもので、審議会の委員さんなどにお支払いする労務に対する対価については、これも地方自治法でもって勤務日数に応じて報酬として支払うべきものというふうに、これもなっておりますもので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、代理の人というお話もあったと思うんですが、これはちょっとその審議会、審議会ですとあると思うんですが、代理の方でもお支払いしていることはあると思うんですが、ちょっとそこら辺はそのように私は理解しております。

それから、消防団の方々というのは本当に年報酬という形で割返すと日当の7、200円で3日というような形になってしまうんですが、そのところについては、それが職務、地域の活動という中では本当にボランティアということで理解してやっていただいているのかなというふうに思います。

それから、月額とか年額じゃなくて1日にしたらどうかというお話もあったと思うんですが、例えば、教育委員会の委員さん、先ほどもありましたけれども、月に1回定例会だけでなく、臨時会もあつたりいろいろあるよと先ほど教育長から話があったと思います。あと、監査委員さんですとか、選挙管理委員さんの報酬についても、年報酬というふうになっています。この年報酬については、そのときの会議だけの出席というのではなくて、その職務の責任の重さだとか、やっぱり地域へ帰ってからの活動というものもあると思います。そういう中では年報酬でよろしいのかなというふうに私は考えます。

確かに、10年、報酬審議会が最後に開かれてから10年やってないということなんですが、ちょっとそこについては、ほかの近隣の状況もちょっと調査をしていない状況ですので、調査だけはしてみたいかなというふうに思います。

9番（入日さん） 区長さんが…。

議長（柳澤君） 議長を通して発言してください。

総務課長（田中君） ということですのでよろしくお願いします。

9番（入日さん） 行政協力員さんが、年額で一番最後のときに振り込まれるじゃないですか。

そのときにやはり代理の方が出たときは、それが年額で振り込まれちゃうから、代理の方にはもらえないわけですね。先ほど、審議会や何かのときは、代理の方に払っているという話がありましたけれども、やはりそうではなくて、そのたびにそういうふうに出すと区長さんも忙しいときにほかの人に頼みやすくなると思うんですよね。そういう意味で、そういうあれはどうですかということを行ったんです。

総務課長（田中君） 区長さんの件につきましては、それ各区によって、27区の状況によって違うと思いますもので、そこら辺、各区によって違うということをご理解をいただきたいと思

います。

9番（入日さん） 各区によって違うというのは、その区の区長手当であって、行政協力員としての手当は町から一律4万円に変更してあるんですよね。前は戸数によって区長さん、各区ごとに金額が違ってたんですが、今はそうではなくて行政協力員として一律4万円となっているんです。そういう意味では、やはり仕事の関係でどうしても出られないとかね、そういうこともあるわけですし、だから出られない場合は、ほかの人にかわってもらったりとか、あるいは区全体で今回はちょっと出られないから後で知らせてくださいということもあるわけですから、そういうときにやはり、一律ではなくてその都度、その都度の支払いにしたらどうですかということ、私はお願いしているんです。

総務課長（田中君） 区長さんの報酬につきましては、やはり年報酬となっているということです。この年報酬につきましては、やはりその会議だけの出席ではなくて、地域へ帰ってのいろんな活動があるという中で年報酬になっているということで、ご理解をいただきたいと思えます。

9番（入日さん） 全く質問の趣旨が理解されていなくて堂々めぐりになってしまうんですが、そういうことを1点、1点、もうちょっとね、やはり内容がきちっと審議というか審査されて、より適正な報酬にしてほしいということで、今回あえて取り上げました。

特に消防団はね、確かにボランティアなんです。だけど、火災のときは常設の消防署がありますから、それは何とかなるんです。だけど行方不明者に関しては、全面的にその消防団員が責任を持ってやるわけですね。そういう意味ではやはりボランティアだからということで、今何も出ていませんが、遠くから飛んでくるということに関しては、やはりそれなりの出動交付金みたいなのが必要ではないかと、そういう検討をぜひしていただきたいと思えます。

次の質問に入ります。

4. 講演会等のテープ貸出しについて

イ. 図書館の活用を

町では、ふれあい大学教養講座やはつらつ健康講座などすばらしい講師をお招きして各種の講演会が行われています。私も聞きたい講座があっても用事で参加できないことが何度かあり、とても残念な思いをしています。有線放送のチャンネル放送で聞けるようになっていることもありますが、頭出しからではないので非常に聞きづらいです。各種講演会では、記録のためテープをとっています。そのテープをダビングして図書館に置き、町民に貸し出しができないか答弁を求めます。

町長（山村君） 私は図書館を町の中の一つの情報のセンターとして機能させようということで、今、いろんな取り組みをしております。せんだっても、7月ですけども、図書館長を公募しまして鈴木さんが応募していただいて、今、本当に精力的にばりばりいろんな工夫をしてい

ただいております。そこで、講演会等のテープの貸し出しについて、図書館の活用をということでございます。

図書館では今、鈴木館長が就任後、例えば子供たちにゆっくり図書に親しんでもらおうということで、1階の児童書コーナーに畳の設置をしたり、入り口の書架等の整理を行ったり、閲覧スペースを拡張するなどいろんな発想で手腕を発揮していただいております。10月、町の文化祭に合わせて実施されました図書館まつりでは、絵本作家の二見正直さんによる、おはなし会と原画展なども開催されました。これも鈴木館長のアイデアによるものでございます。

講演会等のテープの貸し出しということでございますけれども、貴重なご意見いただきましたので、前向きに検討したいと思っております。それで、ふれあい大学だけじゃないわけですね。テクノセンターでいろんな講演会やったり、その場合には音声だけでなくて画像、DVDがあったほうがいだろうというのもあります。坂城ふれあい大学では年3回から5回ほどの教養講座をやっております。

ただ、ご案内のようにいろんな問題があるわけですね。著作権の問題があります。ですから事前に講師の方に写真撮影とかビデオカメラの撮影の許可ですとか、録音の許可を得て、記録用としては残すことはできると思うんですけれども、それを再使用する場合には事前にその出演される方並びに隣接権ですね、著作権等の関係も含めた承諾を得るということをやらないといけないんですが、現状のところは承諾を得る手続はほとんどやっていない状態であります。

また今、お話ありましたように講演会、当日都合が悪かったという方のためにどうやったら聞けるかということでございますけれども、有線で再放送というのはありますけれども、検討していきたいと思っております。

ただ、今録音している機材が例えば、文化センターとかテクノセンターとか、図書館でやる場合もあります。いろんなところでやりますので、録音機材の整備もしなきゃいけないということだと思います。それから貸し出しの方法が本当にできるかどうかですね。貸し出した途端に著作権がもう触れる場合があるということで、まず、私やりたいのはですね、まず図書館の中で整備できないかなと、ライブラリーとして。そこからまず検討していきたいと思っております。ですから図書館に行けば今までの講演の音声だとか、それからDVDの画像も見るといようなこともできないかなと思っておりますので、そこから始めたいと思っております。何よりもこれから録音する前に、先生に許可を得ることから始めなきゃいけない、それを整備しながらやっていきたいと思っております。以上です。

9番（入日さん） ただいま町長の答弁で前向きに整備していくようにしたいという答弁がありました。図書館法では、第2条の定義で「「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」となっています。第3条では「郷土資料、地方行政資料、美術品、

レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用を供すること」と記載されています。せっかくお金をかけてすばらしい講師を呼んでいるのだから、一人でも多くの人に聞いてもらい、教養を深めたり興味を持ってもらうことが重要だと思います。

図書館で管理しているものについては、著作権の侵害にもなりません。ダビングして販売しない限り問題はないと思います。特に、視覚障害者で外出が困難な人だとか、今、おとわの会でいろいろなね、情報を得ていますが、そういう人が本当にこういうテープがね、家で聞けるようになれば非常に見識も広がったり、あるいはそういうことでまたね、新たな生きがいがづくりというのは見出せると思うんですよね。そういう意味ではぜひ町長、とりあえずは図書館でと言いましたが、貸し出しをできる、そういう体制を一日も早くやっていただきたいとします。

私も11月に行われた健康講座、糖尿病と、それから認知症予防ですか、非常に聞きたかったんですが、ちょっとほかのことをやっていたら、時間におくれてしまって途中から入るのも失礼だと思って行かなかったんですが、やはり、そういうね、テープを聞くことによって、自分でもうちょっとね、自分の健康管理だとか栄養管理だとかということもね、一人一人が気をつける町民が増えればね、病気予防にもつながりますし、講演会を開いた主催者の意思も明確に伝わるのではないかと、そういう意味でもぜひそういうテープの貸し出しについて、町長は先ほど、できるだけやりたいということでしたので、一日も早くそういう体制がとれるようお願いいたします、私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 3時26分～再開 午後 3時37分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

なお、10分間の休憩というふうに申し上げて予鈴が鳴りましたら、急いで着座願います。

ここで会議時間の延長を申し上げます。本日の会議は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長いたします。

次に、6番 塩野入猛君の質問を許します。

6番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1. 地域農業の振興について

今、農政改革の動きが急展開しつつあります。それが農業の政府・与党が米の生産調整、いわゆる減反の廃止に絡む農業の競争力強化であり、積年の農政課題である農地の集積、集約化をいかに進めるかであり、そこには我が国の環太平洋経済連携協定TPP参加で競争力を迫られている現実が透けて見えます。

そこで、こうした農業改革からの農業地域の振興について、これから順次質問をいたします。

イ．農業をとり巻く環境の変化について

初めに、減反見直しであります。安倍政権は2010年に民主党政権が導入した戸別所得補償制度の定額補助金の減額分を、14年度から転作補助金の拡充と農地維持支払、資源向上支払での日本型直接支払に充て、18年度をめどに減反補助金を廃止する意向であります。

そこでまず、来年度14年度からの新補助金、日本型直接支払についてお聞きします。新補助金は2種類の交付金を用意し、農地維持支払は農地の管理を支援、また資源向上支払は農地が持つ防災機能を高めたり環境整備活動を支援し、農地が近接する農家で作る集落ごとに支払われ、それぞれの活動の費用に充てることを原則だが、集落の判断で各農家に現金支給も可能になりそうです。来年4月から始まりますので、期間も差し迫っていますが、農家の方々はその仕組みを知らないのが現実です。一体どのようになるのか、その仕組みや内容をお聞きをいたします。

また、減反廃止は農地拡大や生産量増加が目的ですが、本町のような農地の限られている中山間地や零細農家の多い地域にはそれが不利益になる可能性があり、新補助金はそれを補うような制度にも見えますが、その点はいかがでしょうか。

こうした減反見直しは一つの手段であって、本来目指すのは集積によるコスト削減と競争力の強化であります。国レベルでは、高齢化、耕作放棄地の拡大などにより農地の荒廃が進み、加えて消費者の米離れもとまらず、政府は喫緊の対策に迫られる中で、衰退がとまらない農業の改革へ一歩踏み出したというところであります。

本町でもこうした国と同様な現象が起こっているのではないかと思います。現在の高齢化、荒廃農地の状況とその推移はどんなでしょうか。お聞きをします。また専業農家数と兼業農家の占める割合もお聞きをいたします。

次に、零細な農地や耕作放棄地を集約し、大規模農家や農業生産法人などへ貸し出しを仲介する組織、農地中間管理機構と市町村との関係についてであります。農地の大規模化を促して経営効果を高める農地中間管理機構は、安倍政権が目指す農業強化策の一つで、各都道府県に設置されます。耕作放棄地の急増解消に当たり、農地の利用権を設定するなど、知事に強い権利を与える機構で集約化の核となるものですが、市町村とはどのように結びつくかわかりません。耕作放棄地や貸し手の把握状況を市町村から機構へ上げ、それを受けて機構が借り手を公募などで探すことになるのでしょうか。

また、借り手が見つからない場合は、機構が賃料を負担しますので、運用の仕方によっては財政負担が膨らむ可能性もありますが、財政負担は市町村にも及ぶのかなど、機構と市町村の関連についてお聞きをいたします。

ロ．人・農地プランについて

今、全国で農業地域の将来像を示す人・農地プランの作成が進められています。高齢化が進み担い手が不足する中で、農業の中心的な担い手を定め、そこに農地を集める計画をつくるもので、減反見直しとも相通ずるものであります。プランでは、農業委員会や町農業支援センターを中心に、農地銀行に貸したい農地を登録し、農業支援センターがあっせんするようですが、具体的にどんな仕組みで動いていくのでしょうか。

また、農業支援センターと県との結びつきが極めて強く感じますが、どんな連携になっているのでしょうか。支援センターがここでの中枢的な役割を担うのでしょうか。農地銀行はどんな役割を持って、どこが管理しているのでしょうか。農地銀行と支援センターとの連携はどんな仕組みなののでしょうか。

本町のプラン作成は、坂城、南条、中之条及び村上の4地区に分けて計画を立て、24年度は坂城、南条で地区説明会が開催され、検討会による決定がなされ、今年度25年度は中之条、村上地区の策定をすることとあります。坂城、南条の各地区計画はでき上がったのでしょうか。その内容はどのようにまとまったのでしょうか。計画書として作成されたのでしょうか。今年度中之条、村上の地区計画の進捗状況はどんなのでしょうか。どこまで進んでいますでしょうか。でき上がった計画はどのように活用していくのでしょうか、お尋ねをいたします。

そして、このプランは荒廃農地や高齢対策に向けた道しるべ的に作成されたものなのか、それともこのプランにより早い時期に集約化を目指していくアクションプランなのか、その位置づけといたしますか、プランの性格をお聞きをいたします。

ハ、これからの地域農業振興策は

高度経済成長期から今日まで、数十年にわたり、曲がり角と言われ続けてきた我が国の農業が、ここに来て本当に曲がり角にぶつかっています。政府に言われなくても地域農業の担い手確保は待たないです。自治体や農協などの支援を得ながら、集落営農など共同を広げ、新規就農者を確保するなど、地域農業を維持するための可能な取り組みが求められているのは確かです。

県農協グループは、TPP交渉参加に反対し米を含む重要5項目の関税維持を強く主張してきましたが、今のところ政府の減反廃止方向に強硬な反対姿勢は見られません。高齢化、荒廃農地対策や国の制度見直し、そしてそこにはTPPが見え隠れする中での地域農業の振興策は難しいかじ取りに迫られます。

一方で、本町のような中山間地では、水資源や景観を守り、集落を維持するといった多面的な目配りも必要です。人・農地プランも今年度で4地区全てが出そろいます。厳しい中ではありますが、地域農業の振興策に向かった条件や下地は固まってまいりましたので、目指す方向は見えてきていると思います。これから先の新たな地域農業の振興策をどのようにつくり上げていくのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（柳澤君） 先ほどの時間の乱れについて申し上げます。塩野入議員の発言中でありましたし、時間はもとへ戻るといふことでありましたので、大森議員の発言を許可しませんでした。理解願います。それでは答弁を求めます。

産業振興課長（塚田君） 地域農業の振興について、イ、農業をとり巻く環境の変化についてお答えいたします。

政府は11月26日、農林水産業地域の活力創造本部を開き、経営所得安定対策や米政策の見直しを正式に決め、米の直接支払交付金を平成26年度から10a当たり1万5千円を7,500円に半減させ、5年度の平成29年産までの時限措置としました。

一方で、平成26年度からは減額した補助金分を地域内の農業者が共同で取り組む地域活動のコストに着目して支援を行う日本型直接支払制度の創設と水田活用の直接支払交付金では、飼料用米への助成の拡充を予定しているところであります。

日本型直接支払制度は、農地維持支払と資源向上支払の2種類の補助金で構成され、農地維持支払は農家の経営支援が目的で、農道の草刈りや水路の泥上げなど、農業者の共同活動への補助金となり、資源向上支払は農村集落維持を目的としております。

また、現行の農地水保全管理支払を衣がえし、景観維持など農村の幅広い共同活動への補助金として農業、農村が果たしている多面的機能を評価して支払うこととなっております。また、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払は今後も継続されます。

平成26年度につきましては、さきに述べましたように補助金は半額に減りますが、生産調整数値の目標は決められておりますので、今までどおり転作の手続を行うこととなります。また、新しい交付金である日本型直接支払については、具体的な内容が今後示されると思っておりますので、本町農業にとって有利になるかどうかは今のところわかりませんが、順次、農家の皆さんにお伝えしていきたいと考えております。

現在の農業従事者の状況であります。平成22年の農業センサスによりますと、平均年齢が59.6歳、前回の平成17年調査の平均年齢57.8歳より約2歳、5年間で上がっております。高齢化が進展していることがうかがえます。

専業、兼業の割合ですが、平成17年では、総農家数1,050戸のうち専業が11%の113戸となっており、販売農家では専業が27%、兼業が73%の300戸でありました。22年には総農家数が976戸に減少しましたが、専業農家は121戸と8戸増え、全体の18%となっております。これは兼業農家だった人が定年退職すると自動的に専業農家という形になると、多分そういうことが原因かと思っております。販売農家では専業が35%、兼業が65%となっています。

また、荒廃農地の状況と最近の推移であります。毎年農業委員会を実施する耕作放棄地調査では、平成22年度が153ha、平成23年度が161ha、平成24年度が167ha

と荒廃農地が年々増加傾向にあります。町では農業委員会と連携し、耕作放棄地調査により農地の現状把握をする中で、耕作放棄地の所有者に意向調査を実施し、なぜ放棄地化しているかを把握することで解消に向けた方策を検討しているところであります。

また、農地を集約して農家に貸し出す農地中間管理機構、農地集積バンクとも言われておりますが、この設置が決定されておりますが、詳細内容、ガイドラインについても今後示される予定であります。現時点では、機構を都道府県ごとに置き、機構は毎年度事業目標や事業計画、収支予算をつくり知事の認可を受けるとなっております。知事に権限と責任を集中させたのが特徴となっております。

農地中間管理機構が町や農業委員会と今後どのようにかかわっていくか、人・農地プランとの整合性について等は今後国、県から具体的な内容が示されると思いますので、引き続き動向を注視してまいりたいと考えております。

続いてロの人・農地プランについてでございます。人・農地プランは、人と農地の問題を解決するための未来の設計図であります。人と農地の問題を解決するため、これから地域で中心となる個人や法人などの経営体を決め、中心となる経営体へどうやって農地を集積するか、中心となる経営体と、そのほかの農業者を含めた地域農業のあり方をどうするかを決めるものであります。

当町では昨年度から策定を進めており、地域の中心となる経営体への農地集積を図るため、農業支援センターを中心として、地域ごとに推進組織を設置し懇談会を実施する中で、プランを策定してきております。

農地集積に際しましては、農業委員会の事業であります農地銀行を活用し、町農業支援センターにおいてもその情報を共有することで、農地の貸し手、借り手の意向を調べ、貸し借りのあっせんを行うことで集積を図り、県農業公社とも連携する中で農地の集積を進めていくこととなります。

人・農地プランは、当面平成28年度までの計画として策定しており、新規就農者や認定農業者を地域の中心となる経営体としてプランに位置づけるとともに、その経営体の経営農地を農地利用図に記載する中で、今後の農地集積等の検討を行い、集積する農地をプランに位置づけをしております。このプランに基づき計画的に集積を行い、地域の中心となる経営体が効率的な農業ができるようにするものであります。

当町では地域を坂城、南条、中之条、村上の4地区を設定し、24年度に坂城、南条の2地区の策定を行いました。今年度は中之条、村上の2地区の策定を行いますが、現在、地区懇談会の開催に向け、地区における中心となる農業者の設定などの準備を進めているところであります。また、坂城地区においては、新規就農者の担い手が新たに増えたことから、プランの変更を予定しているところであります。このように新規就農者が出てきたり、集落営農や法人を

立ち上げるなど、新たな中心となる経営体となるなど、随時見直しを行いよりよりプランにしていくこととなっております。

人・農地プランに位置づけられることにより、新規就農者に対しましては青年就農給付金として年額150万円が交付されます。また農地の出し手には要件はございますが、農地集積協力金などの支援を受けることができます。このようにプランに位置づけされることによる各種支援を利用する中で、農地の集積を進め地域の担い手の増加や遊休荒廃農地の解消など、地域農業の振興につながるものと考えます。

坂城町の人・農地プラン策定には町農業支援センターの役割が重要となっております。町農業支援センターは、坂城町の農業振興にかかわる農業関係機関、農業委員会、農協、農業改良普及センター、町内農業関係団体、また農業生産団体、それと学識経験者で構成されております。農業、農村の振興を図ることを目的に活動を行っている組織であります。

策定された、人・農地プランに基づき地域の農家の方々とともに地域における担い手の育成確保や認定農業者の支援に努め、耕作放棄地の解消、再生利用など坂城町農業の振興を図る原動力となるのが町農業支援センターであると考えております。

県と農業支援センターとの結びつきはとのことでございますけれども、現時点では人・農地プランに関しては、特に関係はございません。今後、県に農地中間管理機構が設置され、町との関連が出てきた場合には、何かしらの関係ができる可能性があるかというふうにと考えると、ころであります。

ハのこれからの地域農業振興策はについてお答えいたします。

今回、新たな米政策が打ち出され、減反に対する施策の見直しが行われ、その中で新たな事業が導入されます。当町といたしますと、主要農産物であるリンゴ、ブドウ、柿などを初め特産物のねぎみ大根、新幹線横坑を利用した原木キノコ、ホワイトアスパラガスなど高い評価をいただいておりますが、さらにブランド力を高め、町内で生産した農産物に付加価値を高めて販売するなど生産から加工、販売までを町内で一環として対応できるシステムづくりを進めていきたいと考えております。

また先月29日には、坂城ワイン特区が認定されました。次世代へ持続可能なブドウ産地の維持、発展を踏まえたワイナリー形成事業を推進する中で、試験圃場の設置や巨峰によるワイン醸造など将来的な醸造用ブドウの産地化やワイナリー設置を含めた6次産業化等、新たな産業の広がりを目指してまいりたいと考えております。

農業にとって大きな変動のときを迎え、また大変厳しい状況下ではありますけれども、町といたしましては、農業支援センターを中心に人・農地プランを推進し地域の担い手の確保を進める中で持続可能な農業形態の育成、支援に努め、新しい地域農業づくりを進めてまいりたいと考えております。

6番（塩野入君） 今、ご説明を、ご答弁をいただきました。基本的に話を聞いていると、これは集積をやっていくアクションプランということになりますかね、そういうような感じということで受けとめております。そして、今ご説明を聞くと、まだまだ国の方針はこれからで、まだその詳細はわかっていない、出てきていないと、こういうことで、確かに私どもも新聞やいろいろな中で聞いているわけでありまして、具体的に市町村へおりてくるのはまだちょっとかなという気は確かにしてはいるわけですが、ただ来年度から回っていくのですから、これがこの時期でこんなことでいいのかなとちょっと心配にはなるわけでありましたが、これが農政のパターンですかね、よくわかりませんがね。

ちょっと、今、各都道府県に設置する方針の農地中間管理機構、これは零細な農地や耕作放棄地を集約し、意欲のある農家や農業法人などへの貸し出しを、これを仲介するわけですが、農地の売り買いを仲介するのではなく、貸し借りを中心とすることで今までよりも農家が利用しやすくしてあります。農地の持ち主がわからない場合は、公告した上で知事の裁定で機構に利用権を設定することができるという、さっきもちょっと答弁がありました強い権限が知事にこれが与えられるわけでありまして。この県に設置される農地中間管理機構が、運用を始めると今の農地銀行はどのようになるのでしょうか。まだはっきり来ていませんからご答弁がどうなるかあれですが、今の状況の中でどんなぐあいになるかということをお聞きをいたしたいと思っております。

次に、農林水産省は、減反廃止に向けた補助金の見直し案で農家集落の収入が増えるという試算が示されました。だが、本町のような小規模農家や中山間地農家の所得向上への道筋ははっきりとはしていません。水田の転作では農家の目を引くものは飼料用の生産拡大で、そうになると主食用米との混入防止も図らなくてはなりません。

短期で減反見直しが決着したことにより、町としてもさまざまに対策、対応を急がなければなりません。中山間地に適した農業生産体制づくりが重要になってくると思われまして。それには、野菜は果樹といった園芸作物も含めた幅広い検討が必要であり、本町にはリンゴ、ブドウ、そして今いろいろキノコ類とかいろいろな栽培がある。そういうノウハウがあるわけでありまして、農業委員会初め農協、あるいは県農業改良普及センターなど農業関係団体や農業生産団体のほか、農業に精通する学識経験者やエキスパートによる組織づくり、あるいは素早く検討できる仕組みづくりを急がないと目前に迫っている14年度からの対応ができないわけでありまして。一刻も早く推し進めなければならないと思っておりますが、今の時点での対応のお考えをお聞きをいたしたいと存じます。

産業振興課長（塚田君） 再質問にお答えいたします。

この農地中間管理機構、先週も農業新聞等にも出ておりましたが、これから補正予算、国としても補正予算として計上していくというような状況でもございます。この農地中間管理機構

の概要については、先ほどもご説明いたしましたけれども、地域内の分散しました農地利用を整理し、担い手ごとに集約化する必要がある場合や耕作放棄地を含めて受け手がすぐに見つからない、そのような場合に中間的な受け皿として役割を担うこととなります。つまり、人・農地プランで集約が必要な農地の受け皿というふうになるわけでございます。

一方、農業委員会の事業による農地銀行については、従来からの業務として行っておりますけれども、農地の集積だけではなくて安心して農地の貸し借りができるための、農家としては一番近くの、身近な仕組みという形になるかと思いますが、こういうことで利用権設定等の事務を、これはいつまでもといたしますか、ずっと農業委員さんを通じて事務を引き続き行っていくというふうなことになるかと思えます。

また、やはり来年度から始まるわけでございますけれども、今回の米政策の見直しについては、減反政策が全くすぐに廃止されたというわけではございません。まだ続けております。ですので、事務的にはそれほどその減反関係については大きな問題はないかというふうに思います。ただ、補助事業のメニューが見直されたと、より自主的に転作が実施できる仕組み、特に飼料用米、こういうものに特に大きな補助金が出るというような形になってきたということでありますので、そちらのほうの点につきましては、今後、国、県から具体的な内容が示されると思えます。

まだ県の説明会は1回ほど行っただけなので、これからまた今月にも説明会がございます。またこれから何回かそういう説明会があらうかと思えますので、そういうところで聞いてきた内容につきましては、今後その人・農地プランの懇談会も来年は予定されております。また例年のとおり、平成26年産米の需給調整推進地区説明会、これもまだありますので、こういうような際に、農家の皆さんにいろんな内容につきまして、お知らせをしまいたいというふうに思っております。以上です。

6番（塩野入君） 政府は、一連の農政改革方針を先月の26日に正式に決めました。農地管理機構設置法も動き始めました。問題は次への課題であります。安倍首相が本部長の農林水産地域域の活力創造本部は、減反廃止を中心に今後の改革の方針を盛り込む農業活性化プランをまとめる模様です。そこには、農業生産法人の要件緩和、農業委員会改革、そして農協改革など次なる課題に向かう対策が見え隠れしています。

93年にガット・ウルグアイ・ラウンド交渉で米市場開放が決まり、この対策費として6兆円を超える費用を計上しましたが、農業強化につながらず批判を浴びました。ことほどさように、国の農業政策はころころと変わり巨額な国費が消えてしまい、農家初め農業関係者を翻弄させてきました。農政のあしきDNAが復活しないように願いながら次の質問に移ります。

2. 実施計画（26～28年度）について

先月19日に第5次長期総合計画実施計画策定懇話会が開かれ、議会総務産業常任委員長の

立場で出席をさせていただきました。今、町では計画期間10カ年の平成32年度を目標年次とする第5次長期総合計画のもとに前期5カ年、27年度をめどの基本計画が動いています。

実施計画は、基本計画に示した基本施策を具体的に実施するための3カ年の細部計画で、ローリング方式にて毎年見直しを行っています。策定懇話会は、平成26から28年度の3カ年の実施計画策定に当たり、町内各界、各層の意見などを聞き素案が作成される手順であります。私は、この実施計画策定に当たり、このような懇話会が開かれていることを高く評価するものであり、これからもこのような懇話会は継続を希望をしております。

そこで、懇話会の資料をもとに、26年度の主要事業を中心にさらに前期5カ年の基本計画の、めどとなる27年度を見越しながら、その事業展開などについてお聞きをいたします。

イ. 実施計画の事業規模は

懇話会の資料の初めに実施計画の事業規模が載っております。平成26年度38億8,600万円、27年度45億1,900万円、そして28年度は41億2,200万円の計画金額が盛り込まれています。提示された資料は主要事業の抜粋であり、基本計画に整合させ、第1章「生活と産業の基盤づくり」から第6章「自律と協働のまちづくり」までの6章の組み立てによりそれぞれの事業の概要と大まかな事業額が記されております。

実施計画は3カ年計画をローリング方式で毎年見直していますので、現在は25年から27年を見越した計画が動いております。現在動いている現在の現計画とこれからでき上がる新計画は、26年と27年度との比較ができます。現計画では26年度40億9,400万円、27年度49億2,300万円であります。これを章単位で見ますと、事業費別では第4章「潤いのある快適で安全なまちづくり」が26年、27年ともに第1位であります。これはメインは下水道でしょうか。また、26年度第2位の第2章「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」第3位、第5章「創造性と人間性を育むまちづくり」が27年度はそれが入れかわりますが、これは南条小学校改築によるものと考えられますが、これはどうでしょうか。

次に、新計画を現計画で除した計画額の伸び率では、26、27年度ともに第2章が102%で第1位ですが、これは昨日少し答弁がありました。子ども・子育てのキーワードによる多子世帯の保育料軽減、子供の医療費給付、不妊治療費の助成に力を入れていくということによいでしょうか。ほかにも高齢者福祉の増加も影響しているのでしょうか、お聞きをいたします。

伸び率第2位は、第3章で26年度101%、これはワイナリー形成事業の影響でしょうか、何でしょうか。27年度では第5章が101%であり、これは南条小学校の改築にやっぱりよるものでしょうか、どうでしょうか。

そして伸び率が低く気になるのが第1章であります。坂城町エレベーターが設置されるので、これは少し我慢をしましようというところでしょうか、お考えをお聞きをいたします。

ロ. 主な事業の展開は

懇話会資料には、詳細が示された事業が三つ載っております。一つは第2章に出生から幼保就園、小中学校就学のそれぞれの時期を保健センター、子育て支援センター、幼保育園、そこに教育委員会を含めての子育て支援の連携体制が図式化された資料です。そこには、臨床心理士や家庭相談員など巡回相談スタッフが下支えをしながらライフプランに応じた子育てに関する総合的な相談支援体制の充実が示されています。子ども・子育てのキーワードによりこの図式は具体的にどのように展開されていくのでしょうか。

今の段階で来年度以降の事業費が数字として見えるのは、先ごろの策定懇話会の資料であります。二つ目の第4章には、潤い、交流をキーワードに公園の充実が示され、平成26年度2千万円、27年度2,500万円、そして28年度は7千万円の計画案が記されております。地元住民やボランティア団体と一緒に公園づくりを目指したり、来年度26年度には開園20周年を迎える、びんぐし公園の利活用の検討や改修がうたわれております。3カ年の展開をどのように進めていくのでしょうか。また、明年度、20周年を迎える、びんぐし公園の節目事業はどのような計画でしょうか、お聞きをします。

三つ目は、これも第4章ですが、坂城スマートタウン構想が図で示されています。再生エネルギーの普及、拡大、町全体のスマートグリッド構築のための調査研究を進め、ビジネススタイルの変革、ライフスタイルの変革を推し進める図式であります。来年度、26年度以降のスマートコミュニティ構想の具体的な展開をお聞きをいたします。

町長（山村君） 実施計画についてのご質問であります。私、今お話ありましたように、私、かねがねですね、平成23年から始まりました、例えば第5次長期総合計画、これは10年間の計画であります。5年ごとに中身を見直すということでありましたけれども、5年、10年の計画、両方ともこれ数値が入ってないということでもあります。しかしながら、数値のない目標というのは頑張りますと言って、頑張ったねという評価にしかならないということで、少なくとも3年ごとでローリングしていく実施計画については、数値目標をしっかりと掲げて、なおかつ皆さんのご意見を伺うようにしようということで、3年前からですか、やろうということでやってまいりました。

今、お話ありましたように、現在策定を進めております実施計画は、平成26年度から28年度までの3カ年における当町の第5次長期総合計画基本計画に示されている基本的施策を具体的に実施するための3年間の細部計画であるということでございます。この計画はご案内のように、長期総合計画に基づいた行政の施策の方向性が示され、事業執行に向けた指針として活用されるもので、各計画の事業費はその施策にのっとった経費として原則人件費、公債費等の義務的経費を除いた金額を計上してあるというところでございます。

第5次長期総合計画では、「住民自治による自律のまちづくり」を基本理念として住民が地

域のあり方をみずから考え行動し、責任を持つ協働によるまちづくりを最重要課題に位置づけ、さらに活力あふれた元気な町、人の輝く町、笑顔の町、誇れる町の実現に向けて施策の展開を図っているところでございます。

私は、町長に就任して以来、先ほど申し上げましたように、少なくとも3年間の数値目標を提示をして議論いただいて、ご意見を賜っていただくというふうになりました。それで町民の代表の方、団体の代表の方、産業界の代表、有識者などの皆さんにお集まりをいただく懇話会を設けて具体的数値目標を取り入れた向こう3年の施策をお示しし、情報の共有や民意の反映に努めているところであります。

したがって、今、まさに塩野入議員さんからお話ありましたように、去年に比べて今年の計画はどうなっているんだという具体的な議論ができるようになったのではないかなというふうに思っております。

今年度の懇話会におきましても、これは11月19日に開催いたしましたが、その中で各委員さんから、まずものづくりに対する支援策の充実はどうなっているのか、企業を支える人材育成と人材確保に対する支援はどうなっているのか、農政改革の激動期における、おくれのない対策の実行はどうか、松くい虫被害への対策の強化はどうするのか、駅利用促進策の充実はどうするのか、高齢者福祉の推進と対策はどうするのか、定住促進に向けた子育て支援などさまざまなご意見を伺いました。

また、特別委員である長野大学の安井教授からは、このような懇話会は他市町村で例がなく、広く意見を聞く場を設けていることに対する評価と、今後のあり方として情報提供を工夫して町が、かかわりながら住民自治を進める必要性があるなどの提言もいただきました。

懇話会において、お示した内容は、各課のヒアリングを通じてまとめた事業規模と主要事業の抜粋であり、実施計画の素案であります。いろいろお寄せいただいた貴重なご意見を参考にして、これから進めてまいります予算編成とすり合わせながら年度末までに実施計画を策定してまいりたいと考えております。

具体的中身につきましては、担当課長からご説明申し上げます。

企画政策課長（荒川君） 実施計画の事業規模は、そして主な事業の展開はについて順次ご答弁申し上げます。

まず、平成26年度から28年度の事業計画について各課ヒアリングを通じてまとめた現時点での事業規模でございますけれども、ご質問にもありましたとおり、平成26年度が38億8,600万円、平成27年度が45億1,900万円、平成28年度が41億2,200万円となっております。

計画の素案段階ではありますが、これらを施策体系に沿った章ごとに事業規模の比較をしてみますと、第4章の「潤いのある快適で安全なまちづくり」が平成26年度13億

4, 300万円、平成27年度が13億3,400万円ということで、他の章に比べ一番大きな事業規模となっております。第4章は、花と緑のまちづくりによる自然環境の保全、住宅リフォーム補助事業などによる住環境の整備、ごみの減量化や下水道事業などによる清潔で潤いのある生活環境の形成、また消防・防災力の強化やスマートタウン坂城の構築など、安心・安全な生活環境の形成に向けた取り組みで構成されております。その中でも、下水道事業が第4章の全体事業費のうち約6割強を占めております。下水道事業につきましては、平成32年度を整備目標年次に掲げ、南条地区105haの整備を推進するとともに、既に整備された地域の接続率向上に努めてまいります。

次に、2番目に大きい事業規模の章が、平成26年度の第2章「ともに生きる福祉と健康のまちづくり」から平成27年度には第5章「創造性と人間性を育むまちづくり」に入れかわっているというご質問ですが、これは南条小学校の改築によるものであります。南条小学校の改築につきましては、平成27年度の完成に向けて平成26年度が約5億円、平成27年度が約10億円という改築費用が見込まれております。

計画額の伸び率による比較においては、第2章が一番高いということですが、これは定住促進と子育てに関する総合的な支援として多子世帯の保育料軽減の拡大、子供の医療費給付の対象拡大、そして不妊治療費の助成を重点としているとともに、需要が高まっている高齢者福祉や障害者福祉における支援の充実を図っていくものであります。

第3章「技術を高め明日を拓くものづくり」が、平成26年度における伸び率第2位ということですが、これはさかきテクノセンターを通じた町内企業の振興と活性化、また課題となっております有害鳥獣対策の拡大によるもの等でございます。平成27年度においては第5章が2位ということですが、これは南条小学校改築によるものであります。逆に第1章「生活と産業の基盤づくり」の伸び率が低いということですが、現在施工中の坂城駅のエレベーター設置が完了することのほか、南条小学校改築という大きな事業がございますので、一部ハード事業につきましては計画調整をさせていただいているものもございます。

続きまして口、主な事業の展開はについてお答えいたします。

まず、子育て支援の連携体制についてであります。子育て支援センター、保健センター、保育園、小中学校などが連携しライフプランに応じた子育てに関する総合的な相談支援体制を充実させていくものであります。具体的には、保健センターによる乳児家庭全戸訪問から始まり、乳幼児検診による健康状態や発達の状況の検査を行い、支援が必要なお子さんには医療やフォロー体制を整えてまいります。

次に、お子さんが幼稚園、保育園に入園し、集団の楽しさがわかり始める時期に、5歳児健康相談事業を行っております。これは通称5歳児すくすく相談と呼ばれるもので、各園で保護者同席による参観形式で行い、保護者と参観の様子や心配事などについて個別相談を実施して

おります。そして5歳児すくすく相談実施後、支援が必要とされるお子さんにつきましては、個別支援計画書を作成し、今後の育児や保育に反映させ就学前相談につなげてまいります。

また、保育園の6歳児を対象として新たに発達フォローを支援する通称すくすくランドの立ち上げを検討しております。これは、子供の成長発達や行動改善を促すため、少し頑張ればできる課題に取り組んでの達成感や認められることによる自信、そして一緒に行動するルールなどを共感し合う気持ちを育てスムーズな就学につなげるというものでございます。なお、これまで千曲市と共同で行ってございました就学相談は、平成25年度から坂城町独自で取り組んでおります。

このように、出生時から就学時におけるまで巡回相談スタッフ及び関係機関が連携をした子育て支援に取り組んでまいります。

次に、びんぐしの里公園の今後の展開についてであります。びんぐしの里公園は平成7年に開園されて以降、家族連れや保育園、小学校の遠足など大勢の皆さんにご来園をいただいております。今後さらに憩い、交流、ふれあいの場として楽しんでいただけますよう、また新たに地域の防災拠点としての機能を備えた公園全体の施設利用について調査検討を進めてまいります。平成26年度が開園20周年の節目を迎える中で、来園者の利便性や施設の見直しを行うとともに、公共下水道の普及整備とトイレの水洗化、あわせて文化的、交流的なイベントの発表の場や災害時に利活用できる施設としての屋外ステージの設置検討など、よりよい公園となるよう進めてまいります。

続きまして、スマートコミュニティ構想の具体的な展開についてであります。スマートタウン坂城の構築に向けて大学や研究機関、企業との産学官連携による調査研究を通じて、ビジネススタイルの変革、ライフスタイルの変革、そして再生可能エネルギーの普及拡大といった三つを柱に、最終的にはICTなどによる最新の技術を使いながら、電力の需要と供給を町全体でコントロールできる仕組みづくりを目指してまいります。

ビジネススタイルの変革では、テクノさかき工業団地での実証実験を進展させ、町全体でのエネルギーマネジメントの前段階となるモデル、ミニスマートタウンの構築を目指してまいります。ライフスタイルの変革では、クールシェア、ウォームシェアスポットの創設を予定しております。これはそれぞれ各家庭で使用している冷暖房を含む家電製品のスイッチを切り、人が集える場づくりやさまざまなイベントとの相乗効果によって電力の使用を抑え、集った皆さんの交流やコミュニティーの形成などに努めたいと考えております。

再生可能エネルギーの普及拡大につきましては、引き続き住宅用太陽光発電設置補助による普及促進に努め、平成28年度には民生用電力使用量の10%相当を太陽光発電で賄えるように目指してまいります。そのほか、バイオマス資源の活用については、湯さん館のボイラー更新に合わせてバイオマスボイラーの導入について検討を進めてまいります。

6番（塩野入君） 策定懇話会でも、町長が今その内容を申し述べられましたように、多くの意見、要望が出されました。反映できるもの、検討を要するもの、難しいもの、いろいろあるでしょうが、その意見、要望の中でどのようなものが反映できそうだとお考えでしょうか、お聞きをいたします。

また、行政は日々動いていますから、いろいろ環境の変化、それから交付金等の関係で実施計画も状況が変わり、それを補う一つはローリング方式ではありますが、新計画作成に当たり、現計画と比べ前倒しや先送りを見込んでいる事業がありますでしょうか、お尋ねします。

子育て支援の連携体制については、子育て支援センターが中心になって坂城町子育て支援を考える会が設置されております。子育てに関する総合的な相談支援体制を下支えし、充実していくためのすばらしい組織だと思います。ここでは今、どのような問題や課題、あるいはどのような傾向の事象が出ているのでしょうか、お聞きをします。

今、町の都市公園条例にはびんぐしの里公園初め、七つの公園が置かれ、びんぐしの里公園には都市公園の効率的な管理及び運営を行うための都市公園管理センターが置かれています。また、和平公園が別に条例で設置されています。利活用を含む公園全体の効率的な管理や運営はどのようになされているのでしょうか。利活用の面でも、たびたび問題になるシンフォニックヤードは存廃を含む検討もしなければならないと感じますが、いかがでしょうか。

スマートタウン構想については、まず信州大学とのグリーンイノベーションの進みぐあいが気になります。町内2社にスマートメーターを設置し、電力の需要データを収集解析していますが、進捗状況、効果はどこまで進んでいるのでしょうか。

次に、先ごろ、総務産業常任委員会で愛知県豊田市の環境モデル都市豊田を視察いたし、いろいろ説明を聞き、ショーケースとよたエコフルタウンも見学してまいりました。豊田市のコンセプトは、無理、無駄をしない低炭素社会を築くを前提に企業活用による民間活力の最大限導入であります。先端産業は技術の進歩が早く税金を投じる効果は薄い、やる気のある企業の道筋づくりやエコ利用のポイント制導入など行政は側面支援での役割を担うというものであります。

私はこれから必要になってくるものは、坂城スマートタウン構想に向けての企業や住民、そして行政のそれぞれがどういう位置づけのもとにどのような役割を持ち、それが効率よく一体性を持たせるかという、ソフト面の対応が重要になってくる気がいたします。技術面の探究にあわせてソフト面対応の重要性についてはどのようにお考えか、お聞きをいたします。時間がありませんので、簡単にお願ひしたいと思います。

企画政策課長（荒川君） 実施計画における意見の反映の関係でございますけれども、先ほど町長からも申し上げましたが、懇話会におきましてさまざまなご意見を頂戴しております。反映できるものは計画に加味をしてみたり、すぐにできないものについても今後の検討

課題としてまいりたいというふうに考えております。例えば、先週、長野県商工労働部長太田部長さんにお越しをいただいて、また国等の新しい施策の状況もお話をいただきました。企業の皆さんからは、国に人材を派遣をしてそういう情報を察知をしてはというご提案もございましたが、そんな機会を捉えながら町、商工会、テクノセンター、テクノハート等連携をし、情報の共有や提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから、計画の前倒し、先送りということがございますけれども、予算との整合のお話が当然出てまいります。限られた財源の中で一層重点化を図っていくという部分では、おのず全体の進捗や予算編成の過程において事業費の調整というものは必要になってこようかなというふうに考えております。

スマートタウン坂城の関係でございますけれども、最後にございましたとおりソフトの推進が一層重要だというように考えております。今年度、実は県の元気づくり支援金を頂戴をいたしまして、まずスマートタウンとはどういうことなんだろう、それをわかりやすく町民の皆様にご案内できるような映像、10分程度のDVDを作成をしようというものが一つと、この12月の22日にですね、こども科学実験教室というものを開催をいたします。興味を持ってもらいながら身近な自然環境の中で再生可能エネルギーの可能性であったり、取り込めるようなものを取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

子育て推進室長（宮嶋君） どのような問題、子育て支援センターにおける坂城町子育て支援を考える会の関係でございますが、どのような問題や課題があるかと、どのような傾向の事象が出ているかというご質問でございますが、いろいろな問題や課題がございます。特に、虐待に係る事象が多くなっております。児童虐待につきましては、ネグレクトといった育児放棄や育児怠慢、身体的虐待、心理的虐待の事象が多く、そのほか不登校やいじめの問題についてであります。

それから課題といたしましては、同じ服を何日も着せたり、風呂になかなか入れないなどというネグレクトの保護者や言葉より先に手が出てしまうという身体的虐待をしている保護者など、子供が健全な身体の発達を妨げられ、最悪の場合は死に至ることもあるような難しいケースもございますので、今後どのように保護者の方にアプローチをかけ、コミュニケーションをとりながら改善の方向に導いていくかが今後の大きな課題となっております。以上です。

建設課長（青木君） 町の都市公園条例の関係する公園につきましては、平成14年度からびんぐし公園と和平公園につきましては、効率化を図るために指定管理団体であります振興公社のほうに委託しております。あとシンフォニックヤードにつきましては、今までどおり緑の公園ということで活用してまいりたいと考えているところでございます。

6番（塩野入君） 時間の配分が、答弁が申しわけございません。計画行政によるこれからいろいろ進めていくには、やっぱり計画行政が大事だというふうに思っております。これがなけれ

ば闇夜に鉄砲になるおそれもあるわけであります。プラン・ドゥー・シーという計画、実行、評価というサイクルを繰り返しながら進んでいくことが問題点や課題も次に生かせ、効果的、効率的に事業展開が図れるものであります。計画行政による充実した行政執行が進むことを望み、これにて私の一般質問を終わります。

議長（柳澤君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は、午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時36分)

12月11日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	柳澤 澄 君	8番議員	山崎 正志 君
2 "	塚田 正平 君	9 "	入日 時子 君
3 "	吉川 まゆみ 君	10 "	中嶋 登 君
4 "	窪田 英子 君	11 "	塚田 忠 君
5 "	塩入 弘文 君	12 "	池田 弘 君
6 "	塩野入 猛 君	13 "	大森 茂彦 君
7 "	西沢 悦子 君	14 "	宮島 祐夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
教 育 長	宮崎 義也 君
会 計 管 理 者	春日 英次 君
総 務 課 長	田中 一夫 君
企 画 政 策 課 長	荒川 正朋 君
まちづくり推進室長	中村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天田 民男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮嶋 敬一 君
産 業 振 興 課 長	塚田 陽一 君
建 設 課 長	青木 知之 君
教 育 文 化 課 長	柳澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮下 和久 君
総 務 課 長 補 佐	大井 裕 君
総 務 係 長	臼井 洋一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	竹内 祐一 君

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山崎 金一 君
議 会 書 記	小宮山 和美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 千曲川に係る課題について

塚田 忠 議員

(2) ワイン葡萄の栽培についてほか

池田 弘 議員

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に申し上げます。宮下副町長から公務、公の公務のため欠席の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（柳澤君） 初めに11番 塚田忠君の質問を許します。

11番（塚田君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づき一般質問を行います。

1. 千曲川に係る課題について

イといたしまして、鮎の釣り客を取り戻すことはできないかであります。

坂城町は、町の中央を南北に千曲川が流れており、その川を利用したすばらしい観光資源がありました。特に春5月になれば、つけば漁が始まり、7月になればアユ釣りが解禁になり、千曲川の川の中に入り釣りざおを垂らす光景が、この地域の夏の風物詩になっていました。坂城町は特に大きいアユが釣れるということで、全国的に有名になり各地から釣り客が訪れていました。客の中には、釣りをしたりアユの絵画を描く人がこの地に住み移り、住んでいる人もいます。また、漫画「釣りキチ三平」の矢口先生も時々訪れていたようです。今では坂城町をPRしてきたのはアユ釣りです。坂城町指定の名刺の台紙にはアユ釣りのイラスト、びんぐし湯さん館は至るところに「釣りキチ三平」で坂城町をPRしています。

アユ釣りの町坂城、今年はほとんど釣り人を見かけることができませんでした。どうして極端に客が減ったのか、漁協の方に話を聞いてまいりました。漁業協同組合は千曲川水系が5組合に分かれており、この地域の漁協は更埴漁業協同組合で範囲が上流鼠橋の上流の上田市境から下流は長野市松代の関崎橋までの27km、会員数は1,144人、そのうち坂城の会員が500人だそうです。

今年度、日釣り券を求めて釣りした客は更埴全体で116人、そのうち60人は坂城で日釣

り券を購入しているそうです。最盛期には1日2, 100人、年間1万人だったそうであります。なぜこのように落ち込んだかお聞きしたところ、はっきりしたことはわからないが、アユが釣れないからではないかということでした。釣り人の人口は減ってはいないはずだが、多分、他地区に行っているのではないかということです。なぜ釣れないかお聞きしたところ、野鳥による被害、外来魚の繁殖、稚魚の放流が少ない、アユが育たないということを知りました。

質問に入ります。野鳥による被害であります、この地域で多いときにはカワウが120羽、アオサギが300羽も飛来しているそうです。もっと多く駆除対策はできないかお聞きいたします。

外来魚の繁殖について、ブラックバス、ブルーギルの駆除は難しく、漁協でも悩んでおりました。他の漁協では釣り上げて駆除に努めているとのこと。当地区でも子供たちに頼み、定期的に外来魚の釣り大会のようなことはできないかお伺いいたします。

稚魚の放流が少ないにつきましては、最盛期には更埴で5tの稚魚を放流していたそうです。今期は1t半の放流だそうです。釣り客が少なくお金がないため稚魚が買えないと、組合員の一人は話しておりました。稚魚の放流時に千曲市観光協会から数十万円の補助金をもらっているようですが、目的数量を仕入れるには大分足りないようであります。そこで地域観光資源再開発のため、千曲市と一緒に行政が支援していくことはできないかお聞きいたします。

アユが育たないにつきましては、水質汚染ではないかということです。大分きれいになっているが、はっきりしないが、道路に巻く塩カルが溶けて川に流入するのではないかという説と、河床の水ゴケのつく石の間に砂れきが詰まり、餌が取れないのではないかと、また放流する稚魚の産地の違いでおとなしすぎるのではないかという話を聞いてまいりました。

いずれにせよ、坂城町だけで解決できる問題ではありませんが、正確な調査をして千曲川流域の長野県、国の河川事務所に相談をし、真剣に考える必要があると思います。以上、イとして4項目をお答えいただきます。

次に、ロといたしまして洪水被害を受けたグラウンド・野草園の今後はであります。

今年9月16日の千曲川の洪水によって、町で利用している河川敷の施設が各所で被害を受けておりますが、特に今回、いまだ復旧していない2カ所についてお聞きいたします。

最初に、坂城大橋上流にありますグラウンドにつきまして、多目的グラウンドとして便利に利用してまいりました。今回の洪水でグラウンド表土が流出されグラウンドとして使用不能となっておりますが、いつごろ復旧工事をするのかお聞きいたします。このグラウンドにつきましては、過去、私の記憶では3回ほど流出しております。

今後、復旧に当たっては上流の埴科用水取り入れ口コンクリート擁壁があと30cmかさ上げしてあれば被害から免れたのではないかと専門家ではないが、被害状況を見ていた人が言っ

ておりました。上流に手をつけない復旧工事ならば、また同じことの繰り返しになりかねません。このグラウンドは過去に陸上競技選手たちが整地して練習に励んでおりましたので、水害を逃れ現在アガツマ跡地を仮に利用していると耳にしております。坂城町には現在すばらしい若いアスリートが何人かいるということを承知しております。今議会で町長の招集挨拶の中で触れておられました2020年の東京オリンピックに出場するアスリートが坂城町から出ることを期待すると申されました。そのためにも、河川グラウンドは諦めて新たに千曲川堤内地に陸上競技練習場を新設はできないかお伺いいたします。

続いて、大望橋上流の野草園についてお伺いいたします。現状を堤防の上から見た限り、それほど被害はなかったように感じておりましたが、いまだ洪水で運ばれてきたごみ等が散乱しています。野草園開設当時から私は携わっておりました。十二、三年前、千曲川を考える懇話会という検討委員会のようなグループが立ち上がり、メンバー構成は町内千曲川沿岸の区長、漁業者、学識経験者等20人ぐらいと記憶しております。

当時、企画から指名された私は、学識経験者ではなく、千曲川で赤いふんどしでいかだに乗って遊んでいた代表として参加しておりました。その会のトップは、時の助役、顧問に今の教育委員長である、当時、中村信大教授であります。野草園をつくろうという会合の席上、予定園内の平場というか、河川用語では高水敷なんです、そのところが水害のおそれがあるから、盛り土をしてから野草を植えようという話が出ました。ところが、国交省がうんと言わないじゃないだろうかということだろうから、流されてもそれほど惜しくない花を植えようということになりました。平場にはムシトリナデシコ、橋の際には絶滅危惧種に近いカワラナデシコが植えられてあります。せめて現在植えてあるカワラナデシコだけでも残したいものです。今後どのように復旧するのかお伺いいたします。

次に、ハといたしまして鼠橋地区右岸築堤についてお伺いいたします。

今年の4月の4日の町長のブログを拝読させていただきました。千曲川治水事業促進事業要望活動の記事の中に、新潟の北陸地方建設局で上田市境に築堤工が国の24年度の補正予算で実施されると記載されておりました。長年要望していた課題でもあり、非常にありがたい話でありました。先日、鼠橋を通りがかった際、見たところ工事に着手しているように見受けました。どのような堤防がいつごろできるのかお聞きいたします。また、完成後は堤防上を一般車両が通行できるのかお伺いいたします。以上1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 私から、今最後にご質問のありました千曲川に係る課題の中の鼠橋上流右岸築堤についてご説明申し上げます。

まず工事に至った経過と工事概要についてお答えいたします。今お話しありましたように、工事が進められている箇所は、上田市と坂城町の境で千曲川の流れが直接当たる水衝部と言われている場所で、しなの鉄道と国道18号が平行に走る交通の要衝となっておりますが、堤防

がつながっていなかったために堤防の新設について、千曲川沿川市町村で構成される千曲川改修期成同盟会で国に要望する際の町の最重点要望箇所として、これ実は平成14年から継続して要望してきた箇所でございます。長年の要望、皆様方のご努力もありまして、ようやく今年になって実現し始めたということでございます。この堤防の新設によって、沿線地域の安全確保が図られるものというふうに考えております。

新設される堤防の構造につきましては、欠口用水から千曲川に流れ込む箇所に4面コンクリート製の水路が据えつけられ、鼠から下塩尻にかけての330m区間に土を運び入れ、盛り立てて堤防が新設されます。さらに盛り立てた土が洪水時に水の高さが一番高くなると見込まれる高さまでは、削られないように大型ブロック張りによる護岸工が施工され、護岸工より上側については、雨によって土が流れてしまわないよう草の種が吹きつけられ、しばらくすると草が生えてくる状況になるということでもあります。

また、千曲川の流れが直接ぶつかって堤防の川底が削られることを防止するため、堤防ののり先にはコンクリート製のブロックが据えつけられます。堤防上部の全部の幅は7mで、両側50cmの路肩部分を除く6m幅で碎石を敷く予定になっており、来年出水期前、5月中ごろの完成を目指しております。

千曲川改修につきましては、今後千曲川増水時における浸水被害防止を図るため、坂城大橋からバラ公園までの間の御堂川が千曲川に流れ込む箇所を含め、堤防がつながっていない170m区間の堤防の新設の工事について重点要望ということで要望活動を続けていきたいというふうに思っております。

その他細かい内容につきましては、担当課長から説明させていただきます。

建設課長（青木君） ハの鼠橋上流右岸築堤について、工事完成後の堤防の一般車両の通行についてお答えいたします。

工事発注者の千曲川河川事務所に確認いたしましたところ、現在施工中の工事は、堤防上の河川管理車両の連続通行を可能として水防活動も含め、河川管理の利便性向上を図るもので、工事完成後は河川管理用の車両のみ通行が可能となり、一般車両は規制されて通行はできないという状況でございます。

一般車両が堤防上を道路として活用するに当たりましては、河川敷地の占用許可を得て許可基準に沿って堤防上の走行時や防護柵、標識、表示板など道路交通のための施設を設置する工事が必要となってまいります。鼠橋通りから現在工事中の区間までの間、現在の堤防の上が幅が狭くなっている区間等については、堤防を広げる工事も必要になってくることがまた考えられます。

また、現在施工中の堤防は、上田市との行政境を超えて上田市下塩尻までの区間のため、河川敷地の占用許可を得るためには、上田市の堤防利用の意向確認も含めた協議や沿川地域住民

の合意が必要となってくるものが考えられ、上田市、坂城町のどちらか単独では進めてまいれない状況となっております。

国道18号上田坂城バイパスの供用後、坂城町から上田市への通行の利便性向上が図られており、現在工事中の堤防を道路として使用するには利用者の見込み、または占用許可を得るために必要となってくる工事費用等を検討していく必要があると考えているところでございます。

産業振興課長（塚田君） イのアユの釣り客を取り戻すことはできないかについてお答えいたします。

千曲川のアユ釣りにつきましては、30cm級の巨大アユが釣れるポイントとして坂城町は釣り人に広く知られ、また川岸にある、つけば小屋ではアユやウグイの塩焼き、てんぷらなどの料理を食べることもこの地域での初夏の風物詩として昔から親しまれてきました。しかしながら、近年はカワウ等による捕食や濁水等の環境の悪化でアユが減り、またレジャーの多様化により釣り人口が減っていることや情報化が進み、最新の釣り情報が入手しやすくなったこと等で釣れる川へ釣り人が流れてしまうといった、さまざまな要因から当町へのアユ釣り客が減少傾向にあります。

このような問題、課題に対しましてカワウ、アオサギ等の駆除対策については猟友会の方が県から許可を得て駆除を行っておりますが、釣り客がいる中での駆除となるため安全面に不安があり、駆除をする数にも限界があるのが実情であります。ブラックバス、ブルーギル等の外来魚の駆除につきましては、これ以上増加させないよう啓蒙していくことが大事であり、町としても機会があれば広報等でPRなど行っていきたいと考えております。

なお、子供たちが千曲川に親しむ取り組みとして約10年前から地元つけば小屋の協力をいただき、坂城ふれあい大学専門講座、川の学校を開校しています。これは、千曲川で生息している魚を間近に見て学ぶため親子で仕掛けをつくり、翌朝仕掛けにかかった魚を取るという体験型の講座で、今年も約30名の親子の方々に参加していただきました。子供たちを対象とした外来魚釣り大会の開催となりますと、やはり一番の問題として参加者の安全の確保が第一であると思います。漁業権の問題といった面からも千曲川を熟知されている漁業協同組合の全面的な協力も必要ですので、開催するのは簡単ではないと考えております。

アユが育たない原因の一つとして、道路に散布する塩化カルシウムが溶けて千曲川に流入していることが要因ではないかのご質問ですが、ため池と違い川ですので、雨が降ったり雪が降ったりとどんどん希釈される状況であります。また塩化カルシウムは海水中に含まれる成分であり、自然の水の中にも多少なりの濃度で存在すると認識しております。アユ自体も海と川を行き来する回遊魚であることから塩カルの影響は余りないのではないかと考えるところでありますが、その点は検査機関の詳しい調査が必要と考えます。

稚魚の放流量が最も釣り客が訪れていたときの約4分の1とのことですので、当然そのとき

よりもアユの数は4分の1になっているということでもあります。このようにアユの減少の原因についてはいろいろな要因があろうかと考えます。これらの問題、課題については、漁協を初め観光協会等関係団体や行政が広域的に協議する場が必要であろうかと考えるところであります。そのような場で町として支援できることを検討していきたいと考えます。

町といたしましては、坂城町の魅力の一つとして千曲川の自然をPRしています。今後も巨大アユの釣れる里を観光パンフレットやホームページ等で広く発信し、千曲川へ多くのアユ釣り客が訪れることを期待したいと考えております。

教育文化課長（柳澤君） 千曲川に係る課題についてロ、洪水被害を受けたグラウンドについて答弁申し上げます。

千曲川河川敷を利用した運動施設は、鼠橋運動公園、上五明の坂城町運動公園、坂城大橋上流の主に陸上練習場として利用している千曲運動場がございます。9月16日の台風18号による増水のため、鼠橋運動公園が冠水し土砂の流出がありました。また千曲運動場の陸上練習場も冠水のため長距離用練習コースの表土が流出した状況となっております。鼠橋運動公園につきましては、災害発生後、マレットゴルフ協会の皆さんやスポーツ少年団サッカー部の皆さんのご協力により被害も少なかったことも幸いし、早期に復旧することができました。坂城大橋上流側の千曲運動場につきましては、町の負担と県の補助事業であります地域発元気づくり支援事業を活用して平成21年度に整備し、シーズンにはスポーツ少年団の子供たちが週末を中心に練習会場として利用していたところでございます。

台風18号による千曲川の増水のため、あらかじめ撤収した短距離用タータンにつきましてもは流されずに済みましたが、長距離用クロスカントリーコースの表土が流され、現在使用困難な状況となっております。現在までの対応ですが、短距離用のタータンにつきましては、土地開発公社所有のチクマ精工跡地にしなの鉄道に沿って設置させていただきました。恒久的な設置ではありませんが、当面は台風シーズンに流される心配はない状況となっております。長距離用のクロスカントリーの練習につきましては、表土が流されましたコースの上流側にさきに申しました平成21年度の整備事業の際に芝の広場も整備してありますので、現在はそこを活用している状況でございます。

ご質問の今後どのようにするかについてであります。千曲運動場付近の埴科用水頭首工につきましても被害を受けておまして、埴科用水の災害復旧がどのように進むのかという状況を捉えることも必要と考えております。県の補助事業をいただいて整備したコースでありますので、埴科用水の復旧状況を確認した後に整備を進めることを検討してまいりたいと考えております。

次に、陸上競技練習場の新設は考えないのかということですが、千曲運動場を埴科用水の災害の復旧を待って整備を検討する方向でございますので、他の場所に陸上練習場の新

設については当面考えていないところでございます。以上です。

建設課長（青木君） ロの中の野草園についてお答えいたします。

野草園、千曲川水辺公園についてでございますが、この場所は平成18年7月の記録的な豪雨により浸水したことにより、その水害対策として千曲川河川事務所により盛り土をし造成していただいたところでございます。

平成19年千曲川バラ公園に隣接するこの場所にムシトリナデシコやサボンソウなどの野草を植栽し、訪れる方々が野草や野鳥、水辺の生き物などについて観察できる学習の場として野草園を整備したところでございます。また、維持管理につきましては、シルバー人材センターに委託し除草作業や雑木の伐採などを行っております。

しかし、本年9月16日の台風18号の影響による千曲川の水位が上昇し盛り土をした箇所にも水が流れ込み、野草園を洗い流してしまった状況でございます。最近のゲリラ豪雨や台風の増加により、千曲川の増水が河川敷への浸水が危惧される状況となっており、このような状況から野草園については今後も浸水されるおそれが考えられることから、野草園としての恒久的な整備は難しい状況であるかと思われまます。

今後につきましては、千曲川河川事務所や関係機関と協議し、国土交通省のかわまちづくり支援制度が活用されるか検討する中で、さかき千曲川バラ公園とともに、千曲川の自然を親しむ一帯として捉え、鳥や野草など千曲川の自然を観察できる遊歩道として整備することも検討してまいりたいと考えております。

11番（塚田君） それぞれお答えをいただきました。再質問をさせていただきますが、一番最初、町長にお答えいただいた上田境の堤防につきましてですが、課長のお話だと千曲川に関連車両でなきゃ通れない、我々一般車両は通れないというお話です。バラスを6m間敷いて、あと50cmずつ肩をつくるということですが、町長の最初のブログでも上田へ通じるというような我々一般車両が通じるというようなことで、相当期待はしていたんですが、これを舗装して上田市等と連絡とり合っ占用するようなことはお考えでしょうか、ちょっとお伺いいたします。一般車両も通れるような道路でなくても結構ですが。以上、お答えをいただきたいと思っております。

建設課長（青木君） 道路を占用して通れるようにということでございますが、この箇所は先ほども申し上げましたように坂城町と上田市との境、両側の境になっておりますので、坂城町側、上田市側だけの考えでは占用しても通行できないということでございますので、それぞれ両首長が協議する中で、千曲川河川事務所のほうへ要望していかなければいけないかというふうでございませう。

ただ、先ほど申し上げましたように、幾つかの課題がございまして、まずその場所は舗装すれば採用できるんですけども、そこから鼠橋までの間はところどころ狭い部分がございます。

その部分について現在まだ千曲川河川事務所のほうにいろいろご相談してもどういふふうにすればということは回答ないんですけれども、狭い部分についても場合によっては広くしないと占有を認めないという場合が出てまいります。その区間や何かの部分を含めると大分費用的にもかかってくるという部分が1点ございしますが、今度上田市とのまた協議のほうの結果になるかと思ひます。

あと、新しい堤防ですので完成後ある一定期間、堤防のほうが土が固まるまで占有のほうは認めないということも考えられるということで、その期間的なものにつきましては、現在まだ検討しているということで、当面の間は千曲川河川事務所の点検用車両のみということで、一般車両のみということで、いつごろ占有を受けた場合に認めるかというのはまだちょっと検討中ということになっております。そういう中でまだいつごろからということはちょっと申し上げられませんが、どちらにいたしましても上田市とのまた調整等が必要になってくる箇所かということでございます。

11番(塚田君) わかりました。そういうことはちょっと皮肉れた話ですが、上田市と協議しなきゃならない、上田市はこれ通ってもらっちゃ困るというような話、来ているんですか。その点をお聞きしたんですが、坂城町としては、それから狭いところを直すようなことを金かかったって、これだけのものをつくってもらったら占有するべきと考えます、その点。

それともう1点、先ほどバラ公園のほうのお話も出ましたが、170m、要望はしてきたけれども、これ、今年のばら祭りまでに間に合うのかどうか、ちょっと2点お聞きします。

建設課長(青木君) まだ上田市のほうから、占有を共同でしていこうという話は町のほうへはまだ来ておりません。まだ工事完成しておりませんので、またその様子を見てからということになるかと思ひます。また狭い部分については、また今後千曲川河川事務所との協議の動向を見ていかないとどういふ形かというのはまだ今、今後検討される部分かと思ひます。

あと、バラ公園から坂城大橋間の170m区間につきましては、今年度から新たに町の重点区間、最重要要望区間ということで北陸地方整備局のほうへ要望している箇所でございます。まだ来年のばら祭りには多分間に合うということはないかと思ひますが、今後引き続き継続して要望してまいりたいと考えております。

11番(塚田君) よくわかりました。ちょっと焦っちゃって、なるべく先ほどお話いただいたから、ばら祭りまでに間に合うのかなと思ひたけれども、引き続き要望を重点要望としてお願いしたいと思ひます。

上田市のほうから言ってこなければいふ話なら、こっちから話を持ちかけていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

アユ釣りについてであります。いろいろな複雑なアユの釣りの客の減り方ということで大変な問題なんですけれども、町として調査いふか何いふんですか、はっきりした原因いふ

のは水質等、何というんですか、坂城町で今度教育委員長になられた、就任された中村先生は生物学者であって、坂城町の自然に関してとても詳しいということですので、そのような先生にその川の状態等を調査してもらうことはできないか。

それから釣り大会についてですが、大々的にやって危険だから漁業組合が困っているじゃないかなんて話があったけれども、漁業組合としてもやってもらいたいと思うんですよ。危険ということはちょっと考えていなかったんですが、この外来魚の釣り大会、これを町長杯だの議長杯などというようなものを出して、大きな全国に呼びかけて坂城の名物にもできないかと思うんですが、その辺もしお答えいただけたらお答えいただきたいと思いますが。

産業振興課長（塚田君） 千曲川の水質調査といたしますか、アユが減った原因ということ进行调查をということですが、中村先生がそういう方面に詳しいかどうかもちよっと存じておりませんので、何ともいえませんが、一応先生にちょっとお聞きしたいというふうに思います。

釣り大会のほうですけれども、ご存じのことと思いますが、20年以上前ですか、育成会が主催となりまして坂城町内になるため池で釣り大会を行っておりました。しかし、やはり保護者から危険だということで中止したという経過がございます。1カ所のため池でもそういう保護者からの危険だというご意見がありますので、広い広範囲にわたる千曲川、それも川の深さも一定していない、流れも急だという場所においてそういうふうに参加させる釣り大会の開催というのは大変危険だというふうに思います。やはり一番は先ほども申し上げましたけれども、千曲川をよく熟知しておられる漁協がやはり一番中心になってそういうようなことをやっていただけるというのが、安全性からも一番よろしいのではないかなというふうに感じましたので、そのようにお答えしたところでございます。以上です。

11番（塚田君） はい、わかりました。できたら坂城町の外来魚大会なんていうことで、全国的に発信できればと思ってお聞きいたしました。私、名前を言って中村先生と言ったけれども、町でそういう専門家を呼ぶようなことも、中村先生でなくてもいいんです。生物学に詳しい方をというか、県のほうへも相談してちょっと大ごとにしてもらえればと思うんですが、この課題を、諏訪湖だってあんなにきれいになったんだから、千曲川だってならないことはないと思うんです。その辺要望としておきます。

次に、野草園であります、その計画というといつごろ、今の野草園はそのままにして、自然を生かした公園にするということなんでしょうか。いつごろ手を加えるのか、そこで、もし遊歩道をつくったりいろいろということになれば、こんなに大きな千曲川、坂城町にあるんだから、もうちょっと利用させてもらうように下流も、この前も一般質問で取り上げさせていただいたんですが、あと5ha広げて子供たちの遊び場というか、千曲川の自然公園みたいなもので千曲川を利用させてもらえればいいが、今後の計画に入れていただきたいと思いますが、野草園はそのままということ考えていいんですね。自然を生かした公園ということになると、

この野草園もね、私、携わっております忙しい中村先生がわざわざ来てね、夜、懐中電灯で照らしながら2人で種植えたところもあるんですよ。できたらそのまま残していただければということをお願いしたんですが。その計画はいつごろ、整備計画、お聞きいたします。

建設課長（青木君） 現在ある野草園につきましては、千曲川の増水により流れてしまっているという状況でございます。また遊歩道の整備につきましては、現在今回の増水で流れてしまった千曲川の中の一部小さい橋ですけれども、流れてしまった、それについては早目に復旧をして千曲川の中のほうずっと歩けるような形をとっていきたいと考えております。

あと全体的な整備、もっと広くという部分につきましては、先ほどもお話ししていただきましたけれども、千曲川のかわまちづくり支援制度というのが国土交通省のほうでございます。そういうものが活用できるかどうかということも協議する中で検討してまいりたいと思います。またそれが活用できますと割と広範囲に整備ができるのではないかと思います。現在まだそれがそこに対象になるかどうかというのは、協議がこれからですので、当面橋の復旧をする中でその周りの遊歩道については早目に対応してまいりたいと考えているところでございます。

11番（塚田君） よろしくお願いたします。

グラウンドについて、千曲グラウンドにつきまして、新しいのをつくる気がないというお話ですが、また後ろから応援がありましたけれども、何とか考え直して坂城町の本当にオリンピックを控えたあれで、立派な練習場をつくるなら「今でしょ」というところですが、そこら、再検討で長期計画にもないんですが、これはほかのサッカーやらで野球にはそれぞれグラウンドがあるのに、陸上競技というものだけがないもので、坂城町の今後、考えていく必要があると思いますが、その辺、町長、お答えいただけますか。

町長（山村君） 今、いろいろ千曲川についていろいろご質問いただきました。今の直接的な答え以外にもですね、僕もいろいろやりたいと思っています。例えば何ですかね、いかに下りというのを昔やってたのを千曲川のほうで去年から再開しました。ああいうのも何とか昔みたいな大々的というんじゃないんですけどもですね、コンパクトに坂城町も含めてできないかなということも考えております。

それから、やっぱりアユ釣りについては、これはやっぱり漁協ともう1回よく相談したいと思っています。原因も調べることももちろんなんですけれども、多分、稚魚を入れないと絶対増やさなきゃだめだと思うんですね。ですからその原資をどうするかということも含めて、せっかく坂城町を真ん中流れる千曲川というのは町にとって大きな資産ですので、有効にしたいと思っております。

それから、今の野草園とかそれから遊歩道についてもですね、これも現実を見ながら前向きに検討したいと思っております。

それからグラウンドの件ですけれども、今、タータンが流されたときですね、皆さんが役場

の職員もそうですけれども、監督も含めてですね、いわば命がけでタータンのマットを拾い上げたというようなことで、それではとんでもないということで、開発公社の持っている土地なんで、そこにとにかく置けということで100mを整備しました。しかしながら今ある坂城大橋の横のグラウンドは、先ほど申し上げましたけれども、県からの補助金もいただいてつくっていただいたところなのでそこは下流ですか、のほうの整備状況にもよりますけれども、あそこはやっぱりグラウンドとして使っていきたいというふうに思っております。

ですからそれ以外、私考えていますのは、タータンの100mつくったあの空いている土地ですね、あれはどうしようかなと、工場用地なんですけれども、売れるまでの間、何か使い勝手ができないかなということも考えています。例えばハードルのコースがちょっとできないとかですね、それから走り幅跳びだってできるかもしれないし、一挙に坂城町ですから大きなグラウンドはできませんけれども、今ある資産の中でできる範囲の中で、すぐできることは考えていきたいというふうに思っております。

本当に先ほどお話ありましたけれども、オリンピックに出ますと宣言した子もいるわけですから、支援できるような体制をできる範囲でやらなきゃいけないというふうに思っております。以上です。

11番（塚田君） どうも見通しのあるお話をいただきましてありがとうございます。

もしかしたら金がないからできないと言われるんじゃないかと思ったので、考えてきたんですが、上五明にあるグラウンドだってあれみんな土地借りてつくっているからね、えらい金かけてなくて本当にコンパクトな競技場を計画していただければと思います。できたら、オリンピックに間に合わせていただきたいということを要望いたしまして、それでまだ時間あります。

町長のブログで千曲川について先ほどお話しいただいた、いかだ、坂城町から出たいなんていう話だったけれども、どのように考えておられるんですか。もし、まだ私の時間ありますから、私も大賛成なんです。その辺、千曲川に関することですので、ぜひ復活させて。（発言する者あり）通告外。通告しなくて先ほどお答えいただいたんだからそれに関して。

町長（山村君） いかだ下りも私、伺った範囲でもやめてから何年たちますか、七、八年になりますか。当時は町の商工会中心になって何か800万くらいかけてやったと伺っています。ただ千曲市で再開して、去年ごく一部で再開されましたけれども、ほとんどお金かけていないですね。ただ安全のためにカヌー協会の方ですかね、ガードしていただいたりしているんですけども、僕はできれば坂城の町の坂城大橋からだとちょっと危ないかもしれないんですけども、昭和橋を越したぐらいのところからうまくできないかなというふうに思っておりますので、千曲市ともこれは相談したいと思っております。千曲市もこれ、千曲市だけでやっているわけじゃなくて、ボランティアの方が始めているわけなんで、そんな巨額のお金を使わないでできるんじゃないかという気もしますので、検討したいと思っております。

11番（塚田君） ありがとうございます。昔、私もいかだに乗っておりました。3回も出場しております。何回も賞を取りましたが、金かけないでできるというか、そのときは坂城大橋から上流から出て屋代までだったんですが、川の中から上を見るととてもいいもんです。地域の親睦にもつながり、すばらしい行事だと思いますので、ぜひ坂城町も復活させていただきたいと思います。以上で一般質問終わります。

議長（柳澤君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時52分～再開 午前11時03分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

次に、12番 池田弘君の質問を許します。

12番（池田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。その前に冒頭でございますので、私のほうから一言お願いやら申し上げたいと思います。今議会でも秘密法案についていろいろ出ている中でございますけれども、先ごろこの選挙区から比例ではございますが、木内均という議員が当選しまして東信政経塾というものが立ち上げてやっているという中で、私もその中の一員に誘い込まれました。そのようなことでございますので、町長も新聞等見ると賛成、賛成だと皆さんが言って、何かいけないような感じで話されていますけれども、そのようなことがなく、秘密法案も国会も通っちゃってどうにもならないということをご理解いただきまして、これについてはまだ自民党としても1年間の中にいろいろと詮索しまして法案的なものをつくっていくということでございますので、その辺のところを理解していただきたいと思います。これは冒頭の一言でございます。

それでは、ワインの葡萄栽培についてというようなことで、これから一般質問させていただきます。

先日二、三日前ですか、高山村のほうで6haもブドウをつくっているサトウという彼が、生ハムを試作しているところから私は知っているんでございます。それで、試作中でまだ許可とっていないからということでございましたが、なかなかうまくできている感じだったものですから、その一部を分けていただきまして食べました。それには何というんですか、どうせ生ハムをいただいてきたんだから、これにワインを飲みながらいただければ、生ハムを結構おいしくいただけるのかなというので、千円もしない安いものから高いのは3万、5万というようなものを飲んでみました。やっぱり、高いのというのはやっぱり寝かしてあるから、本当においしいワインだなということが飲めるわけでございますけれども、そのワインもつくりたてで1年もしないできて3カ月ぐらいですか、そのようなワインを飲むような形が多いわけでございますけれども、このことはさておきまして、私の質問に入っていきたいと思います。

本年度の栽培状況はということでございます。これについてでございますけれども、平成23年の町長の選挙、また町議会の議会議員の選挙がありまして、町長は山村町長が新町長に

見事当選されまして、その町長の希望によりまして坂城町役場の職員にアンケートをとったというような中で、ワイン栽培をして将来的にはワイナリーにして6次産業として、おいしいワインをレストランをつくって販売していくということのもとに始まったこのワイン事業だと認識しているところでございます。

それまでに、今年は苗が植えられましてその前にいろいろと準備をされまして、ワインに携わる2名の担当者を公募によりまして選び出されまして、ワインブドウをつくる農地も借地ということで用意ができてまして、昨年11月までにこの2名によりまして、地ならしが始まりましてその後、植えるためのところに縄張りができ、去年の12月町の支援センターの皆様、また農業委員の皆様等によりまして待望の苗が植えられました。

夏が過ぎましてブドウとしますれば、芽が出て葉が落ちるとなると1年が経過したような中でございますが、見たところ私たちが見ますと、何か弱々しくて夏が過ぎて本当によいのかと思うような状態でございますので、我々、食用ブドウをつくっているものですから、食用ブドウつくっている人の目から見ると、大変ふできなできだなというようなことでございますので、そのことについてお聞きしたいわけでございます。

あそここのところは、私たち戊久保とブドウ街道って、新しく県によりましてつくってもらった道路を通って戊久保のほうに通ってブドウつくりに行くわけでございますけれども、その同じやっぱり私たちはブドウをつくっている、食用ブドウをつくっている人たちから私が議員でありますものですから、あのようなつくり方でもっていいのかと聞かれるんですけども、私もワインブドウについてはある程度知識はありますけれども、本当のところはよくわからないものですから、ここでお聞きするわけでございますけれども、下のほうは須坂方面から上のほうは上田方面までいろいろとワインブドウの栽培しているところを見せていただいております。秋にはそういうワインブドウの収穫するところも見てきました。

その中で何というんですか、圃場を見るにつけ、余りあれですから今、この題にあるとおり、一般質問することにして、それでこういうことを質問するよというようなことで企画課のほうに行きまして、一応お話を聞いたら、今年のできは非常によいできだと言うんですね。私たちから見ると非常に悪いできだと思ったのが、非常によいできだと言われたわけなんですけれども、どういうふうに非常によいかというのがわからないわけでございます。

それで、聞いたときにもどういうわけによいのかということのをちょっと聞くことができなかったものですから、ここで改めて聞くことになりました。これは町長が申し出したことでございますので、町長、またこのワインブドウについては、副町長が一番の筆頭の責任者でその後担当課のほうというんですか、それから事務局というようなことでありますので、できたら副町長にも聞いたかっただんですけども、今日は欠席というようなことで聞かないわけでございますけれども、町長のほうからもぜひお願いしたいと思っております。

それで、ロとして今後はどのように栽培されていくのかというようなことでございますけれども、食用のブドウづくりは私が現在までは栽培面積の半分以上、短梢栽培というようなことで栽培をしております。この短梢栽培は、苗を植えてから2年目ぐらいでもうブドウの味が見られるようになります。それで3年目になりますとよいブドウとはいきませんけれども、何とか出荷できるようになりまして、4年目からは一人前のブドウとして出荷できるようになるわけでございますけれども、この短梢栽培も最初に始めたころは一文字栽培といってずっと一文字につくる栽培でございましたけれども、この栽培をしていたんですけれども、最近はH型といって、何というんですか、すぐ伸ばすのではなくて、こう出して、それから両側にやるから、H型というような形になりますものですから、H型栽培と言っているわけなんですけれども、この一文字栽培でつくっていると、何というんですか、伸ばしていった木の根元のほうは何年もたってくると、草がよくできなくなってくるというような中で、いろいろと考える中で、そのH型というようなことになってきたわけでございます。

それで、ワイン用のブドウのほうもいろいろと見せてもらうにつけて、一文字型があったり、また片側だけにつくってあったりというようなことでございますので、それから何というんですか、もう棚ができて、棚のところとめて切って、そこから芽が出たところから何本かを仕立ててやるというような、三通りぐらいがあるわけでございますけれども、坂城町というかやっているのは試験圃場でございますので、いろんな形でつくられるとは思いますが、このづくり方等もお話をいただけたらいいなと思うわけでございます。

それで見たところ、ああいう形でございますものですから、肥料は使わなくていいのかということも聞きたいところでございます。私たちが食用ブドウやるときには肥料をどんどんくれて、早く大きくして、早くならせるというような形の中でございますので、そのようなことをぜひお聞かせ願いたいと思います。

ワイン用のブドウも植物でありますから病気も出ますと思います。それから虫もつくと思います。そのようなことから消毒用の薬剤、また機械も必要になってくると思いますけれども、ワインにつきましては振興公社としてやっていくんだということをお聞きしておりますので、町の機械もいつまでも使っているわけにはいかないと思いますので、その辺のところもお聞きしたいと思います。

それから、ハといたしましてワイナリーということをお聞きしたいと思うんですけれども、町では醸造用の免許特区ということで取得ができたと聞いておりますが、現在は試験圃場として40aを確保栽培しておるところでございますけれども、あと20aぐらいを新たに拡張すれば特区では十分に特区としてのワインができると聞きます。その特区も2千リットルに条件が緩和されたというような中でございますので、その60aですか、あれば特区としてのワインは確保されるところではございますけれども、ワイン事業を始めるとなると6次産業として

レストランまでチャレンジしていくと、9月の議会で山崎議員の一般質問に町長の答弁がありますので、私はそのことは聞きませんが、しかし今の圃場の状態から見ると夢はまだまだ本当に遠くのほうかなと見えるんです。それで、何というんですか、いろんなところで聞くにあの状態では本当にいつになったらワイン、坂城のワインが飲めるのかななんてことも聞かれるわけですので、その辺のところもどういうふうに、これから育てていくのかということもお聞きしたいと思うわけですので。

先ほど申しましたように、昨日も支援センターのことについて答弁があったわけですので、この支援センターというのはどうも私たちにはなじみの薄い言葉でございます、どのような形の中で構成されるというか、支援をどのような形でされていくのかというようなこともぜひ聞かせていただきたいと思います。

特区申請もおりまして、今後はワインはどのようなワインづくりをしていくか、昨年のスパークリングワインとか今年のロゼワインでありましたが、当座巨峰のワインでやっていくんだと思いますけれども、行く行く先には当町でも生産されたヨーロッパ系のおいしいワインがつかられ、そのまた先には坂城町のワイナリーのワインもということになっていくと思うところではありますが、これにはワイン用であるブドウが多くあったほうがよいと思うわけですので、圃場の拡大ということが不可欠になってくるわけですので、私たちがつくっている食用ブドウから、すぐワインブドウにはつくりかえということが大変かと思うんです。なぜかと言うと、肥料という問題も絡みますけれども、食用のブドウがつくっていると、ブドウというのはできるだけアルカリ性がいいということで、かなり肥料も強力というか、ふってつくっているところですので、ヨーロッパ系のワインブドウは肥料がたくさん要らなくてもいいというようなこともお聞きしているものですから、その辺のところもどのようにしてその圃場拡大をするか、四ツ屋のブドウのところの空いてきたところにつくっていかばいいんじゃないかというようなことになるかとは思いますが、先ほど話したようなこともございますので、拡大にはちょっと大変かと思うんですが、どのように拡大していったらいいかということもお聞きしたいと思います。

二としてワイン葡萄の作業者の今後はということでございます。形成事業が必要な担い手を公募によりまして2名が選定されまして、その選定された2名は別々に今食用ブドウの栽培者のところに行きまして、ブドウの栽培の技術の見習いとして県、町よりの援助を受けまして技術の習得に努めて頑張っているところがございます。この見習いをする中にも今、ワイン用の圃場としてありますものですから、そこにも目を通しながら栽培の技術を身につけているところですが、援助が2年がたつと切れてしまうというようなことですので、2年後も何か聞くところによりますと、その後まだ5年が援助が受けられるというようなことも聞きするわけですが、その辺のこともちょっとお聞きしたいと思うところでもあります。

ここでは2年が経過して援助がなくなった後は、彼らも自分たちで生活費を賄うために食用ブドウの見習いをしたためということもないですけれども、見習いをしているんですから、食用ブドウの栽培をしながら生活費を生み出して生活していくんだと思います。その傍らにまたワイン用の畑の管理をしていくということになると思われますが、食用ブドウとワインブドウが管理をする方法が、今ちょっといろいろ申している中にもわかると思いますけれども、違ってくるんだと思います。

それで、何というんですか、ワイナリーができるようになってきて、町でワイナリーを始めると、この2人の担い手の方々たちは、食用ブドウもやりながらワイナリーのほうもということになるとちょっともう大変なような気がするんですよ。そこで先ほど申しました5年があと使えるという援助が受けられるというようなことになると、食用ブドウのところに行っで見習いをするんじゃないかと、その5年をうまく利用してワインブドウの畑のほうにというか、そのようなどころに行かれてできればいいんじゃないかなと私は思うところでございますけれども、その辺のところは自分たちではそう思うんですけれども、当局というか、支援をしていくほうでいろいろな形の中で答弁を願いたいと思うところでございます。これで1回目の質問を終わります。よい答弁をお願いしたいと思います。

町長（山村君） 今、池田弘議員さんから食用ブドウの専門家としての立場からもいろいろるご質問ございました。各論につきましては、また細かく担当課長のほうから答弁いたしますが、私、今までの取り組み状況全般についてお話を申し上げたいと思っております。

ワイナリー形成事業につきましては、平成23年度に町内の企業や関係団体の皆様による検討会を開催し、意見集約など努めてまいりました。翌24年度には、ワインブドウの品種適正を実証するため、この事業に主体的にかかわっていただく担い手を公募、選定するとともに、四ツ屋地籍に2カ所40aの試験圃場を設置しました。今年度は20aの拡張を図ると、合計60aになるということでございます。

本年6月には長野県が提唱し、当町も参画する信州ワインバレー構想推進協議会が発足し、長野県産ワインのブランド化を関係者が一丸となって推進していくことが確認され、周辺市町村でのワイン振興事業にも参加するなど広域連携の事業展開も実施しており、機を捉えた事業進捗を行っております。また並行して坂城町振興公社では平成24年度、25年度と坂城産ワインの先駆けとしまして、坂城町特産の巨峰によるロゼワイン及びスパークリングワインを商品化し皆様にご好評いただいているところであります。特に25年度産につきましては、生産者のご協力をいただく中で、現在量の巨峰100%坂城産で確保することができました。これを踏まえラベルも一新いたしました。非常にすばらしい味にでき上がったと思っております。

11月16日のねずみ大根まつりに合わせて発売しましたこのロゼワインは、昨年の倍の2千本を製造いたしました。現時点で残すところ130本という状況で大好評をいただい

おります。今後坂城ワインの定番商品としての位置づけもしてまいりたいと考えております。

本議会の招集ご挨拶で申し上げましたが、ワイナリー形成に向けて酒類製造免許の最低製造数量の緩和措置として、11月29日付で構造改革特区が認定となりました。これを受けまして今後は2人の担い手を中心としたビジネスプランを作成し、農商工合わせた6次産業を目指したワイナリー形成を町民や町内企業等の皆さんの参画とともに進め、新たな産業づくりはもちろん、ワイン用ブドウの生産振興による農業活性化や新たな景観形成による町の魅力発信、ブランド化による交流人口の増加など、夢のあるまちづくりに向けた展開を図ってまいりたいと考えております。

あと個別のご質問については担当課長からご説明申し上げます。

議長（柳澤君） なお、池田議員に申し上げますが、先ほどの質問の中で農業支援センターの関係がございましたが、これは通告にございませんのでそのようにご承知願います。

まちづくり推進室長（中村君） ワインブドウの栽培についてということでお話ございました。議員さんからは今年のでき、よくないのではないかというようなお話でございましたが、いろんな方のお話を聞きます中には、1年目にしてはいいのではないかというようなこともおっしゃる方もおられました。町としてはですね、まだ1年目ということでこれがいいのか悪いのか、この判断については何とも言えないというところであります。

ワインブドウの栽培につきましては、さまざまな栽培方法ございますけれども、この試験圃場におきましては比較的管理が容易で、他地域でも多く用いられている垣根仕立てというふうにしてございます。今後の栽培管理に当たりましては、先ほどいろいろお話がありました、仕立て方を初め肥料の与え方、防除方法など町内で先行してワインブドウを栽培している農家もおられますし、先進地の皆さんのご指導もいただきながら、担い手を中心に今後適正な栽培管理に努めてまいりたいというふうにご考えてございます。

それから、ワインブドウの生産拡大というような面についてでございますけれども、今回構造改革特区の認定をいただいたということで、酒類製造免許の取得に必要な最低醸造量が6千リットルから2千リットルに緩和をされたということでございます。先ほど議員さんからもお話がありました、この一般的にはこの2千リットル製造するために必要な醸造用ブドウ、これは栽培面積40a程度というふうにご考えられております。昨年度整備した40aの試験圃場に加えまして今年度20a程度圃場拡大を今進めておるところであります。ワイナリーの開設に必要な最低量はこれでクリアできるというふうにご考えておるところであります。

しかしながら、このワイナリーの経営、これを安定化していくということになりますと、生産者の裾野拡大に向けてと農業支援センターと協力しながら、ワインブドウの栽培希望農家に対します経営農地の集積のための情報提供、試験圃場で得られました品質適性や栽培方法などワインブドウの産地化に向けた支援を今後していきたいというふうにご考えているところでござ

います。

それから、2人の担い手についてということでご質問がございました。昨年度ワイナリー形成事業推進していくに当たりまして、公募によりまして20代、30代の青年2名を選定をしてきております。この2名につきましては、現在国の青年就農給付金を受給し、営農技術の習得に励んでいるところでございます。新規就農者の支援としての本制度には2年間の研修期間として交付される準備型から農業経営の基盤確立を支援するため5年間の給付が受けられる経営開始型がありますので、この制度を活用し自立できるよう農業支援センターとも協力しながら支援をしていきたいと考えてございます。

この給付金は準備型、経営開始型とも年間150万円が給付をされます。これとワイナリー形成事業だけで当面生計を維持していくというのは困難かと思われれます。2名とも先ほどお話がありましたように、町内のブドウ農家、生食用のブドウ農家に里親としまして、その生食用のブドウの栽培方法について研修を積んでおるところであります。当面、この複合経営で生計を立てていただきながら、徐々にワイナリー形成事業に軸足を移していただければというふうに考えておるところでございます。

それから先ほど、振興公社でというお話がございました。振興公社につきましては、現在、巨峰ワイン、これは振興公社でつくっておりますけれども、今後、このワイナリーをつくっていくに当たりましては、振興公社になるのか別の法人になるのかそれは今後、先ほど町長の答弁にもございましたように、いろんな方とご相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

12番（池田君） 今、答弁をいただいたわけですが、今議長のほうから支援センターのことには、通告がないからと言われていたんですけども、支援センターも一緒にブドウの苗を植えているんですよ。聞いちゃいけないんですかね。それで今、答弁のほうでも支援センターの支えをいただきながらとちゃんと答弁しているじゃないですか。だから支援センターというものはどのような形で、どういう人たちがどういう構成になっているかって聞いていけないんですかね。いけないんならこれは抜いていいんですけども。

議長（柳澤君） 支援センターの内容についてというような部分で、ブドウ栽培の絡みでなくて、支援センターそのものがどうなっているのかというようなニュアンスの発言がありましたので、その部分についてでありますから、ご理解いただきたいと思います。

12番（池田君） だけど、私は納得できませんね。今、答弁のほうでも支援センターの支援をいただきながらと言っているんですから、支援センターというのはどういうものだから聞いていけないというのはちょっとおかしいと思うんですけども、だめならいいです。また後でよくよくまた聞くようにしますからいいですけども。

それはそれとして、そういうふうに言っているから、どんなものでしょうかね。いいです。

後でまた詳しく聞くということで。

今答弁もらったわけですがけれども、今年の苗の状況につきまして、私のほうからこういうのもおかしいんですけれども、何かね、私も通告してから、うんといいきだよと聞かされたものですから、そのことについてやっぱりあちこち行って勉強しました。そうしたら、なるべく草を生やして窒素を抜くために草を生やしているんだって、その窒素抜きのために、だから今質問じゃなくて教えるような形になりますけれども、これもだけどよいワインブドウがね、できるためには教えたっていいんだと思います。

それで、ついでですからですがけれども、仕立ての方法というか、今、もう棚までつくられて一番下のつくられたところに、一番下の針金が張ってあると、太いのであって、これを芯にしてどういう形にしていくかというところがあるんですけれども、それについてもやっぱり一文字型って、ワインブドウは狭く植えてあるから一文字にしてもそんなに長いあれじゃないと思います。また、よそへ行って見ると、一文字にしないで片側にこう倒してあるんですね。

そんな形もあるというようなことでございますので、それから先ほども言いました棚の一番下のところでとめて、そのとめた網のところから出たのを何本か仕立ててやっているというようなものを見ているわけでございますけれども、あそこところは試験圃場だっていうから、そのような形で、いろんな形でやられるのが試験圃場かなと思うわけでございますけれども、それでもあのブドウの畑も二とこあって一とこずつ赤いブドウと白いブドウ分かれている中に2種類ずつが植えられているように、この前お聞きしておるわけでございますけれども、その2種類ずつを全部三通りぐらいに仕立てるといって、ちょっと大変かなということもあるものですから、その仕立て方法、そこまではちょっといかないと思うんですけれども、ヨーロッパ系のワインブドウというのはなるべく大きくしないで、小さく小さくとやってそれで最後にその仕立て方をして、それでやっていくのがいいんだということも後で通告してから勉強したというようなことでございますけれども、そのようなことも多分、企画課のほうでも知っておられると思うんですけれども、その辺のところもどんな仕立て方、それから何というんですか、担い手の人たちも自分たちが食用ブドウをやるからいいと思いますけれども、薬剤とか機械だって食用ブドウやっているから、その機械でもってやっていけばいいかもしれないけれども、これから拡大もしていくとなると、どんな方法でもってそのところをやられるかというのが私たちが聞くところなんです。

これはなぜかという、薬剤はもちろん食用ブドウやってれば全部自分持ちです。結構お金もかかります。年間に三十数万ぐらい、うちが5反歩やっているんですけれども、かかります。機械も草刈りの機械、それから消毒のSSというようなものもかなりの高価な機械を入れなきゃならないわけです。こんなことも最終的にどんな方法になるか、やっぱり担い手の人が持っているからいいわでは済まないと思うんですよね。だからその辺のところも、先ほど聞く

と言った中で答弁がなかったものですから聞きたいと思います。

それから先ほど、最後にワイナリーになると食用ブドウとワイナリーと両方やっているという、どっちかという食用ブドウというのは量的というか、力が入っちゃってワイナリーの担い手ということで雇われた人たちもあとどのようにしていくかなというのを、ずっと先の話になると思いますけれども、その辺のところも今から聞いておいても、ワインについて質問することもあと私もしたくないというようなことも思い描いているものですから、その辺のところをもう一度答弁願いたいと思います。

まちづくり推進室長（中村君） 今、この仕立て方等についてまたお話がございましたけれども、町も当然その専門的知識という部分ございませんので、先ほども申し上げましたが、先行している農家であるとか、先進地の皆さんのご協力をいただきながら、ご指導もいただきながら進めていきたいというふうに考えています。

また、県の指導して進めております信州ワインバレー構想、この中でもですね、施策の展開という中で新規参入者の支援というようなことでワイン生産アカデミー、これも開催をしてございまして担い手にも、こちらにも参加をしていただいております。

また、先週、テクノセンターで開催されました坂城経営フォーラムの際にも講師の太田商工労働部長さんからこの信州ワインバレー構想に関しましてもお話がございまして、ワイナリー、既存のワイナリーにですね、修行に行けるような事業もちよっと準備をしているというようなお話もございました。このような制度を活用させていただきまして、生産技術の向上につまましては図っていきたいというふうに思います。

それから機械の件もお話がございましたが、今は試験圃場でございます。当然そこでブドウがまだとれる段階にはございません。当面、言われましたように、農業支援センターで所有しております機械を使ってということで管理をしてございます。

この2名、支援センターの国からの制度を活用しておりますので、7年間のこの制度の中で農家として自立していく中では、その機械等、複合経営も含めた中で、それぞれがまた準備をしていただくというのも出てくるのかなと思います。この2名でありますけれども、ワインの担い手という中で、町が募集して応募をいただいたということでございます。当然、ご本人2人もワイナリーをやりたいというご希望を持って参画をされているところでございますので、当面は生活をしていくためには、先ほどの生食用ブドウとの複合経営というふうになりますけれども、いずれはこのワイナリーのほうに徐々に軸足を移していただければというふうに考えておるところでございます。

12番（池田君） 今、答弁を再質問にしてもらったわけでございますけれども、私も何年か前に須坂の湯っ蔵んどという温泉のすぐ隣のところに、楠ワイナリーというのができまして、その開催式みたいなのがあったときに、ワイナリーの一部始終を見せていただき、説明もしても

らいました。ブドウを搾る機械というのは、そんなにはかからないけれども、その後が大変なんですって、何か、おりを取るといいますか、おりを沈めるといいますか、それがかなり高価なものが要るといいますよね。そこでおりが取れたものをたるに詰めて醸造するといっていますか、そのようなところも見せてもらったりしながら、あそこでワインも売っていたものですから、できたてのワインだったと思いますけれども、結構値段的に高かったんですよ。それで飲んでみてやっぱり何といっていますか、赤も白も飲んでみました。どちらも何といっていますか、高い割合に千円ぐらいで売っているのとそんなに変わりなかったなというような印象も今、ちょっと残っているんですけども、ワインというのもやっぱりつくると、見せなきゃいけないということもあるから大変だと思いますけれども、いろいろと準備をされまして立派なワイナリーができて、そこで坂城産の美味しいワインができますことを思い描きまして、ワインについては質問を終わらせていただきます。

続きまして2番でということで、町の金婚式についてということでございます。

いといたしまして、多くのカップルの参加はできないかということでございます。去る11月28日にテクノセンターにおきまして、坂城町の合同金婚式が盛大に行われました。この金婚式に私も町の議員の社会文教常任委員ということでございますので、来賓として町より出席の通知をいただきましたのではございますけれども、その通知を受けたときになぜ人の金婚式に出席しなきゃいけないかなとは思ったところではございますが、町の議員でもありまして、また町長名であるというようなことでございますので出席をしました。

そうしたら、その出席するのは当然であったわけでございますけれども、出席したところが、私とちょうど同年代の人たちがちょうど金婚式というようなことでございますので、何といたらいいですかね、金婚式の出席者は本当に見たところほとんど旧知の仲というか、知り合いというか、まあその同級生であったりというような人たちと会うことができたというようなことでございます。そのようなことから、私も2年前に金婚式の年であったわけでございますけれども、何となく人の金婚式を見てうらやましく思ったところでございます。

そのようなことで、金婚式というのは町のほうで選び出して、あなたは金婚式になりますと調べるというの何か大変というようなことも聞いておりますので、金婚式の式に出席するのは自分申請をしなければだめだというようなことでございますけれども、私も2年前に申請しなきゃいけない、いけないと思って、どこへ申請するかなんて思っているうちに、ただ思っただけのことで、あとが途切れたような形で金婚式をすることができなかつた。そこで金婚式に申請しなくちゃいけないんですけども、申請するじゃなくて、いろいろと申請をしてくださいますよと方法はあると思うんですよ。その方法についてお聞きしたいと思うんです。

福祉健康課長（天田君） 町の金婚式についてのお尋ねにお答えをいたしたいと思っております。

町では、町社会福祉協議会及び金婚者から組織する実行委員会で主催をいたしまして合同金

婚式を実施しているところでございます。今年度におきましても、先月28日に式典及び祝賀会を開催させていただいたところで、当日はお申し込みのあった24組のうち、21組41名の金婚者の皆様にご参加をいただきました。

言うまでもなく、金婚式はご夫婦がかたいきずなで喜びや苦しみ、悲しみを分かち合いながら、結婚して50年という長い歳月を手を携えながら無事に歩んでこられましたことをお祝いするものですが、町ではあわせて地域や町の発展に寄与いただいたことへ敬意を表し実施をさせていただいているものでもございます。

この合同金婚式への参加につきましては、広報、有線等を活用して広くお知らせをし、入籍日などの要件に該当される希望者にお申し込みをいただくこととしております。ご質問のように、該当する対象者全てに連絡をするには、ご本人の同意がないまま戸籍等により要件に該当するかどうかを確認させていただく必要がありますので、個人情報の取り扱い上、現状では難しいものでございます。

今後は、広報や有線等に加え、例えば老人クラブの総会などでもアナウンスをするなど一層の周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

12番（池田君） 今、金婚式について福祉課長のほうからる説明がありました。有線放送とか広報等でやってもらってもやっぱり聞き流したり見なかったりとかということがございます。その締め切り、少し前というか、どのくらい前と言っていいかちょっとわかりませんが、今、よく回覧板というようなことで警察のほうからちょくちょく回覧板が回るようなことがございますので、あのような回覧板も、あんなふうに戻るんですから、回覧板か何かに当事者は申請する箇所を書き込むようにつくってもらってやれば、本当に大勢の皆さんも何というんですか、参加ができるんじゃないかと私は思うんですけれども、どんなものでしょうかね。そういうことを要望したいと思うわけでございます。

多分、今年だって二十数組が参加されまして、まだ漏れている人が、漏れているというか申請できなくて参加できなかったカップルもかなりあると思うんですね。せっかくの金婚式ですから余り多く参加されるのも大変かとは思いますが、大変じゃなくてぜひ来てもらうというようなことを申し上げまして、ぜひ回覧なりで何というんですか、書き込んでもらえばいっぱい希望というか、金婚式に当たる人たちが参加できるようになると思いますので、その辺のところを強く要望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（柳澤君） 以上で通告のありました12名の一般質問は終了いたしました。

本日の議事日程は終了しました。

お諮りいたします。ただいまから明日12日までの2日間は委員会審査等のため休会にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(柳澤君) 異議なしと認めます。よって、ただいまから明日12日までの2日間は委員会審査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は12月13日、午前10時より会議を開き、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時56分)

1 2 月 1 3 日 本 会 議 再 開 (第 5 日 目)

1. 出席議員 14名

1 番 議 員	柳 澤 澄 君	8 番 議 員	山 崎 正 志 君
2 〃	塚 田 正 平 君	9 〃	入 日 時 子 君
3 〃	吉 川 ま ゆ み 君	1 0 〃	中 嶋 登 君
4 〃	窪 田 英 子 君	1 1 〃	塚 田 忠 君
5 〃	塩 入 弘 文 君	1 2 〃	池 田 弘 君
6 〃	塩 野 入 猛 君	1 3 〃	大 森 茂 彦 君
7 〃	西 沢 悦 子 君	1 4 〃	宮 島 祐 夫 君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
ま ち づ くり 推 進 室 長	中 村 淳 君
住 民 環 境 課 長	金 子 豊 君
福 祉 健 康 課 長	天 田 民 男 君
子 育 て 推 進 室 長	宮 嶋 敬 一 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 知 之 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	
財 政 係 長	竹 内 祐 一 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	
企 画 調 整 係 長	

4. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	山 崎 金 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 請願・陳情について

第 2 議案第60号 坂城町税条例の一部を改正する条例について

第 3 議案第61号 坂城町町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について

第 4 議案第62号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第63号 平成25年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について

第 6 議案第64号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

第 7 議案第65号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

追加第 1 発委第 8号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について

追加第 2 発委第 9号 国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書について

追加第 3 発委第10号 TPP交渉に関する意見書について

追加第 4 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（柳澤君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、お手元に追加議案の提出がされております。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（柳澤君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（柳澤君） 各常任委員会に審査を付託いたしました請願及び陳情について、各委員長から審査結果が報告されております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「請願第2号 国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「請願第3号 子どもの医療費給付制度の対象年齢拡大を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第5号 TPP交渉に関することについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（柳澤君） 日程第2「議案第60号」以下、日程に掲げた議案につきましては、全て去る12月2日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第60号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第61号 坂城町町税外の諸収入金督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第62号 町営住宅等管理条例の一部を改正する条例について」

議長（柳澤君） これより質疑に入ります。

7番（西沢さん） 1点お伺いいたします。この町営住宅管理条例についてですが、DV防止法の改正によるということですが、この入居する手続ですね、これ、どこで手続されたものかどのように判断されるかということをお聞きしたいんですが、担当課で判断して入居の可否をするのか、それとも何か一定の判断する機関というか、そういうものがあるのかどうか、その点をお伺いいたします。

建設課長（青木君） 入居に際しましてDV被害者ということの判断基準ということでございますが、県には女性相談センター、福祉事務所、そういうところがございます。そちらのほうでDV被害者ということ、また裁判の関係で認定された方、あと町はですね、坂城町要保護者対

策協議会、こちらがございませう。こちらのほうでDV部会というものがございまして、そちらのほうでDV被害者というものが認定された場合、建設課のほうではDV対象者というようなことで入居要件が単身入居の対象になるということでございませう。

ただ、入居要件が単身で入居できるという要件でございまして、ほかの要件、すなわち所得の関係ですとか、そういうものについては通常の要件が必要となるものでございませう。

7番（西沢さん） 済みませう、ちょっと私の理解が違っているのかどうか、DV被害者ということで認定された方でも所得の要件がそこに入っていなければ入居できないということでしょうか。

建設課長（青木君） 所得で申しますと、一般公営住宅の場合15万8千円以下、そのほかの中堅所得者用の住宅、旭ヶ丘ハイツですとか中之条住宅の場合は、中之条団地の場合は15万8千円から48万7千円以下というような所得条件につきましては、通常の方と同様になります。あと保証人につきましても通常の方と同様の形になります。

13番（大森君） お尋ねいたします。特にDV関係というのは、今大分ね、問題になってきていますので、このシェルター的なこんな保護的なもの、被害者に対して、そういう対応というのは何か考えているんですか。

建設課長（青木君） 被害者への対応ということでございませうが、住宅に関係しましては入居要件の緩和と、あと入居者状況につきましては、情報等の提供は控えてございませう。

13番（大森君） 了解いたしました。被害者の皆さんに対しても建設課が対応できるわけではありませうけれども、役場全体を挙げて対応を要望しておきます。

議長（柳澤君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第63号 平成25年度坂城町一般会計補正予算（第6号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第64号 平成25年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第65号 平成25年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（柳澤君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「発委第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」から追加日程第3「発委第10号 TPP交渉に関する意見書について」までの3件を一括議題として議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（柳澤君） 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

7番（西沢さん） 私からは、発委第8号及び第9号につきまして、一括して趣旨説明を行います。

最初に、発委第8号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」、意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われた。更に平成5年度、共済費追加費用については一年前倒しして一般財源化され、平成15年度は共済費長期給付と公務災害補償基金負担金が、平成16年度は退職手当と児童手当が一般財源化された。そして、平成17年度・18年度は約8500億円が一般財源化された。

しかも、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差を拡大するものになっている。

そこで、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。

次に、発委第9号「国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書について」、意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

文部科学省では、昨年9月に、平成25年度から平成29年度までの5か年で、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の実現等を内容とする新たな教職員定数改善計画を策定した。しかし、政府は、同計画の実施を見送ることとした。

本県では、県単独で平成14年度から小学校1年生に35人以下学級を導入し、その後学年

を順次拡大し、現在小学校全学年と中学校3学年まで35人以下学級を実現している。

少人数学級は、児童生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導が可能なことから、山積みする教育課題を解決するためには有効である。さらに、わが国の義務教育水準の維持向上を図る上でも重要であることから、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責務として必要な財源を確保することが不可欠である。少人数学級編制のように大きな効果のある教育政策が、都道府県ごとに違ってよいものではない。国の責任でナショナルミニマムとしての35人以下学級を、早期に実施するべきである。

そのためにもOECD参加国の中でGDPに占める教育費の割合が非常に低いという現在の日本の状況を改善し、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請する。

記

- 1 国の責任において35人以下学級を実現するために、義務標準法の改正を伴う教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、学校現場に必要な教育環境整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

6番（塩野入君） 発委第10号「TPP交渉に関する意見書について」、意見書の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

政府は、7月にTPP交渉に参加した。TPPは、交渉いかんによっては農林漁業に極めて大きな影響が生じることが懸念されている。とりわけ中山間地を多く抱える長野県においては、規模の拡大が困難で、過疎化や高齢化に加え、海外との価格競争により農畜産物の価格等が下落すれば、生産者の所得確保が困難になり、多くの離農者と耕作放棄地が発生し、ひいては集落機能の維持さえできなくなる。

TPPは、農業だけでなく食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、国の将来を左右する重要な問題である。また、ISD条項は、国家主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいる。こうした不安や疑念が払拭されないため、これまで、44道府県や全市町村の8割余に及ぶ議会が反対ないし慎重な対応を求める決議を行い、広範な分野の団体が交渉に反対してきた世論状況にある。

政府はこれまで再三にわたって「国益を守る」とし、与党は農産品5品目の関税撤廃の除外を決議し、参議院選挙で同様の公約を打ち出して選挙を戦った。さらに政府は、情報開示を約束し、国民的議論の重要性を強調してきた。衆参の農水委員会は、農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱することを明記した決議をあげている。

ところが、実際に交渉に参加した政府は、参加するにあたって結んだ秘密保持契約を理由に、

情報を公開出来ない部分があるとしており、「国益を守る」ためにどんな交渉がすすめられているのか中身が全く明らかではない。このまま推移するなら、国民は交渉の内容や経過を知ることなく結論だけを押付けられる危険性がある。

このように、国民的議論の不十分な中、情報が公開されないまま進められるTPP交渉には国益を守れる保障がない。

よって、国会及び政府におかれては、下記の事項について対応されるよう強く要望する。

記

- 1 TPP交渉にあたっては、農林水産分野の重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖）等の聖域を確保し、国民皆保険制度、食の安全・安心の基準を守り、国の主権を損なうようなISD条項には合意せず、政府調達・金融サービスについては我が国の特性を踏まえること。
- 2 TPP交渉の中身を国民に開示すること。
- 3 農林水産分野の重要5品目等の聖域を確保できないと判断した場合は、衆参の農林水産委員会で決議したとおり、交渉からの脱退も辞さないものとする。

以上、よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

議長（柳澤君） 趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時23分～再開 午前10時33分）

議長（柳澤君） 再開いたします。

◎追加日程第1「発委第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「発委第9号 国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求め

る意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「発委第10号 TPP交渉に関する意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（柳澤君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査・調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（柳澤君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

議長（柳澤君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 平成25年第4回坂城町議会定例会の閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

12月2日に開催いたしました今定例会は、本日まで12日間にわたりご審議をいただきました。提案をいたしました専決報告、条例の一部改正、一般会計及び国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計補正予算全ての議案につきまして原案どおりご決定を賜り、まことにありがとうございました。

さて、6日に国会で成立した「特定秘密の保護に関する法律」が本日公布され、1年以内に施行されることとなりました。今議会の一般質問においても、お二人の議員からご質問をいただき、町でもこの法律への関心が高まっていると感じております。

私の所信は、一般質問の答弁でも申し上げたとおりですが、現に外交・防衛上の機密がある以上、これを法律により一定の秩序を持ってコントロールする必要があるということに尽きるかと思えます。ただし、これはあくまで、保護期間終了後の情報公開を初めとする情報公開制度の充実とセットであることが不可欠であります。国民主権の大原則を申し上げるまでもなく、「国民の知る権利」は当然に保障されるべきものであります。また、裁判所におけるインカメラ審理の導入も検討されているところですが、司法のコントロールが及ぶ枠組みも必要であると思えます。

今後、政府においては、特定秘密保護法の施行までに、政令、運用基準を定め、第三者機関的役割を担う機関を設立することとしております。この法律に係る国会の審議に当たっては、閣僚答弁の不一致や強行的な採決など重要法案にもかかわらず十分に説明責任が果たされていたとは、到底言えないものであります。政府には、法律の施行までの間、十分に国民的な議論を尽くし、「国民の知る権利」を保障する仕組みづくりを図ってほしいと思えます。

町民の皆さんにおかれましても、一人一人が、引き続き高い関心を持って政府の動向を注視していくことが、制度の適正な運用につながっていくのではないかと考えております。

さて、昨年10月に募集いたしました、せんだってですね、今年ですね、10月に募集いたしました「坂城町の歌」の歌詞は、町内外はもとより全国8都道府県から48編のすばらしい作品が寄せられました。

実行委員全員で歌詞の選考を行い、北海道札幌市から応募をいただいた朝倉修さんの作品に決定いたしました。歌詞が決定され、現在、プロの作曲家であります安藤由布樹先生によって作曲が行われており、来年3月には発表合唱会を計画しておりますので、ご期待いただきたいと思っております。

また、既に御存じと思いますが、大変うれしい話題もありました。先月の27日に「ミス・ユニバース・ジャパン長野大会」が千曲市で開催され、中之条にお住まいの塚田理沙さんがグランプリに選ばれ、来年3月に長野県代表として全国大会に出場されることになりました。

先日、役場にもご挨拶にお見えになりましたが、その容姿もさることながら大変すばらしい方でありました。全国大会でもよい結果をおさめていただきたいと思っております。坂城町の若者が、さまざまな分野でその活躍の舞台を広げております。若者たちのさらなる飛躍を期待いたします。

今年も、降雪の季節となりました。町では、例年どおり早朝の町内基幹道路の積雪につきましては、一定基準を超えた場合、町内の建設業者の皆さんにお願いし、除雪・融雪剤の散布を実施し交通の安全を図ってまいります。しかしながら、身近な生活道路につきましては、住民の皆さんのご協力による除雪対応が必要となります。地域の生活道路が、安全にそして快適に通行できますよう町民の皆さんのご協力もお願いいたします。

さて、12月議会が閉会しますと、本格的な新年度予算の編成作業に入ります。26年度の財政見通しにつきましては、消費税率の引き上げに伴う影響など不透明な状況にある中、町内企業の業況感のばらつきや、経済情勢の先行き不安等も勘案すると、町税の大幅な増加を見込むことは困難な状況であります。

また、国においては、税制改正の調整が進められており、自動車取得税について、税率の引き下げ、あるいは廃止の方向が示されております。自動車に係る税制改正は、地方財政に与える影響も大きいことから、地方の負担増とならないよう確実な財源確保を強く要望してまいります。

来年度は、町の最重点事業ともなります南条小学校の改築事業に、多大な財源を要することもあり、事業のより一層の効率化と重点化に努める中で、予算編成に取り組んでまいりたいと考えております。

何かと慌ただしい季節でもあります。12月1日からは、「年末特別警戒」期間として、警察と連携し、防犯の啓発を強化しております。

また、この期間に合わせて「年末の交通安全運動」も展開し、警察、安協、交通指導員さんのご協力のもと、街頭指導も強化しております。今後、犯罪・事故の多発する年末に向け、さらなる啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

27日から30日までの4日間、町消防団による「歳末特別警戒」も実施されます。年の瀬

の寒い時期であります。大切な生命、財産を守るため火の取り扱いには十分注意されますようお願い申し上げます。

来年は、甲午（こうご）、甲（きのえ）午（うま）の年であります。かたい甲羅を打ち破り、草木が大地に芽吹くがごとく、それまでに蓄えてきたエネルギーを糧に、満を持して大きくジャンプする飛躍の年と言われております。

町におきましても、多くの皆さんにご意見を頂戴しながら進めてまいりました南条小学校の改築工事にいよいよ着手いたします。また、町のバリアフリー化の象徴としての、坂城駅へのエレベーター設置も完成のめどがつかしました。ワイナリー形成事業につきましても、特区に係る許可がおりるなど、飛躍の準備が整いつつあります。

年が明けますと、元旦には1年間の健康を願い「元旦マラソン」が、また1月4日には新年の願いを込めて書き初めを行う「席書大会」が、18日土曜日には第20回の記念となる「ライフステージエコー」が、「ニューイヤー・コンサート」として「さかきテクノセンター」で開催され、19日日曜日には町消防団の「出初め式」が挙行されます。

年末、年始には、盛りだくさんの行事がございます。議員各位におかれましても健康に十分留意され、新しい年をお迎えいただきますようお祈り申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。

議長（柳澤君） これにて平成25年第4回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午前10時44分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 柳 澤 澄

坂城町議会議員 塚 田 正 平

坂城町議会議員 吉 川 まゆみ

坂城町議会議員 窪 田 英 子

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 秘密保護法について イ. 開かれた町政は後退しないか 2. 平成26年度予算編成について イ. 特長と重点施策は	8 番 山崎正志	町 長 教 育 長 まちづくり推進室長 産業振興課長 建設課長 教育文化課長
2	1. 特定秘密保護法案のねらいは何か イ. 町長が「賛成」とする見解と理由は ロ. 町や町民・国民への影響は ハ. 国家秘密は戦争への準備 2. 町民の願いがかなう来年度予算に イ. 予算編成にあたっての財源の見通しは ロ. 実施計画の主要施策は 3. 南条小学校改築に伴う音楽棟建設は妥当か イ. 音楽棟は豪華すぎないか ロ. 使い勝手は大丈夫か	13番 大森茂彦	町 長 教 育 長 総務課長 企画政策課長 福祉健康課長 建設課長 教育文化課長
3	1. 災害から命を守るために イ. 情報を確実に伝えるには ロ. 防災意識の向上を 2. 高齢者福祉について イ. 認知症対策は ロ. 介護保険法の改正について	7 番 西沢悦子	町 長 住民環境課長 企画政策課長 まちづくり推進室長 福祉健康課長
4	1. しなの鉄道について イ. 危機管理は ロ. 経営課題 2. 町営住宅について イ. 公営住宅ストック活用計画は ロ. 入居状況と管理状況 ハ. 町営住宅の水洗化 3. 中学生の部活と社会体育について イ. 生徒の生活状況 ロ. 部活の朝練は ハ. 顧問と保護者の負担は	2 番 塚田正平	町 長 教 育 長 建設課長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 肺炎ワクチンについて イ. 坂城は肺炎での死亡率は ロ. 肺炎ワクチン接種補助を65才以上に 2. 坂城駅の交通安全対策について イ. 横断歩道の設定は ロ. 車の安全な通行のために 3. 御堂川について イ. 御堂川のしゅんせつを 4. 孤独死の対策は イ. 孤独死を防ぐには 5. 家庭内暴力について イ. 坂城での状況と対策は 6. 生活改善運動について イ. 坂城町の生活改善は	4 番 窪田英子	町 長 福祉健康課長 建設課長 企画政策課長 教育文化課長
6	1. 薪能について イ. びんぐし野外ステージに屋根を ロ. 薪能毎年開催を 2. 南条小学校改築について イ. 高气密高断熱について ロ. 太陽光発電について ハ. バリアフリーについて ニ. FFストーブについて ホ. 全教室に水道を ヘ. メンテのかかる設備は地元で ト. 校庭に芝生を	10番 中嶋 登	町 長 教 育 長 教育文化課長
7	1. 買い物弱者対策について イ. 買い物弱者の現状と対策は ロ. 今後の課題と対策は 2. 子育て世代へ更なる支援を イ. 出産祝金について ロ. 不妊治療費助成の進捗状況は	3 番 吉川まゆみ	町 長 福祉健康課長 産業振興課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	1. 教育の現状と課題 イ. 全国一斉学力テストについて ロ. 道徳の検定教科書化について ハ. 教科書検定と教科書採択について ニ. 教育委員会制度の改革について ホ. 教員や学校の評価制度の導入について	5 番 塩入弘文	町 長 教 育 長 教育文化課長
9	1. 村上保育園について イ. 駐車場について 2. 結核レントゲン検診について イ. 医療機関でも検診できるように 3. 非常勤特別職の報酬について イ. 報酬の見直しを 4. 講演会等のテープ貸出しについて イ. 図書館の活用を	9 番 入日時子	町 長 子育て推進室長 福祉健康課長 総 務 課 長
10	1. 地域農業の振興について イ. 農業をとり巻く環境の変化について ロ. 人・農地プランについて ハ. これからの地域農業振興策は 2. 実施計画（26～28年度）について イ. 実施計画の事業規模は ロ. 主な事業の展開は	6 番 塩野入 猛	町 長 産業振興課長 企画政策課長 子育て推進室長 建 設 課 長
11	1. 千曲川に係る課題について イ. 鮎の釣り客を取り戻すことはできないか ロ. 洪水被害を受けたグラウンド・野草園の今後は ハ. 鼠橋上流右岸築堤について	11番 塚田 忠	町 長 建 設 課 長 産業振興課長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1 2	1. ワイン葡萄の栽培について イ. 本年度の栽培状況は ロ. 今後はどのように栽培されていくのか ハ. ワイナリーについて ニ. ワイン葡萄の作業者の今後は 2. 町の金婚式について イ. 多くのカップルの参加はできないか	1 2 番 池 田 弘	町 長 まちづくり推進室長 福祉健康課長

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われた。更に平成5年度、共済費追加費用については一年前倒しして一般財源化され、平成15年度は共済費長期給付と公務災害補償基金負担金が、平成16年度は退職手当と児童手当が一般財源化された。そして、平成17年度・18年度は約8500億円が一般財源化された。

しかも、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差を拡大するものになっている。

そこで、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 日

衆議院議長 伊 吹 文 明
参議院議長 山 崎 正 昭
内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿
財 務 大 臣 麻 生 太 郎
文部科学大臣 下 村 博 文
総 務 大 臣 新 藤 義 孝

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

国の責任による35人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書

文部科学省では、昨年9月に、平成25年度から平成29年度までの5か年で、小学校3年生から中学校3年生までの35人以下学級の実現等を内容とする新たな教職員定数改善計画を策定した。しかし、政府は、同計画の実施を見送ることとした。

本県では、県単独で平成14年度から小学校1年生に35人以下学級を導入し、その後学年を順次拡大し、現在小学校全学年と中学校3学年まで35人以下学級を実現している。

少人数学級は、児童生徒一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導が可能なことから、山積みする教育課題を解決するためには有効である。さらに、わが国の義務教育水準の維持向上を図る上でも重要であることから、厳しい財政状況の地方公共団体に負担を強いることなく、国の責務として必要な財源を確保することが不可欠である。少人数学級編制のように大きな効果のある教育政策が、都道府県ごとに違ってよいものではない。国の責任でナショナルミニマムとしての35人以下学級を、早期に実施するべきである。

そのためにもOECD参加国の中でGDPに占める教育費の割合が非常に低いという現在の日本の状況を改善し、豊かな教育をすすめるため以下の点を強く要請する。

記

- 1 国の責任において35人以下学級を実現するために、義務標準法の改正を伴う教職員定数改善計画を策定し、実行すること。また、学校現場に必要な教育環境整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 日

内閣総理大臣 安倍 晋 三
財 務 大 臣 麻 生 太 郎
文部科学大臣 下 村 博 文 殿
総 務 大 臣 新 藤 義 孝

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄

TPP交渉に関する意見書

政府は、7月にTPP交渉に参加した。TPPは、交渉いかんによっては農林漁業に極めて大きな影響が生じることが懸念されている。とりわけ中山間地を多く抱える長野県においては、規模の拡大が困難で、過疎化や高齢化に加え、海外との価格競争により農畜産物の価格等が下落すれば、生産者の所得確保が困難になり、多くの離農者と耕作放棄地が発生し、ひいては集落機能の維持さえできなくなる。

TPPは、農業だけでなく食の安全、医療制度、保険など、国民生活に広く影響を及ぼし、国の将来を左右する重要な問題である。また、ISD条項は、国家主権を揺るがしかねない重大な問題を含んでいる。こうした不安や疑念が払拭されないため、これまで、44道府県や全市町村の8割余に及ぶ議会が反対ないし慎重な対応を求める決議を行い、広範な分野の団体が交渉に反対してきた世論状況にある。

政府はこれまで再三にわたって「国益を守る」とし、与党は農産品5品目の関税撤廃の除外を決議し、参議院選挙で同様の公約を打ち出して選挙を戦った。さらに政府は、情報開示を約束し、国民的議論の重要性を強調してきた。衆参の農水委員会は、農産品5品目の関税撤廃が除外できない場合は交渉から離脱することを明記した決議を上げている。

ところが、実際に交渉に参加した政府は、参加するにあたって結んだ秘密保持契約を理由に、情報を公開出来ない部分があるとしており、「国益を守る」ためにどんな交渉が進められているのか中身が全く明らかではない。このまま推移するなら、国民は交渉の内容や経過を知ることなく結論だけを押し付けられる危険性がある。

このように、国民的議論の不十分な中、情報が公開されないまま進められるTPP交渉には国益を守れる保障がない。

よって、国会及び政府におかれては、下記の事項について対応されるよう強く要望する。

記

- 1 TPP交渉にあたっては、農林水産分野の重要5品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、砂糖）等の聖域を確保し、国民皆保険制度、食の安全・安心の基準を守り、国の主権を損なうようなISD条項には合意せず、政府調達・金融サービスについては我が国の特性を踏まえること。
- 2 TPP交渉の中身を国民に開示すること。
- 3 農林水産分野の重要5品目等の聖域を確保できないと判断した場合は、衆参の農林水産委員会で決議したとおり、交渉からの脱退も辞さないものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 日

衆議院議長 伊 吹 文 明
参議院議長 山 崎 正 昭
内閣総理大臣 安 倍 晋 三
財 務 大 臣 麻 生 太 郎
外 務 大 臣 岸 田 文 雄 殿
農林水産大臣 林 芳 正
経済産業大臣 茂 木 敏 充
経済再生担当大臣 甘 利 明
内閣官房長官 菅 義 偉

長野県埴科郡

坂城町議会議長 柳 澤 澄